

# 中小規模会社の「監査役監査基準」の手引書

公益社団法人 日本監査役協会

平成29年9月28日



## 「中小規模会社の『監査役監査基準』の手引書」（改定版）の公表について

公益社団法人日本監査役協会は、平成 27 年 5 月 1 日施行の会社法令の改正及び平成 27 年 6 月 1 日に実施されたコーポレートガバナンス・コードの策定並びにそれらを受けて行われた監査役監査基準等の改定等、平成 25 年 9 月の初版発行後に寄せられた要望や中小規模会社の実務実態について新たに認識した事項等を踏まえて、今般「中小規模会社の『監査役監査基準』の手引書」を改定した。上記の会社法改正、コーポレートガバナンス・コードの策定並びに監査役監査基準の改定への対応のほか、具体的には初版の第 2 部にある規定例について、「多くの中小規模会社が採用している機関設計である『取締役会 + 監査役』をベースにして欲しい」との要望が多く寄せられたことから、規定例の前提条件の一つとして、機関設計は『取締役会 + 監査役』を前提とすることとした。また、会社法の主要改正点の一つである社外要件の厳格化を受け、監査役会に代えて新たに「協議会」を設けた会社や、非会計監査人設置会社でも任意の会計監査を依頼している会社が少なからず存在することにかんがみ、それらの場合の規定例を格別に提示することとした（第 2 部 PART2、PART 3）。さらに、初版の参考資料 2 として掲載した「内部統制システムに係る監査のチェックリスト（事例集）」については、大部分が重複する中部支部作成の「監査役監査チェックリスト」が現在改定作業中であることから、本手引書での掲載は控え、「監査役監査チェックリスト」の改定を待つこととした。代わりに協議会を設けた場合の参考として「監査役協議会規則（サンプル）」を掲載した。

改定に当たって、初版発刊時と同様にワーキング・グループを設け、そこでの検討を基に、さらに監査法規委員会でも検討を行った。

なお、改定案の原案は、当協会監査法規委員会の元委員長である蒲生邦道氏及び同じく当協会監査法規委員会の元委員である浅岡武氏（ともに Net 相談室相談員）の起草による。末筆ながら両氏の多大なる尽力に謝意を申し上げる。

○日本監査役協会監査法規委員会		（敬称略、肩書は検討当時のもの）
委員長	玉井孝明	東京海上ホールディングス(株) 常勤監査役
専門委員	松井秀樹	森・濱田松本法律事務所 弁護士
専門委員	田中 亘	東京大学社会科学研究所 教授
委員	大島 忠	(株)インティメート・マージャー 常勤監査役
委員	岩瀬正人	(株)デンソー 常勤監査役
委員	亀井信吾	大阪ガス都市開発(株) 常勤監査役
委員	藤田和己	住友重機械工業(株) 常勤監査役
委員	松田守正	(株)大和証券グループ本社 取締役監査委員
委員	永田雅仁	(公社)日本監査役協会 専務理事

○日本監査役協会「中小規模会社の『監査役監査基準』の手引書」改定ワーキング・グループ

(敬称略、肩書は検討当時のもの)

蒲生 邦道	(株)アミファ 常勤監査等委員、(公社)日本監査役協会 Net 相談室相談員
浅岡 武	(公社)日本監査役協会 Net 相談室相談員
松尾 壽	システム機工(株) 常勤監査役
津田 進世	(株)メディカルノート 常勤監査役
斉藤 晴信	(株)リージャー 常勤監査役

## 公表にあたって

日本監査役協会（以下「当協会」という。）は、昨今の中小規模会社を取り巻く環境変化に対応するため、平成 23 年 9 月 1 日から始まる第 39 期事業年度より重点施策の一つに「中小規模会社に関する支援事業の強化」を掲げ、爾来、これに取り組んでまいりました。支援事業の内容は、具体的には 8 つの支援プログラムから成りますが、協会への要望として会員の皆様から最も希望の多かったものが「自社の基準を見直す時に役立つ監査役監査基準のハンドブック」の作成であり（以上の詳細は月刊監査役（No.599）108 頁以降参照）、このたび取りまとめられた「中小規模会社の『監査役監査基準』の手引書」は、そのご要望にお応えするため、平成 24 年 7 月に当協会内にワーキング・グループ（以下「WG」という。）を設置し検討が進められてきたものであります。

当協会では、従来より、会員各社に対し、当協会がお示しする監査役監査基準を参考に各社の経営環境等に応じた自社の監査役監査基準を作成し監査を実践いただくことを推奨してまいりましたが、これについては、上記会員の皆様のご要望にも見られるように、「協会の監査基準は上場会社を念頭に置いた厳しい基準であり、監査役として迷う。中小規模会社向けの基準があると良い」、「監査役が善管注意義務を果たすために最低限必要な監査レベルを示してほしい」といった声も少なくありませんでした。中小規模会社の方々にとっては、自社基準を作成することの困難さは、通常、様々な制約が伴い大会社の場合以上ではないかと想像され、協会といたしましても強い問題意識を持ってまいりましたが、この度、この難しい問題について「手引書」という平易な姿で一定の対応指針を提示するに至ったことは、積年の課題解決に向けた第一歩となるものであると思っております。

監査役職責は、改めて申し上げるまでもなく、会社法に根拠を置くものであります。本書にも繰り返し述べられておりますように、監査役会の有無、会計監査人の有無といった機関設計の違いを除けば、監査範囲を会計監査に限定しない限り、監査役職責の権限、義務、責任の違いは生じません。このことは、翻って監査役監査基準についても同じであり、監査役監査基準の各規定のうち、機関設計の違いに起因する事項や上場会社に特有の事項といったこと以外、殆どの規定は「全ての監査役に共通する」ものであります。

他方で中小規模会社の場合、一般に監査役スタッフや内部監査組織が設置されていなかったり、十分でないなど、大規模会社のような組織的な監査体制がとられていない場合が少なくなく、こうした実態上の一定の制約の下で「何を、どこまで、どのように」監査を行ったらよいかは、依然大きな課題であろうと思われまふ。本書にはこの最も悩ましい問題を考え、判断する上でのヒントやノウハウが豊富に盛り込まれておりますので、自社の監査基準を作成する際は勿論、自社基準に基づいた監査を実践するうえでも、本書が有用なツールとなるものと思っております。また、監査基準の各規定と会社法との関連や会社法規定の趣旨の解説にも配慮されており、大会社又は上場会社の方々にとりましても、必要に応じて都度参照いただくなど、お役立て頂けるものと思っております。加えて、本書は、監査実務のあり方は監査基準と密接不可分かつ表裏一体のものとの認識の下、上記「支援プログラム」のもう一つの取組内容である

「監査役監査実施要領の手引書」の作成についても、これを取り込む形で検討・構成したものであります。会員の皆様には、どうか本書を大いにご活用頂き、自社の監査基準に基づいた一層の監査活動の充実に努めていただければ幸いです。

当協会では、会員の皆様の日常の監査実務上のお悩みやご疑問にインターネットを通じてお答えする「NET相談室」を開設しており、とりわけ中小規模会社の方々には積極的にご利用いただいているところではありますが、この度の検討においては同相談室の蒲生邦道、浅岡武、間藤大和及び麻野浅一の各相談員より多大なるご協力を頂きました。また、WGの委員の皆様には一年以上に亘り中小規模会社にとっての監査基準及び実務のあり方について熱心にご検討賜り、正に侃々諤々の議論を戦わせていただいてまいりました。末筆ながら関係各位のご尽力に厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 9 月 26 日

公益社団法人 日本監査役協会

専務理事 宮本 照雄

### 「自社の基準を見直す時に役立つ監査役監査基準のハンドブック」

#### 検討ワーキング・グループ 委員等名簿

(順不同、敬称略)

座長	松尾 壽	システム機工(株)常勤監査役
副座長	津田 進世	日信電子サービス(株)常勤監査役
委員	尾崎 成孝	シュッピン(株)常勤監査役
委員	児玉 裕二	(株)VOYAGE GROUP 常勤監査役
委員	斉藤 晴信	(株)サムライファクトリー 監査役
委員	鈴木 誠一	(株)オロ 常勤監査役
委員	宮本 照雄	(公社)日本監査役協会専務理事
専門委員	蒲生 邦道	(公社)日本監査役協会 NET 相談室相談員
事務局	浅岡 武	(公社)日本監査役協会 NET 相談室相談員
事務局	永田 雅仁	(公社)日本監査役協会理事企画部長兼事業部長
事務局	渡辺 浩二	(公社)日本監査役協会事業部副部長
事務局	上遠野 恭啓	(公社)日本監査役協会事業部中小規模会社支援課長
事務局	山形 昭夫	(公社)日本監査役協会事業部中小規模会社支援課長代理

## 目次

「中小規模会社の『監査役監査基準』の手引書」（改定版）の公表について	i
公表にあたって	iii
目次	v
中小規模会社の「監査役監査基準」作成のためのポイント（Q & A）	viii
本手引書の構成・内容	1
1 本手引書の構成	1
2 本手引書が目指すもの	3
3 本手引書の記載の機関設計は「取締役会＋監査役」	3
4 中小規模会社の監査役が陥りやすい4つの誤解	4
5 経営トップとの関係構築	6
6 協会資料の活用	6
第1部 監査基準を理解するための会社法	
－中小規模会社の監査役の役割、権限、義務、責任の基本－〈目次〉	8
1 監査役職務	9
(1) 監査役職務	9
(2) 法定の監査報告にて株主に報告が必要な事項の監査	10
(3) 監査職務を遂行するための監査活動（監査の方法）の選択	12
2 監査役職務に関する会社法の規定	13
A, B 会社規模の大小、監査役会設置の有無、常勤・非常勤、社内・社外にかかわらず 全ての監査役職務	14
C 会計監査人が設置されている場合の監査役職務	18
D 監査役会の権限についての会社法規定	19
E 会計監査限定監査役の権限についての会社法規定	19
3 中小規模会社の監査役職務の選択及び留意事項	21
(1) 会社規模、状況、機関設計等に応じた監査活動の選択	21
(2) 実態として「常勤」の勤務ではない監査役	21
(3) 監査役協議会等を設けた場合の役割、権限、義務、責任	22
(4) 業務執行者との意思疎通による監査環境整備が重要	24
(5) 会計監査人設置会社でない場合の監査役職務の会計監査	24

(6) 任意監査人がいる場合の連携	25
(7) 親会社がある場合の子会社の監査役	26
第2部 中小規模会社の「監査役監査基準」の手引書	32
第2部 中小規模会社の「監査役監査基準」作成のためのガイドブック <目次>	35
PART 1 『取締役会+監査役』シンプルな規定例	37
PART 2 『取締役会+監査役』にプラスして「監査役協議会」を設けている場合の 第3章（監査役及び監査役協議会）の規定例	148
PART 3 『取締役会+監査役』であるが「任意の会計監査」を依頼している場合の 第7章（会計監査）等の規定例	162
〔参考資料編〕	
参考資料1 監査基準を実践するための中小規模会社監査役の監査実務の例示	176
1 監査役に就任時、また、年度の監査開始時に行くこと	176
2 リスクに応じた監査計画をたてること	178
3 計画に沿った日常監査の推進及び期末における監査を実施し、 その結果を報告すること	180
4 取締役会に係る監査	182
5 取締役の職務執行の監査（業務監査）	187
6 会計監査	197
7 期末監査	199
8 監査役監査報告の作成	208
9 株主総会前後の手續の監査	212
添付資料1 年間監査業務計画表 （大会社でない「取締役会+監査役」設置会社、3月決算のケース）	218
添付資料2① 監査報告書（ひな型）	221
添付資料2② 監査役協議会を設け、かつ任意監査を依頼している場合の 監査報告書（サンプル）	223
参考資料2 監査役協議会規則（サンプル）	225
参考資料3 中小規模会社からのネット相談事例	234

〔注〕関係法令等を略称表示する場合、その表示は、以下に基づいている。

法令・協会資料等略称	正式名称
法	会社法
施行規則	会社法施行規則
計算規則	会社計算規則
整備法	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
金商法	金融商品取引法
基準／監査基準	監査役監査基準
実施要領	監査役監査実施要領

## 中小規模会社の「監査役監査基準」作成のためのポイント（Q & A）

中小規模会社が自社の監査役監査基準を作成したり、自社の監査役監査基準に基づいた監査活動を実践するに際して、ポイントとなると思われる事項をQ & A方式で整理した。

掲げている「Q」も、本手引書の記載の中心となっている機関設計「取締役会 + 監査役」の場合を念頭に置いている。自分の「知りたいこと」から、素早くその記述箇所を見つけるための索引としてご利用頂きたい。

（頁）

### <「中小規模会社の『監査役監査基準』の手引書」全体>

1. 中小規模会社の監査基準は、どのような手順で作成したらよいですか？ ..... 1～2、32～34
2. そもそも中小規模会社に監査基準は必要ですか？ ..... 1～7、32～34
3. 中小規模会社の監査役が陥りやすい「誤解」は何ですか？ ..... 4

### <「第1部 監査基準を理解するための会社法」>

第1部に記載されている事項は、以下のような「Q」に対応している。

4. 監査役職務とは何ですか？ ..... 9～10
5. 監査報告には何を記載するのですか？ ..... 10～12
6. 監査を実施するに際して何に留意したらよいですか？ ..... 12～13
7. 公開・非公開会社、常勤・非常勤、  
大会社・中小規模会社で役割、責任に違いがありますか？ ..... 9～10、13～18
8. 監査役職務のうち、必ず実施しなければならない義務(権限)には何がありますか？ ..... 14～16
9. 監査役職務のうち、必要とされる場合に適切に実施しなければならない義務(権限)は何がありますか？ ..... 17～18
10. 会計監査人が設置されている会社の監査役が実施しなければならない義務(権限)は何がありますか？ ..... 18～19
11. 会計監査限定監査役職務(権限)は何ですか？ ..... 19～20
12. 会社規模等に応じた監査活動の選択は、どう考えたらよいですか？ ..... 21
13. 実態として「常勤」でない(1人)監査役では、どのような監査活動が必要ですか？ ..... 21～22
14. 監査役協議会等を設けた場合の役割、権限、義務、責任に相違がありますか？ ..... 22～23
15. なぜ、業務執行者(特に社長)との意思疎通が重要なのですか？ ..... 23～24
16. 会計監査人設置会社でない場合の監査役の会計監査は、どの程度のことが求められていますか？ ..... 24～25
17. 任意で会計監査を依頼している場合、どのように連携したらよいですか？ ..... 25～26
18. 子会社の監査役は、どのようなことに留意が必要ですか？ ..... 26～31

## <「第2部 中小規模会社の『監査役監査基準』の手引書」>

第2部に記載されている事項は、以下のような「Q」に対応している。

19. 「中小規模会社の『監査役監査基準』の手引書」は、どのような前提・方針で作成されていますか？	32
20. 協会の監査役監査基準にある「各条項のレベル分け」とは何ですか？	38
21. 監査役監査基準の「目的」は何ですか？	39
22. 監査役「職責と心構え」はどうあるべきですか？	41~47
23. 常勤の監査役を選定する必要がありますか？ また、常勤の監査役には、どのような責務がありますか？	49
24. 社外監査役及び独立役員が選任されるのは、どのような場合ですか？ また、それらにはどのような役割が期待されているのですか？	51
25. 監査役会設置会社でない場合でも、監査役が2名以上いるときの留意点は何ですか？	56
26. 監査役（及び補欠監査役）選任手続等への関与及び同意手続は、どのように行ったらよいですか？	57
27. 監査役「選任」、「解任」、「辞任」の手続きはどのようなものですか？	58
28. 監査役「選任」と「選定」の違いは何ですか？	60
29. 監査役候補者の選定基準等は、どのように考えるべきですか？	61
30. 監査役選任議案の記載事項は、どのようなものがありますか？	63
31. 監査役報酬等（1名の場合、2名以上いる場合）は、どのように定めたらよいですか？	64
32. 監査費用は、どのように扱ったらよいですか？	66
33. 「コーポレートガバナンス・コード」について、どのように考えたらよいですか？	68
34. 代表取締役とは、定期的に会合を持つべきですか？	71
35. 監査役監査の実効性を確保するための体制とは、何ですか？	73
36. 補助使用人については、どのように考えたらよいですか？	74
37. 監査役への報告体制を機能させるためにはどうしたらよいですか？	76
38. 取締役の職務の執行の監査は、どのように行ったらよいですか？	80
39. 取締役の不正行為は監査報告でどのように記載するのですか？	82
40. 取締役会等の意思決定の監査は、どのように行ったらよいですか？	83
41. 業務執行取締役の報告義務と取締役会の監督義務は、どのように監視し検証したらよいですか？	84
42. 内部統制システムに係る監査は、どのように行ったらよいですか？	85
43. 子会社等を有する会社の監査は、どのように行ったらよいですか？	91
44. 競業取引及び利益相反取引等の監査は、どのように行ったらよいですか？	92
45. 不祥事が発生した場合、監査役はどのような対応を行うべきですか？	96
46. 事業報告等の監査は、どのように行ったらよいですか？	99

47. 会計監査は、どのように行ったらよいですか？	103
48. 監査計画及び業務の分担は、どのように行ったらよいですか？	112
49. 内部監査部門等との連携による効率的な監査は、どのように行ったらよい ですか？	115
50. 監査役は、取締役会に出席し、意見を述べなければならないのですか？	119
51. 取締役会の書面決議については、どう対応したらよいですか？	120
52. 特別取締役による取締役会には、監査役が出席する必要がありますか？	121
53. 監査役は、取締役会のほか、重要な会議・委員会等に出席する必要がありますか？	122
54. 監査役は、重要文書・情報管理について、どのような監査をしたらよい ですか？	124
55. 法定開示情報等に関する監査は、どのように行ったらよいですか？	125
56. 監査役は、取締役及び使用人に対し、事業の報告を求め、業務及び財産の 状況の調査をしなければならないのですか？	126
57. 「会社の支配に関する基本方針等」（買収防衛策）に対する監査役の意見表明 は、どのように行ったらよいですか？	129
58. 第三者割当の監査は、どのように行ったらよいですか？	131
59. 会社と取締役間の訴訟の場合、監査役が会社を代表しなければならないの ですか？	133
60. 取締役等の責任の一部免除に関する監査役の同意は、どのように行ったら よいですか？	134
61. 株主代表訴訟の提訴請求を受けたら、監査役はどう対応したらよいのですか？	136
62. 監査内容等の報告・説明、監査調書、監査報告の作成・通知等は、どのよう に行ったらよいですか？	141
63. 電磁的方法による開示を行う場合は、どのように対応したらよいですか？	146
64. 株主総会への報告・説明、その他の関連の監査は、どのように行ったらよい ですか？	147
65. 監査役協議会を設けた場合、常勤監査役を選定すべきですか？	150
66. 「監査役協議会の目的事項」について定める場合、どう規定したらよいですか？	156
67. 監査役協議会の運営は、どのように行うのですか？	157
68. 監査役協議会を設けた場合、監査役選任手続きはどのように対応したらよいですか？	160
69. 任意の会計監査を依頼している場合、任意監査人の品質管理体制について どのように確認したらよいですか？	166
70. 任意の会計監査を依頼する場合、任意監査人の選定等に どのように対応したらよいですか？	170
71. 任意の会計監査を依頼している場合、報酬等について	

どのように確認したらよいですか？ .....	170、173
72. 任意の会計監査を依頼している場合、どのように連携したらよいですか？ .....	174

**<参考資料 1「監査基準を実践するための中小規模会社監査役の監査実務の例示」>**

参考資料 1 に記載されている事項は、以下のような「Q」に対応している。

73. 中小規模会社の監査役の実務には、どのようなものがありますか？ .....	176
74. 監査役就任時や年度監査開始時に行うことは何ですか？ .....	176
75. 監査計画は、どのように作成したらよいですか？ .....	178
76. 実施した監査結果は、どのように活用し、記録・保存したらよいのですか？ .....	181
77. 取締役会に係る監査は、どのように行ったらよいですか？ .....	182
78. 取締役の職務執行の監査（業務監査）はどのように行ったらよいですか？ .....	187
79. 内部統制システムの構築・運用、監査は、どのように考えたらよいですか？ .....	190
80. 会計監査のポイントは何か？ また、どう監査したらよいですか？ .....	197
81. 期末監査は、どのように行ったらよいですか？ .....	199
82. 監査役監査報告は、どのように作成したらよいですか？ .....	208
83. 株主総会前後の手續の監査は、どのように行ったらよいですか？ .....	212

## 本手引書の構成・内容

監査役の職務を果たすために

会社法を理解しよう

自社に適った監査基準を作成しよう

監査基準に則った監査実務を実施しよう

### 1 本手引書の構成

本手引書は、次の構成になっている。

#### 第1部 監査基準を理解するための会社法

##### － 中小規模会社の監査役役割、権限、義務、責任の基本 －

#### 第2部 中小規模会社の「監査役監査基準」の手引書

##### [参考資料]

- 1 監査基準を実践するための中小規模会社監査役の監査実務の例示
- 2 監査役協議会規則（サンプル）
- 3 中小規模会社からのネット相談事例

まず、第1部「監査基準を理解するための会社法－中小規模会社の監査役役割、権限、義務、責任の基本－」の内容を、必ず、読んで理解していただきたい。

#### (1) 第1部 監査基準を理解するための会社法－中小規模会社の監査役役割、権限、義務、責任の基本－

本手引書は、第2部の「中小規模会社の『監査役監査基準』の手引書」の解説が中心であるが、この内容を正しく理解するためには、後述の「**中小規模会社の監査役が陥りやすい4つの誤解**」を払拭し、会社法に定められている監査役職責を正しく理解していただく必要がある。

この理解の一助として、本手引書においては第2部「中小規模会社の『監査役監査基準』の手引書」の前の第1部「**監査基準を理解するための会社法－中小規模会社の監査役役割、権限、義務、責任の基本－**」において、会社法が極めて明快に規定している「監査役役割、権限、義務、責任」について解説することとした。

したがって、本手引書をご活用いただく際には、まず、「**監査基準を理解するための会社法－中小規模会社の監査役役割、権限、義務、責任の基本－**」の内容を、必ず、読んで理解していただきたい。

なぜならば、「**監査基準を理解するための会社法－中小規模会社の監査役の役割、権限、義務、責任の基本－**」の内容は、本手引書の中心となる第2部「中小規模会社の『監査役監査基準』の手引書」及び参考資料に例示した「監査基準を実践するための監査実務」の内容を正しく理解し、これらの内容に沿って実際に監査職務を行うときの前提として理解しておかなければならない事項であり、この前提の理解がなければ、自社で監査役監査基準を作成する場合や、その基準に従った監査実務を行っていくにあたって、本来、必要な事項に対して不足や欠落が生じることがあるからである。

## (2) 第2部 中小規模会社の「監査役監査基準」の手引書

日本監査役協会の監査役監査基準について、条文ごとに、中小規模会社の監査役が自社基準を作成するにあたって検討すべき内容について説明、解説を付し、規定作成の事例を示している。

この内容は、第1部の「**監査基準を理解するための会社法－中小規模会社の監査役の役割、権限、義務、責任の基本－**」にて解説されている会社法の規定に則っているため、この解説内容の理解が前提となる。

## (3) 参考資料

上記の(1)(2)に則って、実務に役立つと考えられる参考資料を以下のとおり示した。

### ① 監査基準を実践するための中小規模会社監査役の監査実務の例示

組織的な監査体制をとることが困難な監査役が、勤務実態として常勤か非常勤かにかかわらず、会社法で必ず実施しなければならないと規定されている事項を中心に監査を遂行する場合の年間実務を例示したものの。

なお、添付資料として、年間の監査業務を時系列で解説した「年間監査業務計画表（3月決算のケース）」及び会社の状況に応じて記載すべき事項を明示した「監査報告書（ひな型）」を添付資料1及び添付資料2①として掲載した。また、監査役協議会を設置し任意監査を依頼している旨を監査報告に記載する場合の「監査報告書（サンプル）」を添付資料2②として掲載した。

### ② 監査役協議会規則（サンプル）

監査役会設置会社でない場合で監査役が複数存在する場合に、各監査役の情報交換、連携、意思疎通のために「監査役協議会」等の場を設けることが考えられることから、監査役協議会の運営等に関する規則の例を示したものの。

### ③ 中小規模会社からのネット相談事例

会社法施行後に当協会のNet相談室に寄せられた相談のなかから、比較的中小規模会社に特有と思われる相談事項を抜粋したものの。

## 2 本手引書が目指すもの

上記1の構成全体を通じて、本手引書は、中小規模会社の監査役が、「必ず行わなければならないことは何か」、また「監査役が自分の判断で選んで行うことができることは何か」を明らかにし、自社において監査基準を作成する際の参考とするとともに、実際に監査実務を実施する際に役立つことを目指している。

「中小規模会社の監査役」とは、大規模会社のように監査役会が置かれ、監査役スタッフの配置もあり、内部監査組織もあるというような組織的な監査体制がとられている会社ではない会社の監査役を想定しているが、こうした監査役は、現実の監査活動において種々の制約があることが多いものと考えられる。

後述の「中小規模会社の監査役が陥りやすい4つの誤解」も、こうした会社法と現実とのギャップから生じているものと考えられるが、中小規模会社の監査役は、大規模会社のような組織的な監査体制ではない条件の下で監査を行わなければならないので、本手引書は、監査役が「必ず行わなければならないことは何か」、また「監査役が自分の判断で選んで行うことができることは何か」を明らかにすることによって、一定の制約の下での監査をどのように行っていくか自身で判断し適切な監査を行うことができるように役立つことを目指している。

## 3 本手引書の記載の機関設計は「取締役会 + 監査役」

本手引書は、「取締役会 + 監査役」という機関設計を中心に記載する。

第1部「監査基準を理解するための会社法 – 中小規模会社の監査役の役割、権限、義務、責任の基本 –」で述べているとおり、中小規模の会社という理由で、会社法が規定する監査役の責任や義務が軽減又は簡素化されるものではないが、監査役会がなければ、その運営に関する事項は必要がないのであり、定款で会計監査人を置くこととしていなければ、会計監査人の独立性確保に関する事項も必要がない。

したがって、監査役会の有無、会計監査人の有無という機関設計の違いによって監査役が行うべきことも異なってくるので、本手引書は、基本的に「取締役会 + 監査役」という機関設計を中心に記載しており、特に第2部「中小規模会社の『監査役監査基準』の手引書」では、「取締役会 + 監査役」という機関設計を前提として規定例を掲載している。

しかし、機関設計の違いを除けば、会計監査に限定しない限りは、監査役の役割、権限、義務、責任に違いはないので、第1部「監査基準を理解するための会社法 – 中小規模会社の監査役の役割、権限、義務、責任の基本 –」で述べている監査役の職務内容は、監査役会や会計監査人等の機関が全て整っている会社の監査役と共通のものであり、監査役会設置会社は監査役会の運営に関する事項を、また、会計監査人設置会社は会計監査人の独立性確保のための連携事項を加えればよいので、第1部で述べている内容は、機関が全て整っている大規模会社の監査役にとっても活用できるものである。

## 4 中小規模会社の監査役が陥りやすい4つの誤解

中小規模会社の監査役が陥りやすい誤解として、主に以下の4つのものがあるといわれる。

- ① 「協会の監査役監査基準は、上場大会社向けのベストプラクティスだから、中小規模会社の監査役にはほとんど関係がない」という誤解
- ② 「大会社でなければ、内部統制システムの整備は要らないので、監査役も監査する必要がない」という誤解
- ③ 「非常勤監査役は取締役会への出席以外、何もしなくてよい」という誤解
- ④ 「自分は会計の専門家ではなく知見者でないので、会計監査は他の監査役に任せればよい」という誤解

これらの4つの誤解は、会社法と現実とのギャップから生じているものと考えられるが、本手引書においては、第2部「中小規模会社の『監査役監査基準』の手引書」及び参考資料「監査基準を実践するための中小規模会社監査役の実務の例示」等は、会社法の規定を踏まえるとともに、監査役が直面している現実の会社における状況を踏まえた内容とし、監査役が会社法と現実とのギャップを埋めることに役立つものを示すことで、これらの4つの誤解を払拭することを目指している。

### ① 「協会の監査役監査基準は、上場大会社向けのベストプラクティスだから、中小規模会社の監査役にはほとんど関係がない」という誤解

→ 現行の協会の監査役監査基準は、監査役会と会計監査人設置を前提とした規定であるので、これらを除く必要がある。

しかし、監査役会と会計監査人という機関設計に関する規定を除けば、現行の監査役監査基準のほとんどの規定は、会社法において全ての監査役に適用される規定に基づいているので、明らかに不要という規定は少ない。（第1部「監査基準を理解するための会社法－中小規模会社の監査役の役割、権限、義務、責任の基本－」において詳細に解説されている。）

なお、第2部「中小規模会社の『監査役監査基準』の手引書」では、会社法の規定内容の説明とともに、設定した前提条件の下での選択肢を整理して示している。

### ② 「大会社でなければ、内部統制システムの整備は要らないので、監査役も監査する必要がない」という誤解

→ 大会社でなければ、「内部統制体制整備の決定」は義務付けられない。決定がなければ事業報告に記載されず、監査役監査報告の特記も不要であり、内部統制体制のための「特別の」監査は必要がない。

しかし、全ての株式会社は、会社運営の必要から内部統制システムの整備が必要であり、会社法でも、内部統制システムの整備は、取締役会設置会社以外の会社では会社法348条3項の取締役の職務に、また、取締役会設置会社では会社法362条4項の取

締役会の職務に含まれる旨規定しており、大会社に限った規定ではない。したがって、中小規模会社においても内部統制システムの整備（構築・運用）は、取締役の職務執行に含まれているので、内部統制の監査は、通常の実務取締役の職務執行の監査に含まれる。

（本手引書の参考資料1「監査基準を实践するための中小規模会社監査役の実務の例示」の5 取締役の職務執行の監査（業務監査）（3）内部統制システムに係る監査 参照）

**③ 「非常勤監査役は取締役会への出席以外、何もしなくてよい」という誤解**

→ 他に常勤の監査役がいれば、分担の決め方次第で多くの活動を常勤監査役に任せられることは可能だが、他に常勤の監査役がいなければ、常勤か非常勤かで監査責任が変わることはなく同じであるので、非常勤といえども必要な監査を行わなければならない。

（第1部「監査基準を理解するための会社法－中小規模会社の監査役の役割、権限、義務、責任の基本－」の3 中小規模会社の監査役の監査活動の選択及び留意事項（2）実態として「常勤」の勤務ではない監査役 参照）

**④ 「自分は会計の専門家ではなく知見者でないので、会計監査は他の監査役に任せればよい」という誤解**

→ 会社法は、専門家でなければできないような会計監査のレベルを求めているのではなく、監査役が業務監査で得た情報や計算書類の内容の説明を受けることによって、計算書類が会社の状況を適正に表示しているか否かを確認できるレベルでよいとされているのであり、全ての監査役にとって、会計監査は重要な監査事項である。

（第1部「監査基準を理解するための会社法－中小規模会社の監査役の役割、権限、義務、責任の基本－」の3 中小規模会社の監査役の監査活動の選択及び留意事項（5）会計監査人設置会社でない場合の監査役の会計監査 及び参考資料1「監査基準を实践するための中小規模会社監査役の実務の例示」の6 会計監査 参照）

## 5 経営トップとの関係構築

**本手引書に沿った監査を実践し、会社の持続的な発展に寄与するためには、経営トップと適正な関係を構築し円滑な意思疎通を行うことができるようにすることが極めて重要との基本認識をもって監査職務を遂行する。**

中小規模会社においては、ベストの組織・管理体制とはいかない場合が多い。

情報も経営トップに集中していることが多く、会社のリスク対応も経営トップの考え方次第という面もある。

経営トップに監査役監査についての理解がなければ、監査役は実効的な監査はできない。

逆に、社内で客観的冷静な判断ができるのは監査役のみという場合があり、経営トップにとっては監査役のみが真の相談相手になり得るといこともある。

監査役は客観的冷静な判断は、会社のリスクを回避し、経営トップはじめ役員、従業員を守ることにもなり得るといことを経営トップに理解してもらうことが大切となる。

会社法には、監査役・取締役双方に重大事項の報告義務の規定（会社法 357、382）があるとともに、平素からの、意思疎通や環境整備に双方が努める旨の規定（施行規則 105、107）もあるので、双方でこれを認識するように、ただし、監査役からは、法令の規定があるからというような杓子定規な態度ではなく円満に、経営トップや社内関係者に理解を求めていくことが大切となる。

本手引書の各稿の記載は、上記のような基本認識に基づいていることにご留意願いたい。

（第 1 部「監査基準を理解するための会社法－中小規模会社の監査役役割、権限、義務、責任の基本－」の 3 中小規模会社の監査役監査活動の選択及び留意事項（4）業務執行者との意思疎通による監査環境整備が重要 及び参考資料 1「監査基準を実践するための中小規模会社監査役監査実務の例示」の 1 監査役に就任時、また、年度の監査開始時に行うこと（2）社長、担当者に確認すること 参照）

## 6 協会資料の活用

「本手引書」に記載されていない事項は、既に協会が提示している資料による。

[協会の資料]

日本監査役協会は、監査役監査のために、主要なものに限っても次のような研究報告書を策定し、資料として提示している。（以下、指名委員会等設置会社もしくは監査等委員会設置会社向けの研究報告書を除く。）

- ① 監査役監査基準
- ② 内部統制システムに係る監査の実施基準
- ③ 監査役会規則（ひな型）
- ④ 監査報告のひな型

- ⑤ 会計監査人との連携に関する実務指針
- ⑥ 監査役監査実施要領
- ⑦ 新任監査役ガイド
- ⑧ 会計監査人非設置会社の監査役の会計監査マニュアル

上記の資料のうち、③は監査役会設置会社を対象、⑤は会計監査人設置会社を対象であるが、それ以外は全て、中小規模会社も対象となっている。

これらの資料が、大規模会社の、取締役会、監査役会、会計監査人の各機関フル装備の会社向けの表現をとっているため、中小規模会社の監査役にとって使いづらい面が感じられることは否めないものの、その内容として、「監査役会に関する事項」及び「会計監査人に関する事項」を除けば、中小規模会社の監査役が行うべき職務内容が大規模会社の監査役の職務内容と基本的に異なることはないため、中小規模会社の監査役が職務を遂行するに当たって参照していただくものは大いにあると言える。

**上記の資料は、協会ホームページの「電子図書館」に掲載されているので、こうした資料があるということを知っていただいたうえで、「必要な場合に随時」参照願いたい。**

特に、⑥「監査役監査実施要領」には、監査役に係わるほぼ全ての事項が解説されているとともに、⑦「新任監査役ガイド」には、その内容がコンパクトに整理して説明されていて、それゆえに分量が多くなっているが、これら膨大なものを無理に通読する必要はない。そこに必要な説明があるということを知っておいていただくことでよい。

必要が感じられるときに、その項目を目次と「用語解説」で検索して参照するという活用を願いたい。

# 第1部 監査基準を理解するための会社法

## — 中小規模会社の監査役の役割、権限、義務、責任の基本 —

### <目次>

<b>1 監査役の職務</b>	<b>9</b>
(1) 監査役の職務	
(2) 法定の監査報告にて株主に報告が必要な事項の監査	
(3) 監査職務を遂行するための監査活動（監査の方法）の選択	
<b>2 監査役の職務に関する会社法の規定</b>	<b>13</b>
A, B 会社規模の大小、監査役会設置の有無、常勤・非常勤、社内・社外にかかわらず全ての監査役の職務	
A 法定の必須の義務（権限）	
B 必要に応じて実施することができる権限（必要があると認められる場合は、実施すべき義務となる。）	
C 会計監査人が設置されている場合の監査役の職務	
D 監査役会の権限についての会社法規定	
E 会計監査限定監査役の権限についての会社法規定	
<b>3 中小規模会社の監査役の監査活動の選択及び留意事項</b>	<b>21</b>
(1) 会社規模、状況、機関設計等に応じた監査活動の選択	
(2) 実態として「常勤」の勤務ではない監査役	
(3) 監査役協議会等を設けた場合の役割、権限、義務、責任	
(4) 業務執行者との意思疎通による監査環境整備が重要	
(5) 会計監査人設置会社でない場合の監査役の会計監査	
(6) 任意監査人がいる場合の連携	
(7) 親会社がある場合の子会社の監査役	
(i) 親会社監査役（又は監査等委員会、監査委員会）と子会社監査役の関係	
(ii) 親会社の役職員との兼任での実態上の非常勤の監査役の場合	
(iii) 親会社等を有する子会社の場合（公開会社、非公開会社、完全子会社等にかかわらず全ての子会社）の留意事項	
(iv) 有価証券報告書提出会社の連結対象子会社の場合（親会社が上場会社の場合）	
(v) 上場会社の子会社の場合	

## 第1部 監査基準を理解するための会社法

### －中小規模会社の監査役の役割、権限、義務、責任の基本－

#### 1 監査役の職務

監査役は、取締役の職務執行を監査する。この場合において、監査役は、監査報告を作成しなければならない（会社法 381①）。

監査役は会社役員であり、その職務は、代表取締役社長その他の業務執行者から独立して、社長及び取締役が善管注意義務及び忠実義務を尽くして会社を適切に経営しているか監査し、その結果を株主に報告することである。

取締役の職務執行を監査するにあたって、中小規模会社と大会社とで、各監査役の役割、権限、義務、責任について会社法上の相違はない。（会計監査限定監査役を除いて。また、監査役会又は会計監査人を設置した場合に必要となる事項を除いて。）

この基本のうえで、必ず実施しなければならないと法定されている事項以外の「**実際の監査の方法**」は、**会社の実態に応じて選んで実施することができる。**

- ① 「取締役の職務執行の監査」は本稿 1（1）の事項に区分することができるが、この職務内容は大会社、中小規模会社にかかわらず全ての監査役が行うべき必須の職務である。
- ② 監査役が職務を遂行するにあたって、「しなければならない（本稿 2 の A に掲げる全ての監査役の必須実施事項）」と「することができる（本稿 2 の B に掲げる必要に応じて選択して実施すべき事項）」は、会社法及びその法務省令（施行規則及び計算規則）に具体的かつ明快に規定されている。

法令定款遵守を責務とする監査役は、自身の職務内容の根拠となる会社法の必要部分について知っていなければ、適切かつ有効な監査活動を遂行できないので、**本稿の 2 の「監査役**  
**の職務に関する会社法の規定」は必ず一読したうえで、必要に応じて適時に参照し、**  
**「監査役**  
**の職務」を遂行しなければならない。**

#### （1）監査役

監査役が行う取締役の職務執行の監査とは、必要な社内情報を把握し、判断し、必要な措置を講じ、その結果を株主に報告することである。

この監査役の職務は、**中小規模会社と大会社とで相違はない。**

上記の監査職務については、次のような事項に区分することができる。

**以下は、全ての監査役が行うべき監査職務であり、必須の職務内容である。**

ただし、他に常勤の監査役が在任している場合の非常勤監査役は、監査を分担することによって、常勤の監査役に多くの活動を任せることが可能となる。

- ① 会社全体の概要を把握し、認識・想定できたりリスクに応じた監査計画をたてる。
- ② 計画に沿って日常監査を遂行し、個々の監査結果を記録に残す。
- ③ 日常監査において把握した情報を判断し、日常随時に必要に応じて、代表取締役を始めとする業務執行者に対し、連絡、報告、相談、指摘、助言、勧告、並びに行為の差止請求等の必要な措置を講じ、事前の是正を図る。
- ④ 期末に、年間の③による業務執行者の改善努力を確認して監査結果をまとめるとともに、事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類の調査を行い、監査役監査報告を作成し監査意見を表明して、株主総会に提出する。
- ⑤ 株主総会提出議案及び書類を調査するとともに、必要に応じて総会議案・書類の調査結果及び監査役監査報告の内容について株主に説明する。

(監査職務の詳細は、参考資料1「監査基準を実践するための中小規模会社監査役の監査実務の例示」参照)

上記に示した監査職務を具体的に遂行するにあたっては、次の「(2) 法定の監査報告にて株主に報告が必要な事項の監査」、「(3) 監査職務を遂行するための監査活動(監査の方法)の選択」及び本稿の3「中小規模会社の監査役の監査活動の選択及び留意事項」を参照し、併せて第2部の後に掲載の参考資料1「監査基準を実践するための中小規模会社監査役の監査実務の例示」を参考とすることが望まれる。

## (2) 法定の監査報告にて株主に報告が必要な事項の監査

上記「(1) 監査役の職務」の区分における④の株主に報告すべき監査役監査報告は、会社が事業報告及びその附属明細書ならびに計算関係書類を作成したときに監査役が作成する必要がある法定の監査報告であり、宛先は通常明示されなくても株主宛てのものである。

監査報告は、株主総会に提出するため、実務上、社長又は特定取締役宛ての送り状が付けられ提出されるが、法定の監査報告は、監査対象である社長に報告するものではなく株主に報告するものである。

(上記の「(1) 監査役の職務」の区分における②の監査結果の記録は、一般的に「監査調書」と呼ばれるもので、監査内容を記録し監査役間で情報を共有し、必要に応じて業務執行者に対する③の措置を図るためにも活用され、「監査報告書」と表記していても会社法所定の監査報告ではない。)

**法定の「監査役監査報告(本稿では監査役会設置会社でも会計監査人設置会社でもない場合を示す)」の記載事項**は次表のように定められている。

次表の監査役監査報告記載事項は、すべて取締役の職務執行の監査に含まれるものであるが、

次表の「2. 監査の結果」のなかで、特に記載することが義務付けられる(1)③、④、⑤の事項は、該当する場合は、**大会社や公開会社に限らず非公開会社、中小規模会社でも監査役監査報告に記載しなければならない事項である。**

したがって、監査役は、前記「(1) 監査役職務」に示した監査職務を遂行するに際して、監査役監査報告において監査意見が表明できるように該当事項にも留意して監査する必要がある。

**監査役監査報告（監査役会設置会社でもなく会計監査人設置会社でもない場合）記載事項**

1. **監査の方法及びその内容**（施行規則 129①一、計算規則 122①一）

2. **監査の結果**

(1) **事業報告等の監査結果**

① **事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見**（施行規則 129①二）

[会計監査限定監査役の場合は、監査報告の冒頭で事業報告を監査する権限がないことを明らかにする。施行規則 129②]

② **取締役職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実**（施行規則 129①三）

③ [大会社でなくても内部統制決議を行っている場合]（施行規則 129①五）

- ・ **内部統制決議の内容が相当でないと認めるときは、その旨及び理由**
- ・ **内部統制決議の内容の概要及び体制の運用状況の概要に関する事業報告記載が適切かどうかについての意見**
- ・ **内部統制体制の構築・運用において指摘すべき事項の有無**

(内部統制システムに係る監査については、参考資料 1「監査基準を実践するための中小規模会社監査役の監査実務の例示」の 5(3)内部統制システムに係る監査 参照)

④ [いわゆる「株式会社の支配に関する基本方針」がある場合]（施行規則 129①六）

- ・ **会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針があるときは、その事項についての意見**

(会社の支配に関する基本方針についての意見記載については、参考資料 1「監査基準を実践するための中小規模会社監査役の監査実務の例示」の 8(3)監査役監査報告の記載事項⑤ 参照)

⑤ [親会社等との間の取引がある会社で、個別注記表において「関連当事者との取引に関する注記（計算規則 112①）」を要するものがあるとき → 「非公開会社で会計監査人設置会社でない会社」は、関連当事者取引の注記を要しないので、特に注記を行わなければ該当しないが、会計監査人が設置されていなくても、公開会社で親会社等との間の取引に関する注記を要するものがあれば該当する。]（施行規則 129①六）

- ・ **親会社等との間の取引について、当該取引をするにあたって、自社の利益を書さないように留意した事項及び当該取引が自社の利益を書さないかどうかについての取締役の判断及びその理由についての意見**

(親会社等との間の取引に係る監査については、本稿の 3「中小規模会社の監査役の監査活動

の選択及び留意事項」の（７）（iii）③「親会社等との間の取引に関する調査」、ならびに参考資料 1「監査基準を実践するための中小規模会社監査役の監査実務の例示」の 5（５）「親会社等がある場合に子会社監査役が行う調査」参照）

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

**計算書類及びその附属明細書が会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見**（計算規則 122①二）

3. 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及び理由（施行規則 129①四、計算規則 122①三）

4. 追記情報（計算規則 122①四）

- ・ **会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象、その他の事項のうち、監査役の判断に関して説明を要する事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項**

5. **監査報告を作成した日**（施行規則 129①七、計算規則 122①五）

（監査報告作成要領及び記載事項の詳細は、参考資料 1「監査基準を実践するための中小規模会社監査役の監査実務の例示」の「8 監査役監査報告の作成」（208 頁）参照）

### （３）監査職務を遂行するための監査活動（監査の方法）の選択

監査役は、会社規模や常勤・非常勤等の勤務実態にかかわらず、本稿 1（1「監査役の仕事」）に示した監査職務をすべて遂行する責任を有するが、会社法で「することができる」と規定されている監査の方法については、限られた人員・時間の下で広範な監査事項に対応するため、「どのような事項を重点に監査を行うか」、また、「重点事項に関する情報をどのような監査方法で把握するか」を自身の判断で選択する。

- ① 監査計画をたてることは、**監査重点事項の選択と監査方法の選択を行うこと**である。
- ② 情報の把握の方法の選択は、次の 3 点を認識して、通常の監査役であれば合理的にみてないうる監査の方法を選択する。
  - ・ 認識したリスクに応じて必要な情報を把握する。
  - ・ 会社法で必須とされる義務規定を遵守する。
  - ・ 法定の記載事項を満たした監査報告が作成できる方法を選択する。

ただし、②において、必要とされる状況の場合に、与えられている権限を適切に行使しなければ、任務懈怠として善管注意義務違反となりうることの認識が必要である。

監査役は、会社法の規定において、**監査役としての役割、権限、義務、責任に関して「常勤の監査役」と「常勤でない監査役」、「社内監査役」と「社外監査役」、また、会社規模の大小に応じて区分するような特段の定めはなく基本は同じである。**

一方で、会社法は、限られた人員の監査役が広範な監査事項を通常の会社役員が行うことができること以上に実施することを求めているのでもなく、それは現実的でもないの、**通常の監査役**

**であれば合理的にみてなしうる監査の方法**（本稿3「中小規模会社の監査役の監査活動の選択及び留意事項」全体で説明されている監査の方法であり、より具体的には参考資料1「監査基準を実践するための中小規模会社監査役の監査実務の例示」に示されている監査の方法）**を選択して実施する必要がある。**

一般的に「**監査の方法**」として示される**会議出席、報告聴取、重要書類閲覧、事業所等の実地調査等は、「情報の把握」のための方法**である。

情報の把握（即ち、監査の方法）は、次のとおり、決して難しいものではないが、接触の頻度は高いほうが、精度の高い情報が得られる。

① **取締役及び使用人から報告・説明を受ける（個別に、又は会議で）こと**

→ 監査に必要な情報は、経営トップの意思決定と現場第一線に存在している。

② **複数の情報を照らし合わせて上記①の裏づけを得ること**

→ ①で把握した事項を「**継続して報告・説明を受ける**」（異なる複数の時点）ことで、その間に矛盾がなければ信憑性が高まる。

必要に応じて、複数のルートから情報を入手し照らし合わせる。

管理部門からの情報と現業部門からの情報

業務情報と会計情報 等

必要に応じて、**記録（書面、電磁的）を閲覧**。

必要に応じて、**現場を見聞**。実際の存在・現況・環境・雰囲気の確認。

以上の方法が組み合わされたものが、「**会議出席、報告聴取、重要書類閲覧、事業所等の実地調査等**」として表現される「**監査の方法**」である。

## 2 監査役の職務に関する会社法の規定

監査役の職務について会社法に以下のAからEのように定められている。

**A及びBの事項は、大会社か中小会社か、上場会社か非上場会社か、公開会社か非公開会社か、常勤監査役か非常勤監査役か、社内監査役か社外監査役かにかかわらず、全ての監査役に共通に適用される規定（ただし、業務監査事項は会計監査限定監査役には適用されない。）**であり、非上場会社、非公開会社であっても、また、非常勤監査役であっても、その職務遂行や責任について大会社の監査役や常勤監査役等と相違があるわけではない。

即ち、**A及びBの事項は、大会社に特有のものではなく中小規模会社の監査役であっても実施しなければならない職務である。（ただし、Bの事項については、会社の状況および監査役の監査実態に応じて、選んで行うことができる。）**

C D Eの事項は、本稿では参考として記載するものであるが、

Cの事項は、会計監査人設置会社でない会社は適用されない。

Dの事項は、監査役会設置会社でない会社は適用されない。

Eの事項は、会計監査限定の定款の定めがある会社の監査役のみに適用される。

## A, B 会社規模の大小、監査役会設置の有無、常勤・非常勤、社内・社外にかかわらず全ての監査役の職務

### A 法定の必須の義務（権限）

#### A-1 各監査役が必ず実施しなければならない義務（権限） → 4項目

##### ① 取締役会に出席し、必要があるときに意見を述べること

監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない（会社法 383①）。

##### ② 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査すること

監査役は、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところ（施行規則 129 以降、計算規則 121 以降）により、監査をしなければならない（会社法 436①）。

##### ③ 監査報告を作成すること

監査役は、取締役の職務執行を監査する。この場合において、監査役は、法務省令（施行規則 105 条以降、計算規則 121 条以降）で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない（会社法 381①）。

[監査役会設置会社においては、各監査役の監査報告に基づいて監査役会の監査報告を作成しなければならない（施行規則 130①）。]

##### ④ 株主総会提出議案及び書類等を調査すること

**（その調査結果が法令・定款違反又は不当である場合は株主総会へ報告すること）**

監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料（施行規則 106）を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない（会社法 384）。

- 総会提出議案及び書類の調査結果が法令・定款違反又は不当と認められない場合の「株主総会への報告」は必須の義務ではない（なお、公開会社で株主数が多い会社では株主総会において監査役の口頭報告がなされることが多い。）が、「総会提出議案及び書類の調査」は全ての監査役が行う必要がある。

#### A-2 該当した際には必ず実施しなければならない義務（権限）

##### 2-1 各監査役が行うこと → 4項目

##### ⑤ 取締役から会社に著しい損害を及ぼす事実について報告を受けること

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役に報告しなければならない（会社法 357①）。

[監査役会設置会社においては、監査役会に報告する（会社法 357②）。]

- **重要事実についての監査役への報告**は、会社法で定められている取締役の義務であるということについて取締役に認識を求める必要がある。

（監査役に報告しなければ取締役は会社法 357 条違反であり、即ち、法令違反ということになる。）

この規定の趣旨に鑑み、また、会社法施行規則 105 条 2 項（監査役は、その職務を適切に遂行するため、取締役、使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めなければならない。この場合において、取締役又は取締役会は、監査役職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。）の趣旨からも日常の重要事項についても取締役、使用人から監査役に相談、報告がなされる体制を構築することが望まれる。

（参考資料 1「監査基準を実践するための中小規模会社監査役の監査実務の例示」

1（2）「社長、担当者に確認すること」参照）

#### ⑥ **取締役の不正行為等を認めたとときに取締役（会）へ報告すること**

監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役（取締役会設置会社にあつては取締役会）に報告しなければならない（会社法 382）。

- **監査役による報告**は、取締役及び取締役会に対し、他の取締役についての監督機能を発揮させるための報告である。

[取締役は、各自、会社を代表する。ただし、他に代表取締役等会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない（会社法 349①②）。]

[取締役会は、取締役の職務の執行の監督を行う（会社法 362②二）。]

#### ⑦ **株主総会での質問に対して説明すること**

取締役、会計参与、監査役及び執行役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない（会社法 314）。

#### ⑧ **取締役会社間の訴訟、株主代表訴訟提起請求等で会社を代表すること**（会社法 386）

### 2-2 **監査役の過半数の同意で進めること** → 1 項目

次の事項は、反対者がいても過半数の同意で進めてよい。1 名の場合は 1 名、2 名の場合は 2 名、3 名の場合は 2 名による同意である。

#### ⑨ **監査役の選任に関する同意を行うこと**

取締役は、監査役がある場合において、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役（監査役が2人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない（会社法343①）。

[監査役会設置会社においては、監査役会の同意を要する（会社法343③）。]

## 2-3 監査役全員の同意が必要なこと → 4項目

次の⑩から⑬の事項は、監査役全員の同意（各監査役の同意を得る又は監査役の協議により定める。いずれも同義。1名の場合は1名、複数の場合は全員の同意）が必要とされる。

監査役会設置会社において、これらの協議を監査役会の場で行っても差し支えないが、会社法では「各監査役間の協議による全員の同意」を求めている、監査役会の開催は必要とせず、また、監査役会の場で協議したとしても、「過半数の決議」では決定できず、必ず全員の同意が必要である。

### ⑩ 監査役報酬等を協議して決定すること

監査役が2人以上の場合の各監査役の報酬等について定款の定め又は株主総会決議がないときは、総会決議額の範囲内において監査役の協議によって定める（会社法387②）。

### ⑪ 取締役会の決議の省略について同意すること

あらかじめ定款に定めがある会社で、取締役会決議事項に取締役の全員が同意し、監査役が当該議案に異議を述べない場合は、当該事項は決議があったものとみなすことができる（会社法370）。

- 書面決議に関する監査役の異議の有無は各監査役の判断によるので、必ずしも監査役間で協議を行う必要はないが、異議の有無の確認は書面又は電磁的方法により行われるので、実質的に監査役全員の同意を得ると同様の手続となる。

### ⑫ 取締役の責任の一部免除について同意すること

- ⑫-1 取締役の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出することに対する同意（会社法425③一）
- ⑫-2 取締役会決議によって取締役の責任の一部免除をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意（会社法426②）
- ⑫-3 定款の規定に基づき取締役の責任の一部免除に関する議案を取締役会に提出することに対する同意（会社法426②）
- ⑫-4 非業務執行取締役との間で責任の一部免除の契約をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意（会社法427③）

### ⑬ 株主代表訴訟において会社が被告取締役側へ補助参加することに同意すること

(会社法 849③)

**B 必要に応じて実施することができる権限（必要があると認められる場合は、実施すべき義務となる。）** → 6項目

以下の事項は監査役の権限であり、実施するか否かの選択は監査役の判断によるが、必要とされる状況の場合に、与えられている権限を適切に行使しなければ、任務懈怠として善管注意義務違反となりうる。即ち、権限であり義務でもある。

常勤できる監査役は、リスクに応じた重点監査事項を中心に、有する時間を有効に活用して監査活動を推進することは当然のことであるが、実態として常勤できない監査役であっても日常の監査を分担できる常勤の監査役が就任していない限りは、非常勤であることをもって監査役の責任が軽減されるということではないので、情報把握のために必要とされる調査活動は適切に選択して実施しなければならない。

**⑭ 会社の業務や財産の状況を調査すること**

監査役は、いつでも、取締役及び支配人その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる(会社法 381②)。

- 日本監査役協会の「監査報告のひな型」に例示されている監査の方法（重要会議出席、取締役・使用人等からの報告・説明聴取、重要な決裁書類等の閲覧、本社・主要事業所における業務・財産の状況調査、会計帳簿またはこれに関する資料の調査 等）は、**監査役が監査に必要な情報を自ら入手するための方法**であり、本条文に根拠がある。
- 監査役は、会社に想定されるリスク、監査環境、監査役自身の勤務実態等を総合的に勘案し、**監査役としての善管注意義務を果たせるだけの活動を自らの責任で選択して実施すべきこと**になる。

**⑮ 子会社を調査すること**

監査役は、その職務を行うため必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる(会社法 381③)。

子会社は正当な理由があるときは、報告又は調査を拒むことができる(会社法 381④)。

- 子会社の監査は、上記の⑭に基づき当該子会社の監査役が行う。
- 親会社監査役は、親会社の取締役の職務執行（この職務執行のなかに、「子会社の管理」の職務も含まれている。）を監査するために、⑮の子会社の「調査」を行う。
- 会社グループ全体の適正なガバナンスを維持するために、**子会社監査役は、親会社監査役と連携して職務を遂行する必要がある。**

監査役は、その職務（会社法 381①②の監査、調査等）の遂行に当たり、必要に応じ、親会社及び子会社の監査役との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない（施行規則 105④）。

**⑯ いざというときは取締役はその行為を止めるように請求すること**

監査役は、取締役が会社の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる(会社法 385①)。

**⑰ 取締役の不正行為等を認めたとときに取締役会の招集を請求すること**

監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役（取締役会設置会社にあつては取締役会）に報告しなければならない（会社法 382）が、この場合において必要があると認めるときは、取締役に対し、取締役会の招集を請求することができる（会社法 383③）。

この請求から5日以内に、その請求日から2週間以内の日を取締役会の日とする招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監査役は、取締役会を招集することができる。

**⑱ 監査費用について請求すること**

監査役が、その職務の執行について会社に対して次に掲げる請求をしたときは、会社はその請求内容が監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができない（会社法 388）。

- i 費用の前払の請求
- ii 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- iii 負担した債務の債権者に対する弁済の請求

**⑲ 株主総会で、監査役の選任、解任、辞任及び報酬等に関して意見がある場合は述べること**

- ・監査役は、株主総会において、監査役の選任もしくは解任又は辞任について意見を述べる  
ことができる（会社法 345①④）。
- ・監査役を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及び  
その理由を述べる（会社法 345②④）。
- ・監査役は、株主総会において、監査役の報酬等について意見を述べる（会社  
法 387③）。

**C 会計監査人が設置されている場合の監査役の仕事**

**C 会計監査人が設置されている場合に実施しなければならない義務（権限）**

[以下の5項目は全て、監査役会設置会社の場合は監査役会として行う。]

C-1 各監査役が行うこと → 2項目

- C-① 会計監査人が欠けた場合の一時会計監査人の選任（会社法 346④）
- C-② 会計監査人からの報告受領（会社法 397）
- C-2 複数監査役の場合に過半数の同意で進めること → 2項目
- C-③ 会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容の決定（会社法 344）
- C-④ 会計監査人の報酬等の決定の同意（会社法 399）
- C-3 監査役全員の同意が必要なこと → 1項目
- C-⑤ 職務怠慢、非行、心身故障による会計監査人の解任（会社法 340）

#### D 監査役会の権限についての会社法規定

- 1 監査役会を開催のうえ、その決議（在任監査役の過半数による）を要するもの
  - ① 常勤監査役の選定及び解職
  - ② 監査の方針、会社の業務・財産の状況の調査の方法、その他の監査役の職務執行に関する事項の決定（但し、各監査役の監査権限を妨げない）
  - ③ 監査役会監査報告の作成（以上①～③ 会社法 390）
  - ④ 監査役の選任に関する同意（会社法 343③）
  - ⑤（会計監査人が設置されている場合）  
会計監査人に関する以下の事項の決定
    - ・ 会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容の決定（会社法 344③）
    - ・ 会計監査人の報酬等の決定に関する同意（会社法 399②）
    - ・ 一時会計監査人の選任（会社法 346⑥）
- 2 監査役会の権限であるが、決定の方法は監査役全員の同意を要するもの
  - ⑥ 職務怠慢、非行、心身の故障等による会計監査人の解任（会社法 340②④）
- 3 その他の権限
  - ⑦ 各監査役に対する職務執行の状況についての報告の請求（会社法 390④）
  - ⑧ 会社に著しい損害を及ぼす事実に関する取締役による報告の聴取（会社法 357②）
  - ⑨ 重大な事実に関する会計監査人による報告の聴取（会社法 397③）

#### E 会計監査限定監査役の権限についての会社法規定

##### [会計監査限定監査役を置く会社]

- 1 公開会社ではなく、監査役会設置会社又は会計監査人設置会社ではない場合に、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる（会社法 389①）。

2 非公開会社であって、会社法施行時（平成 18 年 5 月 1 日）に、旧商法特例法の小会社（資本金 1 億円以下、かつ、負債総額 200 億円未満の会社）であった会社は、定款に会計監査限定の旨の記載がない場合でも、その後定款のみなし規定を削除する手続を行わない限り、「監査役

の監査の範囲を会計監査に関するものに限定する」という旨の定めがあるものとみなされている（整備法 53）。

このようなみなし定款規定がある株式会社では、株主総会の決議等の特別の手続を経ずに、可及的速やかにその内容を定款書面に反映して備置閲覧に供することが求められ、また、書面への反映前に閲覧等の請求があった場合には、みなし定款の内容を開示しなければならない（整備法 77）とされているので、この手続をとった会社では「整備法 53 条により監査の範囲を会計に関するものに限定する」旨、定款に付記されている。

3 会計監査限定監査役も会社法上の「監査役」である（会社法 389④）。

4 会計監査限定の定款の定めがある旨は、登記事項である（会社法 911③十七イ）。

ただし、この登記は、改正法施行後最初に当該会社の監査役の就任、退任の登記を行うときでよい（会社法附則（平成 26 年 6 月 27 日法律第 90 号）22 条）。

#### 【会計監査限定監査役の監査職務】

① 会計監査限定の定款の定めがある会社には、会社法 381 条（取締役の職務執行の監査、業務財産調査、子会社調査）、382 条（取締役への報告）、383 条（取締役会への出席・意見陳述）、384 条（株主総会議案・書類調査）、385 条（取締役の違法行為差止請求）、386 条（会社取締役間の訴訟代表）の規定は適用しない（会社法 389⑦）。

② **監査報告の作成**（会社法 389②）

会計監査限定監査役は、**事業報告を監査する権限がないことを明らかにした監査報告**を作成しなければならない（施行規則 129②）

（計算規則については、監査役会設置会社又は会計監査人設置会社以外の場合の監査役が作成する監査報告の規定が適用される。）（監査報告ひな型 I、II の各 4 のひな型参照）

③ **会計監査権限**

③-1 会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧・謄写、取締役・会計参与・支配人その他の使用人に対し会計に関する報告を求めることができる（会社法 389④）。

③-2 会計監査限定監査役の職務を行うため必要があるときは、子会社に対して会計に関する報告を求め、又は会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況を調査することができる（会社法 389⑤）。この場合、子会社は正当な理由があるときは、報告又は調査を拒むことができる（会社法 389⑥）。

③-3 取締役が株主総会に提出しようとする会計に関する議案、書類等（施行規則 108）を調査し、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない（会社法 389③）。

○ **公開会社及び大会社の会社区分による機関設計の相違**

・ 大会社は、会計監査人を置かなければならない（会社法 328①②）。

- ・ 大会社で公開会社は、監査役会を置かなければならない（会社法 328①）。
- ・ 大会社でなく、公開会社でない会社は、監査役会及び会計監査人の設置を義務付けられてはいないが、任意に定款で定めてこれらの機関を置くことができる（会社法 326②）。
- ・ 東京証券取引所の上場会社は、大会社でない場合でも、取締役会及び会計監査人の設置とともに、監査役会設置会社か監査等委員会設置会社か指名委員会等設置会社の選択を求められる（東京証券取引所 有価証券上場規程 437）。

東京証券取引所以外の証券取引所については、各々の取引所の定め方による。

大規模会社の監査役と中小規模会社の監査役とでは、事実上は、**監査役会設置の有無および会計監査人設置の有無**という機関設計の差による相違が生じる。

### 3 中小規模会社の監査役の監査活動の選択及び留意事項

#### (1) 会社規模、状況、機関設計等に応じた監査活動の選択

本稿 1「(3) 監査職務を遂行するための監査活動（監査の方法）の選択」に記載の監査活動の選択にあたって、会社が情報を把握しやすい規模であれば、情報把握のための活動は絞り込み可能。

- (i) 大会社でない場合は、実態上は、大会社に比し事業規模や事業所数、在籍人員数等の面で、監査役が情報を把握しやすいものと考えられ、また、監査役会や会計監査人が設置されていないことで必要としない活動事項があるので、状況に応じて監査方法を絞り込むことが可能となる。
- (ii) 限られた経営資源の下での活動
 

監査役は、監査リスクに応じ必要な情報を得るだけの監査活動を行う必要があるが、大会社でない場合は少人数体制ゆえに、ベストの組織、管理体制は作ることができない場合があり、セカンドベスト、サードベストの体制で運営せざるを得ないなかで、何が主要なリスクであるかについては、会社の業務執行者及び監査役自身を含む会社関係者がそれぞれに、また、共通に、認識したうえで、環境や時間等を勘案し活動可能な範囲内で対応せざるを得ないこともある。

#### (2) 実態として「常勤」の勤務ではない監査役

他に常勤の監査役がいなければ、非常勤の監査役であっても、自ら情報を把握する活動が必要となる。

- (i) 他に、常勤の監査役がない場合
 

監査役会設置会社でない会社においては、会社法上、監査役に常勤か非常勤かの区

分がないので、**実態として「常勤」の勤務ではない監査役の場合でも法的にはその監査の責任において、常勤できる場合との相違はない。**

したがって、他に常勤の監査役が就任していない非常勤監査役のみの場合は、どのような勤務実態かにかかわらず監査に必要な情報を自身で把握する活動が必要となる。

しかし、実態として非常勤での監査活動には時間の制約があるので、情報不足を補うためには、定例的・臨時的情報がともに監査役に自動的に報告される体制や社内の管理組織・使用人等（監査役スタッフに限らず既存の社内管理組織・担当者を含む）との連携による調査実施とその結果についての監査役への報告等の監査環境整備が必要であり、即ち、内部統制の整備が求められる。（実施要領第2章参照）

この点も前記（1）（ii）のとおり限られた経営資源の下での社内体制との兼ね合いとなるが、社内の管理体制が不十分な会社において監査役が非常勤という実態の場合は、情報不足に伴うリスクが極めて高いことを認識し監査活動を選択する必要がある。

（ii） 他に、常勤の監査役がいる場合

監査役会が設置されていれば、必ず「常勤」の監査役が就任している。

監査役会設置会社でない会社には、常勤の監査役の選定は義務付けられていないが、実態として常勤で勤務できる監査役を「常勤監査役」に選定して常勤監査役と呼称することは差し支えない。

監査役会設置会社でない会社においても、実態として他に「常勤」の監査役が就任している場合には、それらの会社の非常勤の監査役は、監査の分担において、必要な監査情報の収集把握を常勤の監査役の活動に多く依拠することが可能となる。

### （3）監査役協議会等を設けた場合の役割、権限、義務、責任

**監査役協議会等は、監査役間の緊密な協議、連携、分担、社内発信等の運営により、監査役会設置会社に劣らない監査役監査機能発揮が期待される。**

ただし、**監査役協議会等は、法定の機関ではなく任意の会議体であって会社法上の権限はない。**

→ 各監査役の役割、権限、義務、責任は、会社法上は、監査役協議会等の有無にかかわらず相違がない。

（「監査役会」は、法定の機関であり一定の権限を有する。このため、監査役会設置会社とそれ以外の会社では、各監査役の権限、義務に一部の相違が生ずる。）

監査役会設置会社でない会社で監査役が2人以上の場合、監査役はそれぞれが本稿「1 監査役の仕事」に記載の監査職務を遂行する責任があるが、監査役間で緊密に連絡、協議、情報交換等の連携をとり、協働又は分担して監査を遂行する必要がある。

この場合に、監査役間の情報交換、連携、意思疎通等のために「監査役協議会」「監査役連絡会」等（以下、監査役協議会等という。）の場を設けて、監査役会に準じた運

営を行ってもよい。

監査役協議会等における監査役間の緊密な協議、連携、分担は、監査の効率化や充実とともに、取締役及び使用人に対して助言・勧告等を行う場合にも、監査役が単独で行うよりも効果が強まることにもなり、会社法上の「監査役会設置会社」ではなくとも、監査役協議会等を適切に運営することにより監査役会設置会社に劣らない監査役監査機能を発揮することも可能となる。

ただし、監査役会設置会社でない会社の監査役協議会等は、法定の機関ではない任意の会議体であって会社法上の権限を有していないため、監査役協議会規程等に諸事項を定めて決定等を行ったとしても、会社法においては「監査役間の協議、あるいは監査役の過半数による同意、決定」であって、**各監査役の役割、権限、義務、責任については、監査役協議会等の有無にかかわらず相違がない。**したがって、以下の事項に留意する必要がある。

#### 【監査役協議会等における留意事項】

##### ① 会社法上の決議機関ではない。

監査役協議会等は、各監査役からの報告聴取権や監査役の選任の同意、会計監査人の選任・解任・不再任に関する同意等の決定について会社法上の会議体としての権限をもっているわけではないが、本稿「**2 監査役職務に関する会社法の規定**」に記載の各監査役の権限を妨げない範囲で、意思疎通を図り各監査役の同意を得て決定する（会社法上は、会としての決定ではなく各監査役による決定、複数監査役の場合は監査役の過半数の同意による決定である。）という運営を行うことができる。

##### ② 「監査役協議会等としての法定の監査報告」は作成できない。

「監査役会監査報告」は監査役会が機関として会社法上作成が義務付けられている「法定の監査報告」である。

これに対し、監査役会設置会社でない会社で作成する監査報告は、会社法上は「各監査役の監査報告」のみであり、監査役協議会等の場で審議し一通にまとめて作成したとしても、その監査報告は、「各監査役の監査報告を一通にまとめて株主総会に提出するもの」であって、機関としての監査報告ではない。

したがって、当該監査報告は、「監査役協議会監査報告書」のような名称を付さずに、単に「監査報告書」とし、法定の「監査役会監査報告」と株主に誤認されることは避ける必要がある。

##### ③ 社内における「監査役協議会等」の位置づけ

監査役協議会等は会社法上の会議体ではないので、上記のように株主への報告等において監査役会と誤認される使用は避けるべきであるが、**会社内では監査役協議会として発信を行う等有効に活用し監査の実効性を高めることが期待される。**

#### (4) 業務執行者との意思疎通による監査環境整備が重要

中小規模会社の適正な運営は、社長に負うところが極めて大きい。

また、社長の理解がなければ、監査役は実効的な監査ができない。

いずれからも、監査役と業務執行者、特に社長との円満・円滑な意思疎通が不可欠。

監査役がその職責を果たすためには、特に代表取締役社長を中心とする業務執行者は監査対象ではあるものの、これら業務執行者とでき得る限りの意思疎通を図り、監査役の役割に関する理解を得ることが不可欠であり、監査役に対する報告や監査役による情報把握の活動及びそれに基づく監査役からの見解伝達、相談、指摘、助言、勧告等を真摯に受け入れる風土や環境の整備を図ることが求められる。

一方で、取締役又は取締役会は、監査役が職務を執行するために必要な体制の整備に留意する義務が規定されている（施行規則 105②）。

これらの環境整備の努力の結果としての代表取締役はじめ業務執行者の監査役監査に対する認識・理解度についても、監査役は監査上のリスク要因として判断し、その協力度合いに応じて監査役自身の現実の監査活動を選択して実施する必要がある。

#### (5) 会計監査人設置会社でない場合の監査役の会計監査

会計監査人設置会社でない場合でも、監査役は、財務・会計の高い知見を必ず必要としているわけではないが、その会計監査は、業務監査で把握した会社の実態に関する情報と照らし合わせて計算関係書類の内容に不自然なところはないかの適正性を判断し、監査報告書において監査役自身が計算関係書類の適正表示に関する監査結果を報告することが求められる重要な職務である。

会計監査については、会計監査人が設置されている場合は会計監査人が第一次的に会計監査を行い、監査役は会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断するが、会計監査人設置会社でない場合は監査役が会計監査を全て担ったうえで、計算関係書類（注）の表示の適正性に関する意見表明を行わなければならない。

この場合の会社法における会計監査には、会計監査人の職業的専門家の厳密さが要求されない程度の、「計算関係書類に表示された情報」と「計算関係書類に表示すべき情報」との合致の程度を確かめ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含む（計算規則 121②）とされており、監査役の会計監査は、財務・会計の高い知見を必要とするものではないが、監査役の会計監査の質が低いことを許容するものでもなく、監査役という職務に通常期待される程度の善管注意義務を尽くして会計監査を行うことが求められる。

監査役の会計監査実務のあり方は、参考資料 1「監査基準を実践するための中小規模会社監査役の監査実務の例示－6 会計監査」による。

（注） 計算関係書類とは、各事業年度の計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算

書、個別注記表）及びその**附属明細書、連結計算書類**（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、又は指定国際会計基準、修正国際基準、米国基準のいずれかで作成する連結計算書類）、並びに臨時決算を行った場合の**臨時計算書類**（貸借対照表、損益計算書）をいう（計算規則 2③三、2③二、59④、2②十九、61、120、120の二、120の三、2②十七、60）。

なお、会社法の連結計算書類は、会計監査人設置会社でなければ作成できない(会社法 444①)ので、会計監査人設置会社でない会社において連結計算書類が作成された場合でも、法定のものではなく任意に作成された参考資料であり、監査役は、その表示の適正性について監査報告で意見表明を行う必要はない。

したがって、会計監査人設置会社でない会社における監査役が監査報告でその表示の適正性に関する意見表明を求められる計算関係書類とは、臨時決算が行われない限りは、事業年度の計算書類及びその附属明細書のみであり、監査役は、これらの書類の表示の適正性を判断するために期中及び期末の会計監査を行うこととなる。

## （６） 任意監査人がいる場合の連携

### ① 監査役の会計監査の位置づけ

上記（５）に記載のとおり、会計監査人が設置されている場合は会計監査人が第一次的に会計監査を行い、監査役は会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断するが、会計監査人設置会社でない場合は、会社が公認会計士又は監査法人と任意監査契約を締結していても（以下、本稿で任意監査契約の公認会計士又は監査法人を「任意監査人」と記載する。）、会社法上は、**監査役が会計監査を全て担ったうえで、監査役監査報告において監査役自らが「計算関係書類の表示の適正性に関する意見表明」を行わなければならない。**

### ② 任意監査人との連携の必要性

任意監査人は会計専門家であり、その知見および監査の遂行状況等を参考にすることは、監査役の会社法会計監査においても極めて有益であるとともに、監査役が把握している事項の情報は任意監査人にとっても有効なものとなることから、相互に情報を提供し連携することは、双方の監査の信頼性と実効性を高め監査の効率も上がることとなる。任意監査人は、「監査役が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者（施行規則 105②三）」にも該当する。

したがって、監査役は、任意監査人とも「会計監査人」とほぼ同様の連携、意思疎通を図ることが適切となる。

また、企業会計審議会「監査における不正リスク対応基準」は上場会社又は一定規模以上の会社に対する監査を念頭に作成されたものであるが、任意監査契約において実施する監査の内容として金商法又は会社法に準じた監査を行うことを定めた場合は、中小規模会社の任意監査でも同基準を適用する場合もある。

**参考** 「監査における不正リスク対応基準」（平成 25 年 3 月 26 日企業会計審議会）

## 第二 不正リスクに対応した監査の実施

### 17 「監査役等との連携」

監査人は、監査の各段階において、不正リスクの内容や程度に応じ、適切に監査役等と協議する等、監査役等との連携を図らなければならない。

監査人は、不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合には、速やかに監査役等に報告するとともに、監査を完了するために必要となる監査手続の種類、時期及び範囲についても協議しなければならない。

### 18 「経営者の関与が疑われる不正への対応」

監査人は、監査実施の過程において経営者の関与が疑われる不正を発見した場合には、監査役等に報告し、協議の上、経営者に問題点の是正等適切な措置を求めるとともに、当該不正が財務諸表に与える影響を評価しなければならない。

## ③ 任意監査契約の内容確認と連携のポイント

任意監査人は、会社法の会計監査人ではなく会社法に規定された監査役への「通知」や「報告」が当然に行われるものではないこと及び任意監査の範囲は会社と任意監査人との契約内容によるので、監査役は、任意監査契約の内容を確認するとともに任意監査人によく協議し意思疎通を図り、必要な事項について監査役から質問し説明を依頼する等の連携を行う必要がある。

監査役は、自身が行う会社法会計監査にあたって任意監査人の会計監査に依拠することはできないが、任意監査契約の監査内容を確認して任意監査人が実施する監査で会社法会計監査に資するものは活用すべきであり、任意監査人から監査計画の概要および監査重点項目の説明を受け、専門的事項については任意監査人に質問し説明を受けるとともに、監査役から任意監査人に対して会社の経営、事業、組織、課題、リスク、内部統制の問題点等を説明する等の連携が望まれる。

任意監査人からは会社法や金商法に基づく会計監査報告書は提出されない（上場申請時を除いて）が、監査役から任意監査人による監査結果の講評を依頼することも適切である。

また、任意監査人から、計算規則131条の独立性・適正性確保体制に関する通知はされないが、任意監査が会社の計算関係の適正性確保に有効に機能するためにも、同様の内容について監査役から質問し説明を求めることが望まれ、監査役はその内容や任意監査の実施状況を評価し、監査法人との任意監査契約の継続または更改や、任意監査人の報酬等について見解を整理して取締役と意思疎通、協議する等の積極的な関与を図ることが望まれる。

## (7) 親会社がある場合の子会社の監査役

### (i) 親会社監査役（又は監査等委員会、監査委員会）と子会社監査役の関係

#### ① 子会社監査役による子会社の取締役の職務執行の監査

子会社の取締役の職務執行の監査は当該子会社の監査役の職務である（会社法 381

①②)。

② **親会社監査役（監査等委員会、監査委員会）による子会社の調査**

親会社の監査役（監査等委員会、監査委員会）は、その職務を行うため（即ち、「親会社の取締役の職務執行（注）の監査」という監査役、監査等委員会、監査委員会の職務を行うため）必要があるときに、子会社の調査をすることができる（会社法 381③、399条の3②、405②）。

③ **親会社及び自社の子会社の監査役（監査等委員会、監査委員会）との意思疎通及び情報の交換の義務**

監査役は、その職務の遂行（注）（子会社は①の監査、親会社は②の調査）に当たり、必要に応じ、自社の他の監査役に加えて、親会社及び自社の子会社の監査役（監査等委員会、監査委員会）との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない（施行規則 105④）。

（注） 「執行」とは日常個々の事柄を行うこと、「遂行」とは一定期間を通じてまとまったことを成し遂げることに用いられる。

(ii) **親会社の役職員との兼任での実態上の非常勤の監査役の場合**

親会社がある子会社の監査役で、親会社の役職員との兼任での実態上の非常勤の監査役として選任されている場合等は、子会社の監査役として子会社の監査を遂行することは当然の責務であるが、株主である親会社が自社における職務との兼任での非常勤であることを前提として選任しているのであるから、親会社の子会社管理組織やその他の親会社が有する子会社に関する諸情報等の経営資源（注）を活用する等により監査方法を絞り込むことが可能となる。

（注） 親会社の子会社管理組織やその他の親会社が有する子会社に関する諸情報等の経営資源の例示

- ① 親会社の関連事業部等の子会社管理部門が日常的に把握している子会社の経営状況
- ② 親会社が企業集団内部統制システムとして構築するグループ内部統制の運用の状況
- ③ 親会社の内部監査部門が行う子会社の調査
- ④ 親会社の会計監査人が行う連結対象子会社の会計事項調査
- ⑤ 親会社監査役が親会社の取締役の職務執行監査の一環として行う子会社の調査 等

(iii) **親会社等（注）を有する子会社の場合（公開会社、非公開会社、完全子会社等にかかわらず全ての子会社）の留意事項**

（注） 「親会社等」とは、親会社及び会社の経営を支配している自然人をいい、会社の議決権の50%超を所有するか又は支配力基準に該当するものをいう（会社法 2 四の二、施行規則 3 の二）

① **親会社の監査役（監査等委員会、監査委員会）に報告をするための体制**

親会社が親会社のために構築・運用する内部統制体制において、「子会社の取締役、会計参与、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、親会社の監査役

**(監査等委員会、監査委員会)に報告をするための体制** (施行規則 100③四ロ、110 の 4①四ロ、112①四ロ) ]があり、子会社の監査役や子会社の関係者から、又、それらの者が親会社の関係者に報告した場合はその親会社の関係者から、親会社の監査役 (監査等委員会、監査委員会) に対して報告する体制を親会社が構築・運用するに際して、子会社監査役も協力・連携する。

## ② 企業集団内部統制体制

親会社がグループ会社に関して構築・運用する「企業集団内部統制体制」には、

- イ 子会社の業務執行者の職務執行事項の親会社への報告体制
- ロ 子会社の損失危険管理体制
- ハ 子会社の効率性確保体制
- ニ 子会社の法令等遵守体制

が規定されており (施行規則 100④五、110 の 4②五、112②五) 、これらの企業集団内部統制体制の構築・運用は親会社取締役の職務であることから親会社監査役 (監査等委員会、監査委員会) が企業集団内部統制体制の構築・運用の状況について監査するが、実際に子会社においてこれらの体制を整備することは、子会社の業務を執行する子会社の取締役の職務であるので、子会社の監査役は子会社の取締役の職務執行の監査の一環として子会社における内部統制体制の構築・運用の状況を監査し、親会社関係部門及び親会社監査役 (監査等委員会、監査委員会) と連携する必要がある。

(監査役監査実施要領第 7 章第 4 項 7 (2) 重要な統制上の要点 (v) 参照)

## ③ 親会社等との間の取引に関する調査

親会社等と子会社との間で取引がある場合は、関連当事者との取引に該当する (計算規則 112④一、二、四) ので、親会社と子会社は、それぞれ、自社が会計監査人設置会社または公開会社である場合には、自社の個別注記表にその取引に関する注記を行わなければならない (計算規則 98①十五、112①。自社が会計監査人設置会社でもなく公開会社でもない場合は、自社における注記は不要。計算規則 98②一) 。

子会社において個別注記表に親会社等との間の取引に関する注記を要する場合には、

- イ 当該取引をするに当たり子会社の利益を害さないように留意した事項 (留意した事項がない場合は、その旨)
- ロ 当該取引が子会社の利益を害さないかどうかについての取締役 (会) の判断及びその理由
- ハ 社外取締役を置く会社において、ロの取締役 (会) の判断が社外取締役の意見と異なる場合はその意見

を、次に述べる子会社の区分に応じて、子会社の事業報告又はその附属明細書に記載しなければならない。

子会社が**会計監査人設置会社**である場合は、関連当事者との取引に関する注記事項全てを個別注記表に記載しなければならず (計算規則 112①) 、上記のイロハの事項は「事

業報告」に記載しなければならない（施行規則 118 五）。

子会社が公開会社であっても会計監査人設置会社でない場合は、関連当事者との取引に関する注記事項の一部（計算規則 112④四-六、八）については、個別注記表でなく計算書類の附属明細書に記載することができる（計算規則 112④ただし書、117 四）。親会社との間の取引についてそのような取扱いをした場合は、上記のイロハの事項は「**事業報告の附属明細書**」に記載しなければならない（施行規則 128③。そのような取扱いをせずに個別注記表に記載した場合は、施行規則 118 五の原則どおり、上記のイロハの事項は事業報告に記載する）。

なお、子会社が会計監査人設置会社でもなく公開会社でもない場合は、**関連当事者との取引に関する注記を要しない**（計算規則 98②一）。この場合は、上記のイロハの事項についても、事業報告又はその附属明細書に記載する必要はない（施行規則 118 五）。

上記のイロハの事項が事業報告又はその附属明細書の内容となっているときは、監査役の監査報告において当該事項についての意見を記載しなければならない（施行規則 129①六）。

（上記の意見を形成するために行うべき調査の内容及び方法については、本手引書の「参考資料 1「監査基準を実践するための中小規模会社監査役の監査実務の例示」の 5（5）①「親会社等との間の取引に関する調査」及び監査役監査実施要領第 8 章第 7 項 VI「親会社等との取引に関する監査」参照。）

（監査報告については、監査報告ひな型 I の 1 の監査報告書の 2 ⑤及び注 29、30、ひな型 I の 2 の注ホ、ひな型 I の 3 の注ロ参照。）

#### ④ 完全親会社等を有する完全子会社の場合の多重代表訴訟

完全親会社等（注）を有する完全子会社（注）の場合、完全子会社の役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人）の責任の原因となった事実が生じた日において、最終完全親会社等とその完全子会社等が保有する当該完全子会社の株式の帳簿価額が最終完全親会社等の総資産の 5 分の 1 を超える場合は、最終完全親会社等の議決権の 100 分の 1 以上を有する株主は、当該完全子会社の役員の責任（特定責任という。）を追及する訴えの提起を請求することができる（会社法 847 の 3①）。

（注）会社法第 847 条の 3 第 1 項、第 2 項の規定により、完全親会社等及び訴訟請求の対象となる完全子会社は、ともに日本の会社法に基づく株式会社に限られ海外会社は該当しないが、親会社が上場、非上場、公開、非公開会社を問わず、また、最終親会社等及び完全子会社それぞれの会社の規模の大小とも関係がなく、最終完全親会社等の総資産の 5 分の 1 を超える完全子会社は多重代表訴訟の対象となる。

株主代表訴訟の提起件数は、上場会社よりも非上場会社に関する訴訟の件数が多いという事実にも留意する必要がある。

なお、最終完全親会社等（上場、非上場、公開、非公開会社を問わない）の事業報告には、完全子会社の株式の帳簿価額が最終完全親会社の当該事業年度の貸借対照表の資産の部に計上した額の 5 分の 1 を超える完全子会社（特定完全子会社という。）がある場合は、以下のイからハの内容を記載しなければならない（施行規則 118 四）

- イ 当該特定完全子会社の名称及び住所
- ロ 最終完全親会社及びその完全子会社等における当該特定完全子会社の事業年度末日における帳簿価額の合計額
- ハ 最終完全親会社の当該事業年度の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額
 

(多重代表訴訟に関係する用語の意味については、監査役監査実施要領用語解説 I - 5 親会社、親会社等、完全親会社、完全親会社等、最終完全親会社、最終完全親会社等及び I - 7 子会社、子会社等、完全子会社、完全子会社等、特定完全子会社 参照)

(iv) **有価証券報告書提出会社の連結対象子会社の場合（親会社が上場会社の場合）**

親会社が有価証券報告書提出会社で、金融商品取引法の「財務報告内部統制」の適用を受けている場合の連結対象子会社においては、「四半期決算処理」並びに「財務報告内部統制の有効性の評価」や「親会社監査人（注）による連結監査の対象となる」等により、親会社の会計処理と実質的に同等の水準の会計処理や規律が求められ、親会社の監査人からは**子会社の監査役による子会社の監視機能の状況**についても確認が求められることがある。

これらのなかで、会計事項については、子会社の監査役は自社の経理部門だけでなく、親会社の経理会計部門とも連携し、その子会社に対する経理会計処理の指導の状況等の情報を得て、実態の把握を行うこととなる。

(注) 「金融商品取引法に基づく監査証明を行う公認会計士又は監査法人」を会社法上の機関である「会計監査人」と区分して「監査人」と称することとする。

(v) **上場会社の子会社の場合**

上場会社の子会社の場合は、金融商品取引法や東京証券取引所の有価証券上場規程及び同施行規則等の規制において、下記に例示の事項等については子会社も上場会社である親会社と同様の規制を受けるので、子会社の監査役は、子会社の取締役の職務執行の監査の一環として監査し必要な場合は適切な措置を取る等、子会社及び親会社関係者と連携することが必要となる。

① **インサイダー取引規制**

会社関係者であって、上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知った者は、その事実が公表された後でなければその上場会社の有価証券等の売買をしてはならない（金融商品取引法 166）という規定において、「会社関係者」のなかに親会社のみでなく子会社の役員、使用人等が含まれるとともに、「上場会社等に係る業務等に関する重要事実」のなかにも親会社のみでなくその子会社の決定事項及び発生事項が含まれている。

したがって、子会社の監査役は、子会社の取締役の職務執行の監査の一環として子会社における親会社発行の有価証券等の売買に関するインサイダー取引防止の体制や運用の状況並びに、子会社の決定事項、発生事項に関する親会社への情報伝達体制等を注視し必要な場合は適切な措置をとる。

## ② 親会社における適時開示に該当する事実の子会社における決定又は発生

東京証券取引所の有価証券上場規程及び同施行規則は、上場会社又はその子会社にその運営、業務、又は財産等に関する重要な事項の決定又は発生があった場合に、当該上場会社に適時開示を義務付けている（東京証券取引所 有価証券上場規程 402～411、同施行規則 401～404）。

即ち、親会社が上場会社である場合は、親会社自身だけでなくその子会社における決定事項又は発生事項が重要なものであれば、親会社が適時開示を行わなければならない。

この適時開示は親会社の責務であるが、子会社の担当部門から、子会社の重要事項の決定又は発生の事実が適切に親会社担当部門に伝達されて、親会社が適時開示できるようになっているか子会社の監査役も注視し必要な場合は適切な措置をとる。（監査役監査実施要領第 7 章第 4 項 5（3）（ii）有価証券上場規程に基づく会社情報の適時開示 参照）

## ③ 子会社が上場親会社の支配株主等と取引を行う場合

東京証券取引所の有価証券上場規程は、上場会社又はその子会社と上場会社の支配株主等との間の取引は上場会社のその他の少数株主との間の利益相反取引状況となるので、上場会社又はその子会社が支配株主等との重要な取引を行う場合には、その取引が少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主等との間に利害関係を有しない者による意見を入手して必要かつ十分な適時開示を行うことを義務づけている（東京証券取引所 有価証券上場規程 441 の 2）。

即ち、親会社が上場会社で支配株主等がある場合に、親会社自身だけでなくその子会社が上場親会社の支配株主等と取引を行うことを決定する場合においても、当該支配株主等との間に利害関係を有しない者による意見を入手して必要かつ十分な適時開示を行わなければならない。

当該支配株主等との間に利害関係を有しない者による意見を入手して必要かつ十分な適時開示を行うことは親会社の責務であるが、子会社の担当部門から、子会社が親会社の支配株主等との取引の決定を行うことが適切に親会社担当部門に伝達されて、親会社が当該支配株主等との間に利害関係を有しない者による意見を入手して必要かつ十分な適時開示ができるようになっているか子会社の監査役も注視し必要な場合は適切な措置をとる。（監査役監査実施要領第 8 章第 10 項 上場会社又はその子会社等が行う支配株主との重要な取引等に係る監査 参照）

## 第2部 中小規模会社の「監査役監査基準」の手引書

監査役監査基準は、監査役が適切な監査を行うための「道標」である。本手引書の第2部は、中小規模会社（以下「中小会社」）の監査役が、日本監査役協会（協会）が公表した基準を参考に、自社の機関設計や実情に沿った監査役監査基準を作成し、これを活用するための手引書（ガイドブック）である。

### 1 第2部の構成

- (1) 第2部では、最初に『基本規定』である協会の監査基準を掲げ（表の左欄）、これと対比させる形で、多くの中小会社が採用している機関設計である「取締役会＋監査役」の場合の規定例を示した（表の中央欄）。
- (2) これによって、監査役が、協会の『基本規定』と規定例を比較しつつ、自社の機関設計及び実態に最も適合すると考えるものを採択できるようにした。  
なお、協会の監査基準の規定を採択するのが適切なものや望ましいものは、基本規定例として示した（後述4参照）。
- (3) 規定例を採択する際の留意点については、【解説】で説明した（表の右欄）。また、基準の規定に関連する会社法の条項を明示した。基準と会社法の関係について理解を深め、適切な自社基準の策定に役立てて頂ければ幸いである。

### 2 規定例の『前提条件』

規定例は、中小会社の実態を考慮して、「以下の条件」を前提にしている。個社の実態と合わない場合には、調整が必要である。

- |           |   |
|-----------|---|
| ① 機関設計    | 「取締役会＋監査役」（監査役会設置会社でも会計監査人設置会社でもない。社外取締役は設置されていない。） |
| ② 監査役     | 1人又は2人。常勤監査役あり。社外監査役あり。（ただし、「会計監査限定」の監査役は非対象）       |
| ③ 監査役スタッフ | なし。しかし、監査役は補助的な業務をするものを希望。                          |
| ④ 内部監査部門  | なし。しかし、内部牽制又は内部監査的な機能はある。                           |
| ⑤ 企業集団    | なし。しかし、親会社はある場合も想定。                                 |

### 3 改定版における「監査役協議会」及び「任意の会計監査」等についての取扱い（PART 1～PART 3）

改定版は、多くの要望に応じて「簡明な形の規定例」になるように心がけた。

一方、会社法改正により社外要件が厳格化された結果、監査役会の設置に代えて「監査役協議会（又は連絡会）」を設ける例が多いこと、また、上場を目指す等の理由で「任意の会計監査」を監査法人に依頼する中小会社も少なからずあることから、これらに対応する規定例を引き続き示すことが有意義であると思われる。

従って、改定版の第2部は、次の3つのPARTに分けて規定例を示した。

**PART 1** 「取締役会＋監査役」だけのシンプルな規定例（「監査役協議会」及び「任意監査」等に関する規定例は全て省略）

**PART 2** 「取締役会＋監査役」に加えて、「監査役協議会」を設けた場合の「第3章（監査役及び監査役協議会）の規定例」

**PART 3** 「取締役会＋監査役」であるが、「任意の会計監査」を依頼している場合の「第7章（会計監査）等の規定例」

上記に関連して、次の資料を掲載した。

(1) 「監査役協議会規則」のサンプル（参考資料2）

(2) 「監査役監査報告書（監査役協議会を設け、かつ任意監査を依頼している場合）」のサンプル（参考資料1の添付資料2②）

### 4 規定例の位置づけ

**規定例** は、中小会社で使用されている実例に加え、会社法の規定と抵触しない範囲内で、会社の規模等を考慮して基準の規定の一部簡素化が可能と思われる例を示した。ただし、**規定例** は、自社に相応しい規定のあり方について検討する際の参考のためであり、協会の監査基準そのものを変更するものではない。

なお、前述1(2)の通り、機関設計が「取締役会＋監査役」であっても、協会の基準を採択することが適切なもの又は望ましいものは、協会基準に基づく規定を**基本規定例**（基準通り）又は（基準ベース＝機関設計の相違等を反映）として掲げた。

### 5 監査基準と会社法について

協会基準は、基本的に、会社法の規定及びその趣旨を踏まえて作成されていることに留意が必要である（特にレベル1～3）。監査役が監査基準を作成し、これを活用するためには、会社法における「監査役役割、権限、義務、責任」について正しく理解することが重要である。このため、第1部の「監査基準を理解するための会社法」において監査役に係る会社法の基本事項を分かりやすく説明し、第2部の【解説】では、基準の各規定と会社法との関連、用語の意味等について解説した。

## 6 本編における「コーポレートガバナンス・コード」に係る取扱い及び『各条項のレベル分け』について

平成 27 年改正の協会基準の特徴の一つは、上場会社に適用されるコーポレートガバナンス・コード（以下「コード」）の原則の反映と各条項のレベル分けである。この結果、基準には、会社法の規定等を受けた法的義務を伴う規範（レベル 1～3）の他に、「コード」を踏まえて企業統治の観点から望ましいと判断される規範（主にレベル 4）が含まれている〔監査役監査基準の頭書Ⅱ「改定の趣旨」を参照〕。

本編における **規定例** の「前提条件」は前記 2 項に示す通り非上場会社であるから、「コード」を直接反映した規定（上場会社対象）は採択しないことにした。しかし、「コード」に基づく規定の中には、改正会社法が求める「取締役会の監督機能の強化」及び「監査の実効性の確保」を図るとの趣旨に合致するものがあるので、これらについては適宜 **規定例** として取り入れている。協会基準の各条項の『レベル分け』については、38 頁を参照。

## 7 『参考』及び『コメント』について

【参考】「解説」とは別に、監査役にとって「参考」になると思われる事項について以下の通り説明した。

参考Ⅰ	会社法上「監査役全員の同意（又は協議）」を必要とする事項等	56 頁
Ⅱ	会社法上「監査役の過半数の同意」を必要とする事項	56 頁
Ⅲ	監査役の「選任」、「解任」、「辞任」	58 頁
Ⅳ	監査役の辞任についての意見陳述	58 頁
Ⅴ	会社役員等の「選任」と「選定」について	60 頁
Ⅵ	監査役選任議案における主要な記載事項	63 頁
Ⅶ	親会社、子会社、関連会社、関係会社、関連当事者の関係図	95 頁
Ⅷ	事業報告等の開示項目	102 頁
Ⅸ	中小会社における内部監査部門等との連携について	117 頁
Ⅹ	第三者割当等の監査について	132 頁

【コメント】基準の運用等に関する中小会社の監査役の「意見」や「体験談」を紹介した。

## 8 監査基準を実践するための監査活動について

監査基準を制定したなら、これに則した監査業務を実践することが大切である。本手引書の「参考資料」では、監査役が自社の監査基準に基づき適切な監査活動を行うために「監査基準を実践するための監査実務」その他の参考資料を例示している。本編と併せこれらの資料も是非活用して頂きたい。

本編は、中小会社の監査役の要望に応えるために作成したものであるが、大規模会社の監査役にとっても有益だと思われる。全ての監査役が、自社に適した監査基準を作成し、会社法が期待する監査役監査活動を展開するための参考にして頂ければ幸いである。

## 第2部 中小規模会社の「監査役監査基準」作成のためのガイドブック <目次>

### PART 1

第1章	本基準の目的		第6章	業務監査	
第1条	目的	39	第21条	取締役の職務の執行の監査	80
第2章	監査役の職責と心構え		第22条	取締役会等の意思決定の監査	83
第2条	監査役の職責	41	第23条	取締役会の監督義務の履行状況の監査	84
第3条	監査役の心構え	44	第24条	内部統制システムに係る監査	85
第3章	監査役及び監査役会		第25条	企業集団における監査	91
第4条	常勤監査役	49	第26条	競業取引及び利益相反取引等の監査	92
第5条	社外監査役及び独立役員	51	第27条	企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会	96
第6条	監査役会の機能	53	第28条	事業報告等の監査	99
第7条	監査役会の職務	54	第29条	事業報告における社外監査役の活動状況等	101
第8条	監査役会の運営	54	第7章	会計監査	
第9条	監査役選任手続等への関与及び同意手続	57	第30条	会計監査	104
第10条	監査役候補者の選定基準等	61	第31条	会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを 確保するための体制の確認	105
第11条	監査役の報酬等	64	第32条	会計方針の監査	106
第12条	監査費用	66	第33条	計算関係書類の監査	107
第4章	コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応		第34条	会計監査人の選任等の手続	109
第13条	コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応	68	第35条	会計監査人の報酬等の同意手続	111
第14条	株主との建設的な対話	70	第8章	監査の方法等	
第5章	監査役監査の環境整備		第36条	監査計画及び業務の分担	112
第15条	代表取締役との定期的会合	71	第37条	内部監査部門等との連携による組織的かつ 効率的監査	115
第16条	社外取締役等との連携	72	第38条	企業集団における監査の方法	118
第17条	監査役監査の実効性を確保するための体制	73	第39条	取締役会への出席・意見陳述	119
第18条	補助使用人	74	第40条	取締役会の書面決議	120
第19条	補助使用人の独立性及び指示の実効性の確保	75			
第20条	監査役への報告に関する体制等	76			

第 41 条	特別取締役による取締役会への出席・意見陳述	121
第 42 条	重要な会議等への出席	122
第 43 条	文書・情報管理の監査	124
第 44 条	法定開示情報等に関する監査	125
第 45 条	取締役及び使用人に対する調査等	126
第 46 条	会社財産の調査	127
第 47 条	会計監査人との連携	127
第 9 章	会社の支配に関する基本方針等及び第三者割当等	
第 48 条	会社の支配に関する基本方針等	129
第 49 条	第三者割当等の監査	131
第 10 章	株主代表訴訟等への対応	
第 50 条	取締役と会社間の訴えの代表	133
第 51 条	取締役等の責任の一部免除に関する同意	134
第 52 条	株主代表訴訟の提訴請求の受領及び 不提訴理由の通知	136
第 53 条	補助参加の同意	138
第 54 条	訴訟上の和解	139
第 55 条	多重代表訴訟等における取扱い	140
第 11 章	監査の報告	
第 56 条	監査内容等の報告・説明	141
第 57 条	監査調書の作成	141
第 58 条	代表取締役及び取締役会への報告	142
第 59 条	監査報告の作成・通知	142
第 60 条	電磁的方法による開示	146
第 61 条	株主総会への報告・説明等 (附則)	147

## PART 2

第 3 章	監査役及び監査役会	
第 4 条	常勤監査役	150
第 5 条	社外監査役及び独立役員	152
第 6 条	監査役会の機能	154
第 7 条	監査役会の職務	156
第 8 条	監査役会の運営	157
第 9 条	監査役選任手続等への関与及び同意手続	160

## PART 3

第 7 章	会計監査	
第 30 条	会計監査	164
第 31 条	会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを 確保するための体制の確認	166
第 32 条	会計方針の監査	167
第 33 条	計算関係書類の監査	168
第 34 条	会計監査人の選任等の手続	170
第 35 条	会計監査人の報酬等の同意手続	173
第 46 条	会社財産の調査	174
第 47 条	会計監査人との連携	174

**PART 1**

**『取締役会 + 監査役』**

**シンプルな規定例**

## 日本監査役協会の監査役監査基準の『各条項のレベル分け』について

平成 27 年改正の協会基準は、『各条項のレベル分け』を以下のとおり行っている。

このレベル分けについて、監査役監査基準の頭書Ⅱ「改定の趣旨」において次の解説があるので、本手引書を参考に自社基準を策定する際に留意する。

「監査役監査基準は、会社法の規定等を受けた**法的義務を伴う規範**と企業統治の観点から**望ましい規範**が混在しており、後者については各社が自社の監査役監査基準を策定するに際して、自社の置かれている環境を勘案して適切な調整が必要となる。この点を踏まえて、利用者の利便性をより一層向上させるべく、形式面では、各条項のレベル分け及び補足の追記を行った。

（このために）各条項の行動規範としての意味合いを分類し、各条項についてレベル分けを行うとともにその意味合いに応じた語尾にできるだけ統一した。各レベルの意味合いは、（基準の）冒頭に（前注として）記載するとともに、各条項のレベルを各条項の末尾に記載している。なお、各条項のレベル分けは、あくまで当協会としての見解であり、公的機関の確認を得たものではないことにご留意いただき、各社で自社の置かれている環境を勘案して自社の監査役監査基準の制定もしくは見直しを行う際にご活用いただきたい。」

### 前注（各条項のレベル分けについて）

Lv.	事項	語尾
1	法定事項	原則「ねばならない」、「できない」に統一する。 ただし、法令の文言を勘案する場合もある。
2	不遵守があった場合に、善管注意義務違反となる蓋然性が相当程度ある事項	原則「ねばならない」に統一する。
3	不遵守が直ちに善管注意義務違反となるわけではないが、不遵守の態様によっては善管注意義務違反を問われることがあり得る事項	原則「する」に統一する（「行う」等を含む。）。
4	努力義務事項、望ましい事項、行動規範ではあるが上記 1～3 に該当しない事項（検討・考慮すべきものの具体的な行動指針は示されていない事項等）	状況に応じて文言を選択する。 なお、努力義務事項については、「努める」に統一するほか、行動規範ではあるが上記 1～3 に該当しない事項は、原則「～ものとする」に統一する。
5	権利の確認等上記 1～4 に当てはまらない事項	状況に応じて文言を選択する。

## 第1章 本基準の目的

- 1 本章は、**全ての監査役に適用**される。
- 2 監査役監査基準は、第1条に規定のとおり、監査役の職責とそれを果たすための心構えを明らかにし、監査を行う際の基準と行動指針を定めるものである。  
監査役は、自社の監査規準に則して行動しなければならないことは当然であるが、自社の企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の状況にも配慮して監査活動を実施することが重要である。
- 3 なお、本基準は、全ての監査役を対象にしているが、定款の定めにより監査役の監査範囲を会計に関するものに限定している場合（法389）は含まない。

協会の監査役監査基準  (下線は規定例における変更箇所)	機関設計が「取締役会＋監査役」の場合	
	規定例	規定例適用における解説等
<b>第1章 本基準の目的</b>  <b>(目的)</b> <b>第1条</b> 1. 本基準は、監査役の職責とそれを果たすうえでの心構えを明らかにし、併せて、その職責を遂行するための監査体制のあり方と、監査に当たっての基準及び行動の指針を定めるものである。 <b>[Lv.5]</b>	<b>第1章 本基準の目的</b>  <b>基本規定例</b> 基準通り <b>第1条 (目的)</b> 1. 本基準は、監査役の職責とそれを果たすうえでの心構えを明らかにし、併せて、その職責を遂行するための監査体制のあり方と、監査に当たっての基準及び行動の指針を定めるものである。	<b>【解説1】 基本規定例 (監査体制について)</b> 第1条は、自社の機関設計にかかわらず、協会基準の通りで良い。 1項の「監査体制のあり方」については、中小会社であっても、監査が実効的に行われるための「体制」整備に努めることは重要である。  <b>第1条に関する会社法関連規定</b> 監査役職務執行のための必要な体制整備（施行規則105②、③） 監査役監査の具体的な体制整備（法348③四、施行規則98④、法362④六、施行規則100③）

<p>2. 監査役は、企業規模、業種、経営上のリスク  その他会社固有の監査環境にも配慮して本基準  に則して行動するものとし、監査の実効性の確保  に努める。【Lv.4】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>2. 監査役は、企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の  監査環境にも配慮して本基準に則して行動するものとし、監査の実  効性の確保に努める。</p> <p><b>規定例 1</b> (業態、経営環境等の変化)</p> <p>2. 監査役は、<u>会社の業態、経営環境、事業リスク等の変化</u>にも配  慮して本基準に則して行動し、監査の実効性の確保に努める。</p> <p><b>規定例 2</b> (チャレンジと統制のバランス)</p> <p>2. 監査役は、<u>会社の健全な発展と活力に不可欠なチャレンジと適切  な統制・管理とのバランスに留意して</u>、本基準に則して行動し、監査  の実効性を<u>高めるように工夫</u>する。</p> <p><b>規定例 3</b> (会社の管理体制の整備・改善)</p> <p>2. 監査役は、会社の経営管理体制、予算管理体制、情報の管理  及び開示体制その他の内部統制体制の構築・運用状況の改善に  配慮し、本基準に則して行動するものとする。</p>	<p><b>【解説 2】 規定例 1 (会社の業態等の変化)</b></p> <p>会社の業態、経営環境、リスク等は絶えず変化する。監査役もこれらの変  化に絶えず注意し、対応することが必要である。</p> <p><b>【解説 3】 規定例 2 (チャレンジと統制のバランス)</b></p> <p>① 会社の持続的で健全な発展のためには、適切な統制は当然である  が、チャレンジも極めて重要である。</p> <p>② これは、全ての企業に共通することではあるが、特に中小会社の場合、  監査役はこの二つのバランスに目を向けることが重要だと思われる。</p> <p><b>【解説 4】 規定例 3 (経営管理体制等の整備)</b></p> <p>① 会社の事業分野や規模の拡大に応じて、会社の管理体制も整備して  いく必要がある。</p> <p>② 特に、上場を目指す場合は、東京証券取引所（東証）の上場規程  に対応した整備が求められるので、取締役と同様に、監査役も適切な整  備について留意する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◇ 規定例 1 及び 2 の趣旨は、第 3 条（監査役の心構え）の  中に含めて規定することも考えられる。</p> </div>
--	---	---

## 第2章 監査役の職責と心構え

- 1 本章は、**全ての監査役に適用**される。
- 2 第2条の「良質な企業統治体制」を確立する責務は、取締役（会）も負っているが、監査役は、取締役の職務の執行を監査することにより、自らも責務を負っていることを強調したものである。

当協会の監査役監査基準 (下線は規定例における変更箇所)	機関設計が「取締役会+監査役」の場合	
	規定例	規定例適用における解説等
<b>第2章 監査役</b> の職責と心構え  <b>(監査役</b> の職責) <b>第2条</b> 1. 監査役は、取締役会と協働して会社の監督機能*の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、 <u>企業及び企業集団<sup>(1)</sup>が様々なステークホルダーの利害に配慮するとともに、これらステークホルダーとの協働に努め<sup>(2)</sup>、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現<sup>(3)</sup>し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っている<sup>(4)</sup>。</u> <b>[Lv.3]</b>	<b>第2章 監査役</b> の職責と心構え  <b>規定例 1</b> (基準をベースに中小会社の実情を勘案して簡略化した規定例) <b>第2条 (監査役</b> の職責) 1. 監査役は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、 <u>企業がステークホルダーの利害に配慮し、健全で持続的な成長と社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に努める。</u>	<b>【解説 1】 規定例 1 (監査役</b> の職責) 協会基準を基に、非上場の中小会社の実情に則して下線箇所を除外する等により簡略化した規定例を示した。下線箇所の除外は以下の点を勘案したものである。勿論、協会基準が各社の実情に則していれば、その全部又は一部を残して良い。 <sup>(1)</sup> 規定例は、「企業集団」がないケースを前提としている。 <sup>(2)</sup> 「ステークホルダーの利害に配慮」は全ての監査役にとって重要。一方、中小会社の場合、ステークホルダーとして支配株主やその親族、幹事銀行その他重要な取引先の比重が高く、利害相反防止の観点から監査役が「協働」することが必ずしも適切とは言えないケースがある。 <sup>(3)</sup> 「中長期的な企業価値の創出」が望ましいことは当然であるが、非上場の中小会社としては、まず、「会社の健全性と安定性」を確保することが最優先である。改正前の規定ふりが適切と判断される。 <sup>(4)</sup> 中小会社の場合、社長（注）の存在が圧倒的に大きく、良質な企業統治体制の確立には社長の理解と行動が不可欠である。そのため、監査役は、企業統治の重要性を社長等に説明し、会社全体に働きかける努力が求められるので、「努める。」としている。 （注）会社法上は「代表取締役」の用語しかないので、基準及び規定例においては「代表取締役」と表記しているが、実務を考慮し、【解説】・【コメント】においては「社長」としたほうが分かりやすい場合は「社長」と表記している。

<p>*「監督」についての補足説明（抄）： 本基準における「監督」の概念は、会社法第362条第2項第2号に規定する「取締役の職務の執行の監督」に留まらず、より広い企業統治における監督機能全般を意味する。広義の監督機能は、取締役会と監査役（会）が協働して担うものであり、「監査」もその一部と考えている（広義の監督機能の概念については、当協会「監査役等の英文呼称について」（平成24年8月29日）において提示していたものであるが、本基準においても同様の概念を踏まえて改定するものである。</p> <p>2. 前項の責務を通じ、監査役は、会社の透明・公正な意思決定を担保するとともに、会社の迅速・果断な意思決定が可能となる環境整備に努め、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、取締役又は使用人に対し能動的・積極的な意見の表明に努める。【Lv.4】</p>	<p><b>規定例 2</b>（同趣旨だが規定ぶりを変更）</p> <p>1. 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として<u>選任されていることを自覚し、監査活動を通じて、企業のステークホルダーへの利害に配慮し、健全で持続的な成長の確保と社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与する。</u></p> <p><b>規定例 3</b>（1項の趣旨を踏まえた別の規定例）</p> <p>1. 監査役は、<u>取締役とはその職責を異にする独立した機関であることを自覚し、会社の健全な経営、持続的成長の確保及び社会的信頼の向上に留意し、株主の負託と社会の要請に応える。</u></p> <p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>2. 前項の責務を通じ、監査役は、会社の透明・公正な意思決定を担保するとともに、会社の迅速・果断な意思決定が可能となる環境整備に努め、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、取締役又は使用人に対し能動的・積極的な意見の表明に努める。</p>	<p><b>【解説 2】 規定例 2</b>（株主から選任されているとの自覚と他のステークホルダーの利害への配慮）</p> <p>監査役への就任は社長から依頼されることが多いため、社内出身の監査役には実感が難しい面があるが、「株主から選任されている」との自覚を持つことは極めて重要である。また、株主の他に、従業員、取引先、協力企業、地域社会など企業活動において留意すべき重要なステークホルダーがいるので、協会の改定基準に盛り込まれた「ステークホルダーの利害に配慮する」ことを規定例に織り込んだ。</p> <p><b>第2条1項に関する会社法関連規定</b></p> <p>会社法改正における『監査役制度強化』の趣旨に基づく。</p> <p>監査役を選任（法329①） 監査役を職責（法381～386）</p>
--	--	--

<p>3. 監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人及び会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。【Lv.2】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（会計監査人を削除）</p> <p>3. 監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。</p> <p><b>(注) 任意監査を依頼している場合</b></p> <p>監査法人等に任意の会計監査を依頼している場合は、単に「会計監査人」を削除するのではなく、「監査法人等」*として残しても良い。</p> <p>任意監査人も監査役が意思疎通を図るべき者（施行規則105②三）だからである。</p> <p>*「監査法人等」：任意監査を依頼している監査法人又は公認会計士を言う（以下、全ての<b>規定例</b>及び<b>【解説】</b>において同じ）。</p> <p>任意監査については、第2部 <b>PART 3</b> を参照</p>	<p><b>【解説3】 基本規定例（監査役の職責を果たすための権限の行使）</b></p> <p>第3項は、監査役が第1項の責務を果たすため、取締役の職務執行を監査するために付与されている監査権限（下記条文に規定）を適切に行使すべきことを定めている。</p> <p><b>第2条3項に関する会社法関連規定</b></p> <p>取締役会への出席と意見陳述義務（法383①）  取締役、使用人その他の者との意思疎通義務（施行規則105②）  取締役、使用人等の監査役への報告（施行規則100③四）  会計監査人からの監査役への報告（法397①、②）  業務・財産の調査（法381②）</p> <p>○ 監査役は、当該調査権限に基づき、経営会議その他重要な業務執行に係る意思決定や報告を行う会議に出席し、意見表明ができる。  取締役の行為の差止め（法385）</p> <p>○ これらの権限は必要ときは行使しなければならない。</p>
---	---	---

<p><b>(監査役の心構え)</b></p> <p><b>第3条</b></p> <p>1. 監査役は、独立の立場の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動しなければならない。【Lv.2】</p>	<p><b>基本規定例 1</b> 基準通り</p> <p><b>第3条 (監査役の心構え)</b></p> <p>1. 監査役は、独立の立場の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動しなければならない。</p> <p><b>基本規定例 2</b> 基準ベース</p> <p><b>第3条 (監査役の心構え)</b></p> <p>1. 監査役は、独立の立場の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持し、<u>健全な経営の推進のために自らの信念に基づき行動することを心がけなければならない。</u></p> <p><b>規定例 1</b> (「公正不偏の態度」の内容として多様な利害関係者の利益に配慮する旨を規定した例)</p> <p>1. 監査役は、法令、定款及び関連諸規程の定めに基づき、会社、株主その他の利害関係者*のため公正不偏な態度をもってその職務を遂行しなければならない。</p> <p>*「利害関係者」を「ステークホルダー」としても良い。</p> <p><b>規定例 2</b> (基準の趣旨に沿った他の規定例)</p> <p>1. 監査役は、常に独立の立場と公正不偏の態度を保持し、健全な経営の推進のために信念をもって行動することを心がけなければならない。</p>	<p><b>【解説 1】(信念に基づき行動)</b></p> <p>監査役の責務を全うするためには、「企業を良くする」との信念を持って行動することは重要である。</p> <p><b>基本規定例 2</b> の下線箇所は中小会社の事例だが、自己の信念に基づく行動は、<b>健全な経営のため</b>であることを明らかにしている。</p> <p><b>第3条 1項に関する会社法関連規定</b></p> <p>独立の立場と公正不偏の態度 (施行規則 105③)</p> <p>○ 同 105 条は、監査役の意思疎通、情報の収集、監査環境の整備に対する責務とともに、取締役が監査役の職務執行のために必要な体制を整備すべきことを定めており、取締役及び監査役の両方にとって重要である。</p>
---	---	--

<p>2. 監査役は、監督機能の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、常に監査品質の向上等に向けた自己研鑽に努め、就任後においても、これらを継続的に更新する機会を得るよう努める。【Lv.4】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>2. 監査役は、監督機能の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、常に監査品質の向上等に向けた自己研鑽に努め、就任後においても、これらを継続的に更新する機会を得るよう努める。</p> <p><b>規定例</b>（中小会社の実態に即して改正前の規定を採用）</p> <p>2. 監査役は、監査品質の向上のため常に自己研鑽に努める。</p>	<p><b>【解説2】（自己研鑽）</b></p> <p>第2項は、監査役が、監査品質を向上させるために、継続的に自己研鑽に努めることの重要性を定めているので、いずれの規定例を採用しても良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自己研鑽については、「新任監査役ガイド」Q2「監査役の基本スタンス」を参照。</li> <li>● 代表取締役等に意見を述べ、適切な経営判断と行動を促す役割を担う監査役には幅広い視野と見識が求められる。様々な分野に目を向け、研鑽に努める事が大切である。</li> </ul>
<p>3. 監査役は、適正な監査視点の形成のため、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会を得るよう努めるほか、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と企業をめぐる環境の変化を把握し、能動的・積極的に意見を表明するよう努める。【Lv.4】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>3. 監査役は、適正な監査視点の形成のため、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会を得るよう努めるほか、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と企業をめぐる環境の変化を把握し、能動的・積極的に意見を表明するよう努める。</p>	<p><b>【コメント】（経営課題について）</b></p> <p>会社の規模の大小を問わず、会社の経営課題を明らかにし、適切に対応することは、取締役及び監査役の両方にとって大切である。中小会社の場合、監査役は社外から招聘される例が少なくないが、今までの知見を活かしつつ、新鮮な視点に立って意見を表明し、具体策を提言することが期待されていると感じる（中小会社の監査役の声）。</p> <p><b>第3条3項に関する会社法関連規定</b></p> <p>会社の事業及び財産の状況の調査等（法381） 取締役会への出席と意見の陳述（法383④）</p>

<p>4. 監査役は、平素より会社及び子会社の取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。【Lv.4】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（子会社を削除）</p> <p>4. 監査役は、平素より会社の取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。</p>	<p><b>【解説3】 基本規定例（子会社について）</b></p> <p>現在はなくても、子会社の設立や買収が予想される場合は、削除しなくて良い。</p> <p>➔ 子会社がない場合の対応等については、第25条（企業集団における監査）参照。</p> <p><b>第3条4項に関する会社法関連規定</b></p> <p>監査役の意思疎通、情報収集、監査環境整備（施行規則105②）</p>
<p>5. 監査役は、監査意見を形成するに当たり、よく事実を確かめ、必要があると認めるときは、<u>弁護士等外部専門家の意見を徴し、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努める。【Lv.4】</u></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り ～例示はオプション～</p> <p>5. 監査役は、監査意見を形成するに当たり、よく事実を確かめ、必要があると認めるときは、（弁護士等）外部専門家の意見を徴し、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努める。</p>	<p><b>【解説4】 基本規定例（弁護士等の例示）</b></p> <p>① 例示なので、（ ）は、削除しても良い。</p> <p>② しかし、企業不祥事発生の場合、取締役の任務懈怠を問題とする場合、株主代表訴訟等の場合等は、監査役が善管注意義務を果たしつつ適切に対応するために、弁護士に相談することが重要である。</p> <p>③ 監査役が弁護士の意見を求める場合、会員であれば日本監査役協会の相談サービス等の利用も可能である。</p>
<p>6. 監査役は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならない。【Lv.2】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>6. 監査役は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならない。</p>	<p><b>【解説5】（秘密保持）</b></p> <p>監査役は、監査や調査を通じて様々な情報を取得する。監査役が、情報の秘密を守り、情報提供者が不利益を被るおそれがあるときは情報源を明かさなことは、監査役監査の信頼性の基礎であり、「善管注意義務」の一部である。</p>

<p>7. 監査役は、<u>企業及び企業集団の健全で持続的な成長を確保し社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立と運用のために、監査役監査の環境整備が重要かつ必須であることを、代表取締役を含む取締役</u>に理解し認識させるよう努める。【Lv.4】</p> <p>【第2項参考】GC 基本原則4、原則4-4及び補充原則4-14①</p> <p>【第3項補足】「<u>能動的・積極的に意見を表明</u>」とは、専ら経営に関する事項として、<u>発言を控える、若しくは意見を求められるまで待つことをせず、企業にとり有益と自ら判断した場合は躊躇することなくリスク管理の観点や経営判断の合理性の観点等からも意見を述べることを期待したものである。</u></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（企業集団を削除）</p> <p>7. 監査役は、企業の健全で持続的な成長を確保し社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立と運用のために、監査役監査の環境整備が重要かつ必須であることを、代表取締役を含む取締役に理解し認識させるよう努める。</p> <p><b>規定例1</b>（代表取締役に對して監査役監査に対する理解度を深める）</p> <p>7. 監査役は、日頃から代表取締役と十分にコミュニケーションを持ち、代表取締役が企業統治の重要性及びそのための監査役監査の意義と活動について理解し、円滑な監査役監査の遂行について協力が得られるように努める。</p>	<p><b>【解説6】規定例（企業集団について）</b></p> <p>現在は該当しなくても、子会社等の設立や取得を計画している場合は、削除しなくて良い。</p> <p>➡ 第25条（企業集団における監査）参照。</p> <p><b>【解説7】規定例1（社長の理解度を深める）</b></p> <p>中小会社の場合、社長の存在感、依存度、権限は際だって強いので、社長に監査役制度の意義と監査役の役割について十分理解を得ておくことが重要。社長とは、恭順でも敵対でもなく、適度な緊張関係を持ちつつ何でも話し合える信頼関係を築くことが理想である。</p> <p><b>【コメント】（社長には真摯に接することが大切）</b></p> <p>監査役が高い志と見識を持つように努め、真摯に社長と接するならば、社長も真剣に応じてくれる（中小会社の監査役の声）。</p>
---	--	---

### 第3章 監査役

協会の監査基準第3章は、監査役会が設置されていることを前提に、監査役会及び監査役の権限とその行使について定めている。  
しかし、本手引書においては、監査役会設置会社でない場合を想定しているため、**規定例では監査役会に関連する条文を削除している。**

#### 1 「監査役会が設置されている場合」と「監査役会設置会社でない場合」の基準の規定に関する留意点

整理すると、以下のとおりとなる。

##### (1) 主に監査役会設置の場合のみに適用されるもの（第4条～第8条）

- 第4条「常勤監査役」 (注) 監査役会設置会社は常勤監査役を選定しなければならないが、それ以外の会社でも選定される場合がある。
- 第5条「社外監査役及び独立役員」 (注) 監査役会設置会社は社外監査役を選定しなければならないが、それ以外の会社でも選任される場合がある。  
独立役員は上場会社のみ該当する。
- 第6条「監査役会の機能」
- 第7条「監査役会の職務」
- 第8条「監査役会の運営」

左記(1)の条文は、**監査役会設置会社でない場合には、削除可能**である。  
ただし、第4条及び第5条に関する注記の通り、常勤監査役や社外監査役を設置する例もある。  
**個々の条項については、会社の実情に応じて削除するか、修正して残すか、十分検討のうえ決める必要がある。**

##### (2) 監査役会設置会社でない場合は、監査役として対応すべきもの（第9条～第12条）

- 第9条「監査役選任手続等への関与及び同意手続」
- 第10条「監査役候補者の選定基準等」
- 第11条「監査役報酬等」
- 第12条「監査費用」

左記(2)の条文は、**監査役会設置会社でない場合、「監査役会」を「監査役」と修正して規定することが必要**である。

なお、**監査役協議会（任意の会議体）を設置している場合については、第2部 **PART 2** を参照。**

当協会の監査役監査基準 (下線は規定例における変更箇所)	機関設計が「取締役会+監査役」の場合	
	規定例	規定例適用における解説等
<p><b>第3章 監査役及び監査役会</b></p> <p>(常勤監査役)</p> <p><b>第4条</b></p> <p>1. 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならない。【Lv.1】</p>	<p><b>3章 監査役</b></p> <p><b>規定例1 (常勤の監査役を置く場合)</b></p> <p><b>第4条 (常勤監査役)</b></p> <p>1. 監査役(の中、1人)は、常勤とする。</p> <p><b>規定例2 (監査役の執務形態)</b></p> <p>第4条</p> <p>1. 監査役は、その職責を果たすため、会社の業態、リスク等に適合した企業統治のあり方について代表取締役と協議し、その一環として監査役の適切な執務形態について定める。</p> <p>(注) 本規定例は、監査役会設置会社でない場合でも、<b>常勤監査役を置く場合</b>を想定している(第2部冒頭の2規定例の『前提条件』(32頁)を参照)。 常勤の監査役を置かない場合は、第4条全体を削除する。</p>	<p><b>【解説1】 (常勤監査役の選定)</b></p> <p>「監査役会」設置会社でなくても、常勤監査役を任意で選定している場合は、実情に合わせて規定する。</p> <p>(注) 監査役会に代わるものとして、<b>監査役協議会</b>を設ける場合は、常勤監査役を置くのが通例である。この場合に、常勤の監査役の選定を監査役協議会において行うことにしても良い。</p> <p>→ <b>PART 2</b> 参照</p> <p><b>規定例2</b> は、中小会社の監査役の執務形態は各社の状況により異なるため、監査役と代表取締役の協議により定める例を示した。会社が上場を企図している場合等は、上場のための体制整備や審査等の観点から常勤監査役の設置が求められるので、監査役に就任するときに、委任契約により執務形態や報酬等を定める例が多い。</p> <p><b>【解説2】 (常勤監査役と非常勤監査役)</b></p> <p>① 監査役会設置会社以外は、監査役に常勤か非常勤かの区別はない。</p> <p>② 会社法に「常勤」監査役の定義はないが、「他に常勤の仕事がなく、会社の営業時間中、原則としてその会社の監査役の職務に専念する監査役」と解されている。(通説。江頭憲治郎教授「株式会社法」他)</p> <p>(注) 上場を目指す会社の場合、上場審査の実務では、上記通説の「常勤性」が厳しく判断される。</p> <p>③ 監査役の権限、義務、責任には、常勤か非常勤かによる違いがないことに留意する。→ 第1部 2「監査役の職務に関する会社法の規定」を参照</p>

<p>2. 常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め【Lv.4】、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証する。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>2. 常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証する。</p> <p><b>規定例 1</b> (日常的なコミュニケーションと情報の収集)</p> <p>2. 常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、取締役、その他の使用人と日常的なコミュニケーションを図り、積極的に社内の情報の収集に努め、業務の遂行状況、課題、リスク等を把握し、現場における内部統制システムの構築・運用の実態についても日常的に確認する。</p>	<p><b>【解説 3】(日常的なコミュニケーションによる情報の収集)</b></p> <p><b>規定例 1</b> は、基本規定例に基づき、常勤監査役に求められる情報収集のための活動を具体的に規定した例である。</p> <p><b>第 4 条 2 項に関する会社法関連規定</b></p> <p>監査役の意思疎通、情報収集、監査環境の整備 (施行規則 105②)</p> <p>内部統制システムの構築・運用状況の監視・検証 (法 381①、施行規則 129①五)</p>
<p>3. 常勤監査役は、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監査役と共有するよう努める。【Lv.4】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>3. 常勤監査役は、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監査役と共有するよう努める。</p> <p><b>規定例 1</b> (情報の共有について具体的に規定)</p> <p>3. 常勤監査役は、出席した社内会議の資料及び討議内容、閲覧した稟議書等の中で、重要なものや参考となるものは、非常勤監査役に報告・説明し、積極的に情報共有に努める。</p>	<p><b>【解説 4】(情報の共有)</b></p> <p>第 3 項は、下記の会社法規定に基づくものであり、監査役が他の監査役と情報交換をして共有することは極めて重要である。</p> <p><b>規定例 1</b> は、「情報の共有」についてさらに具体的に規定した例である。</p> <p><b>第 4 条 3 項に関する会社法関連規定</b></p> <p>監査役の意思疎通、情報収集、監査環境整備 (施行規則 105④)</p> <p>監査役の監査役会に対する報告 (法 390④)</p>

## 第5条（社外監査役）

- ここに示した規定例は、「監査役会」設置会社でないが、「**社外監査役を任意で選任**」している場合を前提としている。  
→ 第2部の頭書2規定例の『前提条件』②（32頁）参照。
- 社外監査役を選任していない場合は、第5条を削除する（以下他の条項において同じ）。**
- 独立役員に関する規定は、東京証券取引所（東証）の上場規程に対応したものであるため、**非上場の会社は削除する。**

<p><b>（社外監査役及び独立役員）</b> <b>第5条</b></p> <p>1. 社外監査役は、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるために法令上その選任が義務付けられていることを自覚し、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、得られた情報を他の監査役と共有することに努めるとともに、他の監査役と協力して監査の環境の整備に努める。<b>【Lv.4】</b>また、他の監査役と協力して第37条第1項に定める内部監査部門等及び会計監査人との情報の共有に努める。<b>【Lv.4】</b></p>	<p><b>規定例</b>（監査役会設置会社でないが、社外監査役を選任している）</p> <p><b>第5条（社外監査役）</b></p> <p>1. 社外監査役は、監査体制の独立性及び中立性を一層高める<b>役割を期待されていること（【解説1】①）</b>を自覚し、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、他の監査役と協力して、<b>内部統制の推進や内部監査に携わる部門等との意思疎通（【解説1】②）</b>に努め、得られた情報を他の監査役と共有するように努める。また、他の監査役と協力して<b>代表取締役及び取締役と意見交換等を行い（【解説1】③）</b>監査環境の整備に努める。</p>	<p><b>【解説1】 規定例（社外監査役）</b></p> <p>① 基準と同趣旨であるが、監査役会設置会社でない会社では、社外監査役の選任が法令で義務づけられているわけではないので、「役割が期待されていること」等とする。</p> <p>② 社外監査役が非常勤である場合を想定して、内部統制部門等との意思疎通を図ることの重要性を強調している。会計監査人が設置されていれば、同様である。</p> <p>③ 監査環境の整備には、社外監査役が参加して代表取締役等と意見交換を行うことが有益なので、その趣旨を規定している。</p> <p><b>第5条に関する会社法関連規定</b> 社外監査役（法2十六、335③） 独立性・中立性「選任議案における独立性と中立性に関する事項の開示」（施行規則76④） 監査役の意思疎通、情報収集、監査環境整備（施行規則105④）</p>
---	--	--

<p>2. 社外監査役は、その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、代表取締役及び取締役会に対して忌憚のない質問をし又は意見を述べる。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>2. 社外監査役は、その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、代表取締役及び取締役会に対して忌憚のない質問をし又は意見を述べる。</p>	<p><b>【解説2】（社外監査役の選任理由）</b></p> <p>社外監査役の選任議案における開示事項（第10条第5項参照）を見れば、会社との利害関係がなく、独立性・中立性が確保され、不祥事を予防し、発生したときは本質的な対応ができる人物が求められている。</p> <p>➡ 社外監査役に関する情報開示については、次項の<b>【解説3】</b>（事業報告における社外監査役の活動状況）も参照</p>
<p>3. 社外監査役は、法令で定める一定の活動状況が事業報告における開示対象となることにも留意し、その職務を適切に遂行しなければならない。【Lv.2】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>3. 社外監査役は、法令で定める一定の活動状況が事業報告における開示対象となることにも留意し、その職務を適切に遂行しなければならない。</p>	<p><b>【解説3】（事業報告における社外監査役の活動状況）（公開会社の場合に適用）</b></p> <p>以下のものを含む（施行規則124④四）。</p> <p>① 取締役会・監査役会への出席状況 ② 取締役会・監査役会における発言状況 ③ 発言により事業方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容 ④ 法令・定款の違反その他不正な業務執行が行われた事実があるときは、各社外監査役がその事実の発生の予防のために行った行為及びその発生後の対応として行った行為</p>
<p>4. <u>独立役員に指定された社外監査役</u>は、一般株主の利益ひいては会社の利益（本条において「一般株主の利益」という。）を踏まえた公平で公正な経営の意思決定のために行動することが特に期待されていることを認識し、他の監査役と意見交換を行うとともに他の監査役と協働して一般株主との意見交換等を所管する部署と情報の交換を図り、必要があると認めるときは、一般株主の利益への配慮の観点から代表取締役及び取締役会に対して意見を述べる。【Lv.3】</p>	<p><b>（注）第4項（独立役員としての役割）の取扱い：</b></p> <p>(1) 非上場会社は削除する。 (2) 上場を目指す会社は、自社の状況により、第4項を残してもよいが、この場合冒頭の「<b>独立役員に指定された</b>」を削除する。</p> <p><b>独立役員については【解説4】及び【解説5】を参照。</b></p>	<p><b>【解説4】（独立役員制度）</b></p> <p>東証が、企業行動規範により、上場会社に対して、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役の中から独立役員を確保し、東証に届け出を求めている制度。</p> <p>東証『独立役員の確保に係る実務上の留意事項（2015年6月改訂版）』を参照。➡ 独立役員については、第10条第4項も参照</p> <p><b>【解説5】（一般株主の利益）</b></p> <p>「一般株主の利益は、株主共同の利益とも言い換えることができ、上場会社の利益と一致することが通常。ただし、個々の利害関係者の利害は常に一致するわけではなく、通常、利害調整は日常の経営の中で行われる」【東証「独立役員に期待される役割」（平成22年3月）より】</p>

## 第6条（監査役会の機能）

- 1 本条を削除する。
- 2 ただし、監査役協議会等を任意で設けている場合の規定例は、第2部 **PART 2** において示す。

<p><b>（監査役会の機能）</b> <b>第6条</b> 1. 監査役会は、すべての監査役で組織する。 <b>【Lv.1】</b></p>	<p><b>【規定例】</b> 監査役会設置会社でない場合 第6条全体を削除する。</p>	<p><b>【解説1】（第6条 監査役会の機能）</b> 監査役会設置会社でない場合は、該当しない。</p>
<p>2. 各監査役は、監査役会が監査に関する意見を形成するための唯一の協議機関かつ決議機関であることに鑑み、職務の遂行の状況を監査役会に報告する。<b>【Lv.3】</b>また、各監査役は、監査役会を活用して監査の実効性の確保に努める。<b>【Lv.4】</b>ただし、監査役会の決議が各監査役の権限の行使を妨げることはできない。<b>【Lv.1】</b></p>	<p>削除</p>	<p><b>【解説2】（唯一の協議及び決議機関）</b> 監査役会設置会社でない場合は、該当しない。 第6条第2項は、法定機関である「監査役会」についてのみ該当する。</p>
<p>3. 監査役会は、必要に応じて取締役又は取締役会に対し監査役会の意見を表明しなければならない。<b>【Lv.2】</b></p>	<p>削除</p>	<p><b>【解説3】（監査役の意見の表明）</b> 監査役が複数いる場合、監査役が同意した事項については、必要に応じて、取締役又は取締役会に対し監査役全員の意見として表明することが意見の効果を高めるうえで望ましい。勿論、各監査役がそれぞれの意見を表明することを妨げない。</p>
<p>4. 監査役会は、法令に定める事項のほか、取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受ける。 <b>【Lv.3】</b></p>	<p>削除</p>	<p><b>【解説4】（監査役に対する報告）</b> 監査役に対する報告については、第20条（監査役への報告に関する体制等）参照。</p>

## 第7条（監査役会の職務）

- 1 本条を削除する。
- 2 ただし、監査役協議会等を任意で設けている場合の規定例は、第2部 **PART 2** において示す。

<p><b>（監査役会の職務）</b></p> <p><b>第7条</b></p> <p>監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第3号の決定は、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。【Lv.1】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 監査報告の作成</li><li>二 常勤の監査役の選定及び解職</li><li>三 監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定</li></ul>	<p>第7条全体を削除する。</p>	<p><b>【解説1】（監査役会の職務）</b></p> <p>監査役会設置会社でない場合は、該当しない。</p> <p>第7条は、法定機関である「監査役会」についてのみ適用できる規定であり、監査役協議会には適用できないことに留意する。</p> <p><b>【解説2】（監査役会の権限と決議事項）</b></p> <p>第1部2項D「監査役会の権限についての会社法規定」（19頁）及び<b>PART 2</b>159頁【解説】「監査役会の権限と決議について」参照。</p>
--	--------------------	--

## 第8条（監査役会の運営）

- 1 本条を削除する。
- 2 ただし、監査役協議会等を任意で設けている場合の規定例は、第2部 **PART 2** において示す。

<p><b>（監査役会の運営）</b></p> <p><b>第8条</b></p> <p>1. 監査役会は、定期的開催し、取締役会の開催日時、各監査役の出席可能性等にも配慮し、あらかじめ年間の開催日時を定めておくことが望ましい。【Lv.4】ただし、必要があると認めるときは随時開催する。【Lv.3】</p>	<p>第8条全体を削除する。</p>	<p><b>【解説1】（監査役会の運営）</b></p> <p>第8条の規律は、監査役会が設置されている場合に適用されるものであり、監査役会設置会社でない場合には該当しない。</p>
---	--------------------	---

<p>2. 監査役会は、その決議によって監査役の中から議長を定めるものとする。【Lv.4】監査役会の議長は、監査役会を招集し運営するほか、監査役会の委嘱を受けた職務を遂行する。【Lv.3】ただし、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。【Lv.1】</p>	<p>削除</p>	<p><b>【解説2】（監査役会議長）</b>  監査役会設置会社でない場合は、該当しない。  監査役協議会を設置する場合は、PART 2 参照（以下、3 項～5 項において同じ）。</p>
<p>3. 監査役会は、各監査役の報告に基づき審議をし、監査意見を形成しなければならない。【Lv.2】</p>	<p>削除</p>	<p><b>【解説3】（監査役会における監査意見の形成）</b>  第8条第3項は、法定機関である「監査役会」についてのみ適用できる規定であり、監査役協議会には適用できないことに留意する。</p>
<p>4. 監査役会の決議を要する事項については、十分な資料に基づき審議しなければならない。【Lv.2】</p>	<p>削除</p>	<p><b>【解説4】（十分な資料に基づく審議）</b>  監査役会設置会社でない場合は、該当しない。  ただし、監査役が2人以上いる場合に、監査役の同意によって決定すべき事項（次頁を参照）については、十分な資料に基づき討議することが重要である。</p> <p><b>第8条4項に関する会社法関連規定</b>  監査役の善管注意義務（会社法 330、民法 644）</p>
<p>5. 監査役は、監査役会議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確かめ、出席した監査役は、これに署名又は記名押印しなければならない。【Lv.1】</p>	<p>削除</p>	<p><b>【解説5】（監査役会議事録）</b>  監査役会設置会社でない場合は、該当しない。</p>

## 監査役会設置会社でない場合であっても、監査役が2名以上いるときの留意点

### 【参考Ⅰ】 会社法上「監査役全員の同意（又は協議）\*」を必要とする事項

以下の事項は、監査役全員の同意によって決定しなければならない。

- (1) 「会計監査人の解任」（法 340②）
- (2) 「各監査役の報酬額の決定」（法 387②）
- (3) 「取締役等の責任の一部免除に関する議案」（法 425③、426②、427③） → 基準第 51 条参照
- (4) 「会社による訴訟の補助参加」（法 849③） → 基準第 53 条参照

\* 会社法における「協議」 監査役の「報酬の協議」というように用いるが、この場合の「協議」は、全員の同意により決するとの意味である。

### 【参考Ⅱ】 会社法上「監査役の過半数の同意」を必要とする事項

以下の事項は、監査役の過半数の同意をもって決定しなければならない。

- (5) 監査役の選任議案の提出、請求等（法 343）
- (6) 「会計監査人の選任、解任、不再任」の議案内容の決定（法 344②）
- (7) 会計監査人の報酬等の決定に関する同意（法 399①）

注 1： 「監査役会」設置会社の場合

上記（1）、（5）、（6）、（7）は、監査役会で決定しなければならない。

なお、上記（2）、（3）、（4）は、監査役会の決議を要しないが、監査役の協議（上記（2））又は監査役全員の同意（上記（3）、（4））が求められる。

【協会「監査役会規則（ひな型）」注 13 参照】

注 2： 「監査役協議会」を任意で設ける場合に、上記の事項を協議会の決議によって決めるとの運営が行われることがあるが、法的には、「監査役全員の同意」又は「過半数の同意」であり、これらの同意を監査役協議会の場を活用して行っているということである。

## 第9条（監査役選任手続等への関与及び同意手続）

- 1 本条は、監査役の『独立性』を担保するための会社法の規律に基づく規定であり、**全ての監査役に適用**される。
- 2 **監査役協議会等を任意で設けている場合の規定例は、第2部 PART 2**において示す。

<p><b>（監査役選任手続等への関与及び同意手続）</b> <b>第9条</b></p> <p>1. <u>監査役会</u>は、取締役が株主総会に提出する監査役の選任議案について、<u>同意の可否を審議</u>しなければならない。<b>【Lv.1】</b>同意の判断に当たっては、第10条に定める選定基準等を考慮する。<b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会を削除）</p> <p><b>第9条（監査役選任手続等への関与及び同意手続）</b></p> <p>1. <u>監査役</u>は、取締役が株主総会に提出する監査役の選任議案について、<u>同意の可否を決定</u>しなければならない。同意の判断に当たっては、第10条に定める選定基準等を考慮する。</p>	<p><b>【解説1】（選任同意手続）</b></p> <p>① 監査役が2人以上いる場合は、過半数の同意により決定する。 ② しかし、実務的には、監査役間で意見交換し、監査役の同意の可否をまとめることが望ましい。</p> <p><b>第9条に関する会社法関連規定</b> 監査役選任議案の同意、請求等（法343） 監査役の選解任等に関する意見等の陳述（法345①④） → 次頁【参考Ⅲ及Ⅳ】（58頁）参照</p>
<p>2. <u>監査役会</u>は、監査役候補者、監査役候補者の選定方針の内容、監査役選任議案を決定する手続、補欠監査役の選任の可否等について、<u>取締役との間であらかじめ協議の機会をもつことが望ましい。【Lv.4】</u></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（中小会社の例）</p> <p>2. <u>監査役</u>は、監査役候補者、監査役候補者の選定方針の内容、監査役選任議案を決定する手続、補欠監査役の選任の可否等について、<u>代表取締役との間であらかじめ協議の機会をもつように努める。</u></p>	<p><b>【解説2】（監査役候補者像）</b> 監査役として望ましい候補者像について、第10条に従ってあらかじめ社長に説明し、双方でコンセンサスを確立しておくことが大切である。</p>
<p>3. <u>監査役会</u>は、必要があると認めるときは、取締役に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすることを請求し、又は株主総会に提出する監査役候補者を提案する。<b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会を削除）</p> <p>3. <u>監査役</u>は、必要があると認めるときは、取締役に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすることを請求し、又は株主総会に提出する監査役候補者を提案する。</p>	
<p>4. 監査役は、監査役の選任若しくは解任又は辞任について意見をもつに至ったときは、株主総会において意見を表明しなければならない。<b>【Lv.2】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>4. 監査役は、（監査役の独立性に留意し）監査役の選任若しくは解任又は辞任について意見をもつに至ったときは、株主総会において意見を表明しなければならない。</p>	<p><b>【解説3】（独立性を強調した規定例）</b> 次頁【参考Ⅲ】（58頁）に示した通り、本条は「監査役独立性」を担保するために設けられている規律である。中小会社の事例に左記（ ）の通り規定した例があることに注目したい。</p>

### 【参考Ⅲ】 監査役の「選任」、「解任」、「辞任」

会社法は、以下のとおり、選任・解任等においても、監査役の独立性を担保するための措置を講じている。

#### 1. 選任（法 329、343、341、345①④）

- ① 監査役は、会社役員であり、株主総会で選任しなければならない（法 329）。
- ② 監査役の選任議案を株主総会に提出するには、監査役（会）の同意が必要（法 343①③）。
- ③ 監査役（会）は、監査役の選任議案の提出を請求できる（法 343②③）。  
監査役の選任は、取締役と同様に、原則として株主の過半数が出席し、出席した株主の議決権の過半数による決議が必要（法 341）。
- ④ 監査役は株主総会において監査役の選任について意見を述べることができる（法 345①④）。

#### 2. 解任（法 339、343④、309②七、345①④）

- ① 監査役は、株主総会で解任することができる（法 339）。
- ② 監査役の解任には、特別決議が必要（法 343④、309②七）。
- ③ 監査役は株主総会において監査役の解任について意見を述べるすることができる（法 345①④）。

#### 3. 辞任（法 345①～④）

- ① 辞任した監査役は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- ② 取締役は、辞任した監査役に対し、上記の株主総会の日時及び場所を通知しなければならない。

### 【参考Ⅳ】 監査役の辞任についての意見陳述

- ① 監査役は、上記 3 にある通り、株主総会において監査役の選任、解任、辞任について意見を述べるることができる（法 345①～④）。  
本規定は監査役が株主総会において直接辞任の理由を述べることにより、監査役が代表取締役等から辞任を強要されないように間接的に保護したものである。
- ② 期中に辞任した監査役は、次の株主総会で意見を述べるができるが、定時株主総会終結のときをもって辞任する場合は、当該株主総会では監査役として意見を述べることになる（法 345①④）。  
ただし、翌年の定時株主総会でも意見を述べるので（法 345②～④）、他の監査役は、取締役が上記 3 ②の通知を適切に行うかどうかを注視する必要がある。

<p>5. 補欠監査役の選任等についても、本条に定める手続に従う。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>5. 補欠監査役の選任等についても、本条に定める手続に従う。</p>	<p><b>【解説4】（補欠監査役の選任）</b></p> <p>① 補欠監査役は、（定款の定めがなくても）監査役が欠けた場合、又は、会社法もしくは定款で定められた員数を欠くことになるときに備えて選任することができる。</p> <p>② 補欠監査役の選任は、監査役を選任するときと同じ手続に従う（法329③）ほかに、施行規則第96条に掲げる事項をも併せて決定しなければならない。</p> <p>③ ここでいう「補欠監査役」は、監査役に就任しない限り、監査役ではないので会社役員ではない。</p> <p>④ なお、監査役の1人が欠ける事態になったとしても、残りの監査役の人数が定款で定めた人数以上である場合には、「会社法もしくは定款で定められた員数を欠く」事態に該当しないので、補欠監査役が監査役に就任できないことに留意する。</p> <p><b>【解説5】（「補欠監査役」は2種類あるので留意）</b></p> <p>① 補欠監査役の用語は、任期満了前に退任する監査役の補欠（残りの任期を充足するもの）として選任された監査役（法336③）についても用いるので注意する。</p> <p>② この取扱いをするには、定款の定めが必要であり、選任議案には、任期満了前に退任する監査役の「補欠として」選任する旨を明示しなければならない。</p> <p>③ 「補欠として」選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了するときまでであるが、この場合の補欠監査役は正規の監査役であり、したがって会社役員である。</p> <p>④ なお、任期満了前に退任する監査役の後任として選任しても、「補欠として」選任することを明示しなかった場合、その監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までである。</p>
---	--	--

<p>6. 監査役及び監査役会は、社外監査役選任議案において開示される不正な業務執行の発生の予防及び発生後の対応に関する事項について、適切に記載されているかにつき検討する。【Lv.3】</p> <p>【第2項補足】監査役候補の指名の方針等を会社が定める場合に、取締役会だけで定めるのではなく監査役会が関与することについて言及している。</p> <p>【第2項参考】GC原則3-1(iv)(v)</p>	<p><b>基本規定例</b>（監査役会設置会社でないが、社外監査役を選任している）</p> <p>6. 監査役は、社外監査役選任議案において開示される不正な業務執行の発生の予防及び発生後の対応に関する事項について、適切に記載されているかにつき検討する。</p>	<p><b>【解説6】（社外監査役選任議案における開示）</b></p> <p>① 「社外監査役選任議案の開示事項」</p> <p><b>【参考VI】 監査役選任議案における主要な記載事項</b>（63頁）を参照。</p> <p>（注）本項の「不正な業務執行の発生の予防及び発生後の対応」に関する事項について選任議案への記載が求められるのは、公開会社だけである（施行規則76④括弧書き）。</p> <p>② 「役員選任議案における開示が求められる会社」</p> <p>株主総会における議決権の行使を書面で行うことができる旨を定めた会社は、議案の賛否を判断するのに必要な情報を「株主総会参考資料」に記載し、株主に交付しなければならない（法298①三、法301）。</p> <p>（注）株主の数が1,000人以上の場合は、議決権を書面により行使できる旨を定めなければならない（法298②）。</p>
--	---	---

<p><b>【参考V】 会社役員等の「選任」と「選定」</b></p> <p><b>「選任」：</b> 会社法上、新たに一定の地位を与えるために選ぶこと。 例： 取締役、監査役、会計監査人の選任。</p> <p><b>「選定」：</b> 会社法上、一定の地位にあるものに対して追加して一定の地位を付与するために選ぶこと。 例： 「常勤」監査役、「代表」取締役、「業務執行」取締役の選定</p> <p>○ 社外監査役については、社外要件を満たす監査役を株主総会において選ぶので「選任」であり、常勤監査役は、監査役会において監査役の中から選ぶので「選定」となる。</p>
---

## 第10条（監査役候補者の選定基準等）

- 1 本条は、**全ての監査役に適用**される。
- 2 なお**監査役協議会**を設けている場合は、監査役会を協議会に変更しても良い。

<p><b>（監査役候補者の選定基準等）</b> <b>第10条</b></p> <p>1. <u>監査役会</u>は、監査役の常勤・非常勤又は社内・社外の別及びその員数、現任監査役の任期、専門知識を有する者の有無、欠員が生じた場合の対応等を考慮し、監査役選任議案への同意等を行うに当たっての一定の方針を定めるものとする。<b>【Lv.4】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会を削除） <b>第10条（監査役候補者の選定基準等）</b></p> <p>1. <u>監査役</u>は、監査役の常勤・非常勤又は社内・社外の別及びその員数、現任監査役の任期、専門知識を有する者の有無、欠員が生じた場合の対応等を考慮し、監査役選任議案への同意等を行うに当たっての一定の方針を定めるものとする。</p> <p><b>規定例1（中小会社における事例）</b></p> <p>1. 監査役は、監査体制を維持するために最低限必要とする要件に加えて、望ましいと考える監査役候補者の資質や人物像などを示した候補者選定の基準や指針を作成し、代表取締役とあらかじめ協議しておくことが望ましい。</p> <p><b>規定例2（上記規定例の代案）</b></p> <p>1. 監査役は、望ましいと考える監査役候補者の資質や人物像などについて代表取締役に説明し、候補者選定の基準や指針を作成して了解を得ておくことが望ましい。</p>	<p><b>【解説1】 規定例1・2（監査役の選定基準等）</b></p> <p>① 望ましいと考える監査役の選定のためには、第3条第7項（社長の理解度を深める）、第9条第2項（監査役の候補者像）等に関する解説の通り、社長とのコミュニケーションが大切である。</p> <p>② 経営者の個人的関係に偏った人選に対する牽制や経営者が提案した候補者に対して監査役が合理的な理由に基づき不同意を表明するためには、<b>規定例1</b>又は<b>規定例2</b>のような対応が必要であろう。</p> <p><b>第10条に関する会社法関連規定</b></p> <p>監査役の資格等（法335、331①、②） 監査役の任期（法336） 監査役の独立性、公正不偏の態度（施行規則105③） 選任において開示が求められる事項（施行規則76） 財務及び会計に関する相当程度の知識（施行規則121九）</p>
<p>2. 監査役候補者の選定への同意及び監査役候補者の選定方針への関与に当たっては、監査役会は、任期を全うすることが可能か、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不偏の態度を保持できるか等を勘案して、監査役としての適格性を慎重に検討する。<b>【Lv.3】</b>なお、監査役のうち最低1名は、財務及び会計に関して相当程度の知見を有する者であることが望ましい。<b>【Lv.4】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会を削除）</p> <p>2. 監査役候補者の選定への同意及び監査役候補者の選定方針への関与に当たっては、<u>監査役</u>は、任期を全うすることが可能か、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不偏の態度を保持できるか等を勘案して、監査役としての適格性を慎重に検討する。なお、監査役のうち最低1名は、財務及び会計に関して相当程度の知見を有する者であることが望ましい。</p>	<p><b>【解説2】（監査役候補者の選定に際して考慮すべき事項）</b></p> <p>① 第10条第2項に掲げられた事項は、第10条第1項の各事例において、適宜考慮する項目となる。</p> <p>② なお、「監査役の独立性、公正不偏の態度」については、第3条第1項参照。</p>

<p>3. 社外監査役候補者の選定に際しては、監査役会は、会社及び親会社との関係、代表取締役その他の取締役及び主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを確認するとともに、取締役会及び監査役会等への出席可能性等を検討するものとする。【Lv.4】</p>	<p><b>基本規定例（監査役会設置会社でないが、社外監査役を選任）</b>  3. 社外監査役候補者の選定に際しては、監査役は、会社及び親会社との関係、代表取締役その他の取締役及び主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを確認するとともに、取締役会及び監査役の会合等への出席可能性等を検討するものとする。</p>	<p><b>【解説3】（社外監査役の独立性の確認）</b>  業務執行者からの独立性を確認するためには、上記第10条第1項の各事例に示したように、候補者選定の基準や指針を作成し代表取締役とあらかじめ話し合っておくことが重要となる。  ➡ 第10条第5項「監査役選任議案における主要な記載事項」参照。</p>
<p>4. 監査役会は、独立役員の指定に関する考え方を取締役等から聴取し、必要に応じて協議する。【Lv.3】</p>	<p><b>（注）第4項（独立役員の指定の考え方）の取扱い</b>  (1) 非上場会社は削除する。  (2) 上場を目指す会社は、自社の状況により、第4項を残してもよい。この場合、監査役は、東証の「独立役員」制度について取締役等に説明して理解を得ておくことが望ましい。</p>	<p><b>【解説4】（独立役員の指定の考え方）</b>  ① 東証に届け出る独立役員は、社外役員から選ぶ必要があるが、東証の「独立性」基準に合致しないケースはあり得る。  ② 独立要件を満たす社外役員が複数名存在する場合は、その全員を届け出るのが基本である。一部の役員だけを指定するときは、経営者等から指定の方針や考え方を聞き、それが合理的か（恣意性はないか）等について確認し、必要に応じ、意見を述べるのが望ましい。  ○ <b>独立役員制度</b>については、第5条第4項に関する<b>【解説4】</b>及び<b>【解説5】</b>を参照。</p>
<p>5. 監査役候補者及び社外監査役候補者の選定に際しては、監査役会は、前3項に定める事項のほか、法令の規定により監査役の選任議案に関して株主総会参考書類に記載すべきとされている事項についても、検討する。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例（監査役会設置会社でないが、社外監査役を選任）</b>  5. 監査役候補者及び社外監査役候補者の選定に際しては、監査役は、前3項に定める事項のほか、法令の規定により監査役の選任議案に関して株主総会参考書類に記載すべきとされている事項についても、検討する。</p>	<p><b>【解説5】（監査役選任議案における主要な記載事項）</b>  次頁 参照</p>

**【参考VI】 監査役選任議案における主要な記載事項**

**A 全ての会社が記載しなければならない事項**

- ① 候補者の氏名、生年月日、略歴
- ② 会社との間の特別な利害関係の概要（該当するとき）

**B 公開会社が追加して記載しなければならない事項**

- ③ 候補者の保有する会社の株式の数
- ④ 候補者の重要な兼職の事実
- ⑤ 候補者が現在会社の監査役であるとき（再任するとき）は、会社における地位  
（注）「常勤監査役」等を記載する。
- ⑥ 候補者が現在親会社又は兄弟会社の業務執行者であるとき、又は、過去5年間に  
そうであった事を知っているとき：親会社又は兄弟会社の地位と担当

**C 候補者が社外監査役候補である場合の追加記載事項**

- ① 社外監査役候補である旨、及び、候補者とした理由
- ② 候補者が、現在会社の社外監査役であるとき：  
在職中に起きた会社の不正な業務執行の事実、並びに、候補者がその事実の発生の予  
防及び発生後の対応として行った行為 [概要]
- ③ 候補者が、過去5年間に他の会社の役員に就任していた場合（次の事実を会社が知  
っているときは）：  
候補者が在職中に起きた当該他の会社における不正な業務執行の事実
- ④ 上記③の場合において、候補者が社外取締役又は監査役であったときは）候補者が当  
該不正な業務執行の発生の予防及び発生後の対応として行った行為 [概要]

- ⑤ 候補者が会社の経営に関与していない者であるとき：  
関与していなかったとしても、候補者が社外監査役としての職務を適切に遂行することができ  
ると会社が判断した理由

（注）社外取締役、社外監査役の経験は、本項においては、経営に関与した者とは認められ  
ていない。しかし、会社は、候補者のこれらの経験及び活動実績等に基づき、  
候補者として相応しいと判断した理由を説明すれば良い。

- ⑥ 候補者が次に該当することを会社が知っているときは、その旨：
  - 1 特定関係事業者（親会社、兄弟会社及び自社の主要取引先）の業務執行者、又は、  
過去5年間に業務執行者であったもの
  - 2 会社又は特定関係事業者から多額の金銭等の財産を受ける予定がある、又は、過去2  
年間に受けていたこと〔監査役報酬は除く〕
  - 3 会社又は特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等
  - 4 過去2年間に合併等により事業を承継又は譲り受けた相手先会社の業務執行者であ  
ったこと
  - 5 監査役に就任してからの年数
  - 6 候補者と責任限定契約（法427①）を締結しているとき、又は、締結する予定があるとき

（注1） 左欄及び上記の記載内容は、一部省略又は簡素化している。  
詳細は**会社法施行規則76条**を参照。なお、非公開会社の場合、社外監査役候  
補者の記載事項は、一部除外されている（同条④前段括弧内）。

（注2） 記載例等については、経団連の「**会社法施行規則及び会社計算規則による株式  
会社の各種書類のひな型（改訂版）**」等を参照。

## 第 11 条 (監査役の報酬等)

本条は、**全ての監査役に適用**される。なお、監査役の報酬は、監査役の協議（全員の同意）により決めるべきことに留意する（法 387）。

### (監査役の報酬等)

#### 第 11 条

1. 各監査役が受けるべき報酬等の額について定款の定め又は株主総会の決議がない場合には、監査役は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査役の協議をもって各監査役が受ける報酬等の額を定めなければならない。【Lv.1】

#### 規定例 1 (監査役が 1 人の場合)

##### 第 11 条 (監査役の報酬等)

1. 定款又は株主総会の決議で監査役の報酬等の上限を定めている場合は、監査役は、株主総会において承認された監査役の報酬等の限度額内で報酬等の額を決定しなければならない。

#### 規定例 2 (監査役が 2 人以上いる場合)

1. 定款又は株主総会の決議で監査役の報酬等の上限を定めている場合は、監査役は、株主総会において承認された監査役報酬等の総額の範囲内で、監査役の協議により、各監査役の報酬等の額を決定しなければならない。
2. 監査役は、前項の報酬等の決定に際して、各監査役の執務形態、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮する。

#### 【解説 1】 規定例 1・2 (監査役の報酬等の決定)

- ① 定款で役員報酬を定めている例は少なく、株主総会で、取締役と監査役の夫々の報酬等の総額について決議を求め、その総額の範囲内で、各取締役の報酬配分については取締役会の決議に、各監査役の報酬配分については監査役の協議に委ねるとの承認を得るのが一般的な実務慣行である。
- ② 監査役の報酬等の決定を、取締役と区別するのは、監査役の独立性を担保するためである。  
しかし、監査役が報酬水準を全く独自に設定して良いというわけではなく、会社役員として、取締役の報酬とのバランスを図るのが一般的な実務慣行として認められている。
- ③ 実際は、会社が役員報酬基準等を内規として定めているケース、代表取締役から報酬額について提示されるケースも多いと思われる。そういう場合は、監査役の報酬基準や水準について、代表取締役と協議する等の方法により、監査役が予め承しておくことが望ましい。
- ④ 以上の方法等により、事実上、各監査役の報酬額が決まっていたとしても、報酬額の最終決定は各監査役の協議により行い、代表取締役に通知する手続を行う。

#### 【参考】「監査役の報酬水準」

日本監査役協会から毎期インターネットアンケートによるデータが公表されているので、上記【解説 1】③の場合等に参考とすることが考えられる。

<p>2. 監査役は、監査役の報酬等について意見をもつに至ったときは、必要に応じて取締役会又は株主総会において意見を述べる。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（「代表取締役と協議」を追加）</p> <p>2. 監査役は、監査役の報酬等について意見をもつに至ったときは、<u>代表取締役と協議</u>し、必要に応じて取締役会又は株主総会において意見を述べる。</p>	<p><b>第 11 条に関する会社法関連規定</b></p> <p>監査役の報酬等（法 387） 注：「報酬等」の定義 報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益（法 361①） 株主総会における監査役の報酬等の議案（施行規則 84） 報酬等の事業報告における開示（施行規則 121 四～六）</p> <p><b>【解説 2】 規定例（報酬等に対する監査役の意見）</b></p> <p>監査役は、株主総会で、監査役の報酬について意見を述べることができる（法 387③）。これは監査役の独立性を担保するためである。しかし、業績低迷のときは、代表取締役から監査役の報酬調整について協力を求められる例がある。本来的には、監査役が必ずしも応じる義務はないが、取締役全員が報酬調整に応じる場合には、同じ会社の役員として難しい立場に置かれ、悩むのも事実である。</p> <p>監査役がやむを得ず報酬調整に応じる場合は、一旦支払われた報酬を会社に戻し入れする方法を避け、監査役の協議により（調整後の）報酬額を新たに定めるのが一般的である。</p> <p>なお報酬調整は一時的な措置として適用期間を限定する、又は、業績が回復したときは報酬額を復元する等の調整条件を明らかにしておくことが望ましい。</p> <p>株主総会における意見の表明は、監査役の権利であるが、そのような必要が生じた場合には、社外監査役も含め監査役全員で、代表取締役と協議し、事前の解決を図ることにより株主総会における意見の表明を避ける方向での努力はすべきである。</p>
--	--	--

## 第12条（監査費用）

- 1 本条は、**全ての監査役に適用**される。
- 2 監査費用の請求は、監査役の権限である（法 388）。したがって、監査に必要な費用は会社に請求できるが、会社は全ての費用を予算に計上し、管理対象としているので、監査役は、監査活動に必要な費用を見積もり、あらかじめ社長その他予算管理の責任者と話し合うことが肝心である。

<p><b>（監査費用）</b> <b>第 12 条</b> 1. 監査役は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。<b>【Lv.5】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り <b>第 12 条（監査費用）</b> 1. 監査役は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。</p>	<p><b>第 12 条に関する会社法関連規定</b> 監査役の費用等の請求（法 388） 監査費用等の処理に係る方針（施行規則 98④六、100③六）</p>
<p>2. <u>監査役会</u>は、第 17 条第 2 項第 6 号の方針に基づき、職務の執行について生ずる費用について、あらかじめ予算を計上しておくことが望ましい。<b>【Lv.4】</b><u>ただし、緊急又は臨時に支出した費用についても、会社に償還を請求する権利を有する。【Lv.5】</u></p>	<p><b>規定例 1（基準をベースにした中小会社の規定例）</b> 2. <u>監査役</u>は、第 17 条第 2 項第 6 号の方針に基づき、職務の執行について生ずる費用について、<u>代表取締役と協議のうえ、あらかじめ予算を計上する。緊急又は臨時に支出した費用についても、その理由と内容を説明し、償還を請求することができる。</u></p> <p><b>規定例 2（監査費用を予算管理規程に基づき作成する旨を明記した例）</b> <b>第 12 条（監査費用）</b> 1. 監査役は、会社に対し、その職務の執行のため必要と認める費用を請求することができる。 2. 監査役は、予算管理規程に基づき、前項の費用について毎期予算を作成し、これを予算管理責任者に提出する。 3. 監査役は、支出した費用の実績と予算を対比し、監査費用の適正かつ効率的な使用に留意する。</p>	<p><b>【解説 1】 規定例 1～3（監査費用）</b> 中小会社の場合、監査費用の確保が難しいと言われるが、大企業においても、程度の差はあれ、費用の確保が簡単でない事情は変わらない。中小会社であれば、代表取締役に直接話をして確認を取ることが現実的なので、その点を規定例に示している。 費用は、必要性、優先順位、効率性、透明性に基づいて取り扱うのが原則である。 監査役としては、次のことを実践したい。 ① 前年度監査実績を分析し、それと比較しつつ、新年度の監査計画及び監査重点項目について代表取締役に説明し、意見交換する。 ② 上記の中で予算についても協議する。 ③ 上記協議に基づき、予算管理責任部門に対し予算を提出し、予算措置を要請する。 ④ 予算の使用実績、使用の理由を記録し、毎月予算管理部門に報告する。 ⑤ 効率的な予算使用を心がけ、予算管理を徹底する。</p>

	<p><b>規定例 3</b> <b>(規定例 2 の第 12 条第 2 項の代案)</b></p> <p>2. 監査役は、前年度の監査実績及び当年度の監査計画を代表取締役等に説明のうえ、前項の費用について適切な予算措置が講じられるように努める。</p>	<p><b>(注)「監査役協議会」がある場合</b></p> <p>「監査役協議会は、前年度の監査実績・・・(以下同じ)」としても良い。</p>
<p>3. 監査役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を会社に請求する権利を有する。<b>【Lv.5】</b></p>	<p><b>規定例</b> <b>(基準をベースにした中小会社の規定例)</b></p> <p>3. 監査役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を会社に請求することができる。ただし、<u>予め、発生する費用の概算について、代表取締役及び予算管理者に通知するものとする。</u></p>	<p><b>【解説 2】(外部専門家の助言に係る費用)</b></p> <p>外部専門家の報酬等は高額になりがちなので、監査役が助言を受けてその費用を会社に請求するのは、中小会社の場合は容易でない。会社が機関設計の変更、新株予約権の発行、組織再編、株式の上場等を行おうとするときには、会社が外部専門家のコンサルを受けるのが通例なので、監査役がこれらに関する専門的事項について助言を求める場合は、会社と専門家の契約の枠内で処理することが可能であろう。</p> <p>一方、監査役が監査職務の執行に関して専門家に助言を受ける必要があるときは、規定例のように取扱うのが現実的だと思われる。</p>
<p>4. 監査役は、その役割・責務に対する理解を深めるため必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に適合した研修等を受ける場合、当該費用を会社に請求する権利を有する。<b>【Lv.5】</b></p>	<p><b>規定例</b> <b>(基準をベースにした中小会社の規定例)</b></p> <p>4. 監査役は、その役割・責務に対する理解を<u>深め、必要な知識の習得や更新のために、監査役協会等が主催する研修等</u>を受ける場合、当該費用を会社に請求<u>することができる。</u></p>	
<p>5. 監査費用の支出に当たっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意するものとする。<b>【Lv.4】</b></p> <p><b>【第 3 項、第 4 項補足】費用負担についても明確にしている。</b></p> <p><b>【第 4 項参考】GC 補充原則 4 - 13②、原則 4 - 14</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>5. 監査費用の支出に当たっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意するものとする。</p>	

## 第4章 コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応

本章は、非上場の会社には適用されない。

当協会の監査役監査基準	機関設計が「取締役会＋監査役」の場合	
	規定例	規定例適用における解説等
<p><b>第4章 コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応</b></p> <p>(コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応)</p> <p><b>第13条</b></p> <p>1. コーポレートガバナンス・コードの適用を受ける会社の監査役は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を十分に理解したうえで、自らの職務の遂行に当たるものとする。【Lv.4】</p>	<p><b>第4章 コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応</b></p> <p>第4章全体を削除する</p>	<p>【解説】 (コーポレートガバナンス・コード)</p> <p>資本市場において、会社が株主（投資家）から経営を負託された者としての責任（受託者責任）を果たすとの観点から設けられた企業統治指針で、上場会社に適用される。</p> <p>協会基準の第4章は本指針に基づいて導入されたもので、従来の会社法の規律に基づいて制定されている他の章とは性格が大きく異なることから、非上場の中小会社を対象とする本手引書からは除外した。</p> <p>ただし、本企業統治指針では監査役の「望ましい監査行動」のあり方についても示されており、監査役が監査の実効性を高める観点から考慮すべきものがある。これらについては、適宜、本手引書において採用した。</p>
<p>2. 監査役及び監査役会は、取締役会が担う以下の監督機能が会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促しかつ収益力・資本効率等の改善を図るべく適切に発揮されているのかを監視するとともに、自らの職責の範囲内でこれらの監督機能の一部を担うものとする。【Lv.4】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 企業戦略等の大きな方向性を示すこと</li> <li>二 代表取締役その他の業務執行取締役による適切なりスクテイクを支える環境整備を行うこと</li> <li>三 独立した客観的な立場から、代表取締役その他の取締役等に対する実効性の高い監督を行うこと</li> </ul>	<p>削除</p>	

<p>3. 監査役が指名・報酬などに係る任意の諮問委員会等に参加する場合には、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適正に判断を行う。【Lv.3】</p> <p>【第1項補足】GCは会社の持続的成長と中長期的企業価値向上に資する内容であることから、第13条第1項は、GCの適用を直接受けていない会社であってもGCの趣旨を取り込むことを否定するものではない。</p> <p>【第2項補足】監査役及び監査役会は、第2条第1項に規定されているとおり、取締役会と協働して会社の広義の監督機能の一翼を担う機関であるが、当該監督機能の例として、GC基本原則4に3つの役割・責務が提示されており、当該役割・責務の一部は監査役・監査役会も担うことになる（GC基本原則4参照）。これら広義の監督機能に対する監査役の開与のあり方としては、取締役会がこれらの監督職務を適切に果たしているのかを監査すること（会社法第381条第1項参照）のほか、例えば、適切なリスクテイクの礎となる内部統制システムのあり方について構築の段階から積極的に意見を表明することが挙げられる。また、各社の置かれている環境によっては、リスク管理の観点や経営判断の合理性の観点等から、個別案件だけでなく、中期経営計画策定に係る議論においても積極的に発言することも考えられる。ただし、これらの開与の度合いは各社の事情により異なるべきものであり、第2項がレベル4となっているのもこの点を勘案したものである。なお、監査役が行うべき対応は、第2条に掲げる監査役職責を踏まえて行われることになる。</p> <p>【第3項補足】諮問委員会の設置や当該委員会に監査役が参加するかどうかは各社の状況に応じて任意に対応する事項である。</p> <p>【第3項参考】GC原則4-10</p>	<p>削除</p>	
---	-----------	--

<p><b>(株主との建設的な対話)</b></p> <p><b>第 14 条</b></p> <p>1. 監査役は、中長期目線の株主等と対話を行う場合には、関連部署と連携して、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的範囲内で適切に対応するものとする。【Lv.4】</p>	<p>第 14 条全体を削除する。</p>	
<p>2. 前項の対話において把握された株主の意見・懸念は、代表取締役その他の業務執行取締役、取締役会及び監査役会に対して適切かつ効果的に伝えるものとする。【Lv.4】</p> <p>【補足】本条は、監査役と株主等との対話について、監査役が株主等と対話を行っている実例があり、今後非業務執行役員としての監査役に対する期待が高まると考えられることから規定している。「中長期目線の株主」とは、いわゆるショートターミズムの株主ではなく、例えばスチュワードシップ・コードを採択し、顧客・受益者への長期的なリターンを確保するよう投資対象企業の中長期的な企業価値の向上への深い理解と関心をもっている機関投資家等が典型で、こうした株主は「会社のガバナンスの改善が実を結ぶまで待つことができる」（GC「経緯及び背景」第 8 項参照）者でもある。なお、監査役が実際に対話を行うに当たっては、I R 部門等の関連部署と十分な連携を図り、株主等にとって判りやすい説明となるよう、会社全体としてできるだけ一貫性のある説明を確保する必要があることから「関連部署と連携して」と規定している。</p> <p>【参考】GC 基本原則 5</p>	<p>削除</p>	

## 第5章 監査役監査の環境整備

本章は、**全ての監査役に適用**される。監査環境の整備は、実効性の高い監査を行うための基盤である。

協会の監査役監査基準 (下線は規定例における変更箇所)	機関設計が「取締役会+監査役」の場合	
	規定例	規定例適用における解説等
<p><b>第5章 監査役監査の環境整備</b></p> <p>(代表取締役との定期的会合)</p> <p><b>第15条</b></p> <p>監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、<u>監査役</u>の職務を補助すべき使用人（<u>本基準において「補助使用人」という。</u>）の確保及び<u>監査役への報告体制その他の監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等</u>について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。<b>【Lv.4】</b></p>	<p><b>第5章 監査役監査の環境整備</b></p> <p><b>規定例</b>（基準の規定を踏まえた他の規定例）</p> <p><b>第15条（代表取締役との定期的会合）</b></p> <p>監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針、<u>事業の環境と推進状況等</u>について説明を受けるとともに、会社に対処すべき<u>リスクや課題、監査役が監査を通じて気付いた重要な点や監査の実効性を高めるための要望等</u>についても意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。</p>	<p><b>【解説】規定例（代表取締役との協議）</b></p> <p>代表取締役との協議は、監査役監査に対する理解を深め、監査環境を整備し、監査の実効性を高めるために、監査役にとって重要である。特に、中小会社は、代表取締役の存在が大きいだけに、協議は不可欠である。</p> <p><b>【コメント1】（社長との協議）～中小会社の監査役の声から～</b></p> <p>① 中小会社の場合、代表取締役と協議しなければ監査が成り立たない。協議すれば、代表取締役は「きちんと情報を伝えてくれる」、「監査役</p> <p>の要望に耳を傾けてくれる」、「監査役</p> <p>の指摘に対応してくれる」。</p> <p>② 一方、監査役</p> <p>の立場からは、協議を通じて経営者の考え、願い、夢を十分理解するように努めることが大切である。</p> <p>③ 代表取締役との協議は、必要の都度行うほかに、予めスケジュールを決めて、定例的に行えるように計画しておくことが望ましい。</p> <p>④ さらに、多様な意見交換ができるように、非常勤監査役も含め、監査役全員が参加することが望ましい。</p> <p><b>【コメント2】（会合の議事録）</b></p> <p>① 代表取締役との定期会合の方法や内容は様々だと思われるが、会合の内容を議事録に残すかどうかは柔軟に考えて良い。</p> <p>② 監査役から代表取締役に監査意見を述べる場合や、要望を正式に伝える場合は、記録に残すのが良い。</p> <p>③ 一方、会社や経営全般に亘る様々な事項や課題等を自由に話し合うときは、記録を取らず本音ベースの意見をぶつけ合った方が双方にとり有益である。臨機応変に考えれば良いのではないだろうか。</p>

<p><b>(社外取締役等との連携)</b> <b>第 16 条</b></p> <p>1. 監査役会は、会社に社外取締役が選任されている場合、社外取締役との情報交換及び連携に関する事項について検討し、監査の実効性の確保に努める。<b>【Lv.4】</b> 監査役及び監査役会は、社外取締役がその独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携の確保に努める。<b>【Lv.4】</b></p>	<p><b>規定例</b> (社外取締役が設置されていない場合) 第 16 条全体を削除する。</p>	<p><b>【解説】(社外取締役との連携)</b> 本編の<b>規定例</b>の前提条件において、社外取締役が設置されていないと想定しているので、第 16 条は削除する。</p> <p>① 社外取締役も監査役も非業務執行役員であり、取締役の職務執行を監督又は監査し、会社の企業統治を充実させ、会社の健全な発展（企業価値の拡大）に寄与するという点で共通の目的を持つ。</p> <p>② 社外取締役は議決権を持ち、監査役は調査権を持つので、社外取締役が選任されているときは、両者が連携することは有意義だと考えられる。</p>
<p>2. 筆頭独立社外取締役が選定されている場合、当該筆頭独立社外取締役との連携の確保に努める。<b>【Lv.4】</b></p>	<p>削除</p>	
<p>3. 前 2 項のほか、監査役は、社外取締役を含めた非業務執行役員と定期的に会合をもつなど、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査上の重要課題等について意見を交換し、非業務執行役員間での情報交換と認識共有を図り、信頼関係を深めるよう努める。<b>【Lv.4】</b></p> <p><b>【第 1 項参考】GC 補充原則 4 - 4 ①</b> <b>【第 2 項参考】GC 補充原則 4 - 8 ②</b> <b>【第 3 項参考】GC 補充原則 4 - 8 ①</b></p>	<p>削除</p>	<p><b>第 16 条に関する会社法関連規定</b></p> <p>社外取締役（法 2 十五） 監査役に対する報告体制（施行規則 98④四、100③四） 監査の実効性の確保（施行規則 98④七、100③七） （社外）取締役との意思疎通、情報交換（施行規則 105②）</p>

<p><b>(監査役監査の実効性を確保するための体制)</b></p> <p><b>第 17 条</b></p> <p>1. 監査役は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制の確保に努める。<b>【Lv.4】</b></p> <p>2. 前項の体制確保のため、監査役は、次に掲げる体制の内容について決定し、当該体制を整備するよう取締役又は取締役会に対して要請する。</p> <p>一 補助使用人の設置及び当該補助使用人に関する事項</p> <p>二 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項</p> <p>三 補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>四 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制</p> <p>イ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制</p> <p>ロ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制</p> <p>五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>六 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p>七 その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制 <b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>規定例 (中小会社の実態に即して策定された例)</b></p> <p><b>第 17 条 (監査役監査の実効性を確保するための体制)</b></p> <p>1. 監査役は、代表取締役、取締役及び使用人とコミュニケーションを図り、監査職務が監査方針及び監査計画に従い円滑に遂行できるように努める。</p> <p>2. 前項の観点から、監査役は、会社の業務遂行に関する組織、人事、マネージメント体制等を勘案のうえ、次に掲げる体制のあり方について取締役と協議し、その内容の決定及び構築・運用について要請するものとする。</p> <p>一 監査役職務を補助するための使用人（以下「補助使用人」という。兼任者を含む）の配属と人選及び独立性に関する事項</p> <p>二 取締役及び使用人が、監査役に対して「報告・連絡・相談」をするための体制</p> <p>三 前号の報告等をした者が当該報告等をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>四 監査役職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針及び手続等に関する事項</p> <p>五 その他監査役監査が実効的に行われることを確保するために監査役が要望した監査上の事項や体制</p>	<p><b>【解説】(監査の実効性の確保)</b></p> <p>監査の実効性確保は、監査役にとって極めて大切な課題であり、苦勞する事項でもある。中小会社に限らないが、<b>代表取締役を始めとする業務執行者と良好なコミュニケーションを図り、信頼関係を深める</b>ことが基本であり必須の条件である。</p> <p>(1) <b>規定例</b> 第 1 項</p> <p>① 「コミュニケーションを図る」は、以上の点を踏まえたものである。</p> <p>② 監査計画については第 36 条第 4 項を参照。</p> <p>(2) <b>規定例</b> 第 2 項</p> <p>① 「補助使用人」の確保は、中小会社の場合、リソースの制限により至難のことである。第 18 条において具体的に解説した。</p> <p>② 監査役への「報告体制」が重要なことは言うまでもない。第 20 条において規定例等示した。</p> <p>③ 監査役に報告等をした者が「不利益を被らない」ように社内体制を構築・運営することは、監査役に対する報告体制を実効性あるものにする絶対条件の一つである。監査役が自ら報告者等が不利益待遇を受けないように守らなければならない。</p> <p>④ 「監査費用」については、第 12 条を参照。</p> <p><b>【コメント】「監査役に対する相談」</b></p> <p>取締役等の業務執行者からの報告・連絡に加え、相談を受ければ、監査役の監査の実効性は格段に高まる。相談内容が何であれ、監査役は積極的に相談に乗るように心がけたい。</p> <p><b>第 17 条に関する会社法関連規定</b></p> <p>監査役監査のための体制の整備（施行規則 98④、100③）</p> <p>監査役職務の執行のための体制の整備（施行規則 105②）</p>
---	---	--

<p>(補助使用者) 第 18 条</p> <p>1. 監査役は、企業規模、業種、経営上のリスク その他会社固有の事情を考慮し、監査の実効性 の確保の観点から、補助使用者の<u>体制の強化</u>に 努める。【Lv.4】</p> <p>2. 監査役及び監査役会の事務局は、専任の補 助使用者が当たることが望ましい。なお、専任者 の設置が困難な場合は、少なくとも兼任者を 1 名以上設置するよう取締役又は取締役会に対し て要請するものとする。【Lv.4】</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【第 2 項補足】補助使用者について、少なくと も兼任者を 1 名設置することを明確にして いる。</p> </div>	<p><b>規定例</b> (補助使用者の確保を優先)</p> <p>第 18 条 (補助使用者)</p> <p>1. 監査役は、企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の 事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、補助使用者の<u>確 保</u>に努める。</p> <p><b>規定例 2</b> (兼任者の設置)</p> <p>2. <u>監査役の職務を補助するための使用人として、</u>少なくとも兼任者 を 1 名設置するよう取締役に対して要請するものとする。</p>	<p><b>【解説 1】</b> <b>規定例</b> (補助使用者の体制強化)</p> <p>① 補助使用者が既にいれば、基準の第 18 条どおりで良い。 ② しかし、中小会社の多くは事業遂行に必要な最小限のリソースしか保 有していないので補助使用者の確保ができず、体制の強化までには至っ ていないのが現実である。 ③ 補助使用者の確保を優先する段階では、第 18 条を設けず、第 17 条第 2 項の<b>規定例</b>を基本とすることもやむを得ない。</p> <p><b>【解説 2】</b> (補助使用者の実情)</p> <p>① 監査役会規則 (ひな型) 第 26 条は、「監査役会の招集事務、議事録 の作成、その他監査役会運営に関する事務は監査役スタッフ等の監査役 の職務を補助すべき使用人がこれにあたる。」と定めている。 ② 専任の監査役スタッフがいない会社では、総務部等の管理部門が監 査役会や監査役協議会の事務局を務める例が多く、事実上、補助使 用人としての役割も果たしていると思われる。 ③ 多くの中小会社では、監査資料の印刷とファイリング、会議スペースの 予約、非常勤役員への事務的な通信・連絡といった事務を監査役が自 ら行っているのが実情であり、監査役の監査そのものの補助ではなく、そ ういった事務の手伝いをするスタッフを兼任でよから設置してもらうことも 重要である。<b>規定例 2</b>は兼任者の設置を要請するものであるが、事務 の手伝いをするスタッフの設置を要請する場合も含まれる。なお、事務の 手伝いをするスタッフも<u>監査役の職務を補助するための使用人に含まれ ることからこのような文言となっている。</u></p> <p><b>第 18 条に関する会社法関連規定</b> 補助使用者の設置 (施行規則 98④一、100③一)</p>
--	---	--

**【コメント】 中小会社の監査役の声から 『監査の実効性を上げるために』**

**(1) 1 人監査役**

中小会社は 1 人監査役が多いが、役割の分担ができず、何事も 1 人で判断し、発言しなければならぬので負担が大きい。非常勤であっても監査役がもう 1 人いれば、精神的にも心強い。

**(2) 補助使用者の確保**

① 監査に関する事務作業等を補助する要員がいるだけでも監査役は助かる。監査役の仕事は、1 年中忙しいわけではない。多忙な時に、このような要員が兼任であれ配属されているだけでも、監査役監査の実効性が高まる。

② 補助使用者は、監査役とともに、取締役、主要な使用人の業務執行に関するヒアリングに参加できるので、本人の絶好のキャリア・パスになると思う。監査役は、人材育成の観点から有意義なことを社長に説明し、その理解の下に、補助使用者を確保するように努めたい。

③ 中小会社のリソース事情等を考慮すれば、「兼任」でも良い。ただ、兼任の場合、「独立性」の確保、兼任先との業務量、スケジュールの調整、人事評価等、実務的に難しい問題はある。しかし、監査役の監査効率を考えれば、補助使用者がいるに越したことはなく、監査役が、補助使用者に委ねる業務の範囲や遂行方法、兼任先の上司との調整等について、自らこれらの問題の解決に当たり、補助使用者のモチベーションを下げない工夫が肝要である。

<p><b>(補助使用人の独立性及び指示の実効性の確保)</b></p> <p><b>第 19 条</b></p> <p>1. 監査役は、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努める。【Lv.4】</p>	<p><b>規定例</b></p> <p><b>第 19 条 (補助使用人の職務遂行体制の確保)</b></p> <p>1. 監査役は、補助使用人の職務が円滑に行われるための体制の整備に努める。</p>	<p><b>【解説 1】 規定例 (補助使用人の確保と独立性)</b></p> <p>補助使用人の確保について取締役と協議する段階では、会社の実情に応じて、職務の内容や指揮命令系統にこだわらず、まずは監査役の仕事を支える要員を確保し、補助使用人が職務を円滑に行える体制の整備に努めることが肝要である。</p>
<p>2. 監査役は、以下の事項の明確化など、補助使用人の独立性及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に必要な事項を検討する。</p> <p><b>【Lv.3】</b></p> <p>一 補助使用人の権限（調査権限・情報収集権限のほか、必要に応じて監査役の指示に基づき会議へ出席する権限等を含む。）</p> <p>二 補助使用人の属する組織</p> <p>三 監査役の補助使用人に対する指揮命令権</p> <p>四 補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権</p> <p>五 必要な知識・能力を備えた専任又は兼任の補助使用人の適切な員数の確保、兼任の補助使用人の監査役の補助業務への従事体制</p> <p>六 補助使用人の活動に関する費用の確保</p> <p>七 内部監査部門等の補助使用人に対する協力体制</p> <p>【第 2 項参考】会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号を踏まえた改定である。</p>	<p><b>規定例 (第 19 条第 1 項に続けて次の第 2 項と第 3 項を設ける)</b></p> <p>2. 監査役は、前項の体制の整備のため、補助使用人の業務の遂行、仕事量、人事評価等を含め、働きやすい環境が確保されるように努める。</p> <p>3. 補助使用人の人選、人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権、補助使用人に対する監査役の指揮命令権等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分留意するものとする。</p>	<p><b>【解説 2】 規定例 (補助使用人が兼任の場合)</b></p> <p>補助使用人が他の部門との兼任の場合は、特に左記第 2 項に掲げる事項を含む環境整備が重要であるが、第 3 項に定める補助使用人の人事異動や人事評価等についても監査役は取締役と十分協議し、補助使用人の独立性の確保についても自ら尽力したい。</p> <p>➡ 補助使用人の兼任については、第 18 条の【コメント 2】(2) ③を参照。</p>

<p><b>(監査役への報告に関する体制等)</b></p> <p><b>第 20 条</b></p> <p>1. 監査役は、取締役及び使用人が監査役に報告するための体制（子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に直接又は間接に報告するための体制を含む。）など監査役への報告に関する体制の強化に努める。【Lv.4】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（子会社に関する部分を削除）</p> <p><b>第 20 条（監査役への報告に関する体制等）</b></p> <p>1. 監査役は、取締役及び使用人が監査役に報告するための体制など監査役への報告に関する体制の強化に努める。</p> <p><b>規定例</b>（中小会社における具体的に報告体制の強化を定めた規定例）</p> <p><b>第 20 条</b></p> <p>1. 監査役は、取締役会等における監査計画の説明、期中・期末の業務監査、その他取締役、使用人とのコミュニケーションの機会を通じて、監査役に対する報告体制について説明し、取締役、使用人が、監査役の求める事項や事象について適切な報告を怠らないように働きかけるものとする。</p>	<p><b>【コメント】（監査役への報告体制を機能させるために）</b></p> <p>① 会社で起こっている状況について適時、適確に情報を得ることは、監査役が監査の実効性を高めるための生命線である。そのために監査役は、執行部門と次の点について協議し、監査役に対する具体的な報告体制と方法を構築することが必要である。</p> <p>イ) どの部門の誰が、何を、いつまでに、どのような方法・内容に基づいて報告・説明するか、</p> <p>ロ) 会社で規定等を制定し、全部門に周知・徹底する。</p> <p>② しかし、報告体制が機能するかどうかは、執行部門の意識に左右される部分が多い。執行部門が監査役に積極的に報告するとの意識を高めるためには、監査役は、執行部門と日頃から良好なコミュニケーションを図り（施行規則 105②）、執行部門から報告、連絡を受けたら必ず応えるように努めたい。</p> <p>③ 「粗探し」のような細かい指摘や、悪い情報や失敗に対する批判は、逆効果となることが多い。必要な場合は「相談」（注）に乗り、一緒に問題解決を考え、助言する等の対応が肝心である。</p> <p>④ 監査役の前向きな取組みは、取締役をはじめ執行部門との信頼関係を醸成し、報告体制も機能して、必要な報告や情報も自然に入ってくるものと思われる。</p> <p>（注）第 17 条の<b>【コメント】</b>（監査役に対する相談）も参照。</p> <p>⑤ 規定例の語尾の「働きかけるものとする」は、「努力義務」と同様に考えられるものである。</p> <p><b>第 20 条に関する会社法関連規定</b></p> <p>監査役への報告体制（施行規則 98④四、五、100③四、五）</p>
---	---	--

<p>2. 監査役は、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに監査役会に報告することが自らの義務であることを強く認識するよう、取締役に對して求める。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会を削除）</p> <p>2. 監査役は、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに監査役に報告することが自らの義務であることを強く認識するよう、取締役に對して求める。</p> <p><b>規定例 1</b>（同趣旨の内容を定めた他の規定例）</p> <p>2. 取締役が、会社に損害を及ぼすおそれのある事実について報告を受け又はその事実を発見したときは、取締役はこれを直ちに監査役に報告する義務を負っていることを、監査役は取締役に對して説明し、理解を求めるように努める。</p>	<p><b>【解説 1】（取締役の報告義務）</b></p> <p>第 1 項の【コメント】を参照。</p> <p><b>第 20 条 2 項に関する会社法関連規定</b></p> <p>監査役に対する損害・リスク情報等の報告（法 357）</p>
<p>3. 前項に定める事項のほか、監査役は、取締役との間で、監査役又は監査役会に對して定期的に報告を行う事項及び報告を行う者を、協議して決定するものとする。臨時的に報告を行うべき事項についても同様とする。【Lv.4】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会を削除）</p> <p>3. 前項に定める事項のほか、監査役は、取締役との間で、監査役に對して定期的に報告を行う事項及び報告を行う者を、協議して決定するものとする。臨時的に報告を行うべき事項についても同様とする。</p> <p><b>規定例 1</b>（具体的な報告の内容を規定した事例）</p> <p>3. 前項に定める事項のほか、監査役は、取締役との間で、以下の事項及び事象について監査役に對して報告を行う者、報告の内容及び時期（月次、週次、臨時）を協議して決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 業務の執行状況（経営全般に係る事項）</li> <li>(2) 事業及び財産の状況（部門別・領域別）</li> <li>(3) 役職員の安全、衛生、健康等に影響を及ぼすおそれのある事象</li> <li>(4) 会社の信用、名誉等に影響を及ぼすおそれのある事象</li> <li>(5) その他会社の経営成績、財産の状況に影響を及ぼすおそれのある事象</li> <li>(6) 企業集団における上記の事項及び事象（重要なものに限る）</li> </ol>	<p><b>【解説 2】 規定例 1（監査役に對する報告内容等）</b></p> <p>監査役が、報告又は連絡を求める事項及び内容、報告の時期、報告者等について文書にて明確に規定し、社内に周知・徹底することが重要である。</p> <p><b>（参考）</b> 監査役への報告内容等については、『監査役監査実施要領』参考資料 3「監査役への報告体制等についての申し合わせ例」を参照。</p>

<p>4. あらかじめ取締役と協議して定めた監査役又は監査役会に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、監査役は、社内規則の制定その他の社内体制の整備を代表取締役を求める。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会を削除）</p> <p>4. あらかじめ取締役と協議して定めた監査役に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、監査役は、社内規則の制定その他の社内体制の整備を代表取締役を求める。</p>	
<p>5. 会社に内部通報システムがおかれているときには、監査役は、重要な情報が監査役にも提供されているか及び通報を行った者が通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことが確保されているかを確認し、その内部通報システムが企業集団を含め有効に機能しているかを監視し検証しなければならない。【Lv.2】また、監査役は、内部通報システムから提供される情報を監査職務に活用するよう努める。【Lv.4】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>5. 会社に内部通報システムがおかれているときには、監査役は、重要な情報が監査役にも提供されているか及び通報を行った者が通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことが確保されているかを確認し、その内部通報システムが企業集団を含め有効に機能しているかを監視し検証しなければならない。また、監査役は、内部通報システムから提供される情報を監査職務に活用するよう努める。</p>	<p><b>【解説3】基本規定例（内部通報システム）</b></p> <p>監査役が、内部通報の事実とその内容について適確な報告を受けることは大切である。監査役が、内部通報の受領先に加わるかどうかは、会社の方針や事情により判断して良い。ただし、取締役に係るものについては、監査役が通報を受けることが望ましい。</p> <p>監査役は、内部通報システムについて、次の観点から、監視・検証することが重要であると考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 内部通報システムが社内で周知されているか</li> <li>② 会社とは独立した外部通報先が設けられている等、通報者が通報し易いシステムになっているか</li> <li>③ 通報者の身分が保証され、不利益待遇を受けない運営になっているか</li> <li>④ 内部通報に対する社内体制や対応が確立し、監査役にも通報及び対応状況が透明性を持って報告されているか</li> </ol>

<p>6. 監査役は、第 37 条に定める内部監査部門等との連携体制が実効的に構築・運用されるよう、取締役又は取締役会に対して体制の整備を要請するものとする。【Lv.4】</p> <p>【第 1 項参考】会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号ロを踏まえた改定である。</p> <p>【第 1 項補足】子会社からの報告が常に親会社監査役に対して行われるとは限らないことも考慮して「間接に」を加えている。</p> <p>【第 5 項参考】会社法施行規則第 100 条第 3 項第 5 号及び GC 補充原則 2 - 5 ①を踏まえた改定である。</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>6. 監査役は、第 37 条に定める内部監査部門等との連携体制が実効的に構築・運用されるよう、取締役又は取締役会に対して体制の整備を要請するものとする。</p>	<p><b>【解説 4】（内部監査部門との連携）</b></p> <p>監査役が、監査職務を適切に遂行するために、内部監査部門等と意思疎通を図り、監査環境の整備に努めることは当然であり、この場合において、取締役（会）は、監査役の職務の執行のための必要な体制整備に留意しなければならない（施行規則 105②）。</p> <p><b>第 20 条 6 項に関する会社法関連規定</b></p> <p>監査の実効性の確保（施行規則 98④七、100③七）  監査役の職務の執行のための必要な体制の整備  （施行規則 105②前段）  監査役が適切に職務を遂行するにあたり意思疎通を図るべき者  （施行規則 105②三）</p>
---	--	--

## 第6章 業務監査

本章は、**全ての監査役に適用される。**

業務監査は、監査役の中心的な職務であり、各条の概要は以下のとおりである。

第21条： 会社法により求められる監査役の業務監査の基本事項を定める

第22条： 取締役会の意思決定の監査について定める

第23条： 取締役会の監督状況の監査について定める

第24条： 内部統制監査について定める

第25条： 企業集団における監査について定める

第26条： 競業取引及び利益相反取引等の監査について定める

第27条： 企業不祥事発生時における監査役の対応について定める

第28条： 事業報告の監査について定める

第29条： 事業報告における社外監査役の活動状況等の確認について定める

これらの事項は、いずれも、会社法に基づき監査役が監査又は対応をしなければならない。

当協会の監査役監査基準 (下線は規定例における変更箇所)	機関設計が「取締役会 + 監査役」の場合	
	規定例	規定例適用における解説等
<b>第6章 業務監査</b>  (取締役の職務の執行の監査) <b>第21条</b> 1. 監査役は、取締役の職務の執行を監査する。 <b>【Lv.1】</b>	<b>第6章 業務監査</b>  <b>基本規定例</b> 基準通り <b>第21条 (取締役の職務の執行の監査)</b> 1. 監査役は、取締役の職務の執行を監査する。	<b>第6章に関する会社法関連規定</b> 以下、各項毎に対応する会社法条文を掲げる。  <b>第21条1項に関する会社法関連規定</b> 取締役の職務執行の監査 (法 381)

<p>2. 前項の職責を果たすため、監査役は、次の職務を行わなければならない。</p> <p>一 監査役は、取締役会決議その他における取締役の意思決定の状況及び取締役会の監督義務の履行状況を監視し検証しなければならない。【Lv.2】</p> <p>二 監査役は、取締役が、内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証しなければならない。【Lv.2】</p> <p>三 監査役は、取締役が会社の目的外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると認めるとき、会社に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めるとき、会社の業務に著しく不当な事実を認めるときは、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。【Lv.2】</p> <p>四 監査役又は監査役会は、取締役から会社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じなければならない。【Lv.2】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会を削除）</p> <p>2. 前項の職責を果たすため、監査役は、次の職務を行わなければならない。</p> <p>一 監査役は、取締役会決議その他における取締役の意思決定の状況及び取締役会の監督義務の履行状況を監視し検証しなければならない。</p> <p>二 監査役は、取締役が、内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証しなければならない。</p> <p>三 監査役は、取締役が会社の目的外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると認めるとき、会社に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めるとき、会社の業務に著しく不当な事実を認めるときは、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>四 監査役は、取締役から会社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>【解説1】（監査役の権限と義務の行使）</b></p> <p>① 監査役が取締役の職務執行を監査するために付与されている権限は、必要ときは適切に行使しなければならない、その場合は義務となるので留意する。</p> <p>② 本基準の第21条や第22条に限らないが、監査役の報告、助言、勧告、請求等に関する規定は、会社法に基づいており、監査役が必要な場合にこれらの行為を適切に行わず、会社に損害が生じたと認められる場合には、任務懈怠に問われる可能性があることに留意する。</p> <p>➡ 第1部「監査基準を理解するための会社法—中小規模会社の監査役役割、権限、義務、責任の基本—」の2「監査役職務に関する会社法の規定」のB「必要に応じて実施することができる権限（必要があると認められる場合は、実施すべき義務となる。）」参照</p> <p><b>第21条2項各号に関する会社法関連規定</b></p> <p>第一号： 監査役を取締役会への出席・意見陳述義務（法383） 取締役会の意思決定、監督責任（法362）</p> <p>第二号： 内部統制体制の構築・運用（法348③四、362④六）</p> <p>第三号： 取締役への報告義務（法382） 取締役の行為の差止め（法385）</p> <p>第四号： 取締役の報告義務（法357）</p>
<p>3. 監査役は、前項に定める事項に関し、必要があると認めるときは、取締役会の招集又は取締役の行為の差止めを求める。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>3. 監査役は、前項に定める事項に関し、必要があると認めるときは、取締役会の招集又は取締役の行為の差止めを求める。</p>	<p><b>第21条3項に関する会社法関連規定</b></p> <p>取締役会の招集の請求権（法383②） 取締役の行為の差止め（法385）</p>

4. 監査役は、取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があると認めるときは、その事実を監査報告に記載しなければならない。【Lv.1】その他、株主に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。【Lv.3】

**基本規定例** 基準通り

4. 監査役は、取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があると認めるときは、その事実を監査報告に記載しなければならない。  
 （その他、株主に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。\*）

\*：少数株主がない場合や株主全員が役員である場合など、情報開示の必要性が低い場合は、（ ）部分を除外しても良い。

**不正行為に関して『監査報告のどこに記載するか』**

監査報告における「2. 監査の結果」のうち、次のどこに記載するか、取締役の責任問題に関係するので十分な検討が必要である。

- ① **重大な不正等について監査意見を述べる場合**  
 取締役の職務の執行に関する不正な行為等として記載する。
- ② **内部統制の重大な不備として監査意見を述べる場合**  
 内部統制システムの構築・運用の問題として記載する。
- ③ **（重大ではないが）改善すべき問題や不備について監査意見を述べる場合**  
 上記1又は2の「なお書き」として記載する。
- ④ **今後の留意点等として記載する場合**  
 監査の結果の最後に「なお書き」として記載する。

➡ 監査役協会が毎年3月に説明会を行う「監査報告の事例分析」参照

**【解説2】（不正行為等に関する監査報告への記載）**

- ① 不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実の存否については、株主総会等への影響の大きさや取締役との訴訟の可能性も考え、弁護士等とも相談のうえ、慎重に判断すべきである。
- ② なお、まだ疑いの段階では、監査調書への記録に留め、調査を行う方が先決であり、いきなり監査報告に記載することは不適切である。

**【解説3】（不正行為等に関する事業報告への記載）**

- ① 不正行為等が明らかになった場合は、まず、事業報告への記載を検討すべきである。特に、問題が公知となった場合は、事実、原因、再発防止等を明確に記載した方が株主に対する説明責任を果たすうえでも、会社の信用回復の点からも望ましい。
- ② 事業報告に適切な記載があれば、監査役は監査報告に記載しないとの選択はあり得るし、記載するにしても、「事業報告に記載された取締役の是正措置等の取組みを見守っていく」等の表現が可能となるう。

**【解説4】（その他株主に対する説明責任を果たすとの観点からの監査報告への記載）**

- ① 例えば、期中に第三者割当が行われ有利発行該当性に関する監査役意見が公表された場合など、監査役が対外的に公表した意見があるときには、必要に応じて、その概要を記載することが考えられる。  
 ➡ 監査報告のひな型（注25）参照
- ② なお、親会社がある会社や非公開会社など株主が限定されている場合は、この箇所は削除して良い。

**第21条4項に関する会社法関連規定**

監査役監査報告の作成（法381①）  
 監査報告への記載（施行規則129①三）

<p>5. 監査役会は、各監査役の監査役監査報告に基づき審議を行い、監査役会としての監査意見を形成し監査役会監査報告に記載しなければならない。【Lv.1】</p>	<p><b>規定例</b>（監査役会設置会社でない場合） 第5項を削除する。</p>	<p><b>【解説5】（審議に基づく監査意見の形成と監査報告への記載）</b> 監査役会の場合、各監査役の監査報告に基づき審議し、意見を形成のうえ監査役会監査報告に記載することが求められるが（本基準第59条第2項）、監査役会設置会社でない場合は該当しない。</p> <p><b>第21条5項に関する会社法関連規定</b> 監査役会監査報告の作成（法390②一） 監査役会監査報告（施行規則130） 監査報告の株主への提供（施行規則133）</p>
<p><b>（取締役会等の意思決定の監査）</b> <b>第22条</b> 1. 監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を、以下の観点から監視し検証しなければならない。【Lv.2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと</li> <li>二 意思決定過程が合理的であること</li> <li>三 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと</li> <li>四 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理ではないこと</li> <li>五 意思決定が取締役の利益又は第三者の利益でなく会社の利益を第一に考えてなされていること</li> </ul>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り <b>第22条（取締役会等の意思決定の監査）</b> 1. 監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を、以下の観点から監視し検証しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと</li> <li>二 意思決定過程が合理的であること</li> <li>三 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと</li> <li>四 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理ではないこと</li> <li>五 意思決定が取締役の利益又は第三者の利益でなく会社の利益を第一に考えてなされていること</li> </ul>	<p><b>【解説】（経営判断の原則）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 全ての監査役に共通の監査ポイントである。</li> <li>② 取締役の意思決定が善管注意義務、忠実義務違反でないかどうかの判断は、第22条第1項各号に挙げた観点を考慮して行われる裁判実務が確立しており、基本規定例は判例の考え方も整合している。実務上も、第三者委員会の報告でも、取締役の意思決定及び監査役監査に関する任務懈怠の有無の判定の際に言及されることが多い。</li> <li>③ 第三号 法令・定款違反があれば、経営判断の原則は適用されない。</li> <li>④ 第五号 取締役の「忠実義務」（法355）及び「競争・利益相反の制限」（法356、365）に関する規律が遵守されていることが、経営判断の原則が適用されるための大前提となる。</li> </ul> <p><b>【コメント】（監査役による解説）</b> 中小会社では、取締役が「経営判断の原則」や「忠実義務」について必ずしも十分な知識がないことがある。そういうときは、監査役が、具体例を挙げて説明すれば、双方にとり有意義であろう。</p> <p><b>第22条1項に関する会社法関連規定</b> 委任に基づく善管注意義務（法330、民法644） 取締役の忠実義務（法355） 監査権限（法381）、取締役会への出席等（法383）</p>

<p>2. 前項に関して必要があると認めるときは、監査役は、取締役に対し助言若しくは勧告をし、又は差止めの請求を行う。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>2. 前項に関して必要があると認めるときは、監査役は、取締役に対し助言若しくは勧告をし、又は差止めの請求を行う</p>	
<p><b>(取締役会の監督義務の履行状況の監査)</b>  <b>第23条</b>      監査役は、代表取締役その他の業務執行取締役がその職務の執行状況を適時かつ適切に取締役会に報告しているかを確認するとともに、取締役会が監督義務を適切に履行しているかを監視し検証しなければならない。【Lv.2】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p><b>第23条 (取締役会の監督義務の履行状況の監査)</b>      監査役は、代表取締役その他の業務執行取締役がその職務の執行状況を適時かつ適切に取締役会に報告しているかを 確認するとともに、取締役会が監督義務を適切に履行しているかを監視し検証しなければならない。</p>	<p><b>【解説】(業務執行取締役の報告義務と取締役会の監督義務)</b></p> <p>① 会社の業務の執行をする取締役は、代表取締役及び取締役会の決議により、業務を執行する取締役として選定されたものである（法363①）。</p> <p>業務を執行する取締役は、</p> <p>ア) 3か月に1回以上、</p> <p>イ) 自分の職務執行状況を取締役会に報告する義務を負い（法363②）、</p> <p>ウ) 取締役会は業務執行を監督する義務を負う（法362②二）。</p> <p>② 取締役の業務執行状況の報告は、必ず取締役会を開催して行わなければならない、取締役及び監査役の全員に通知（書面による報告）することによる「報告の省略」はできない（法372②）。</p> <p>③ 経営会議や常務会等で詳細な業務執行状況を報告し、その会議に取締役及び監査役の全員が出席していたとしても、上記の取締役会における業務執行状況の報告に代えることはできないことに留意する。</p> <p><b>第23条に関する会社法関連規定</b></p> <p>取締役会の監督義務（法362②二）      取締役の職務執行状況の報告（法363②、372②）      取締役会への出席等（法383）</p>

## 第24条 内部統制システムに係る監査

- 1 本条は、**全ての監査役に適用**される。
- 2 「内部統制システムの整備（構築・運用）」は、全ての会社に適用される。
  - (1) 大会社である取締役会設置会社では、取締役会において、内部統制システムの構築・運用に係わる基本方針として法定事項（法 362④六）の「決定」を義務付けられている。大会社である取締役会設置会社でない会社においても、定款に別段の定めがない限り、取締役の過半数により、内部統制システムの構築・運用に係わる基本方針として法定事項（法 348③四）の「決定」を義務付けられている。
  - (2) 大会社以外の会社においては、内部統制システムの構築・運用に係わる基本方針として法定事項を決定する義務はない。  
しかし、内部統制システムの構築・運用は取締役の善管注意義務から導き出される重要な職務なので、中小会社であっても、取締役は、自社の規模・業態・リスク等を踏まえ、適切な内部統制システムの構築・運用をしなければならない。
  - (3) 監査役を置く会社においては、内部統制システムの一環として、監査役の監査の実効性を確保する体制について構築・運用しなければならない。  
つまり、**全ての会社において、会社法上、基本方針の決定が明確に義務と規定されているか否かにかかわらず、取締役又は取締役会は、内部統制システムの構築と運用をしなければならないことに留意する。**
- 3 監査役は、内部統制システムに関して、以下の監査をしなければならない。

### 内部統制システムに関する監査役の監査【法務省立法官による解説より】

- ① 取締役会の決議（決定）内容が、会社の業務の適正を確保するものとして適切か
- ② 決議（決定）された上記の内部統制システムの概要が事業報告に適切に開示されているか
- ③ 取締役会で決議（決定）された内容を実現するための適切な内部統制システムの整備（構築・運用）が行われているか

(注) 「整備」： 会社法における内部統制の「整備」には、構築と運用が含まれる。しかし金商法に基づく「財務報告の内部統制」については、「整備・運用・評価」と用いられ、「整備」には運用は含まれない。この用法の相違による誤解と混乱を避けるため、協会の監査役監査基準等においては、「構築・運用」の表現を用いている。ただし、文脈や表現のうえで、「整備」という用語を使用した方が適切だと判断された箇所については、「整備」を使用している。

<p><b>(内部統制システムに係る監査)</b></p> <p><b>第 24 条</b></p> <p>1. 監査役は、会社の<u>取締役会決議に基づいて整備される次の体制</u>（本基準において「内部統制システム」という。）に関して、<u>当該取締役会決議の内容及び取締役が行う内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証しなければならない</u>。【Lv.1】</p> <p>一 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>二 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>三 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>四 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p><u>五 次に掲げる体制その他の会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</u></p> <p>イ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制</p> <p>ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>ハ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>ニ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>六 第 17 条第 2 項に定める監査役監査の実効性を確保するための体制</p>	<p><b>規定例</b>（取締役会決議に係る箇所及び五号及び企業集団内部統制体制を削除）</p> <p><b>第 24 条（内部統制システムに係る監査）</b></p> <p>1. 監査役は、会社の次の体制（本基準において「内部統制システム」という。）に関して、<u>取締役が行う当該システムの構築・運用の状況を監視し検証しなければならない</u>。</p> <p>一 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>二 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>三 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>四 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p><u>五 第 17 条第 2 項に定める監査役監査の実効性を確保するための体制</u></p>	<p><b>【解説 1】 規定例（取締役会決議がない場合）</b></p> <p>① 内部統制システムに関する基本方針の決定がない場合であっても、監査役は各体制についてそれぞれ重大なリスクを特定し、内部統制システムの構築と運用がそれらのリスクに対応しているかどうかを確認することが必要である。</p> <p>② そのために、監査役の監査ポイントを、チェックリスト等の形に整理しておくことが望ましい。</p> <p>➔ 第 24 条第 9 項【解説 7】参照。</p> <p><b>第 24 条に関する会社法関連規定</b></p> <p>取締役の内部統制体制に係る決定義務（法 348③四、④） 上記に関する法務省令（施行規則 98）</p> <p>取締役会の内部統制体制に係る決定義務（法 362④六、⑤） 上記に関する法務省令（施行規則 100）</p> <p>監査役の内部統制体制に関する監査義務（法 381①、383①、施行規則 129④五）</p>
---	--	---

<p>2. 監査役は、内部統制システムの構築・運用の状況についての報告を取締役に対し定期的に求めるほか、内部監査部門等との連携及び<u>会計監査人からの報告等</u>を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証しなければならない。【Lv.2】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（会計監査人を削除）</p> <p>2. 監査役は、内部統制システムの構築・運用の状況についての報告を取締役に対し定期的に求めるほか、内部監査部門等との連携等を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証しなければならない。</p> <p><b>(注) 任意監査を依頼している場合</b>  監査法人等に任意の会計監査を依頼している場合は、単に「会計監査人」を削除するのではなく、「監査法人等」として残しても良い。  任意監査については、第2部 <b>PART 3</b> を参照</p>	<p><b>【解説2】（内部統制の構築・運用状況の報告について）</b></p> <p>① 内部統制システムについて、取締役（会）は構築・運用の責務を負うので、取締役がその状況について取締役会に報告するのは当然のことである。</p> <p>② また、監査役は、第24条の冒頭に説明した監査責務を負うので、取締役に構築・運用状況について報告を求めるのも当然である。</p> <p><b>【解説3】（会計監査人等からの報告）</b></p> <p>① 会計監査人が設置されている場合は、財務報告の内部統制の構築・運用・評価状況について報告や説明を求める。</p> <p>② 監査法人等に任意監査を依頼している場合は、任意監査契約等の内容によるが、財務諸表作成に係る内部統制上の視点から意見があるかどうか確認する。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p><b>【コメント】（内部統制の構築・運用の実効性）</b>  <b>～過ぎたるは及ばざるがごとし～</b></p> <p>中小会社のみならず大企業においても、内部統制システムに関して以下の問題点が指摘されることが少なくない。</p> <p>① 過剰な文書化、規定化、  ② 形式主義に偏した構築と運用、  ③ 統制過多によるチャレンジや活力の喪失</p> <p>親会社や他社の内部統制体制をそのまま移入した結果、ミスマッチになっているケースもあるようだ。</p> <p>内部統制システムも、会社の事業、業態、規模、リスク等の実態に見合ったものであることが大切である。</p> <p>監査役は、構築と運用が不十分な点のみならず、これらの問題にも目を向けたい。</p> </div>
---	--	--

<p>3. 監査役は、内部統制システムに関する監査の結果について、取締役又は取締役会に報告し、必要があると認めるときは、取締役又は取締役会に対し内部統制システムの改善を助言又は勧告する。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>3. 監査役は、内部統制システムに関する監査の結果について、取締役又は取締役会に報告し、必要があると認めるときは、取締役又は取締役会に対し内部統制システムの改善を助言又は勧告する。</p>	
<p>4. 監査役は、監査役監査の実効性を確保するための体制に係る取締役会決議の状況及び関係する各取締役の当該体制の構築・運用の状況について監視し検証し、必要があると認めるときは、代表取締役その他の取締役との間で協議の機会をもつ。【Lv.3】</p> <p>5. 監査役は、取締役又は取締役会が監査役監査の実効性を確保するための体制の適切な構築・運用を怠っていると認められる場合には、取締役又は取締役会に対して、速やかにその改善を助言又は勧告しなければならない。【Lv.2】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（取締役会決議に係る箇所を削除）</p> <p>4. 監査役は、監査役監査の実効性を確保するための体制について関係する各取締役の当該体制の構築・運用の状況について監視・検証し、必要があると認めるときは、代表取締役その他の取締役との間で協議の機会をもつ。</p> <p>5. 監査役は、取締役又は取締役会が監査役監査の実効性を確保するための体制の適切な構築・運用を怠っていると認められる場合には、取締役又は取締役会に対して、速やかにその改善を助言又は勧告しなければならない。</p> <p><b>規定例</b>（監査役監査の実効性を確保するための体制） 第4項及び第5項の代案</p> <p>4. 監査役は、監査役監査の実効性を確保するための体制について改善の要望や意見があるときは、代表取締役その他の取締役との間で協議を行い、必要な対応が図られるように努める。</p>	<p><b>【解説4】 規定例</b>（監査の実効性確保の体制） 第1項と同様に、取締役会決議がないケースを想定している。</p>
<p>6. 監査役は、内部統制システムに関する監査の結果について、監査役会に対し報告をしなければならない。【Lv.2】</p>	<p><b>規定例</b>（監査役会設置会社でない場合） 第6項を削除する。</p> <p><b>（注） 監査役協議会を設けている場合</b> 第6項を削除せず、以下のとおり変更することが考えられる。 「…監査の結果について、監査役協議会において報告し、意見交換をする。」</p>	

<p>7. 監査役は、<u>内部統制システムに係る取締役会決議の内容が相当でない</u>と認めるとき、<u>内部統制システムに関する事業報告の記載内容が著しく不適切と認め</u>たとき、及び内部統制システムの構築・運用の状況において取締役の善管注意義務に違反する重大な事実があると認めるときには、その旨を監査報告に記載しなければならない。【Lv.1】その他、株主に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。【Lv.3】</p>	<p><b>規定例</b>（取締役会決議等に関連する箇所を削除）</p> <p>7. 監査役は、内部統制システムの構築・運用の状況において取締役の善管注意義務に違反する重大な事実があると認めるときには、その旨を監査報告に記載しなければならない。</p> <p>（その他、株主に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。*）</p> <p><b>*少数株主がない場合や株主全員が役員である場合など、情報開示の必要性が低い場合は、（ ）部分を規定から除外しても良い。</b></p>	<p><b>【解説 5】（監査報告への記載）</b></p> <p>① 第 7 項は、監査役が本条第 3 項の規定に従い必要な措置を講じたにもかかわらず生じた事態なので、基準では、「その旨を監査報告に記載する」としている。</p> <p>② 内部統制システムの構築・運用上の重大な事実として監査報告に記載する場合も、第 21 条第 4 項の【解説 2・3】と同様に検討のうえ対応する。</p> <p><b>【解説 6】（その他株主に対する説明責任を果たすとの観点からの監査報告への記載）</b></p> <p>例えば、企業不祥事が内部統制システムの重大な不備により発生し、その事実、原因、再発防止の取組み等が事業報告に記載されている場合等に、監査役は、必要に応じて、監査意見を記載することが考えられる。</p> <p>➡ 第 21 条第 4 項における【解説 4】及び「監査報告ひな型（注 27）」参照</p> <p><b>第 7 項に関する会社法関連規定</b></p> <p>監査役会監査報告の作成（法 390②一） 内部統制体制に関する監査役の意見表明（施行規則 129①五）</p>
<p>8. 監査役会は、各監査役の監査役監査報告に基づき審議を行い、監査役会としての監査意見を形成し監査役会監査報告に記載しなければならない。【Lv.1】</p>	<p><b>規定例</b>（監査役会設置会社でない場合）</p> <p>第 8 項を削除する。</p> <p>➡ 第 8 条第 3 項の【解説 3】参照。</p>	<p><b>第 8 項に関する会社法関連規定</b></p> <p>監査役会監査報告の作成（法 390②一） 監査役会監査報告（施行規則 130） 監査報告の株主への提供（施行規則 133）</p>

<p>9. 内部統制システムに関する監査については、本基準に定める事項のほか、別に定める内部統制システムに係る監査の実施基準による。</p> <p><b>【Lv.5】</b></p> <p>【第1項第5号参考】会社法施行規則第100条第1項を踏まえた改定である。</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>9. 内部統制システムに関する監査については、本基準に定める事項のほか、別に定める内部統制システムに係る監査の実施基準による。</p> <p><b>規定例</b> <b>（内部統制システムの監査のチェックリスト等）</b></p> <p>9. 内部統制システムに関する監査については、本基準に定める事項のほか、<u>別途定める実施要領及びチェックリスト</u>による。</p>	<p><b>【解説7】（内部統制チェックリスト）</b></p> <p>自社の実情に合わせて、「内部統制チェックリスト」を作成し、監査に使用する監査役は多い。</p> <p>以下はその状況を整理したものである。</p> <p>(1) チェックリストの使用法</p> <p>① 業務執行者に内部統制の構築・運用状況について「評価を求める」方式</p> <p>A. 社長に評価を求める。</p> <p>B. 取締役にも評価を求める。</p> <p>C. その他主要な業務執行部門（長）にも評価を求める。</p> <p>② 監査役が、内部統制の構築と運用状況について「自ら評価する」方式</p> <p>A. 社長との面談や討議等において、社長の認識・評価についてヒアリングし監査役の意見を述べる際に使用</p> <p>B. 取締役との面談や討議等において、同様に使用</p> <p>C. その他主要な業務執行部門（長）との面談や討議等において、同様に使用</p> <p>(2) フィードバックの方法</p> <p>① 社長に報告する。</p> <p>② 担当取締役にも報告する。</p> <p>③ 業務執行部門に直接報告する。</p> <p>④ 業務執行部門、担当取締役に報告した上で、社長に報告する。</p> <p><b>【コメント】（フィードバックについて）</b></p> <p>監査役の指摘事項を、「誰に（又はどの階層に）」、「どのような方法」で伝えるのが良いか、その判断は大切である。</p> <p>まず、対象部署に直接フィードバックしたうえで、組織的な対応が必要と認められるものは、関連する組織の長に報告することが基本である。重要なものは、代表取締役及び取締役会に報告することが必要である。</p> <p>執行部門が監査役の指摘内容を素直に受け止め、積極的に対処してもらえるように、フィードバックの方法や表現について注意したい。</p>
---	--	---

## 第 25 条（企業集団における監査）

- 1 本条は、子会社等がある場合、該当する。
- 2 子会社等がない場合は第 25 条を削除しても良い。しかし、**規定例**の【解説 1】にあるように、本条を残しても問題ない。
- 3 本基準第 38 条に企業集団の監査の方法が規定されているので、合わせて検討することが必要である。

<p><b>（企業集団における監査）</b></p> <p><b>第 25 条</b></p> <p>1. 子会社を有する会社の監査役は、連結経営の視点を踏まえ、取締役の子会社の管理に関する職務の執行の状況を監視し検証しなければならない。【Lv.2】</p> <p>2. 監査役は、子会社において生じる不祥事等が会社に与える損害の重大性の程度を考慮して、内部統制システムが会社及び子会社において適切に構築・運用されているかに留意してその職務を執行するよう努めるとともに、企業集団全体における監査の環境の整備にも努める。【Lv.4】</p> <p>3. 会社に重要な関連会社がある場合には、当該関連会社の重要性に照らして、前 2 項に準じて監査を行う。【Lv.3】</p>	<p><b>規定例</b>（子会社、重要な関連会社はない）</p> <p>第 25 条全体を削除する。</p> <p><b>第 25 条に関する会社法関連規定</b></p> <p>企業集団の内部統制体制の整備（法 348③四、362④六、施行規則 98④五、100①五）</p> <p>重要な子会社の状況の開示（施行規則 120①七）</p>	<p><b>【解説 1】 規定例（第 25 条の取扱い）</b></p> <p>① 企業の組織再編が活発な現代において、企業集団の実情は様々である。現時点では子会社等が無くても、将来子会社を有する可能性に備えて、監査役の判断により、本条をこのまま残しても良い。</p> <p>② 第 25 条第 1 項は、「子会社等を有する会社の監査役は、」と規定しているので、子会社等が無ければ、その会社の監査役には、本条項が適用されないので、本条項をこのまま残しておいても問題はない。</p> <p><b>【解説 2】（企業集団の範囲～子会社等～）</b></p> <p>① 会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号では、「当該会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団」と規定されているので、基準第 24 条第 1 項第 5 号においても同様に規定している。</p> <p>② しかし、当該会社の監査役は親会社の監査をすることができないので、第 25 条では、「子会社等」に限定している。</p> <p><b>【解説 3】 第 2 項（親会社監査役と子会社監査役の連携）</b></p> <p>企業集団の監査において、親会社の監査役は、子会社の監査役と連携し、子会社の内部統制の構築・運用状況に問題がないかどうか留意することが肝要である。（参照：施行規則 105④、本基準 38②）</p> <p><b>【解説 4】（企業集団における内部統制監査）</b></p> <p>「内部統制システムに係る監査の実施基準」第 13 条参照。</p>
---	---	--

## 第26条（競業取引・利益相反取引の監査）

- 1 本条は、**全ての監査役に適用**される。
- 2 競業取引及び利益相反取引には、様々な態様があるので、監査役は絶えず目を光らせておく必要がある。

<p><b>（競業取引及び利益相反取引等の監査）</b></p> <p><b>第26条</b></p> <p>1. 監査役は、次の取引等について、取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証しなければならない。【Lv.2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 競業取引</li> <li>二 利益相反取引</li> <li>三 会社がする無償の財産上の利益供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益供与を含む。）</li> <li>四 親会社等又は子会社若しくは株主等との通例的でない取引</li> <li>五 自己株式の取得及び処分又は消却の手續</li> </ul>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p><b>第26条（競業取引及び利益相反取引等の監査）</b></p> <p>1. 監査役は、次の取引等について、取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 競業取引</li> <li>二 利益相反取引</li> <li>三 会社がする無償の財産上の利益供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益供与を含む。）</li> <li>四 親会社等又は子会社若しくは株主等との通例的でない取引</li> <li>五 自己株式の取得及び処分又は消却の手續</li> </ul> <p><b>第26条第1項に関する会社法関連規定</b></p> <p><b>第26条第1項は、会社法の以下の規定に対応する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一号 競業取引（法 356、365）</li> <li>第二号 利益相反取引（法 356、365）</li> <li>第三号 利益供与（法 120）</li> <li>第四号 親会社、子会社、株主等との通例的でない取引： <ul style="list-style-type: none"> <li>➔ 関連当事者との取引（計算規則 112）</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【解説2】 参照</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第五号 自己株式の取得、処分等（法 155～178）</li> </ul>	<p><b>【解説1】（取締役の忠実義務）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 取締役は、<b>会社（の利益）のために、忠実に職務を行うべき義務</b>を持つ（法 355）。</li> <li>② 会社法は、取締役が忠実義務に違反し、会社の犠牲において自己又は第三者の利益を図る危険性が高い行為の類型として、下記【解説2】①及び②を掲げ、取締役がこのような取引を行おうとするときは、取引に関する重要な事実を報告させ、取締役会の承認を受けることにより、危険を防止しようとしている。</li> <li>③ 監査役は、取締役が関与している取引について、以上の観点から監視・検証しなければならない。</li> </ol> <p><b>【解説2】（競業取引・利益相反取引）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <b>競業取引</b> 取締役が、自ら、又は他の会社、団体等のために、自社の事業の部類に属する取引を行い、会社の事業の機会を奪うこと</li> <li>② <b>利益相反取引</b> 取締役が、自ら、又は他の会社、団体等のために、会社と取引をすること（直接取引）、及び会社が、取締役の借金（債務）を保証するなど、第三者（この例では貸主）との間で、取締役の利益と会社の利益が相反する取引をすること（間接取引）。</li> </ol> <p><b>【解説3】（自己株式の処分）</b></p> <p>消却の他に、第三者割当における新株発行手續を準用した処分、合併、分割、株式交換等のときの代用交付、新株予約権の行使に伴う代用交付等がある。</p>
--	---	---

<p>2. 前項各号に定める取引等について、社内部門等からの報告又は監査役の監査の結果、取締役の義務に違反し、又はするおそれがある事実を認めるときは、監査役は、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。【Lv.2】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>2. 前項各号に定める取引等について、社内部門等からの報告又は監査役の監査の結果、取締役の義務に違反し、又はするおそれがある事実を認めるときは、監査役は、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>第2項に関する会社法関連規定</b></p> <p>事業の報告の求め、業務・財産の調査権（法 381②） 取締役への報告義務（法 382）</p>
<p>3. 監査役は、個別注記表に注記を要する親会社等との取引について、事業報告に記載されている当該取引が会社の利益を害さないかどうかに係る取締役会の判断及び理由が適切か否かについての意見を監査役監査報告に記載しなければならない。【Lv.1】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>3. 監査役は、個別注記表に注記を要する親会社等との取引について、事業報告に記載されている当該取引が会社の利益を害さないかどうかに係る取締役会の判断及び理由が適切か否かについての意見を監査役監査報告に記載しなければならない。</p> <p><b>規定例</b>（会計監査人設置会社でない場合で非公開会社の場合） 第3項を削除。</p>	<p><b>【解説4】（親会社等との取引）</b></p> <p>① 会計監査人設置会社又は公開会社は、親会社又は経営を支配している個人等（会社法第2条四の二号）との取引のうち、「関連当事者との取引」に関する注記を要するものについては、事業報告に以下の事項を記載（開示）しなければならない。</p> <p>イ) 取引をするに当たり会社の利益を害さないように留意した事項 ロ) 取引が会社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断と理由、等</p> <p>② 監査役は、監査報告において上記の点について意見を表明しなければならない。</p> <p><b>【解説5】（関連当事者との取引）</b></p> <p>① 親会社、子会社、株主等との取引の中で重要なものは、計算書類（個別注記表）に注記しなければならない。</p> <p>② 会社と利害関係者との間の取引内容について開示することにより、利益が相反し、又は一般の取引とは異なる内容や条件に基づく不公正な取引が行われていないかどうかについて、業務執行の適正性確保の観点から判断材料を提供するためである。</p> <p>➡【参考Ⅶ】関連当事者等の関係図（95頁）参照</p> <p><b>第3項に関する会社法関連規定</b></p> <p>関連当事者との取引（計算規則 112） 事業報告等への記載（施行規則 118 五、128③） 監査役の意見表明（施行規則 129 六）</p>

4. 監査役は、第1項各号に掲げる事項以外の重要又は異常な取引等についても、法令又は定款に違反する事実がないかに留意し【Lv.3】、併せて重大な損失の発生を未然に防止するよう取締役に対し助言又は勧告しなければならない。【Lv.2】

【第3項参考】会社法施行規則第129条第1項第6号を踏まえた改定である。

【第3項補足】GC原則1-7を受けて、関連当事者間取引について、会社及び株主共同の利益を害することがないよう、取締役会が取引の重要性・性質に応じて適切な検討の手続を定め当該手続を踏まえた監視を行う場合、監査役は当該取締役会の職務執行の状況についても同様に監査を行うことになろう。

**基本規定例** 基準通り

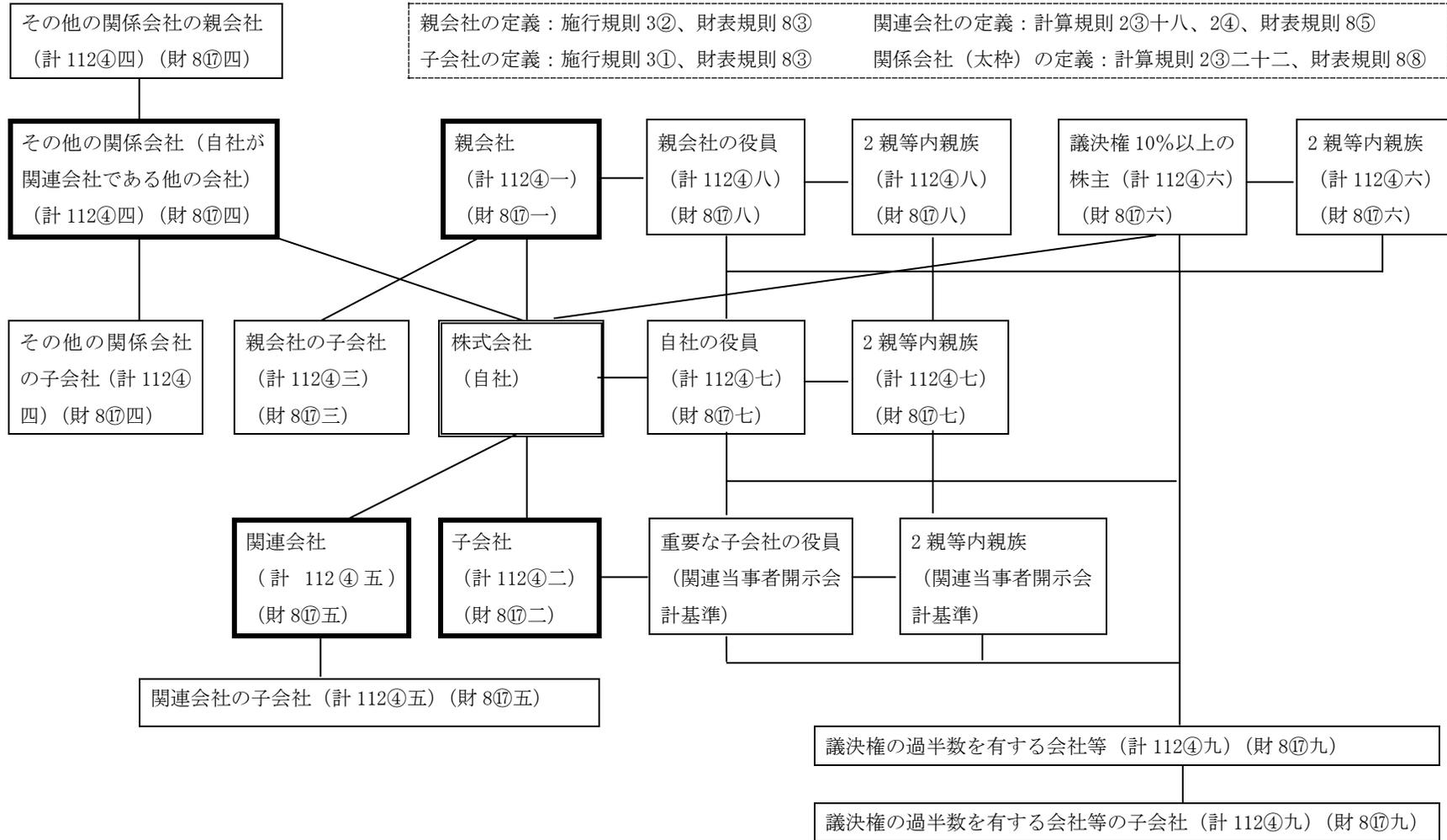
4. 監査役は、第1項各号に掲げる事項以外の重要又は異常な取引等についても、法令又は定款に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な損失の発生を未然に防止するよう取締役に対し助言又は勧告しなければならない。

**【解説6】（利益相反取引等の判定と監査役の対応）**

- ① 利益相反取引に該当するかどうかは、個々のケース毎に取締役と取引の相手先との関係、取引の理由、形態、内容、条件等を確認のうえ、判断することが必要である。
- ② 監査役（会）が、取締役に対し「職務執行確認書」の提出を求める方法が広く行われているが、取締役に注意喚起するという意味では一定の効果があると思われる。
- ③ しかし、職務執行確認書の受領だけでは十分ではなく、業務監査の積み重ねが重要である。例えば、経理部門に集約される取引の中で取締役が個人的に関与しているものをサンプリングし、取締役会に報告され、必要な承認を得ているかどうかをチェックする等の方法が有効である。
- ④ 当協会の Net 相談室に寄せられた「利益相反」に関する質問を検索し、どのような事例が問題となったのかを確認するのも参考になると思われる。 ➡ 参考資料3(6)参照

【参考Ⅶ】

親会社、子会社 関連会社、関係会社（太枠）、関連当事者（下図全て）の関係図



## 第27条（企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会）

- 1 本条は、**全ての監査役に適用**される。
- 2 監査役は、取締役の職務執行における不正行為や法令に違反する重大な事実が認められる場合、取締役（会）に対して報告義務を負い（法 382）、これらの不正行為等について監査報告に記載することが求められる（施行規則 129①三）。
- 3 **企業不祥事が発生したときに適切に対応することは、監査役の中心的職責**であるので、平成 23 年の監査基準改定において 27 条が新設された。

<p><b>（企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会）</b></p> <p><b>第 27 条</b></p> <p>1. 監査役は、企業不祥事（法令又は定款に違反する行為その他社会的非難を招く不正又は不適切な行為をいう。以下本条において同じ。）が発生した場合、直ちに取締役等から報告を求め、必要に応じて調査委員会の設置を求め調査委員会から説明を受け、当該企業不祥事の事実関係の把握に努めるとともに、【Lv.4】原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方等に関する取締役及び調査委員会の対応の状況について監視し検証しなければならぬ。【Lv.2】</p>	<p><b>規定例</b>（中小会社向けに調査委員会による不祥事対応を基礎として規定した例）</p> <p><b>第 27 条（企業不祥事発生時の対応）</b></p> <p>1. 監査役は、企業不祥事（法令違反、その他社会的非難を招く不正又は不適切な行為）が発生した場合、直ちに取締役等から報告を受けるものとする。</p> <p>2. 監査役は、企業不祥事に関する事実関係の把握、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止等に関する取締役の対応の方針及び対応の状況を監視・検証し、必要と認めるときは、代表取締役又は取締役会に対し、調査委員会の設置を求める。</p> <p>3. 監査役は、企業不祥事が社内外で問題となるなど、事実関係の把握、原因究明、再発防止策の策定等が独立性、中立性等をもって行われる必要があると認めるときは、調査委員会が外部の専門家の意見や助言を受けること、又は、調査委員会のメンバーとして外部の専門家が参加することを要請する。</p> <p style="text-align: center;">〔次頁に続く〕</p>	<p><b>【解説 1】規定例（企業不祥事への対応）</b></p> <p>① 不祥事が発生したときは、まず、社内規律に基づき対応される。</p> <p>② 対外的に問題となる事態については、独立性、中立性等を重んじた処置が必要なことは、中小会社においても同様である。</p> <p>③ ただ、日本監査役協会の監査実務部会等における意見では、中小会社の場合、株主が限られていること、資本市場からの資金調達に限定的であること等から、第 27 条全体をそのまま適用して、第三者委員会による対応まで規定するのは現実的でないとの指摘が多い。</p> <p>④ 中小会社は（上場会社でない限り）、第 1 項の社内「調査委員会」による対応を中心とし、必要な場合は、調査委員会に弁護士等の外部専門家が委員として参加する方式が現実的だと思われる。</p> <p>左記の規定例は、以上の観点から検討されたものである。</p>
--	---	---

	<p style="text-align: center;">〔前頁から続く〕</p> <p>4. 監査役は、当該不祥事に対して明白な利害関係があると認められる場合を除き、調査委員会のメンバーに加わるものとする。</p> <p>5. 監査役は、調査委員会のメンバーに加わらないときは、取締役及び調査委員会から説明を受け、当該不祥事に関する取締役及び調査委員会の対応の状況について監視・検証する。</p>	<p><b>【解説2】（調査委員会への監査役の参加）</b></p> <p>① 不祥事が発生すれば、社長（又はコンプライアンス担当役員）を委員長とする社内「調査委員会」が設けられる例が多いが、明白な利害関係があると認められない限り、監査役が不祥事に対して適切な対応を行うために調査委員会の委員として参加することが望ましい。監査役が加わることにより、恣意的な運営を排除し、客観的な調査や本質的な対応が確保できるとの観点から、「監査役は加わるものとする。」との表現にしている。</p> <p>② 不祥事が発生したときは、監査役が直ちに報告を受け、監査役が適切に対応できるように社内規定を設け、役員、従業員に周知しておくことが重要である。</p>
<p>2. 前項の取締役の対応が、独立性、中立性又は、透明性等の観点から適切でないと認められる場合には、監査役は、監査役会における協議を経て、取締役に対して当該企業不祥事に対する原因究明及び再発防止策等の検討を外部の独立した弁護士等に依頼して行う第三者委員会（本条において「第三者委員会」という。）の設置の勧告を行い、あるいは必要に応じて外部の独立した弁護士等に自ら依頼して第三者委員会を立ち上げるなど、適切な措置を講じる。</p> <p><b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>規定例（中小会社の場合）</b> 第2項を削除する。</p>	<p><b>第27条に関する会社法関連規定</b></p> <p>取締役の監査役に対する報告義務（法357） 監査役に対する報告体制整備（施行規則98④四、100③四） 監査役の監査権限及び調査権限（法381） 監査役による取締役の違法行為等の差止め（法385） 取締役の違法行為等に関する報告義務（施行規則129①三）</p>

<p>3. 監査役は、当該企業不祥事に対して明白な利害関係があると認められる者を除き、当該第三者委員会の委員に就任することが望ましく、<b>【Lv.4】</b>第三者委員会の委員に就任しない場合にも、第三者委員会の設置の経緯及び対応の状況等について、早期の原因究明の要請や当局との関係等の観点から適切でないと認められる場合を除き、当該委員会から説明を受け、必要に応じて監査役会への出席を求める。<b>【Lv.3】</b>監査役は、第三者委員会の委員に就任した場合、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、他の弁護士等の委員と協働してその職務を適正に遂行する。<b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>規定例（中小会社の場合）</b> 第3項を削除する。</p>	
--	--	--

## 第28条（事業報告等の監査）

- 1 本条は、**全ての監査役に適用**される。
- 2 監査役は、業務監査を基礎として、事業報告の内容が会社の状況を適切に表示しているかどうか監査する。

<p><b>（事業報告等の監査）</b> <b>第28条</b></p> <p>1. 監査役は、事業年度を通じて取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書（本基準において「事業報告等」という。）が適切に記載されているかについて監査意見を形成しなければならない。【Lv.1】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p><b>第28条（事業報告等の監査）</b></p> <p>1. 監査役は、事業年度を通じて取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書（本基準において「事業報告等」という。）が適切に記載されているかについて監査意見を形成しなければならない。</p>	<p><b>【解説1】（事業報告等の監査）</b></p> <p>① 事業報告及びその附属明細書は、計算関係書類と共に、取締役の株主に対する年次報告である。</p> <p>② 監査役は、取締役の株主に対する報告が会社法の規定に従い会社の状況を適切に表示しているかどうかについて、1年間の業務監査に基づき検証のうえ、監査意見を形成し、監査報告に記載する。→ 下記【解説2】参照</p> <p><b>第28条1項に関する会社法関連規定</b></p> <p>取締役の職務執行の監視・検証（法381①） 事業報告等の作成（法435②） 事業報告等の監査（法436、施行規則129） 事業報告の株主に対する提供（法437、438）</p>
<p>2. 監査役は、特定取締役（会社法施行規則第132条第4項に定める取締役をいう。以下本条において同じ。）から各事業年度における事業報告等を受領し、当該事業報告等が法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかを監査しなければならない。【Lv.1】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>2. 監査役は、特定取締役（会社法施行規則第132条第4項に定める取締役をいう。以下本条において同じ。）から各事業年度における事業報告等を受領し、当該事業報告等が法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかを監査しなければならない。</p>	<p><b>第28条2項に関する会社法関連規定</b></p> <p>特定取締役（施行規則132④） 事業報告等の受領（施行規則129①） 事業報告等の監査の内容（施行規則129①二）</p>
<p>3. 監査役は、前2項を踏まえ、事業報告等が法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見を監査役監査報告に記載しなければならない。【Lv.1】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>3. 監査役は、前2項を踏まえ、事業報告等が法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見を監査役監査報告に記載しなければならない。</p>	<p><b>【解説2】（事業報告等の記載事項の確認）</b></p> <p>法定開示事項が網羅されているか、記載内容が適切かを確認するために、監査役はチェックリスト等を準備し、日頃から情報を整理しておくことが望ましい。</p> <p>→ 【参考Ⅷ】「事業報告等の開示項目」（102頁）</p> <p><b>第28条3項に関する会社法関連規定</b></p> <p>事業報告の記載事項（施行規則118、119～124） 監査役監査報告への意見の記載（施行規則129①二）</p>

<p>4. 監査役会は、各監査役の監査役監査報告に基づき、事業報告等が法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見を監査役会監査報告に記載しなければならない。【Lv.1】</p>	<p><b>規定例</b>（監査役会設置会社でない場合） 第4項を削除する。 ➡ 第21条第5項の【解説5】参照。</p>	<p><b>第28条4項に関する会社法関連規定</b> 監査役会監査報告の作成（施行規則130①） 監査役会監査報告の作成への意見の記載（施行規則130②二）</p>
<p>5. 監査役会は、その決議によって、特定取締役から事業報告等の通知を受ける職務を行う特定監査役（会社法施行規則第132条第5項に定める監査役をいう。）を定めることができる。【Lv.5】</p>	<p><b>規定例</b>（監査役会設置会社でないが、2人以上の監査役がいる場合） 5. 監査役は、<u>過半数の同意</u>により、特定取締役から事業報告等の通知を受ける職務を行う特定監査役（会社法施行規則第132条第5項に定める監査役をいう。）を定めることができる。</p> <p><b>（注）「監査役協議会」がある場合</b> 「監査役協議会は、監査役の過半数の同意により、特定取締役から…（以下同じ）」としても良い。</p>	<p><b>【解説3】（特定取締役）</b> ① 会社が事業報告又は計算関係書類に関する監査役（会）監査報告の通知を受けるものとして定めた取締役のこと。 特に定められていなければ、「これらの書類の作成に関する職務を行った取締役」が特定取締役である（施行規則132④、計算規則124④）。 ② 会社法は上記のとおり規定しているので、特に定めていない会社が多い。定める場合は、社長とする例が多いようである。 ③ なお、日本監査役協会の監査報告のひな型では、監査報告の提出先を「代表取締役社長宛て」としている。</p> <p><b>【解説4】（特定監査役の定め）</b> 監査役（会）が、事業報告又は計算関係書類に関する監査役（会）監査報告の通知をすべきものとして定めた監査役のこと。 （施行規則132⑤、計算規則124⑤）。 ① 1人監査役は、自ずと特定監査役になる（施行規則132⑤一号八、計算規則124⑤一号八）。 ② 監査役が2人以上いて、特に定めなければ、全員が特定監査役となる（施行規則132⑤一号〇、計算規則124⑤一号〇）。 ③ 特定監査役は、監査に係る職務を行うわけではなく、書類の授受や通知等に係る事務を行うだけであり、定めるか否かは任意である。特定監査役を定める方法について会社法に規定がないので、監査役の協議により適宜決めて良い。 ➡ 第33条第4項の【解説3】参照。</p> <p><b>第28条5項に関する会社法関連規定</b> 本条第5項及び【解説3、4】に記載の通り</p>

<p>6. 事業報告等の監査に当たって、<u>監査役及び監査役会</u>は、必要に応じて、<u>会計監査人</u>との連携を図る。【Lv.3】</p>	<p><b>規定例</b>（<u>会計監査人設置会社でない場合</u>） 第6項を削除する。</p> <p><b>（注）任意監査を依頼している場合</b> 左記第6項を採用して、「事業報告等の監査に当たって、監査役は、必要に応じて、監査法人等との連携を図る。」としても良い。</p>	
<p><b>（事業報告における社外監査役の活動状況等）</b> <b>第29条</b> 監査役及び監査役会は、事業報告において開示される会社役員に関する事項及び社外役員等に関する事項のうち、社外監査役の活動状況その他監査役に関する事項について、適切に記載されているかにつき検討しなければならない。【Lv.2】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会を削除） <b>第29条（事業報告における社外監査役の活動状況等）</b> 監査役は、事業報告において開示される会社役員に関する事項及び社外役員等に関する事項のうち、社外監査役の活動状況その他監査役に関する事項について、適切に記載されているかにつき検討しなければならない。</p>	<p><b>【解説】（社外監査役の活動状況等）</b> 本条は、公開会社にのみ適用される。 ➡ 第5条第3項の<b>【解説3】</b>参照。</p> <p><b>第29条に関する会社法関連規定</b> 監査役に関する事項の開示（施行規則121） 社外監査役の活動状況の開示（施行規則124）。</p>

## 【参考Ⅷ】 事業報告等の開示項目

### A 全ての会社が記載する事項（施行規則 118）

- ① 会社の状況に関する重要な事項 [計算関係書類で開示される内容は除く]
- ② 内部統制体制の整備に関する取締役会の決定又は決議の概要及び当該体制の運用状況の概要  
[本件について決定又は決議があるとき]
- ③ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要及び取組方針等 [基本方針を定めているとき]
- ④ 特定完全子会社に関する事項
- ⑤ 親会社等との間の取引（第三者との間の取引で、当該会社と親会社等との利益が相反するものを含む。重要なものに限る）に関する事項

### B 公開会社が追加して記載する事項（施行規則第 119 条から第 124 条）

- ① 会社の現況に関する事項
  - 1 主要な事業内容（事業年度末日）
  - 2 主要な営業所・工場及び使用人の状況（事業年度末日）
  - 3 主要な借入先、借入額（事業年度末日）
  - 4 事業の経過及び成果（事業年度）
  - 5 資金調達、設備投資、  
事業の譲渡、会社分割、他の会社の事業の譲受け、  
吸収合併・分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継、  
他の会社の株式、新株予約権等の取得・処分（事業年度）
  - 6 直前 3 事業年度の財産・損益の状況
  - 7 重要な親会社・子会社の状況
  - 8 対処すべき課題
  - 9 その他会社の現況に関する重要な事項

[右欄に続く]

### ② 会社の役員に関する事項

- 1 氏名（直前の定時株主総会の翌日以降に在任していた役員が対象）
  - 2 地位及び担当（直前の定時株主総会の翌日以降に在任していた役員が対象）
  - 3 責任限定契約の概要等（直前の定時株主総会の翌日以降に在任していた役員が対象） ～責任限定契約を締結しているとき～
  - 4 報酬等（当該事業年度に係わるもの）
  - 5 報酬等（当該事業年度に受け又は受けることが明らかになったもの）
  - 6 報酬等の額又はその決定方針についての決定方法・方針の概要 ～定めているとき～
  - 7 辞任又は解任された役員の氏名（株主総会で解任された場合を除く）  
監査役等のときは辞任に関する意見・理由など
  - 8 重要な兼職の状況（直前の定時株主総会の翌日以降に在任していた役員が対象）
  - 9 （監査役等が）財務・会計等に関する相当程度の知見を有しているときはその事実（直前の定時株主総会の翌日以降に在任していた監査役等）
  - 10 常勤の監査（等）委員の選定の有無・その理由
  - 11 その他の重要な事実
- ③ 株式に関する事項 ～上位 10 人の主要株主の氏名、保有株式数・割合等～
  - ④ 新株予約権に関する事項
    - 1 会社の役員が（職務執行の対価として付与され）保有しているもの ～内容、人数等～
    - 2 会社の使用人、子会社の役員・使用人に付与したもの ～内容、人数等～
  - ⑤ 社外役員に関する特則 ● 独立性に関する観点から開示が求められていることに留意
    - 1 他の法人等の業務執行者を兼職しているときは、会社とその法人との関係  
～当該兼職に重要性があるとき～
    - 2 他の法人等の社外役員等を兼職しているときは、会社とその法人との関係  
～当該兼職に重要性があるとき～
    - 3 親会社等（個人の支配株主を含む）の近親者であるときは、その事実
    - 4 主な活動状況（取締役会への出席、意見の表明、不祥事への対応等）
    - 5 報酬等に関する事項
    - 6 その他

➡ 詳細な項目、記載例は、経団連の「**会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型（改訂版）**」等を参照。

## 第7章 会計監査

- 1 本章は**全ての監査役に適用**される。  
ただし、会計監査人設置会社かどうかにより**監査の方法及び内容が変わる**ことに留意する。
- 2 監査役監査基準は会計監査人の設置を前提に作成されているので、会計監査人がいれば、（監査役会設置会社ではないことにより修正すべき箇所を除き）特に変更の必要はない。
- 3 したがって、本章各条の**規定例**は、**会計監査人設置会社でない場合に、監査役が会社法の次の規定に基づき会計監査を行う場合を**想定している。

- ① 「計算関係書類（成立日の貸借対照表を除く）に係わる監査には、公認会計士法2条1項に規定する監査（＝財務書類の監査又は証明）のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、その結果を利害関係者に伝達する手続を含む。」（計算規則121①、②）
- ② 会計監査人設置会社以外の場合、監査役は、上記に規定された「合致の程度を確かめる」ために、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、取締役等に対して会計の報告を求める（法389④）（注）等の方法によって計算関係書類を調査し、「計算関係書類が、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうか」について意見を表明する責務を負う（計算規則122）。  
（注）「会計監査の方法」（法389④）の規定は、監査の範囲を会計に関するものに限定される監査役に適用されるが、全ての監査役にとって会計監査に関して同様の方法をとることが妥当だと考えられる。

- 4 会計監査人設置会社でないが、監査法人等に「**任意監査**」を依頼している場合における監査役の対応及び規定例については、第2部 **PART 3** 参照。

当協会の監査役監査基準 (下線は規定例における変更箇所)	機関設計が「取締役会+監査役」の場合	
	規定例	規定例適用における解説等
<p><b>第7章 会計監査</b></p> <p>(会計監査)</p> <p><b>第30条</b></p> <p>1. 監査役及び監査役会は、事業年度を通じて取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類等の会社計算規則第2条第3項第3号に規定するものをいう。以下本基準において同じ。）が会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかに関する会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について監査意見を形成しなければならない。【Lv.1】</p>	<p><b>第7章 会計監査</b></p> <p><b>規定例</b>（会計監査人設置会社でない場合）～監査役が直接監査する～</p> <p><b>第30条（会計監査）</b></p> <p>1. 監査役は、事業年度を通じて取締役の職務の執行を監視し検証する（【解説1】①）ことにより、当該事業年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書等の会社計算規則第2条第3項第3号に規定するものをいう。ただし、同号二の連結計算書類は除く。以下本基準において同じ。）（【解説1】②）が会社の財産及び損益の状況を<u>全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての監査意見を形成</u>（【解説1】③）しなければならない。</p>	<p>【解説1】 <b>規定例</b>（会計監査人設置会社でない場合の会計監査）</p> <p>① 業務監査が会計監査の基礎となることは、会計監査人の設置の有無にかかわらず同じである。</p> <p>② 会社計算規則第2条第3項三は、計算関係書類は、次に掲げるものをいうと定めている。</p> <p>ア) 成立の日における貸借対照表 イ) 各事業年度の計算書類、附属明細書 ウ) 臨時計算書類 エ) 連結計算書類</p> <p>もともと、会計監査人設置会社でない株式会社は、連結計算書類を作成することができない（法444①）ため、<b>規定例</b>では、計算関係書類から連結計算書類を明示的に除外している。</p> <p>なお、臨時計算書類が作成されることは実務上少ないと思われるが、臨時計算書類が作成された場合は、監査役は当該臨時計算書類を監査しなければならない。</p> <p>③ 会計監査人設置会社でない場合は、監査役が自ら会計監査を実施し、計算書類の適正に関して意見を表明しなければならない（法436①・計算規則122）。</p> <p><b>第30第1項に関する会社法関連規定</b></p> <p>取締役の職務執行監査（法381①） 計算書類の作成（法435、計算規則全般） 計算書類の監査（法436、計算規則121～128、130～132）</p>

<p>2. 監査役は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証しなければならない。【Lv.2】</p>	<p><b>規定例</b>（会計監査人設置会社でない場合） 第2項を削除する。</p>	<p><b>【解説2】（監査法人等の公正不偏の態度等）</b></p> <p>① 会計監査人設置会社でない場合、第2項は該当しない。</p> <p>② 会計監査人が設置されている場合、第2項は、監査役が「会計監査人の監査の方法及び結果の相当性」を判断するための重要なポイントの一つである。</p> <p>③ 任意監査を依頼している場合は、<b>PART 3</b>を参照。</p> <p><b>第30条2項に関する会社法関連規定</b> → 次頁 第31条に関する法令等を参照</p>
<p><b>（会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の確認）</b></p> <p><b>第31条</b></p> <p>監査役は、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、次に掲げる事項について会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求め確認を行わなければならない。【Lv.2】</p> <p>一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項</p> <p>二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項</p> <p>三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項</p>	<p><b>規定例</b>（会計監査人設置会社でない場合） 第31条を削除する。</p>	<p><b>【解説1】（会計監査人の職務遂行体制）</b></p> <p>① 会計監査人設置会社でない場合、第31条は該当しない。</p> <p>② 任意監査を依頼している場合は、<b>PART 3</b>を参照。</p> <p><b>第31条に関する会社法関連規定</b> 会計監査人の職務の遂行体制等の通知（計算規則131） 会計監査人の独立性等（法337③、396⑤）</p> <p><b>【解説2】（会計監査人の専門性、独立性、公正性等）</b> 第2部 <b>PART 3</b> 第31条の<b>【解説2】</b>（監査法人等の専門性、独立性、公正性等の規律）を参照。</p>

<p><b>(会計方針の監査)</b> <b>第 32 条</b></p> <p>1. 監査役は、会計方針（会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算関係書類作成のための基本となる事項をいう。以下本条において同じ。）が、会社財産の状況、計算関係書類に及ぼす影響、適用すべき会計基準及び公正な会計慣行等に照らして適正であるかについて、<u>会計監査人の意見を徴して検証しなければならない</u>。【Lv.2】また、必要があると認めるときは、取締役に対し助言又は勧告する。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（会計監査人の箇所を削除）</p> <p><b>第 32 条（会計方針に関する監査役監査）</b></p> <p>1. 監査役は、会計方針（会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項をいう。以下本条において同じ。）が、会社財産の状況、計算書類に及ぼす影響、適用すべき会計基準及び公正な会計慣行等に照らして適正であるかについて検証しなければならない。また、必要があると認めるときは、取締役に対し助言又は勧告する。</p> <p><b>(注)「計算書類」については、第 30 条の【解説 1】を参照。</b></p>	<p><b>【解説 1】（会計方針の変更）</b></p> <p>① 会計上の変更 会計上の変更には、(1) 会計方針、(2) 表示方法、(3) 会計上の見積りの変更がある（計算規則 101 条、102 条の 2～102 条の 4）。これらの区別について留意する。</p> <p>② 会計方針の変更 会計方針とは、左記の基準の規定のとおり、会社の財政状態・経営成績を正しく示すために採用した会計処理の原則、手続等であり、その変更とは「一般に公正妥当と認められた会計方針から他の一般に公正妥当と認められた会計方針に変更する」ことをいう。会計方針の変更は、計算書類に注記しなければならない（計算規則 102 条の 2）。</p>
<p>2. 会社が会計方針を変更する場合には、監査役及び監査役会は、あらかじめ変更の理由及びその影響について報告するよう取締役を求め、その変更の当否についての<u>会計監査人の意見を徴し、その相当性について判断しなければならない</u>。【Lv.2】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（会計方針変更に関する監査役監査）</p> <p>2. 会社が会計方針等を変更する場合には、<u>監査役は、あらかじめ変更の理由及びその影響について報告するよう取締役を求め、その変更の当否について判断しなければならない</u>。</p>	<p><b>【解説 2】（会計方針の変更の理由）</b></p> <p>会計方針の変更には、次の正当な理由が必要である。</p> <p>① 法律、会計基準等の改正に伴うものであること</p> <p>② 変更が企業の事業内容又は経営環境の変化に対応して行われ、会計事象等を財務諸表に、より適切に反映できること。</p> <p>上記②の場合は、次の事項を総合的に判断することが必要である。</p> <p>ア) 変更後の会計方針が一般に公正妥当と認められる企業会計基準に照らして妥当か、</p> <p>イ) 利益操作を目的としていないか、</p> <p>ウ) 変更を当事業年度に行うことが妥当か</p> <p>○ 上記の判断に当たっては、必要に応じ、公認会計士の意見を求める等の対応が望ましい。</p> <p>➡ 「正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い（日本公認会計士協会）」参照</p>

<p><b>(計算関係書類の監査)</b> <b>第 33 条</b></p> <p>1. 監査役は、各事業年度における計算関係書類を特定取締役（計算関係書類の作成に関する職務を行った取締役等の会社計算規則第 130 条第 4 項に定める取締役をいう。以下本条において同じ。）から受領する。<b>【Lv.1】</b>監査役は、取締役及び使用人等に対し重要事項について説明を求め確認を行う。<b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（計算書類に関する監査役監査）</p> <p><b>第 33 条（計算書類の監査）</b></p> <p>1. 監査役は、各事業年度における計算書類を特定取締役（計算書類の作成に関する職務を行った取締役等の会社計算規則第 124 条第 4 項に定める取締役をいう。以下本条において同じ。）から受領する。監査役は、取締役及び使用人等に対し重要事項について説明を求め確認を行う。</p>	<p><b>第 33 条 1 項に関する会社法関連規定</b></p> <p>計算書類の受領（計算規則 122、125） 取締役等からの説明の聴取（法 381②）</p> <p><b>(注) 会計監査人設置会社以外の場合、特定取締役に関する根拠法令が変わるので注意が必要である。</b></p>
<p>2. 監査役は、各事業年度における計算関係書類につき、<u>会計監査人から会計監査報告及び監査に関する資料を受領する。【Lv.1】</u>監査役は、<u>会計監査人に対し会計監査上の重要事項について説明を求め、会計監査報告の調査を行う。【Lv.3】</u><u>当該調査の結果、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、監査役は、自ら監査を行い、相当でないと認めた旨及び理由を監査役監査報告に記載しなければならない。【Lv.1】</u></p>	<p><b>規定例（会計監査人設置会社でない場合の会計監査の方法）</b></p> <p>2. 監査役は、<u>会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、取締役等に対して会計に関する説明及び説明を裏付ける資料等の提供を求め、会計の記録、見積り、評価、処理、表示等が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従っているかどうか検証し、各事業年度における計算書類が会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて検討する。当該検討の結果、計算書類が上記に関して適正に表示していないと認めたときは、監査役は、<u>適正でないと認めた旨及びその理由を監査役監査報告に記載しなければならない。</u></u></p> <p><b>(注) 任意監査を依頼している場合は、PART 3 を参照。</b></p>	<p><b>【解説 1】 規定例（会計監査の方法）</b></p> <p>① 監査役は、計算書類に実際に「表示された情報」と本来「表示すべき情報」との合致の程度を確かめなければならない。 ➡ 第 7 章冒頭の「3」参照。</p> <p>② そのためには、総勘定元帳と残高試算表（決算整理前及び整理後）の主要な点について比較するのが望ましい。 比較作業そのものは、実際の資料を閲覧しながら、経理担当責任者（役員、部長等）から重要なものについて説明を受け、その妥当性や合理性について納得できる程度まで確認すれば良い。</p> <p>③ また、現預金、有価証券、棚卸資産、固定資産等を実査する他、主要な勘定科目の残高の明細を確認することが重要である。</p> <p>④ 他に、直近 3 期の計算書類を比較し、変動項目及びその原因を確認すること等も有益な監査方法である。 ➡ 日本監査役協会「監査役の手帳」『月刊監査役』610 号 参照</p> <p><b>第 33 条 2 項に関する会社法関連規定</b></p> <p>会計帳簿、資料等の閲覧・調査等（法 381②、389④*<sup>1</sup>）</p> <p>*<sup>1</sup> 法 389 は監査範囲を会計に関するものに限定した場合の規定であるが、監査役が会計監査を行うときは同様に適用されと考えられる。 計算書類に関する監査報告の作成（計算規則 122、127）</p>

<p>3. 監査役会は、各監査役の監査役監査報告に基づき、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について審議を行い、監査役会としての監査意見を形成しなければならない。【Lv.1】当該審議の結果、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、監査役会は、相当でないと認めた旨及び理由を監査役会監査報告に記載しなければならない。【Lv.1】</p> <p>4. 監査役会は、その決議によって、特定取締役から計算関係書類の通知を受け、<u>会計監査人から会計監査報告の通知を受ける職務を行う特定監査役</u>（会社計算規則第 130 条第 5 項に定める監査役をいう。）を定めることができる。【Lv.5】</p>	<p><b>規定例</b>（監査役会設置会社でも会計監査人設置会社でもない場合） 第 3 項を削除する。</p> <p><b>規定例</b>（監査役が 2 人以上いる場合） 4. <u>監査役は、過半数の同意により</u>（注 1）、特定取締役から<u>計算書類の通知を受ける職務を行う特定監査役</u>（会社計算規則第 124 条第 5 項に定める監査役をいう。）を定めることができる。（注 2）</p>	<p><b>【解説 2】（第 3 項「会計監査に関する報告」）</b> 「監査役会設置会社でない」場合は、会計監査人が設置されていても、第 3 項に規定されている監査報告の作成プロセスは適用されない。また「会計監査人設置会社でない」場合の監査役の監査方法は前述の通りである。従って、第 3 項は該当しない。</p> <p><b>【解説 3】（特定監査役を定める方法）</b> 特定監査役を定める方法について会社法には規定がないので、監査役の協議により適宜決めて良い。<b>規定例</b>では、基準が示した選定方法（監査役会の決議）に準じて「過半数の同意」としたが、「全員の同意」としても良い。</p> <p><b>（注 1）</b> 特定取締役及び特定監査役については、第 28 条第 5 項の<b>【解説 3、4】</b>参照。</p> <p><b>（注 2）</b> 会計監査人設置会社以外の場合は、特定監査役に関する根拠法令が変わるので注意が必要である。</p>
---	---	--

<p><b>(会計監査人の選任等の手続)</b></p> <p><b>第 34 条</b></p> <p>1. 監査役会は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定めなければならない。 <b>【Lv.2】</b></p> <p>2. 監査役会は、会計監査人の再任の適否について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、毎期検討する。<b>【Lv.3】</b></p> <p>3. 監査役会は、会計監査人の再任の適否の判断に当たって、前項の検討を踏まえ、会計監査人の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて、確認する。<b>【Lv.3】</b></p> <p>4. 監査役会は、会計監査人の再任が不相当と判断した場合は、速やかに新たな会計監査人候補者を検討しなければならない。<b>【Lv.2】</b>新たな会計監査人候補者の検討に際しては、取締役及び社内関係部署から必要な資料を入手しかつ報告を受け、第31条に定める事項について確認し、独立性や過去の業務実績等について慎重に検討するとともに、監査計画や監査体制、監査報酬水準等について会計監査人候補者と打合せを行う。<b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>規定例 1 (会計監査人設置会社でない場合)</b></p> <p>第 34 条全体を削除する。</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>	<p><b>【解説】(会計監査人の選任等の手続)</b></p> <p>① 会計監査人設置会社でない場合は、該当しない。</p> <p>② 任意監査を依頼している場合は、<b>PART 3</b>を参照。</p> <p><b>第 34 条に関する会社法関連規定</b></p> <p>会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案内容の決定 (法 344①)</p> <p>会計監査人の解任 (法 340)</p> <p>会計監査人の解任又は不再任の決定の方針 (施行規則 126 四)</p> <p>会計監査人の候補者とした理由 (施行規則 77 三)</p> <p><b>➡ 会計監査人の選任、再任、不再任、解任に係わる監査役の対応</b>については、以下の日本監査役協会の指針を参照</p> <p>1 『会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権行使に関する 監査役の対応指針』(平成27年3月5日)</p> <p>2 『会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針』(平成29年10月13日)</p> <p>(注) 上記の指針は、日本監査役協会ホームページの「監査実務支援」→「電子図書館」→「委員会／組織から探す」→「会計委員会」から閲覧及びダウンロードが可能である。</p>
---	--	--

<p>5. 監査役会は、前項までの確認の結果や方針に従い、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容を決定する。【Lv.1】</p> <p>6. 監査役会は、会計監査人の選任議案について、当該候補者を会計監査人の候補者とした理由が株主総会参考書類に適切に記載されているかについて確認しなければならない。【Lv.2】</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【第1項参考】会社法第344条（会計監査人の選解任等の議案内容の決定権が監査役に移行したこと。）を踏まえた改定である。</p> <p>【第1項補足】「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」は、会社法施行規則第126条第4号にて事業報告へ記載されることとなっているが、事業報告への記載は取締役の責務としても、会計監査人の選解任等の議案内容の決定権を有する以上監査役として「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」を定める必要がある。</p> </div>	<p>削除</p> <p>削除</p>	
---	---------------------	--

<p><b>（会計監査人の報酬等の同意手続）</b>  <b>第 35 条</b>  1. 監査役は、会社が会計監査人と監査契約を締結する場合には、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、また非監査業務の委託状況及びその報酬の妥当性を確認のうえ、会計監査人の報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、契約毎に検証する。<b>【Lv.3】</b></p> <p>2. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額の同意の判断に当たって、前項の検証を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて、確認する。<b>【Lv.3】</b></p> <p>3. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額に同意した理由が、事業報告に適切に記載されているかについて確認しなければならない。<b>【Lv.2】</b></p> <p><b>【参考】</b>会社法施行規則第 126 条第 2 号を踏まえた改定である。</p>	<p><b>規定例 1</b>（会計監査人設置会社でない場合）  第 35 条全体を削除する。</p> <p>削除</p> <p>削除</p>	<p><b>【解説 1】（会計監査人の報酬等の同意手続）</b>  ① 会計監査人設置会社でない場合は、該当しない。  ② 任意監査を依頼している場合は、<b>PART 3</b>を参照。</p> <p><b>【解説 2】（会計監査人の報酬同意のための監査役への対応）</b>  『会計監査人との連携に関する実務指針』第 2 - 3 (2)「会計監査人に対する報酬等の同意権」及び第 5 (1)「監査契約の新規締結時」、(2)「監査契約の更新時」、(3)「監査計画の策定時」等を参照。</p> <p><b>第 35 条に関する会社法関連規定</b>  会計監査人の報酬等の決定に関する監査役（会）の同意（法 399）</p>
---	---	--

## 第8章 監査の方法等

- 1 本章は、**全ての監査役に適用**される。
- 2 本章は監査の方法等を規定しているが、第6章（業務監査）及び第7章（会計監査）における監査の実施内容等と区別されるものではなく、「第6章・第7章・第8章」は一つの大きな括り（纏まり）として理解するのが良い。

当協会の監査役監査基準 (下線は規定例における変更箇所)	機関設計が「取締役会＋監査役」の場合	
	規定例	規定例適用における解説等
<p><b>第8章 監査の方法等</b></p> <p><b>(監査計画及び業務の分担)</b></p> <p><b>第36条</b></p> <p>1. <u>監査役会</u>は、内部統制システムの構築・運用の状況にも留意のうえ、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成する。<b>【Lv.3】</b>監査計画の作成は、<u>監査役会全体の実効性</u>についての分析・評価の結果を踏まえて行い、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定する。<b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>第8章 監査の方法等</b></p> <p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会を削除）</p> <p><b>第36条（監査計画）</b></p> <p>1. <u>監査役</u>は、内部統制システムの構築・運用の状況にも留意のうえ、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成する。監査計画の作成は、<u>監査の実効性</u>についての分析・評価の結果を踏まえて行い、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定する。</p> <p><b>(注) 監査役協議会を設けている場合：</b> 上記第1項の冒頭を、「監査役は、監査役協議会において、」としても良い。</p>	<p><b>【解説1】（業務の分担をしている場合）</b> 監査役の協議により、監査職務の分担を定めている場合は、第36条の標題は協会基準のままで良い。 ➡ 本条第3項の【解説4】（監査業務の分担）を参照</p> <p><b>第36条1項に関する会社法関連規定</b> 監査の方針、業務・財産の状況の調査方法等の決定（法 390②三） 監査の実効性（施行規則 98④七、100③七）</p>

<p>2. <u>監査役会</u>は、効率的な監査を実施するため、適宜、<u>会計監査人</u>及び内部監査部門等と協議又は意見交換を行い、監査計画を作成する。 【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会及び会計監査人を削除）</p> <p>2. <u>監査役</u>は、効率的な監査を実施するため、適宜、内部監査部門（又は「<u>内部統制を推進する部門</u>」）等と協議又は意見交換を行い、監査計画を作成する。</p> <p><b>（注）任意監査を依頼している場合：</b> 「<u>会計監査人</u>」を「<u>監査法人等</u>」とする。</p>	<p><b>【解説2】（内部監査部門等との連携）</b> 第2項は三様監査の一環</p> <p><b>【解説3】（任意監査を依頼している場合）</b> 会計監査人と同様に、任意監査を依頼した監査法人等との情報交換も重要である。</p> <p><b>第36条2項に関する会社法関連規定</b> その他監査役が適切に職務を遂行するに当り意思疎通を図る者（施行規則105②三）</p>
<p>3. <u>監査役会</u>は、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定める。【Lv.3】</p>	<p><b>規定例1</b>（監査役が1人の場合） 第3項を削除する。</p> <p><b>規定例2</b>（監査役が2人以上いる場合）</p> <p>3. <u>監査役</u>は、効率的に監査を実施するため、<u>監査役間の協議によって監査業務の分担を定めることができる。</u></p> <p><b>（注）監査役協議会を任意で設けている場合</b> 上記第3項を、「<u>監査役は、効率的に監査を実施するため、監査役協議会において、監査業務の分担を定めることができる。</u>」とする。</p>	<p><b>【解説4】</b> <b>規定例2</b>（監査業務の分担） ➡ 監査役が複数いるときは、監査役の協議により、役割分担することが可能である。この場合、だからと言って監査役の独任制（個々の監査役の監査権限）には影響しない。 役割分担したときは、必ず、分担した監査役に報告を求め、監査の方法、内容及び結果について確認し、必要な場合は、意見を述べなければならない。</p> <p><b>第36条3項に関する会社法関連規定</b> 監査の方針、業務・財産の状況の調査方法等の決定（法390②三）</p>

<p>4. 監査役会は、監査方針及び監査計画を代表取締役及び取締役会に説明するものとする。 【Lv.4】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会を削除）</p> <p>4. 監査役は、監査方針及び監査計画を代表取締役及び取締役会に説明する。 （追加規定例） 監査役は、必要に応じ、会社の内部監査部門その他主要部門の長にも同様に説明する。</p>	<p><b>【解説5】 基本規定例（監査計画の説明）</b> 監査計画を社長及び取締役会に対して説明し、監査役監査について理解を深め、監査の実施に際して協力を得ることは監査環境の整備及び監査の実効性を高めるうえで大切である。 ➔ 第3条第7項の<b>【解説7】「社長の理解度を深める」</b>を参照</p> <p><b>第36条3項に関する会社法関連規定</b> 意思疎通、監査環境の整備（施行規則105②）</p>
<p>5. 監査方針及び監査計画は、必要に応じ適宜修正する。【Lv.3】</p> <p>【第1項補足】実務上、毎年の監査計画策定に当たり、前年度の監査計画及び実績の分析・評価に基づき、反省点の改善、次期の重要課題の設定、往査先の選定等を行い監査計画に反映している例が多い。また、個々の監査役の実績評価についても行うことが望ましいが、そこまで基準に含めることは実務との乖離が大きいため本条では言及していない。なお、評価結果の開示まで行うかどうかは会社の裁量に委ねられることから、本基準では言及していない。</p> <p>【第1項参考】GC補充原則4-11③を踏まえた改定である。</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>5. 監査方針及び監査計画は、必要に応じ適宜修正する。</p>	

### 第 37 条 内部監査部門等との連携による組織的かつ効率的監査

- 1 本条は、**全ての監査役に適用**される。
- 2 中小会社の場合、内部監査等に関する組織や陣容は必ずしも十分ではないとの報告がされている。  
 その場合でも、会社における内部統制や内部牽制の実態を確認し、これらの機能を担う部門や要員と可能な限り連携を試みたい。  
**➡【参考IX】中小会社における内部監査部門等との連携について（117頁）参照**

<p><b>(内部監査部門等との連携による組織的かつ効率的監査)</b></p> <p><b>第 37 条</b></p> <p>1. 監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行に当たり、内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署（本基準において「内部監査部門等」という。）と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努める。</p> <p><b>【Lv.4】</b></p>	<p><b>基本規定例</b>（基準通り）</p> <p><b>第 37 条（内部監査部門等との連携による組織的かつ効率的監査）</b></p> <p>1. 監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行に当たり、内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署（本基準において「内部監査部門等」という。）と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努める。</p>	<p><b>【解説 1】（内部監査部門等との連携）</b></p> <p>① 本条は、「三様監査」の一環として、監査役が監査職務を行う際に、関連部門との連携（意思疎通）を図り、組織的・効率的監査を行うことを定めている。</p> <p>② この点について、社長を監査する立場にある監査役が、社長の指揮下にある内部監査部門と連携することに違和感があるとの意見が聞かれることがある。</p> <p>③ しかし、例えば、生産、技術、IT、安全・品質・環境、衛生等の統制に関する専門的な分野や企業グループ全体の細部にわたる運営状況等の確認や監査については、内部統制機能を果たしている専門部署や内部監査部門が実効性の高い監査をしている面があることも否定できない。監査役が、企業グループ全体の組織的かつ効率的な監査を実現しようとすれば連携が必須である。</p> <p>④ 監査役は、「監査職務を適切に遂行するために、取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集と監査の環境の整備に努める」ように求められている（施行規則 105②）。      監査役が内部統制部門や内部監査部門等と監査職務を果たすために連携することは、会社法の趣旨に沿うものである。</p>
---	---	--

<p>2. 監査役は、内部監査部門等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求め、【Lv.3】監査役は、内部監査部門等の監査結果を内部統制システムに係る監査役監査に実効的に活用する。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b>（基準通り）</p> <p>2. 監査役は、内部監査部門等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求め、監査役は、内部監査部門等の監査結果を内部統制システムに係る監査役監査に実効的に活用する。</p>	<p><b>【解説2】（内部監査部門等からの計画・報告の入手及び調査依頼）</b></p> <p>① 第1項と同趣旨の規定である。</p> <p>② 内部監査部門が実施計画や監査要領等を作成していれば、それらを手に入れ、監査役が必要と考える点について調査を依頼し、調査結果について説明を受けて、必要な対応をとる。</p>
<p>3. 監査役は、取締役のほか、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、経理部門、財務部門その他内部統制機能を所管する部署（本条において「内部統制部門」という。）その他の監査役が必要と認める部署から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求め、【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b>（基準通り）</p> <p>3. 監査役は、取締役のほか、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、経理部門、財務部門その他内部統制機能を所管する部署（本条において「内部統制部門」という。）その他の監査役が必要と認める部署から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求め、</p>	<p><b>【解説3】（内部統制主管部門との連携）</b></p> <p>① 第1項と同趣旨の規定であるが、第3項は「業務・財産の調査権（法381②）」に基づく。</p> <p>② 例えば、経理・財務部門等で、伝票の作成と承認、支払の依頼と現金、手形、小切手の取扱等を分離することにより、内部牽制が機能しているかどうか等について報告を受け、必要と認めるときは、自ら確認する。</p>
<p>4. <u>監査役会は、各監査役からの報告を受けて、取締役又は取締役会に対して助言又は勧告すべき事項を検討する。【Lv.3】</u>ただし、監査役会の決定は各監査役の権限の行使を妨げることはできない。【Lv.1】</p>	<p><b>規定例1</b>（2人以上の監査役がいる場合）</p> <p>4. <u>監査役は、相互の監査所見を交換し、取締役又は取締役会に対して助言又は勧告すべき事項を検討する。ただし、これらの決定は各監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p> <p><b>規定例2</b>（監査役が1人の場合）</p> <p>第4項を削除する。</p> <p><b>（注）監査役協議会を設けている場合：</b> 「監査役会」を「監査役協議会」とする。</p>	

#### 【参考IX】 中小会社における内部監査部門等との連携について

- ① 中小会社における内部監査部門の状況として、次のような実情が報告されることがある。
  - ア) 内部監査部門はあるが、縮小傾向である。
  - イ) 機能は、内部統制の構築・運用状況の評価、各事業所の内部監査、ISO 監査等の統括に限定されている。
  - ウ) 内部監査部門はないが、以下のとおり運用している。
    - i) 社長、取締役等の指揮の下に、会社全体の内部統制を推進
    - ii) 品質、環境、情報管理・セキュリティ、個人情報保護等に特化して管理・推進
  - エ) 監査役が内部統制の細部にわたる監査も実施
- ② 上記の実情は、中小会社だけではなく、大企業においてもリソースの制限や費用の面から、少なからず見られる傾向だと思われる。
- ③ このような状況であっても、監査役は、例えば、以下のように対応をすることにより、監査の実効性を高めることが考えられる。
  - ア) 内部監査の専任部門はなくても、内部牽制やモニタリング機能を担当する部署や人がいれば、情報交換を行い、監査役監査に活用する。
  - イ) 各部門が、会社の業務内容や遂行等について調査・分析した様々な資料やデータ等があれば、監査役はこれらの資料の閲覧や提供を受けることにより、内部監査の代替として利用する。
  - ウ) 親会社があれば、親会社の内部監査部門の協力を仰ぐ。
- ④ 監査役は、会社全体の統制及び監査体制のあり方について検討のうえ、取締役等に提言し協議することが望ましい。

### 第 38 条（企業集団における監査の方法）

1 第 38 条は、第 25 条（企業集団における監査）と対応している。第 25 条と第 38 条は、一体として理解する。

（注）現在は子会社等がなくても、第 25 条（企業集団における監査）の規定を置いた場合、第 38 条も残すことが必要である。

<p><b>（企業集団における監査の方法）</b> <b>第 38 条</b></p> <p>1. 監査役は、取締役及び使用人等から、子会社の管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料を閲覧する。【Lv.3】</p> <p>2. 監査役は、その職務の執行に当たり、親会社及び子会社の監査役、内部監査部門等及び会計監査人等と積極的に意思疎通及び情報の交換を図るよう努める。【Lv.4】</p> <p>3. 監査役は、取締役の職務の執行を監査するため必要があると認めるときは、子会社に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査する。【Lv.3】</p> <p>4. 会社に重要な関連会社がある場合には、当該関連会社の重要性に照らして、第 1 項及び第 2 項に準じて監査を行うものとする。【Lv.4】</p>	<p><b>規定例（子会社等がない場合）</b> 第 38 条全体を削除することが可能である。</p>	<p><b>【解説 1】（監査役の企業集団監査）</b></p> <p>① 取締役は、企業集団の内部統制体制の整備に関する方針を策定し、企業集団に属する各企業が当該方針に沿って適切な内部統制の構築と運用が行われるように管理・監督を行い、連結計算書類及び連結ベースの事業報告の作成と開示に責任を負う。</p> <p>② 監査役の企業集団における監査とは、取締役の以上の企業集団の管理・監督に関する職務執行を監査することである。</p> <p>③ 第 3 項の子会社の調査は、あくまでも自社の取締役の子会社に対する管理状況を監査するとの観点から、必要な場合に実施する。</p> <p><b>第 38 条に関する会社法関連規定</b></p> <p>第 1 項： 事業の報告の請求権、業務・財産の調査権に基づく （法 381②）</p> <p>第 2 項： 意思疎通及び情報の収集義務 （施行規則 105②二、④）</p> <p>第 3 項： 子会社調査権（法 381③）に基づく</p>
--	---	---

### 第39条（取締役会への出席・意見陳述）

- 1 本条は、**全ての監査役に適用**される。
  - 2 監査役の最も重要な義務の一つであり、本条は全て会社法の規定に基づいている。
- ➡ 「取締役会に関する監査」については、監査実施要領第8章第2項を参照

<p><b>（取締役会への出席・意見陳述）</b> <b>第39条</b> 1. 監査役は、取締役会に出席し、かつ、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。 <b>【Lv.1】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り <b>第39条（取締役会への出席・意見陳述）</b> 1. 監査役は、取締役会に出席し、かつ、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。</p>	<p><b>第39条に関する会社法関連規定</b> 会社法第383条第1項に基づく。</p>
<p>2. 監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役に報告しなければならない。<b>【Lv.1】</b></p>	<p>2. 監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役に報告しなければならない。</p>	<p>会社法第382条に基づく。</p>
<p>3. 監査役は、取締役会に前項の報告をするため、必要があると認めるときは、取締役会の招集を請求する。<b>【Lv.3】</b>また、請求後、一定期間内に招集の通知が発せられない場合は、自らが招集する。 <b>【Lv.3】</b></p>	<p>3. 監査役は、取締役会に前項の報告をするため、必要があると認めるときは、取締役会の招集を請求する。また、請求後、一定期間内に招集の通知が発せられない場合は、自らが招集する。</p>	<p>会社法第383条第2項・第3項に基づく。</p>
<p>4. 監査役は、取締役会議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確かめ、出席した監査役は、署名又は記名押印しなければならない。<b>【Lv.1】</b></p>	<p>4. 監査役は、取締役会議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確かめ、出席した監査役は、署名又は記名押印しなければならない。</p>	<p>会社法第369条第3項・第4項、第371条第1項、会社法施行規則第101条に基づく。</p>

<p><b>(取締役会の書面決議)</b></p> <p><b>第 40 条</b></p> <p>取締役が取締役会の決議の目的である事項について法令の規定に従い当該決議を省略しようとしている場合には、監査役は、その内容（取締役会の決議を省略することを含む。）について検討し、必要があると認めるときは、異議を述べる。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p><b>第 40 条（取締役会の書面決議）</b></p> <p>取締役が取締役会の決議の目的である事項について法令の規定に従い当該決議を省略しようとしている場合には、監査役は、その内容（取締役会の決議を省略することを含む。）について検討し、必要があると認めるときは、異議を述べる。</p> <p><b>規定例</b>（書面決議に関する定款の定めがない場合）</p> <p>第 40 条を削除する。</p>	<p><b>【解説】（書面決議〔決議の省略〕）</b></p> <p>① 会社法第 370 条に基づく。</p> <p>② 書面決議（決議の省略）を行う運営を可能とするためには、定款の定めが必要である。</p> <p>③ 監査役の異議の対象は、決議の省略そのものではなく、決議の目的事項に係わる提案の内容である。</p> <p>④ 議事資料を読む限り、提案内容に異議がない場合でも、取締役会において審議し、慎重に結論を出すべきと考えるときや、議論を行った後でないと適切な意見や異議を述べるできないと考えるときは、提案に対して異議を述べるができる。</p> <p>⑤ 取締役会が会社の重要な意思決定について大幅に権限を委任されている（会社法 295②、362）のは、3 人以上の取締役の審議と決議によって、取締役の相互監督の下に、適切な結論が導かれることが期待されているからである。従って、その決議に際しては必要・十分な審議を経るのが原則であるところ、書面決議はその省略を認める例外的な措置である。</p> <p>取締役会決議の省略を行い、当該決議によって不当な経営が行われて会社に損害が生じた場合には、十分な吟味をしないで提案に同意した取締役及び異議を唱えなかった監査役が任務懈怠の責めを負う可能性があることに留意する。</p>
--	--	--

<p>(特別取締役による取締役会への出席・意見陳述)</p> <p><b>第 41 条</b></p> <p>1. 取締役会が特別取締役による取締役会の決議をすることができる旨を定めている場合には、監査役会は、その決議によって当該取締役会に出席する監査役をあらかじめ定めることができる。【Lv.5】ただし、その他の監査役の当該取締役会への出席を妨げることはできない。【Lv.1】</p> <p>2. 特別取締役による取締役会に出席した監査役は、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。【Lv.1】</p> <p>3. 特別取締役による取締役会に出席した監査役は、特別取締役による取締役会の議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確かめ、これに署名又は記名押印しなければならない。【Lv.1】</p> <p>4. 特別取締役による取締役会に出席した監査役は、他の監査役に対して付議事項等について報告を行わなければならない。【Lv.2】</p>	<p><b>規定例</b> (特別取締役に関する決議がない場合)</p> <p>第 41 条全体を削除する。</p> <p><b>(注) 特別取締役による決議：</b></p> <p>旧商法における「重要財産委員会」制度を引き継いで、会社法が制定されたときに設けられた制度であるが、現状、この制度を取り入れている会社は殆どないと思われる。該当しない場合は、本条全体を削除して良い。</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>	<p><b>【解説】(特別取締役による取締役会決議)</b></p> <p>① 会社法第 373 条に基づく。</p> <p>② 取締役会設置会社は、以下の要件を満たす場合、取締役会の決議により、「3 人以上の特別取締役を選定し、次の事項（二つに限定）について決議できる」旨を定めることができる。</p> <p>ア) 要件</p> <p>i) 取締役の数が 6 人以上</p> <p>ii) 取締役のうち、1 人以上が社外取締役</p> <p>イ) 決議できる事項</p> <p>i) 重要な財産の処分・譲受け（法 362④一）</p> <p>ii) 多額の借財（法 362④二）</p> <p>③ 特別取締役の選定は、取締役会の決議だけで良く、定款の定めは必要ない。</p> <p>④ 決議できる事項は前記②のとおり限定されているが、例えば、他の会社を買収するための株式の大量買い付け、それに伴う資金調達、子会社等に対する資金の緊急支援等を迅速に行える利点があるとされる。</p> <p>⑤ 特別取締役会に出席する監査役を互選で定めた場合、その他の監査役は当該取締役会に対する出席義務を負わないが、出席することは可能である。これは特別取締役以外の取締役についても同様である。</p>
--	--	--

<p><b>(重要な会議等への出席)</b>  <b>第 42 条</b>  1. 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、<u>経営会議、常務会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議又は委員会</u>に出席し、<b>【Lv.3】</b>必要があると認めるときは、意見を述べる。<b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>第 42 条 (重要な会議等への出席)</b>  <b>基本規定例</b> 基準ベース (重要会議の例示を省略)  1. 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、<u>重要な会議等</u>に出席し、必要と認めるときは、意見を述べる。  <b>(注) 重要会議、委員会等の例示の省略：</b>  中小会社の場合、経営会議や委員会等を設ける例が少ないので例示を省略した。自社の実態に合わせて例示しても良い。</p>	<p><b>【解説】(重要な会議等への出席)</b>  監査役は、左記の目的のために、取締役会以外の重要な会議等に業務・財産の調査権 (法 381②) に基づき出席できる。監査役これらの法定権限及び出席の目的等について、取締役等に丁寧に説明し理解を得ることが大切である。権限を一方向的に主張するだけではギクシャクすることが多いようである。  <b>第 42 条 1 項に関する会社法関連規定</b>  業務・財産の調査権に基づく重要会議への出席 (法 381②)  取締役会への出席義務と意見陳述 (法 383)</p>
<p>2. 前項の監査役が出席する会議に関して、監査役の出席機会が確保されるとともに、出席に際して十分な事前説明が行われるよう、監査役は、取締役等に対して必要な要請を行う。<b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>規定例 (出席会議についての要望の通知)</b>  2. 監査役は、上記の目的のために希望する会議等に対する監査役の出席機会が確保されるように取締役等に要望を出し、当該会議等の開催日時、場所、議題等の通知及び議事資料が監査役宛にも適切に提供されるように必要な要請を行うものとする。</p>	<p><b>【解説】 規定例 (出席会議についての要望の通知)</b>  ① 会社では様々な会議が行われているので、会社の事業の状況、業務及び財産の状況を適切に把握するために必要と考える会議を選択することが重要である。  ② 監査役は強大な調査権を持つが、取締役等が主催する会議に円滑に出席するためには、担当取締役等に事前に出席の要望を伝え、事務局等から開催に関する通知及び資料を受け取れるようにしておくことが望ましい。  <b>第 42 条 2 項に関する会社法関連規定</b>  取締役等との意思疎通・監査環境の整備 (施行規則 105②)  監査役監査の実効性の確保 (施行規則 100③七)</p>

<p>3. 第1項の会議又は委員会に出席しない監査役は、当該会議等に出席した監査役又は取締役若しくは使用人から、付議事項についての報告又は説明を受け、関係資料を閲覧する。<b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>3. 第1項の会議又は委員会に出席しない監査役は、当該会議等に出席した監査役又は取締役若しくは使用人から、付議事項についての報告又は説明を受け、関係資料を閲覧する。</p>	<p><b>【解説】（会議に出席しない監査役の情報の共有）</b></p> <p>第3項は、役割分担により、取締役会以外の重要会議や委員会には、常勤監査役が出席する場合等を想定している。監査役間の情報共有が大切なことは言うまでもない。</p> <p>➡ 第4条第3項の<b>規定例1</b>「常勤監査役は、出席した社内会議の資料及び討議内容、閲覧した稟議書等の中で、重要なものや参考となるものは、非常勤監査役に報告・説明し、積極的に情報共有に努める。」を参照。</p> <p><b>第42条第3項に関する会社法関連規定</b></p> <p>他の監査役との意思疎通・情報交換（施行規則105④）  監査職務の状況報告（法390④）</p>
--	--	---

<p><b>(文書・情報管理の監査)</b> <b>第 43 条</b></p> <p>1. 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要があると認めるときは、取締役又は使用人に対しその説明を求め、又は意見を述べる。<b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p><b>第 43 条 (文書・情報管理の監査)</b></p> <p>1. 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要があると認めるときは、取締役又は使用人に対しその説明を求め、又は意見を述べる。</p>	<p><b>【解説】(重要文書の閲覧等)</b></p> <p>① 監査役は、業務・財産の調査権（法 381②）に基づき、重要文書等を閲覧し、必要な場合は、職務執行監査の観点から意見を述べることができる。</p> <p>② 監査役による重要文書の閲覧は、ルール化しておくことが必要である。</p> <p>③ 事後閲覧が原則だが、決裁後直ちに回付されないと、必要な指摘や意見を述べる機会を失することになる。</p> <p>④ 一定以上の決裁文書や重要文書は、監査役に自動回付される体制やシステムを確立しておくことが望ましい。このため、決裁文書に「監査役の確認欄」を設けている例や、社内のイントラネット上の決裁について、監査役がいつでもチェックできるシステムが構築されている例がある。</p> <p>⑤ 取締役の利益相反が生じやすい寄付金、取締役や株主との取引等は、監査役が内容を確認してから、決裁に回る運用とする例もあるので参考にしたい。</p> <p><b>第 43 条 1 項に関する会社法関連規定</b></p> <p>取締役の職務執行監査（法 381①） 業務・財産の状況の調査（法 381②） 取締役の利益相反取引の制限（法 356）</p>
<p>2. 監査役は、所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ、保存及び管理されているかを調査し、必要があると認めるときは、取締役又は使用人に対し説明を求め、又は意見を述べる。<b>【Lv.3】</b></p>	<p>2. 監査役は、所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ、保存及び管理されているかを調査し、必要があると認めるときは、取締役又は使用人に対し説明を求め、又は意見を述べる。</p>	<p><b>第 43 条 2 項に関する会社法関連規定</b></p> <p>情報の保存及び管理体制の整備（施行規則 100①一） 内部統制体制の相当性の監査（施行規則 129①五）</p>

#### 第 4 4 条（法定開示情報等に関する監査）

- 1 上場会社でない場合も、自社の法定開示情報の種類及び作成・開示のための体制を確認し、監査役は重要なものについて「遺漏なく」、「適正に」開示されているかどうか監査する。

#### （法定開示情報等に関する監査）

##### 第 44 条

- 1 監査役は、有価証券報告書その他会社が法令の規定に従い開示を求められる情報で会社に重大な影響のあるもの（本条において「法定開示情報等」という。）に重要な誤りがなくかつ内容が重大な誤解を生ぜしめるものでないことを確保するための体制について、第 24 条に定めるところに従い、法定開示情報等の作成及び開示体制の構築・運用の状況を監視し検証する。【Lv.3】

#### 規定例

##### 第 44 条（法定開示情報等に関する監査）

- 1 監査役は、自社における重要な法定開示情報について、取締役から説明を受け、その開示体制が適切かどうかを確認し、必要に応じて助言又は勧告をする。

#### 第 44 条 1 項に関する会社法関連規定

取締役の法令遵守体制の整備（法 362④六）

取締役の情報管理体制の整備（施行規則 100④一）

#### 【解説 1】 規定例（法定開示情報の開示体制）

中小会社であっても、自社の法定開示情報の種類及び作成・開示体制について確認しておくことは重要なのでその趣旨を示した。

#### 【解説 2】（法定開示情報等に関する監査）

- ① 法令で求められる開示情報に関する監査役の監査対象は、情報そのものの適正ではなく、「重要な」情報が「適正に」作成され開示されるための「体制の構築・運用の状況」であることが、平成 23 年の基準の改定において明確にされている。
- ② 有価証券報告書（有報）は、重要な法定開示情報であり、重要な記載内容が不適正な場合等には、監査役も損害賠償責任（金商法 24 の 4）を負うリスクがあるので例示している。
- ③ 東証の適時開示情報（決算短信その他）は、法定開示情報ではないが、株主や投資家にとり極めて重要であり、有報の開示体制の構築・運用状況を監視・検証するときに、併せて監査対象とすることが考えられる。
- ④ 会社法では、（有報提出会社以外の）会社は、計算書類（又はその一部）に関する公告が必要である（法 440）。
- ⑤ 他にも、業法により開示しなければならない情報や製品の欠陥・危険性、商品の誤使用を回避するために開示しなければならない情報があることにも留意したい。
- ⑥ 監査役は、自社の法定開示情報及びその作成・開示体制について取締役等から説明を受け、監査役の監査のあり方を検討することが望ましい。

<p>2. 監査役は、継続企業の前提に係る事象又は状況、重大な事故又は災害、重大な係争事件など、企業の健全性に重大な影響のある事項について、取締役が情報開示を適時適切な方法により、かつ、十分に行っているかを監視し検証する。</p> <p><b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>2. 監査役は、継続企業の前提に係る事象又は状況、重大な事故又は災害、重大な係争事件など、企業の健全性に重大な影響のある事項について、取締役が情報開示を適時適切な方法により、かつ、十分に行っているかを監視し検証する。</p> <p>(注) 上記第2項に掲げられている事象や事項は、全ての企業において重要であり、そのまま自社基準にも採用する。</p>	<p><b>【解説3】（継続企業の前提）</b></p> <p>① 会社計算規則第100条に定義されている。</p> <p>② 詳細は、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」（開示実務指針）を参照。</p> <p>同報告において、継続的な営業損失、債務超過、営業債務の返済困難等が継続企業の前提に疑義を生じさせる事象として例示されている。</p> <p><b>【解説4】（重大な事故、災害、係争事件等）</b></p> <p>監査役は、これらの事象について「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実」として、会社法第357条に基づき、取締役から報告を受けなければならない。➡ 第20条第2項参照</p> <p><b>第44条2項に関する会社法関連規定</b></p> <p>継続企業の前提（計算規則100）</p> <p>重要な係争（計算規則103五）</p> <p>会社の状況に関する重要な事項（施行規則118一）</p> <p>その他会社の現況に関する重要な事項（施行規則120①九）</p>
<p><b>（取締役及び使用人に対する調査等）</b></p> <p><b>第45条</b></p> <p>1. 監査役は、必要があると認めるときは、取締役及び使用人に対し事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査しなければならない。<b>【Lv.2】</b></p> <p>2. 監査役は、必要に応じ、ヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、十分に事実を確かめ、監査意見を形成するうえでの合理的根拠を求める。<b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p><b>第45条（取締役及び使用人に対する調査等）</b></p> <p>1. 監査役は、必要があると認めるときは、取締役及び使用人に対し事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査しなければならない。</p> <p>2. 監査役は、必要に応じ、ヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、十分に事実を確かめ、監査意見を形成するうえでの合理的根拠を求める。</p>	<p><b>【解説】（取締役及び使用人に対する調査）</b></p> <p>① 監査役の業務・財産の調査権（法381②）に基づく。</p> <p>② 監査役が、取締役及び使用人に対し事業の報告を求め、会社の業務及び財産の状況について円滑に調査をするためには、それらの者と平素より意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めることが重要である。</p> <p>➡ 第20条第1項における<b>【コメント】</b>も参照</p> <p><b>第45条2項に関する会社法関連規定</b></p> <p>調査の実施（法381②）</p> <p>事実の確認と意見の形成（監査役の善管注意義務）</p>

<p><b>(会社財産の調査)</b>  <b>第 46 条</b>  監査役は、重要な会社財産の取得、保有及び処分状況、会社の資産及び負債の管理状況等を含めた会社財産の現況及び実質価値の把握に努める。【Lv.4】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り  <b>第 46 条 (会社財産の調査)</b>  監査役は、重要な会社財産の取得、保有及び処分状況、会社の資産及び負債の管理状況等を含めた会社財産の現況及び実質価値の把握に努める。</p>	<p><b>【解説】(会社財産の調査)</b>  監査役業務・財産の調査権(法 381②)に基づく規定。会計監査の点からも重要である。  ➡ 本基準第 7 章(会計監査)第 33 条第 2 項(会計監査の方法)も参照</p>
<p><b>(会計監査人との連携)</b>  <b>第 47 条</b>  1. 監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合をもち、必要に応じて監査役会への出席を求め、ほか、会計監査人から監査に関する報告を適時かつ随時に受領し、積極的に意見及び情報の交換を行うなど、会計監査人と緊密な連携を保ち実効的かつ効率的な監査を実施することができるよう、そのための体制の整備に努める。【Lv.4】</p>	<p><b>規定例</b> (会計監査人設置会社でない場合)  第 47 条全体を削除する。</p>	<p><b>【解説】</b>  ① 会計監査人設置会社でない場合、第 47 条は該当しない。  ② 任意監査を依頼している場合は、<b>PART 3</b> を参照。  ➡ <b>会計監査人との連携</b>については、監査役協会の『会計監査人との連携に関する実務指針』(平成26年4月10日)を参照。  (注) 上記指針は、日本監査役協会「監査役小六法」に掲載されている他、協会のホームページの「監査実務支援」→「電子図書館」→「委員会/組織から探す」→「会計委員会」から閲覧及びダウンロードが可能である。</p>
<p>2. 監査役及び監査役会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行う。【Lv.3】</p>	<p>削除</p>	

<p>3. 監査役は、業務監査の過程において知り得た情報のうち、会計監査人の監査の参考となる情報又は会計監査人の監査に影響を及ぼすと認められる事項について会計監査人に情報を提供するなど、会計監査人との情報の共有に努める。 <b>【Lv.4】</b></p>	<p>削除</p>	
<p>4. 監査役は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができる。<b>【Lv.5】</b></p>	<p>削除</p>	
<p>5. 監査役は、会計監査人から取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実（財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む。）がある旨の報告等を受けた場合には、監査役会において審議のうえ、必要な調査を行い、取締役会に対する報告又は取締役に対する助言若しくは勧告など、必要な措置を適時に講じなければならない。<b>【Lv.2】</b></p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">【第1項、第3項補足】「報告を受け意見交換する」と会計監査人に対する情報提供を別の条項とし、後者を第3項とした。</p>	<p>削除</p>	<p><b>【解説】</b> 左記第5項については、<b>PART 3</b>における<b>【解説2】</b>を参照。</p> <p><b>第47条5項に関する会社法関連規定</b> 会計監査人の監査役に対する報告（法397①、②） 会計監査人の職務の遂行体制の報告（計算規則131） 監査役と会計監査人の意思疎通及び情報交換（施行105②三）</p> <p><b>参考</b> <b>日本公認会計士協会の関連報告、実務指針等</b> 「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」 「監査役等とのコミュニケーション」（監査基準委員会報告書260） 「監査役等への品質管理レビューの結果の伝達に関する留意点」</p>

## 第9章 会社の支配に関する基本方針等及び第三者割当

- 1 本章は、一般株主と取締役間の利益相反が問題となる代表的なケースにおける監査役の対応について定めている。
- 2 上場会社でない限り、殆どの中小会社には該当しないと思われるが、自社の状況に応じ本章を採用するか削除するか決める。

当協会の監査役監査基準 (下線は規定例における変更箇所)	機関設計が「取締役会 + 監査役」の場合	
	規定例	規定例適用における解説等
<p><b>第9章 会社の支配に関する基本方針等及び第三者割当等</b></p> <p>(会社の支配に関する基本方針等)</p> <p><b>第48条</b></p> <p>1. 監査役は、会社がその財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（本条において「基本方針」という。）を定めている場合には、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、次に掲げる事項について検討し、監査報告において意見を述べなければならない。</p> <p><b>【Lv.1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 基本方針の内容の概要</li> <li>二 次に掲げる取組の具体的な内容の概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み</li> <li>ロ 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本条において「買収防衛策」という。）</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>第9章 会社の支配に関する基本方針等及び第三者割当等</b></p> <p><b>規定例</b>（会社の支配に関する基本方針がない場合）</p> <p>第48条全体を削除する。</p> <p>（注）当該基本方針を定めているときは、協会の基準通りにする。</p>	<p><b>【解説1】（会社の支配に関する基本方針等に関する意見表明）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 会社が基本方針を定めていれば事業報告への記載が求められ、監査役（会）の監査報告において意見が求められる。</li> <li>② 非公開会社であっても、基本方針を定めていればその概要を事業報告に記載しなければならないので、全ての会社に該当する。</li> <li>③ 監査役が意見の表明を求められるのは、会社の当該方針や取組みが、取締役と株主間の利害相反となる可能性があるからである。 ➔ 次頁【解説3】参照</li> <li>④ 監査役は、第48条第2項に従い、会社の定めた取組みが「基本方針に沿うものであるか」、「株主の共同の利益を損なうものではないか」及び「取締役が会社役員の地位の維持を目的とするものではないか」（施行規則118三号八）について、意見を表明する。</li> <li>⑤ 「買収防衛策」については、経済産業省及び法務省から2005年に「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が公表され、さらに、経済産業省から2008年に「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（企業価値研究会）が公表されている。該当する場合は参考にする。</li> </ol> <p><b>第48条1項に関する会社法関連規定</b></p> <p>事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（施行規則118三）</p> <p>監査役の意見表明（施行規則129①六、130②二）</p>

<p>2. 監査役は、前項第 2 号に定める各取組みの次に掲げる要件への該当性に関する取締役会の判断及びその判断に係る理由について、取締役会その他における審議の状況を踏まえて検討し、監査報告において意見を述べなければならない。</p> <p><b>【Lv.1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該取組みが基本方針に沿うものであること</li> <li>二 当該取組みが会社の株主の共同の利益を損なうものではないこと</li> <li>三 当該取組みが会社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと</li> </ul>	<p>削除</p>	<p><b>【解説 2】（監査報告書への監査役意見の記載）</b></p> <p>第 1 項の<b>【解説 1】</b>を参照。なお、会社の取組みが株主の利害を損なうかどうかについて監査役が判断する際に、弁護士等の専門家の意見を求めることが望ましい。</p> <p><b>【解説 3】「会社の支配の基本方針等」の事業報告への開示理由（会社立法官による説明より（大意））</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一部の投資家が、会社が本来有するとみられる価値を重視せず、短期的利益だけを求めて株式の取得と売却を行おうとする事態は、一般的な株主にとっては必ずしも望ましいとはいえないことがある。</li> <li>② 取締役は、そのような事態が生じて一般的な株主が損害を被ることのないように、様々な取組みをするが、その中には株主との利益相反となるものがある。</li> <li>③ そこで、会社経営を委任された取締役等が、会社の支配する者のあり方についてどのような基本方針を持っているのか、そしてその基本方針の基にどのような取組みをしようとしているのかについて事業報告に開示を求めることにしたものである。</li> <li>④ なお、特定の者が会社の支配権を獲得することがないようにするための会社における取組み（いわゆる「買収防衛策」）を決めているときは、ここで開示しなければならないが、買収防衛策だけが開示事項とされているわけではないことに留意する。</li> </ul>
<p>3. 監査役は、買収防衛策の発動又は不発動に関する一定の判断を行う委員会の委員に就任した場合、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、会社利益の最大化に沿って適正に当該判断を行う。<b>【Lv.3】</b></p>	<p>削除</p>	<p><b>第 48 条 2 項に関する会社法関連規定</b></p> <p>取締役会の審議状況を踏まえての検討（法 381、383）  株主の共同利益の保護等（施行規則 118 三号八の各要件）  取締役の忠実義務（法 355）</p> <p><b>その他関連する規律等</b></p> <p>東証「上場審査基準」、「上場廃止基準」、「適時開示規則」等同「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等について」</p>

<p><b>(第三者割当等の監査)</b></p> <p><b>第 49 条</b></p> <p>監査役は、募集株式又は募集新株予約権（以下「募集株式等」という。）の発行等の際し、第 22 条及び第 44 条第 1 項に定める監査を行うほか、次に掲げる職務を行う。</p> <p>一 監査役は、支配株主の異動を伴う募集株式等の引受人（その子会社を含む。）が総株主の議決権の過半数を有することとなる募集株式の発行等を会社が行う場合、当該募集株式等の発行等に関する意見を表明する。</p> <p><b>【Lv.1】</b></p> <p>二 監査役は、会社が株式又は新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の第三者割当を行う場合、有利発行該当性に関する事項を検討し、法令又は金融商品取引所の上場規則等が求めるところに従い意見を述べる。</p> <p><b>【Lv.3】</b></p> <p>三 監査役は、株主総会決議を経ずに行われる大規模第三者割当（直近 6 ヶ月間における第三者割当による議決権の希薄化率が 25% 以上となる場合又は第三者割当によって支配株主となる者が生じる場合をいう。以下本条において同じ。）について、会社役員の地位の維持を目的とするものではないか等を検討し、必要に応じて取締役に対して助言又は勧告を行う。<b>【Lv.3】</b>監査役が当該大規模第三者割当に関し独立した者としての第三者意見を述べる場合には、会社に対する善管注意義務を前提に、その職務を適正に遂行する。<b>【Lv.3】</b></p> <p><b>【第 1 号参考】</b>会社法施行規則第 42 条の 2 第 7 号を踏まえた改定である。</p>	<p><b>規定例 1 (非上場の中小会社の場合)</b></p> <p>第 49 条全体を削除する。</p>	<p><b>【解説 1】 規定例 1</b></p> <p>支配株主がいる非公開会社の場合、（取締役会設置会社であっても）第三者に大量の募集株式等を割り当てる等の資本政策や新株発行等による資金調達の決定は株主総会にて行ない、他の株主との利害調整は話し合いにより解決されると思われるので、本条を削除しても良い。</p> <p>むしろ、監査役は、募集株式の発行等を行うときは、株主総会の決議を得るように求めるべきである。</p> <p>また上場を目指す会社の場合、株式の上場によって資金調達を行うので支配株主の異動を伴う募集株式の発行は現実的には考えられず、また、将来の疑念を残さないために、募集株式の発行については必ず株主総会の特別決議を得る手続きをとるので、第 49 条は該当しない。</p> <p>万が一、第 49 条に想定されている第三者割当等が行われる場合は、協会基準を参考にして監査する。</p> <p><b>第 49 条 2 項に関する会社法関連規定</b></p> <p>株式発行等に係る募集事項の決定（法 199）  公開会社における上記に関する特則（法 201）  有利発行の場合の取扱い（法 199③、201①）  支配株主の異動を伴う募集株式の割当等の特則（法 206 の 2）  上記に関する監査役等の意見の表明（施行規則 42 の 2 七）  株主による不公正な募集の差止め請求（法 210、247）</p> <p><b>その他関連する規律等</b></p> <p>東証（第三者割当に関する上場規程等）</p>
--	---	---

## 【参考 X】 第三者割当等の監査について

### (1) 監査役監査の基本事項

取締役の忠実義務・善管注意義務に関する監査の一環として、以下の観点から監査する。

① 取締役は、「経営判断の原則」に従って、以下の事項を十分に検討し、決定したか。

ア) 資金計画、資金調達必要性と方法。

イ) 第三者割当（縁故募集）を選択する理由

ウ) 割当の態様、割当先の選定

エ) 株式希薄化による株主への影響、割当規模の合理性

オ) 割当条件（有利発行の該当性）

② 取締役は、法令や東証の上場規則等に従って適正な開示をしているか。

### (2) 監査役は、以上の基本に沿って監査するが、特に次の諸点を押さえることが肝要

① 株主総会の決議を経ないで第三者割当を行うことが適正か。

② 第三者割当によって特定引受人（募集株式を引受けることにより保有株式の割合が募集後の総株主の議決権数の 2 分の 1 を超える引受人）が生じないか

③ 取締役は、第三者割当ての条件等が有利発行に該当しないかどうかの経営判断を適切に行なったか。

④ 取締役が新株予約権等により第三者割当を行おうとするときに、

ア) 公正価値の評価を適正に行なったか。

イ) 上記評価に基づいて、発行条件等の決定を適正に行なったか。

⑤ 監査役は、上記④の確認のため、取締役の説明や取締役会における報告・審議において、以下をチェックする。

ア) 取締役が条件設定のために採用した評価モデルや前提条件を選択する判断などに恣意性がなく、客観的な根拠に基づいて行われたか。

イ) 不合理な判断が介在していないか。

ウ) 信頼できる外部専門家の意見を取得しているか。

⑥ 監査役も専門的事項については、外部専門家から説明を聞き、上記④および⑤の諸点に不合理なところがないかどうか意見を求めることが重要である。

### 大規模第三者割当のときの留意点

① 大規模な第三者割当は、既存株主の持分比率が大きく低下し利益を損なうので、会社法及び東証の上場規程の規律に従って対応することが必要である。

「会社法」では、支配株主の異動を伴う募集株式等の発行について、株主への通知・公告等を行い、10 分の 1 以上の議決権を有する株主の反対があったときは、原則として、株主総会の決議が必要である（法 206 の 2）。なお、監査役は、当該募集株式の発行等に関して意見を表明しなければならない（施行規則 42 の 2 七） ➡ 基準第 49 条一号

○ 監査役の意見表明の基本は、「会社を支配する者のあり方に関する基本方針等」について意見を述べる場合（基準第 48 条②二、三号）と同様である

「東証の上場規程」では、希釈化率が 25%以上又は支配株主の異動が見込まれる第三者割当については、株主総会の決議（株主の意思確認）を得るか、独立した第三者委員会等による当該割当の必要性及び相当性に関する意見が必要である。 ➡ 基準第 49 条三号

② 大規模第三者割当は、買収防衛策として用いられるなど、経営者（取締役）が縁故募集により支配株主を選ぶことになるため、取締役の地位保全が目的かどうか等を監査役は慎重に検討する必要がある。

④ 第三者割当の監査役監査の方法及びプロセスの詳細については、「有識者懇談会の答申に対する最終報告書（平成 22 年 4 月 8 日）」の 79 頁～99 頁参照。

（注）本最終報告書は、日本監査役協会ホームページの「監査実務支援」→「電子図書館」→「委員会／組織から探す」→「有識者懇談会」から閲覧及びダウンロードが可能である。

### 有利発行に関する留意点

募集株式の払込み金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合には、株主総会において説明して、決議を受けなければならない（法 199②③）。

従って、株主総会の決議を経ないで、会社が第三者割当を行うときには、東証の上場規程において、監査役は、割当に対する払込金額について有利発行の該当性に関する事項（左覧の（2）③、④、⑤）を検討して意見表明をしなければならない。 ➡ 基準第 49 条二号

## 第 10 章 株主代表訴訟等への対応

- 1 本章は、主に次の場合を想定して、監査役の対応について規定している。
  - (1) 会社が取締役の責任を追及する場合（第 50 条）
  - (2) 会社が、取締役、監査役、会計監査人の責任の一部を免除する場合（第 51 条）
  - (3) 株主代表訴訟を受けた場合（第 52 条～第 55 条）
- 2 いずれの場合においても、監査役は法令の内容を理解したうえで適確な判断と対応が求められる。
- 3 **全ての監査役が直面する可能性がある**ので、基準には規定しておくべきである。

当協会の監査役監査基準 (下線は規定例における変更箇所)	機関設計が「取締役会 + 監査役」の場合	
	規定例	規定例適用における解説等
<p><b>第 10 章 株主代表訴訟等への対応</b></p> <p>(取締役と会社間の訴えの代表)</p> <p><b>第 50 条</b></p> <p>監査役は、会社が取締役に対し又は取締役が会社に対し訴えを提起する場合には、会社を代表する。【Lv.1】</p>	<p><b>第 10 章 株主代表訴訟等への対応</b></p> <p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p><b>第 50 条 (取締役と会社間の訴えの代表)</b></p> <p>監査役は、会社が取締役に対し又は取締役が会社に対し訴えを提起する場合には、会社を代表する。</p>	<p><b>【解説】(訴訟における会社の代表)</b></p> <p>会社の業務に関する裁判上の行為を行うのは代表取締役であるが（法 349④）、監査役設置会社の場合は、会社と取締役間の訴訟に関して会社を代表するのは監査役である。</p> <p><b>第 50 条に関する会社法関連規定</b></p> <p>会社と取締役間の訴訟における会社の代表（法 386）</p>

<p><b>(取締役等の責任の一部免除に関する同意)</b></p> <p><b>第 51 条</b></p> <p>1. 監査役は、次に掲げる同意に際し、<u>監査役会にて協議を行う。【Lv.3】</u></p> <p>一 取締役の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出することに対する同意</p> <p>二 取締役会決議によって取締役の責任の一部免除をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意</p> <p>三 定款の規定に基づき取締役の責任の一部免除に関する議案を取締役会に提出することに対する同意</p> <p>四 社外取締役その他の非業務執行取締役との間で責任限定契約をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会設置会社でない場合）</p> <p><b>第 51 条（取締役等の責任の一部免除に関する同意）</b></p> <p>1. 監査役は、次に掲げる同意に際し、<u>監査役全員で協議するものとする。</u></p> <p>一 取締役の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出することに対する同意</p> <p>二 取締役会決議によって取締役の責任の一部免除をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意</p> <p>三 定款の規定に基づき取締役の責任の一部免除に関する議案を取締役会に提出することに対する同意</p> <p>四 社外取締役その他の非業務執行取締役との間で責任限定契約をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意</p> <p><b>規定例 1</b> 基本規定例の代案（監査役会設置会社でない場合）</p> <p><b>第 51 条（取締役等の責任の一部免除に関する同意）</b></p> <p>1. 監査役は、次に掲げる同意については、全員で行わなければならない。</p> <p>一 ～ 四 同上（基準の通り）</p> <p><b>(注) 監査役協議会がある場合</b></p> <p>基準第 1 項の「監査役会」を「監査役協議会」としても良い。</p>	<p><b>【解説 1】（取締役の責任の一部免除）</b></p> <p>取締役の責任の一部免除とは、「取締役が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに、最低責任限度額を超える部分について免除する」ことをいう(法 425①)。</p> <p>(1) 一部免除には、次の 3 とおりの方法がある。</p> <p>① <b>株主総会の特別決議により免除(法 425、309②八)</b></p> <p>この場合、対象となる取締役の責任免除に関する議案提出について、監査役全員の同意が必要（法 425③）。</p> <p>議案には、責任の原因となった事実、賠償責任を負う額、免除できる額の限度、その算定の根拠、責任を免除すべき理由と免除額を記載しなければならない(法 425②)。</p> <p>② <b>定款の規定に基づき取締役会の決議により免除(法 426)</b></p> <p>この場合、取締役の責任免除に関する定款変更に関する議案の提出、及び取締役会における責任免除議案の提出について、監査役全員の同意が必要（法 426②）。</p> <p>定款には、「責任の原因となった事実の内容、その取締役の職務の執行の状況、その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、免除できる額を限度として、取締役会の決議により免除できる旨」を定めなければならない(法 426①)。</p> <p>取締役会が、本定款の規定により、取締役の責任の免除を行うとの決議を行ったときは、取締役は、上記の事項及び責任を免除することについて遅滞なく公告又は株主に通知しなければならないが、総株主の議決権の 3%以上の議決権を有する株主が異議を唱えたときは、責任の免除ができない(法 426③～⑦)。</p> <p>③ <b>定款の規定を設けて、責任限定契約を締結(法 427)</b></p> <p>「社外」を含む非業務執行取締役等が対象。</p> <p>この場合、非業務執行取締役<sup>(*)</sup>との責任限定契約の締結に関する定款変更に関する議案の提出に関して、監査役全員の同意が必要（法 427③）。 [次頁に続く]</p>
--	---	--

<p>2. 前項各号の同意を行うに当たり、監査役は、定款変更に係る議案に対する同意については定款変更の当否や提案理由の適切さ等を、責任の一部免除に係る議案に対する同意については免除の理由、監査役が行った調査結果、当該事案について判決が出されているときにはその内容等を十分に吟味し、かつ、必要に応じて外部専門家の意見も徴して判断を行う。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>2. 前項各号の同意を行うに当たり、監査役は、定款変更に係る議案に対する同意については定款変更の当否や提案理由の適切さ等を、責任の一部免除に係る議案に対する同意については免除の理由、監査役が行った調査結果、当該事案について判決が出されているときにはその内容等を十分に吟味し、かつ、必要に応じて外部専門家の意見も徴して判断を行う。</p>	<p>(*) 監査役との責任限定契約に関する定款変更議案の提出には、監査役の同意は不要。</p> <p>(2) 上記①及び②の場合、監査役は、責任の一部免除の対象となる取締役の職務執行の状況及び特に免除する理由や事情が相当と判断する根拠を慎重に検討のうえ、同意することが必要。</p> <p>なお、この場合については、本条第2項を参照。</p> <p><b>【解説2】（監査役としての判断及び外部専門家の意見の聴取）</b> 取締役の任務懈怠の程度が「取締役が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかった」といえるものかどうか、さらに「一部免除」が相当と認められるだけの理由や状況が実際にあるかどうかの判定を監査役は行わなければならない。これらの判断に際しては、弁護士に相談して、慎重に対応することが必要である。</p> <p>➡ 第1項の【解説1】も参照</p>
<p>3. 第1項各号の同意の当否判断のために行った監査役の調査及び審議の過程と結果については、監査役は、記録を作成し保管する。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>3. 第1項各号の同意の当否判断のために行った監査役の調査及び審議の過程と結果については、監査役は、記録を作成し保管する。</p>	
<p>4. 法令の規定に基づいて会計監査人の責任の一部免除に関する議案（責任限定契約に関する議案を含む。）が株主総会又は取締役会に提出される場合についても、監査役及び監査役会は、本条の規定に準じるものとする。【Lv.4】</p>	<p><b>規定例</b>（会計監査人設置会社でない場合） 第4項を削除する。</p>	<p><b>【解説3】（会計監査人の責任の一部免除）</b> 会計監査人についても、任務懈怠があったときは、会社に対して損害賠償責任を負うが、その責任の一部免除を行うときは、上記の取締役等の責任の免除を行うときと同様の検討と判断に基づき対応する。</p>

<p>5. 監査役は、監査役の責任の一部免除等について意見をもつに至ったときは、必要に応じて取締役会等において意見を述べる。【Lv.3】</p> <p>【第1項第4号参考】会社法第427条を踏まえた改定である。</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>5. 監査役は、監査役の責任の一部免除等について意見をもつに至ったときは、必要に応じて取締役会等において意見を述べる。</p>	<p><b>【解説4】 監査役の見解</b></p> <p>前頁第2項の【解説2】（監査役としての判断及び外部専門家の意見の聴取）を参照。</p>
<p><b>（株主代表訴訟の提訴請求の受領及び不提訴理由の通知）</b></p> <p><b>第52条</b></p> <p>1. 監査役は、取締役に対しその責任を追及する訴えを提起するよう株主から請求を受けた場合には、速やかに他の監査役に通知するとともに、監査役会を招集してその対応を十分に審議のうえ、提訴の当否について判断しなければならない。【Lv.1】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会設置会社でない場合）</p> <p><b>第52条（株主代表訴訟の提訴請求の受領及び不提訴理由の通知）</b></p> <p>1. 監査役は、取締役に対しその責任を追及する訴えを提起するよう株主から請求を受けた場合には、速やかに他の監査役に通知し、監査役間でその対応を十分に審議のうえ、提訴の当否について判断しなければならない。</p> <p><b>（注） 監査役協議会を設けている場合：</b></p> <p>基準第1項の「監査役会」を「監査役協議会」としても良い。</p>	<p><b>参考</b> 株主代表訴訟における監査役の対応について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>『監査役監査実施要領』第12章第2項</li> <li>『株主代表訴訟への対応指針—監査役実務の視点から—』（監査役協会平成27年3月5日）</li> </ol> <p><b>【解説1】（中小会社における株主代表訴訟）</b></p> <p>中小会社であっても、株主代表訴訟は発生している。むしろ、大会社や上場会社と異なり、株主がマスコミ報道等によらずに取締役の任務懈怠を認識する機会が多いと思われるので、監査役は留意する必要がある。</p> <p><b>【解説2】（株主からの提訴請求）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>会社法第847条第1項に基づく。</li> <li>監査役設置会社において、左記の訴えの提起の請求を受けるのは、監査役である（法386②）。</li> </ol>
<p>2. 前項の提訴の当否判断に当たって、監査役は、被提訴取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴するとともに、関係資料を収集し、外部専門家から意見を徴するなど、必要な調査を適時に実施する。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>2. 前項の提訴の当否判断に当たって、監査役は、被提訴取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴するとともに、関係資料を収集し、外部専門家から意見を徴するなど、必要な調査を適時に実施する。</p>	<p><b>【解説3】（提訴の当否判断）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>提訴の当否判断は、株主による提訴請求の日から60日以内に行わなければならない（法847③）。</li> <li>提訴の当否判断には、訴訟を念頭に置いた専門的な調査や検討が必要なので、直ちに弁護士の意見を徴すべきである。</li> </ol>

<p>3. 監査役は、第1項の判断結果について、取締役会及び被提訴取締役に対して通知する。 【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>3. 監査役は、第1項の判断結果について、取締役会及び被提訴取締役に対して通知する。</p>	
<p>4. 第1項の判断の結果、責任追及の訴えを提起しない場合において、提訴請求株主又は責任追及の対象となっている取締役から請求を受けたときは、監査役は、当該請求者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出し、責任追及の訴えを提起しない理由を通知しなければならない。【Lv.1】この場合、監査役は、外部専門家の意見を徴したうえ、<u>監査役会における審議を経て、当該通知の内容を検討する。</u>【Lv.3】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 監査役が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）</li> <li>二 被提訴取締役の責任又は義務の有無についての判断及びその理由</li> <li>三 被提訴取締役に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及の訴えを提起しないときは、その理由</li> </ul>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会設置会社でない場合）</p> <p>4. 第1項の判断の結果、責任追及の訴えを提起しない場合において、提訴請求株主又は責任追及の対象となっている取締役から請求を受けたときは、監査役は、当該請求者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出し、責任追及の訴えを提起しない理由を通知しなければならない。この場合、監査役は、外部専門家の意見を徴したうえ、<u>監査役間でその対応を十分に討議のうえ、当該通知の内容を検討する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 監査役が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）</li> <li>二 被提訴取締役の責任又は義務の有無についての判断及びその理由</li> <li>三 被提訴取締役に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及の訴えを提起しないときは、その理由</li> </ul> <p><b>（注）監査役協議会を設けている場合：</b> 基準第1項の「監査役会」を「監査役協議会」としても良い。</p>	<p><b>【解説4】（提訴しない場合）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 提訴しないときには、提訴請求株主又は被提訴請求取締役から請求があれば、第52条第4項各号に掲げる事項を当該請求者に通知しなければならない（法847④、施行規則218）。</li> <li>② 提訴しない場合、これを不満と考える株主は訴訟する可能性が高く、法的な判断と対応が必須となるので、弁護士を交えての検討が必要である。</li> </ul>
<p>5. 監査役は、提訴の当否判断のために行った調査及び審議の過程と結果について、記録を作成し保管する。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>5. 監査役は、提訴の当否判断のために行った調査及び審議の過程と結果について、記録を作成し保管する。</p>	<p>➡ 第53条第2項の【解説2】参照</p>

<p><b>(補助参加の同意)</b> <b>第 53 条</b></p> <p>1. 監査役は、株主代表訴訟における会社の被告取締役側への補助参加の同意に際し、監査役会にて協議を行う。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会設置会社でない場合） <b>第 53 条（補助参加の同意）</b></p> <p>1. 監査役は、株主代表訴訟における会社の被告取締役側への補助参加の同意に際し、全員で協議を行う。</p> <p><b>規定例</b></p> <p>1. 会社が被告取締役側の補助のため株主代表訴訟に参加しようとするときは、監査役全員が同意しなければならない。</p> <p><b>(注) 監査役協議会を設けている場合：</b> 基準第 1 項の「監査役会」を「監査役協議会」としても良い。</p>	<p><b>【解説 1】（補助参加の同意）</b></p> <p>① 会社は、株主から訴追された取締役（又は取締役であったもの）を補助するため、責任追及の訴えに係わる訴訟（株主代表訴訟）に参加することができる(法 849①)。</p> <p>② 会社が本訴訟に補助参加するには、監査役全員の同意を得なければならない（法 849③）。</p>
<p>2. 前項の補助参加への同意の当否判断に当たって、監査役は、代表取締役及び被告取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴する。【Lv.3】監査役は、補助参加への同意の当否判断の過程と結果について、記録を作成し保管する。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>2. 前項の補助参加への同意の当否判断に当たって、監査役は、代表取締役及び被告取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴する。監査役は、補助参加への同意の当否判断の過程と結果について、記録を作成し保管する。</p>	<p><b>【解説 2】（同意の当否判断）</b></p> <p>同意するかどうかの当否判断において、監査役が善管注意義務を果たすためには、左記第 2 項に従い取締役や関係部署からの報告等を求め、弁護士の意見も徴して、判断の過程と結果について記録を残すことが重要である。</p>

<p><b>（訴訟上の和解）</b> <b>第 54 条</b></p> <p>1. 監査役は、株主代表訴訟について原告株主と被告取締役との間で訴訟上の和解を行う旨の通知及び催告が裁判所からなされた場合には、速やかに<u>監査役会等</u>においてその対応を十分に審議し、和解に異議を述べるかどうかを判断しなければならない。【Lv.2】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会設置会社でない場合）</p> <p><b>第 54 条（訴訟上の和解）</b></p> <p>1. 監査役は、株主代表訴訟について原告株主と被告取締役との間で訴訟上の和解を行う旨の通知及び催告が裁判所からなされた場合には、速やかに<u>監査役間</u>でその対応を十分に討議し、和解に異議を述べるかどうかを判断しなければならない。</p> <p><b>（注）監査役協議会を設けている場合：</b> 基準第 1 項の「監査役会」を「監査役協議会」としても良い。</p>	<p><b>【解説 1】（訴訟上の和解）</b></p> <p>① 株主が取締役の責任追及訴訟において和解をする場合、会社が和解の当事者でないときは、会社の承諾が必要となる（法 850 ①）。このため、裁判所は、会社に対し和解の内容を通知し、当該和解に異議があるときは 2 週間以内に異議を述べるべきことを催告する（法 850②）。</p> <p>② この場合、取締役に対する訴訟に係わる和解内容の通知及び催告は、監査役が受領する（法 386②二）。</p> <p>③ 会社が 2 週間以内に書面で異議を述べなかったときは、通知された内容で株主が和解することを承諾したものとみなされる（法 850③）。</p> <p>④ 本件に関する和解の場合、取締役の責任は、総株主の同意がなくても、和解の内容まで免除される（法 850④）。</p>
<p>2. 前項の訴訟上の和解の当否判断に当たって、監査役は、代表取締役及び被告取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴する。【Lv.3】監査役は、訴訟上の和解の当否判断の過程と結果について、記録を作成し保管する。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>2. 前項の訴訟上の和解の当否判断に当たって、監査役は、代表取締役及び被告取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴する。監査役は、訴訟上の和解の当否判断の過程と結果について、記録を作成し保管する。</p>	<p><b>【解説 2】（和解の当否判断）</b></p> <p>和解するかどうかの当否判断においても、監査役は、第 53 条第 2 項におけるときと同様の注意を払って対応することが重要である。</p>

<p><b>(多重代表訴訟等における取扱い)</b></p> <p><b>第 55 条</b></p> <p>1. 最終完全親会社（会社が特定責任追及の訴えの制度（いわゆる多重代表訴訟制度）の対象となる子会社（以下本条において「完全子会社」という。）を有している場合の当該会社をいう。以下本条において同じ。）の監査役は、完全子会社の取締役、清算人（以下本条において「完全子会社取締役等」という。）に対する特定責任追及の訴えについて、以下に留意して、本章の規定に準じた対応を行う。</p> <p>一 完全子会社が最終完全親会社の株主から完全子会社取締役等に対する特定責任追及の訴えの提起に係る訴訟告知を受けた旨の通知を最終完全親会社が完全子会社から受ける場合、最終完全親会社の監査役が最終完全親会社を代表する。<b>【Lv.1】</b></p> <p>二 最終完全親会社が完全子会社取締役等に対して特定責任追及の訴えを行う場合、最終完全親会社の監査役が最終完全親会社を代表する。<b>【Lv.1】</b></p> <p>三 特定責任追及の訴えにおいて最終完全親会社が被告完全子会社取締役等側へ補助参加を行う場合、最終完全親会社の監査役は当該参加に同意するか否かを判断する。<b>【Lv.1】</b></p> <p>2. 完全子会社の監査役は、最終完全親会社の株主から完全子会社取締役等に対する特定責任追及の訴えの提訴請求を完全子会社が受ける場合、完全子会社を代表する。<b>【Lv.1】</b></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【第 55 条補足】</b>会社法において、多重代表訴訟制度等が導入されたことを踏まえた改定である。なお、子会社役員に対して①多重代表訴訟や②株式交換等があった場合の親会社株主からの代表訴訟等が提起された場合、親会社監査役は自らにも一定の責任が生じることに留意して対応すべきである。</p> </div>	<p><b>規定例 1</b>（自社に多重代表訴訟の対象となる完全子会社が存在しないとき）</p> <p>第 55 条第 1 項は削除する。</p> <p><b>規定例 2</b>（自社が多重代表訴訟の対象となる完全子会社でないとき）</p> <p>第 55 条第 2 項は削除する。</p>	<p><b>【解説】 多重代表訴訟（特定責任追及の訴え）とは：</b></p> <p>株式会社に最終完全親会社等（※）がある場合に、一定の要件のもとに、当該最終完全親会社等の株主が、当該株式会社（当該最終完全親会社等にとっては完全子会社であるため、以下そのようにいう）を代位して、完全子会社の発起人等（取締役、監査役、執行役、会計監査人を含む）の責任を追及する訴訟をいう（会社法 847 条の 3）。</p> <p>※「最終完全親会社等」とは、株式会社の完全親会社等（直接または間接に当該株式会社の株式全部を有する株式会社のこと。会社法第 847 条の 3 第 2 項）であって、その完全親会社等がないもの（すなわち、企業グループの頂点に位置する会社）をいう（同条 1 項）。なお、規定例では、簡便に「最終完全親会社」と表現している。</p> <p>多重代表訴訟の提起権は、単独株主権ではなく少数株主権である（6 ヶ月前から引き続き最終完全親会社等の発行済株式または議決権の 100 分 1 以上を有することが必要。847 条の 3 第 1 項）。また、最終完全親会社等の株主は、全ての完全子会社を代位して責任追及訴訟を提起できるわけではなく、最終完全親会社等が直接または間接に保有する完全子会社株式の帳簿価額の合計額が、最終完全親会社等の総資産額の 5 分の 1（定款で引き下げ可能）を超える場合に限られる（会社法 847 条の 3 第 4 項）。多重代表訴訟の対象となる責任を「特定責任」という（同項）。同項の要件を満たす完全子会社（これを「特定完全子会社」という）がある場合は、最終完全親会社等の事業報告においてその名称等を開示しなければならない（施行規則 118 条 4 号）。</p>
---	--	---

## 第11章 監査の報告

- 1 本章は、監査役が実施した監査の「記録」、「報告」、「説明」に関する基本的な事項について規定しており、**全ての監査役に適用**される。
- 2 監査役の監査活動の内容と結果を株主に報告することは、監査役の必須の義務である。株主に対して「取締役の職務執行について指摘すべき事項がない」と報告するためには、期中の監査活動及びそれに基づく発見事項や留意事項等を取締役に対して適切に報告・説明し、取締役の適切な判断と行動を促すことにより、会社の健全で持続可能な発展を後押しするように努めることが大切である。

当協会の監査役監査基準 (下線は規定例における変更箇所)	機関設計が「取締役会＋監査役」の場合	
	規定例	規定例適用における解説等
<b>第11章 監査の報告</b>  <b>(監査内容等の報告・説明)</b>  <b>第56条</b> 監査役は、監査活動及び監査結果に対する透明性と信頼性を確保するため、自らの職務遂行の状況や監査の内容を必要に応じて説明することが監査役の重要な責務であることを、自覚しなければならない。【Lv.2】	<b>第11章 監査の報告</b>  <b>基本規定例</b> 基準通り  <b>第56条 (監査内容等の報告・説明)</b> 監査役は、監査活動及び監査結果に対する透明性と信頼性を確保するため、自らの職務遂行の状況や監査の内容を必要に応じて説明することが監査役の重要な責務であることを、自覚しなければならない。	<b>【解説】 基本規定例 (監査内容等の報告・説明)</b> 監査役が、監査職務の執行の状況及び結果を定期的又は随時に報告することによって、取締役の職務執行の適正の確保に努めることは、株主から負託を受けた監査役としての根源的責務（監査役制度の目的）である。
<b>(監査調書の作成)</b>  <b>第57条</b> 監査役は、監査調書を作成し保管しなければならない。【Lv.2】当該監査調書には、監査役が実施した監査方法及び監査結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を記録する。【Lv.3】	<b>基本規定例</b> 基準通り  <b>第57条 (監査調書の作成)</b> 監査役は、監査調書を作成し保管しなければならない。当該監査調書には、監査役が実施した監査方法及び監査結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を記録する。	<b>【解説】 基本規定例 (監査記録)</b> 監査役の監査活動は、重要会議等への出席、業務執行者等からの報告・説明・聞き取り（ヒアリング）、現場・現物の実査、確認、立会い等による情報の収集及び分析によって成り立つ。 このためには、これらの適正な記録を作成し、整理・保管して、いつでも活用できるようにすることが重要である。

<p><b>(代表取締役及び取締役会への報告)</b></p> <p><b>第 58 条</b></p> <p>1. 監査役及び監査役会は、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表取締役及び取締役会に報告する。【Lv.3】</p> <p>2. 監査役及び監査役会は、その期の重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果を代表取締役及び取締役会に報告し、必要があると認めるときは、助言又は勧告を行うほか、状況に応じ適切な措置を講じる。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会は削除）</p> <p><b>第 58 条</b></p> <p>1. 監査役は、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表取締役及び取締役会に報告する。</p> <p>2. 監査役は、その期の重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果を代表取締役及び取締役会に報告し、必要があると認めるときは、助言又は勧告を行うほか、状況に応じ適切な措置を講じる。</p>	<p><b>【解説】基本規定例</b></p> <p>監査役会設置会社でない場合を前提としているため下線部を削除。</p> <p><b>【解説 1】（報告の頻度について）</b></p> <p>第 1 項における報告は、監査の実施状況と結果に応じて、必要の都度行うことでも良い。</p> <p><b>【解説 2】（監査役の意見表明）</b></p> <p>第 1 項及び第 2 項について、監査役が協議した結果、一致した意見として表明する場合には、その旨を伝えるのは、効果があると思われる。</p>
<p><b>(監査報告の作成・通知)</b></p> <p><b>第 59 条</b></p> <p>1. 監査役は、監査役監査報告を作成し、監査役会に提出しなければならない。【Lv.1】</p> <p>2. 監査役会は、各監査役が作成した監査役監査報告に基づき、審議のうえ、正確かつ明瞭に監査役会監査報告を作成しなければならない。【Lv.1】</p>	<p><b>規定例 1</b>（監査役会設置会社でない場合）</p> <p>1. 監査役は、監査役監査報告を作成しなければならない。</p> <p><b>規定例 2</b>（2人以上の監査役がいる場合）</p> <p>1. 監査役は、監査報告を作成し、他の監査役にも提供する。</p> <p>2. 監査役は、各監査役の監査意見及び監査報告の内容について説明を受け、相互に意見交換をする。</p>	<p><b>【解説】規定例 1、2</b></p> <p><b>【解説 1】（監査意見の形成）</b></p> <p>① 各監査役は、独任制により自らの監査意見を形成するが、監査役会が設置されている場合は、各監査役の監査報告に基づき審議のうえ、監査役会としての監査意見を形成しなければならない（計算規則 123①③、128①③）。</p> <p>② 監査役会設置会社でない場合は、上記のプロセスは不要であるが、監査役が 2 人以上いる場合（監査役協議会等を任意で設けている場合を含む）は、各監査役が監査意見を形成する過程で、他の監査役の監査意見を聞き、相互に意見交換することは望ましいことである（施行規則 105④）。</p>

	<p><b>規定例 3</b> (株主に提供する監査報告)</p> <p>2人以上の監査役がいる場合、第2項に続いて以下の規定を置くことが考えられる。</p> <p>3. 株主に提供する監査報告については、各監査役の監査報告の内容が同一である場合、各監査役の監査報告をとりまとめた一つの監査報告を作成し、これを提供することができる。</p>	<p><b>【解説 2】 規定例 3</b> (株主に提供する監査報告)</p> <p>① 株主に提供する監査報告については、<b>規定例 3</b>のように取り扱うことが可能である（施行規則 133①二号ロ、計算規則 133①二号ロ又は三号ホ）。</p> <p>② なお、各監査役の監査意見が同一の場合は、各監査役の監査報告と株主に提供する監査報告を、形式上は一通の監査報告書という形でとりまとめて書面を作成することも差し支えないものと考えられる。</p> <p>③ ただし、この作成方法を採用する場合には、各監査役の監査の方法・内容がそれぞれ明示されるように作成され、各監査役の監査の範囲や監査日程等についても明らかにされるべきだと考えられる。</p> <p>(注) 会社法立法官の説明（新会社法関係法務省令の解説／別冊商事法務 No.300）を参考にして解釈。</p>
<p>3. <u>監査役会</u>は、特定取締役（第 28 条第 2 項及び第 33 条第 1 項に規定された特定取締役をいう。以下本条において同じ。）から受領した事業報告、計算関係書類その他の書類について、法定記載事項のほか、開示すべき事項が適切に記載されているかを確認し、必要に応じ取締役に対し説明を求め、又は意見を述べ、若しくは修正を求める。<b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会を「監査役」に修正）</p> <p>3. <u>監査役</u>は、特定取締役（第 28 条第 2 項及び第 33 条第 1 項に規定された特定取締役をいう。以下本条において同じ。）から受領した事業報告、計算関係書類その他の書類について、法定記載事項のほか、開示すべき事項が適切に記載されているかを確認し、必要に応じ取締役に対し説明を求め、又は意見を述べ、若しくは修正を求める。</p>	

<p>4. <u>監査役会</u>は、<u>監査役会監査報告</u>を作成するに当たり、取締役の法令又は定款違反行為及び後発事象の有無等を確認するとともに、第 44 条第 2 項に掲げる事項にも留意のうえ、<u>監査役会監査報告</u>に記載すべき事項があるかを検討する。 <b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会を「監査役」に修正）</p> <p>4. <u>監査役</u>は、<u>監査役監査報告</u>を作成するに当たり、取締役の法令又は定款違反行為及び後発事象の有無等を確認するとともに、第 44 条第 2 項に掲げる事項にも留意のうえ、<u>監査役監査報告</u>に記載すべき事項があるかを検討する。</p>	
<p>5. <u>監査役</u>は、<u>監査役会監査報告</u>の内容と自己の<u>監査報告</u>の内容が異なる場合には、自己の<u>監査役監査報告</u>の内容を<u>監査役会監査報告</u>に付記する。<b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>規定例</b>（監査役会設置会社でない場合） 第 5 項を削除する。</p>	<p><b>【解説 3】</b> <b>規定例（株主に提供する監査報告）</b> 各監査役の監査報告の内容が異なれば、株主にはそれぞれの監査報告を提供することになる。</p>
<p>6. <u>監査役</u>は、自己の<u>監査役監査報告</u>及び<u>監査役会監査報告</u>に署名又は記名押印する。<b>【Lv.3】</b> また、常勤の監査役及び社外監査役はその旨を記載するものとする。<b>【Lv.4】</b>また、<u>監査役会監査報告</u>には、作成年月日を記載しなければならない。<b>【Lv.1】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会に係る部分を削除）</p> <p>6. <u>監査役</u>は、自己の<u>監査役監査報告</u>に署名又は記名押印する。また、常勤の監査役及び社外監査役はその旨を記載するものとする。また、<u>監査役監査報告</u>には、作成年月日を記載しなければならない。</p>	<p><b>【解説 4】（監査役監査報告）</b> <u>監査役監査報告</u>にも作成年月日を記載しなければならない。</p>

<p>7. 特定監査役（第28条第5項及び第33条第4項の規定により定められた特定監査役をいう。以下本条において同じ。）は、事業報告等に係る監査役会監査報告の内容及び計算関係書類に係る監査役会監査報告の内容を特定取締役に通知し、<u>計算関係書類に係る監査役会監査報告の内容を会計監査人に通知しなければならない。</u>【Lv.1】ただし、事業報告等に係る監査報告と計算関係書類に係る監査報告を一通にまとめて作成する場合には、当該監査報告の内容を<u>会計監査人に通知しなければならない。</u>【Lv.1】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会及び会計監査人に係る箇所を削除）</p> <p>7. 特定監査役（第28条第5項及び第33条第4項の規定により定められた特定監査役をいう。以下本条において同じ。）は、事業報告等に係る<u>監査役監査報告の内容及び計算書類</u>に係る監査役監査報告の内容を特定取締役に通知しなければならない。ただし、事業報告等に係る<u>監査報告と計算書類</u>に係る監査報告を一通にまとめて作成する場合には、当該監査報告の内容を通知しなければならない。</p>	<p><b>【解説5】</b> <b>基本規定例</b> <u>計算書類と計算関係書類</u></p> <p>第30条の<b>【解説1②】</b>（計算関係書類の定義及び本規定例における取扱いについて）を参照。</p>
<p>8. 前項において、特定監査役は、必要に応じて、事業報告等に係る監査役会監査報告の内容を特定取締役に通知すべき日について特定取締役との間で合意し、<u>計算関係書類に係る会計監査報告の内容を特定監査役に通知すべき日並びに計算関係書類に係る監査役会監査報告の内容を特定取締役及び会計監査人に通知すべき日について特定取締役及び会計監査人との間で合意して定めるものとする。</u>【Lv.4】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役会及び会計監査人に係る箇所を削除）</p> <p>8. 前項において、特定監査役は、必要に応じて、事業報告等に係る<u>監査役監査報告の内容を特定取締役に通知すべき日について特定取締役との間で合意し、計算書類に係る監査役監査報告の内容を特定取締役に通知すべき日について特定取締役との間で合意して定めるものとする。</u></p>	

<p>(電磁的方法による開示)</p> <p><b>第 60 条</b></p> <p>1. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類又は連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査役会監査報告を含む。）に記載又は表示すべき事項の全部又は一部について、インターネットによる開示の措置をとることにより株主に対して提供したものとみなす旨の定款の定めがある会社において、取締役が当該措置をとろうとしている場合には、監査役は、当該措置をとることについて検討し、必要があると認めるときは、異議を述べる。【Lv.3】</p>	<p><b>規定例</b>（非上場会社の場合）</p> <p>第 60 条を削除する。</p>	<p><b>【解説】 電磁的方法による開示</b></p> <p>一般的に、<b>WEB（インターネット）開示制度</b>とも言い、定款の定めによって、会社法により株主総会に提出すべき参考書類、事業報告、計算関係書類等に記載又は表示すべき事項の一部について、会社のWEBサイトにおいて一定期間継続して開示することにより、これらの情報を株主に提供したとみなす制度（施行規則 94 条 1 項・133 条 3 項、計算規則 133 条 4 項・134 条 4 項）。</p> <p>平成 26 年会社法改正により WEB 開示が可能な事項が大幅に拡大されたため、現在、多くの上場会社が利用している。</p> <p>しかし、非上場の会社は一般的に株主の数が限定されるので、書面による議決権行使のために株主総会参考書類を作成する（法 298 ①三、301）ことはないと思われ、WEB 開示するメリットもないと思われる。</p> <p>➡ WEB 開示の詳細については、『監査役監査実施要領』第 11 章第 1 項—1（2）及び参考資料 14 参照</p> <p><b>第 60 条 1 項に関する会社法関連規定</b></p> <p>議案、参考資料等の株主への提供（法 301、施行規則 65） インターネットによる開示（施行規則 94、133、計算規則 133、134）</p>
<p>2. 取締役が前項の定款の定めに基づく措置をとる場合に、監査役は、現に株主に対して提供される事業報告又は計算書類若しくは連結計算書類が、監査報告を作成するに際して監査をした事業報告又は計算書類若しくは連結計算書類の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求することができる。【Lv.5】</p>	<p>削除</p>	<p><b>第 60 条 2 項に関する会社法関連規定</b></p> <p>株主に対する通知に関する監査役等による請求（施行規則 133⑤、計算規則 133⑥）</p>

<p><b>(株主総会への報告・説明等)</b></p> <p><b>第 61 条</b></p> <p>1. 監査役は、株主総会に提出される議案及び書類について法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項の有無を調査し、当該事実があると認められた場合には、株主総会において調査結果を報告しなければならない。<b>【Lv.1】</b>また、監査役は、監査役の説明責任を果たす観点から、必要に応じて株主総会において自らの意見を述べるものとする。<b>【Lv.4】</b></p> <p>2. 監査役は、株主総会において株主が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。<b>【Lv.3】</b></p> <p>3. 監査役は、株主総会議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確かめる。<b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p><b>第 61 条 (株主総会への報告・説明等)</b></p> <p>1. 監査役は、株主総会に提出される議案及び書類について法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項の有無を調査し、当該事実があると認められた場合には、株主総会において調査結果を報告しなければならない。また、監査役は、監査役の説明責任を果たす観点から、必要に応じて株主総会において自らの意見を述べるものとする。</p> <p>2. 監査役は、株主総会において株主が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。</p> <p>3. 監査役は、株主総会議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確かめる。</p>	<p><b>第 61 条に関する会社法関連規定</b></p> <p>株主総会に対する報告義務 (法 384)  株主総会における説明義務 (法 314)  議長の議事整理に関する権限 (法 315)  株主総会の議事録 (法 318)  監査役 of 議事録の確認 (法 381)</p> <p><b>【解説】(株主総会の決議及び報告の省略)</b></p> <p>① 「株主総会の決議の省略」(書面決議) (法 319)  取締役又は株主が株主総会の目的事項について提案し、当該提案について株主全員が書面又は電磁的記録により同意を表明したときは、株主総会を実際に開催しなくても、当該提案を可決する旨の株主総会決議があったものとして取扱うことができる。</p> <p>② 「株主総会の報告の省略(書面報告)」(法 320)  取締役が株主の全員に対して株主総会に対する報告事項について通知し、株主全員が当該事項を株主総会に報告する必要がない旨の意思表示を書面又は電磁的記録により行ったときは、当該事項が株主総会に報告されたものとして取り扱うことができる。</p> <p>③ 株主が、親会社、個人の支配株主など会社と緊密な関係にある場合は、株主総会を開催しなくても、決議事項や報告事項の内容が株主に承諾されているので、このような省略手続が行われることが少なくない。</p>
<p><b>(附則)</b></p> <p>本基準において、「記載」には、その性質に反しない限り、電磁的記録を含むものとする。また、本基準において言及される各種書類には、電磁的記録により作成されたものを含むものとする。<b>【Lv.5】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>同左</p>	<p><b>附則に関する会社法関連規定</b></p> <p>電磁的記録 (法 26②、施行規則 224 以下)</p>

## PART 2

# 『取締役会 + 監査役』 に プラス して 「監査役協議会」 を設けている場合の 第 3 章（監査役及び監査役協議会）の規定例

（注）PART 1 からの変更については、PART 2 の各条文の該当箇所に下線で示した。

## 「監査役協議会」について

- (1) 監査役の数が2人以上の場合、「監査役会」に代えて、「監査役協議会」又は「監査役連絡会」等（注1）を設ける例がある。  
従前、親会社の役職員を社外監査役として選任し監査役会が設置されていた会社においては、改正会社法による社外要件の厳格化に伴い、監査役会を廃止し監査役協議会を設ける例が増えているものと思われる。また、株式の新規上場（IPO）を目指す監査役設置会社の場合、その準備段階において監査役を少なくとも2名以上選任し監査役協議会を設けることが求められる。
- (2) 監査役協議会は、「監査役会」と異なり、法的機関（注2）ではなく、会社内の任意の会議体である。  
そのため、会社法 390 条（本基準では第7条）に定める監査報告の作成や常勤監査役の選定等の権限を持たず、あくまでも、監査役間の情報共有、意見交換（注3）及び会社法において求められる監査役の同意又は協議（注4）を行うための場として設けられていることに留意する。  
従って、「監査役協議会の決議」は、会社法上は「監査役の過半数の同意」として取扱うことになる。  
しかし、監査役協議会は、監査役全員による組織的な運営に資するので、各監査役の監査の実効性と効率性の向上に役立つものと期待される。  
（監査役協議会を設けた場合の留意点等については、「第1部 監査基準を理解するための会社法」3（3）「監査役協議会等を設けた場合の役割、権限、義務、責任」。）
- (3) 本手引書においては、監査役協議会を設ける場合の監査役協議会規則の例を参考資料2において示すと共に、本章では、監査役協議会の機能（6条）、目的（7条）、運営（8条）の規定例を示した。基準の他の条文においても、適宜、「監査役会」に代えて「監査役協議会」と規定することが可能な箇所があり、該当箇所に注記した。しかし、上記に述べた通り、監査報告の作成などはできないので、機械的に置き換えないように注意する。

（注1） 監査役協議会、連絡会など様々な呼び方があるが、本手引書においては、必要に応じて「監査役協議会」と略称表示した。

（注2） 「機関」：会社の意思を決定し、行為をする人又はその組織体。会社法においては、株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会等である。

（注3） 会社法施行規則第105条第4項「監査役は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該株式会社の他の監査役（一部略）との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。」

（注4） 監査役協議会の場合の「協議」は、必ずしも会社法における「協議（全員の合意により決する）」との意味ではなく、「集まって相談する」との一般的な意味で使用されている。

### 第3章 監査役及び監査役会

#### (常勤監査役)

#### 第4条

1. 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならない。【Lv.1】

### 第3章 監査役及び監査役協議会

#### 規定例1 (常勤の監査役の選定)

#### 第4条 (常勤監査役)

1. 監査役協議会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

#### 規定例2 (監査役の執務形態)

#### 第4条

1. 監査役は、その職責を果たすため、会社の業態、リスク等に適合した企業統治のあり方について代表取締役と協議し、その一環として監査役の執務形態を常勤とするように定める。

(注) この箇所は基本的にPART1と同じであるが、常勤監査役を選定することを前提に定めている。

#### 【解説1】(常勤監査役の選定)

- ① 監査役会に代わるものとして、監査役協議会を設ける場合は、常勤監査役を置くのが通例であるので、その趣旨を示した。
- ② 中小会社では、経営者と常勤1人と合意しているケースも多いので、その場合は規定例を「監査役協議会は、監査役の中から常勤の監査役1人を選定する。」とすることも考えられる。

規定例2は、中小会社の監査役の執務形態は各社の状況により異なるため、監査役と代表取締役の協議により定める例を示した。会社が株式の新規上場を企図している場合等は、上場のための体制整備や審査等の観点から常勤監査役の設置が求められるので、監査役に就任するときに、委任契約により執務形態や報酬等を定める例が多い。

#### 【解説2】(常勤監査役と非常勤監査役)

- ① 監査役会設置会社以外は、監査役に常勤か非常勤かの区別はない。
- ② 会社法に「常勤」監査役の定義はないが、「他に常勤の仕事がなく、会社の営業時間中、原則としてその会社の監査役の職務に専念する監査役」と解されている。(通説。江頭憲治郎教授「株式会社法」他)\*  
(注) 上場を目指す会社の場合、上場審査の実務では、上記通説の「常勤性」が厳しく判断される。
- ③ 監査役の権限、義務、責任には、常勤か非常勤かによる違いがないことに留意する。→第1部3(2)「実態として『常勤』の勤務ではない監査役」参照

#### 第4条1項に関する会社法関連規定

常勤の監査役の選定(法390②二、③)

<p>2. 常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め【Lv.4】、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証する。</p> <p>【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>2. 常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証する。</p> <p><b>規定例 1</b> (日常的なコミュニケーションと情報の収集)</p> <p>2. 常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、取締役、その他の使用人と日常的なコミュニケーションを図り、積極的に社内の情報の収集に努め、業務の遂行状況、課題、リスク等を把握し、現場における内部統制システムの構築・運用の実態についても日常的に確認する。</p> <p>(注) この箇所は <b>PART 1</b> と同じ。</p>	<p><b>【解説 3】 (日常的なコミュニケーションによる情報の収集)</b></p> <p><b>規定例 1</b> は、基本規定例に基づき、常勤監査役に求められる情報収集のための活動を具体的に規定した例である。</p> <p><b>第 4 条 2 項に関する会社法関連規定</b></p> <p>監査役の意思疎通、情報収集、監査環の整備 (施行規則 105④) 内部統制システムの構築・運用状況の監視・検証 (法 381①、施行規則 129①五)</p>
<p>3. 常勤監査役は、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監査役と共有するよう努める。</p> <p>【Lv.4】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>3. 常勤監査役は、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監査役と共有するよう努める。</p> <p><b>規定例 1</b> (情報の共有について具体的に規定)</p> <p>3. 常勤監査役は、出席した社内会議の資料及び討議内容、閲覧した稟議書等の中で、重要なものや参考となるものは、非常勤監査役に報告・説明し、積極的に情報共有に努める。</p> <p>(注) この箇所は <b>PART 1</b> と同じ。</p>	<p><b>【解説 4】 (情報の共有)</b></p> <p>第 3 項は、下記の会社法規定に基づくものであり、監査役が他の監査役と情報交換をして共有することは極めて重要である。</p> <p><b>規定例 1</b> は、「情報の共有」について更に具体的に規定した例である。</p> <p><b>第 4 条 3 項に関する会社法関連規定</b></p> <p>監査役の意思疎通、情報収集、監査環境整備 (施行規則 105④) 監査役の監査役会に対する報告 (法 390④)</p>

## 第5条（社外監査役）

- ここに示した規定例は、「監査役会」設置会社でないが、「**社外監査役を任意で選任**」している場合を前提としている。  
➡ 本編第2部の頭書2規定例の『前提条件』②監査役 参照。
- 新規株式上場を目指す会社は、社外監査役の設置は必須であるので、第5条は必ず定めなければならない。
- 独立役員に関する規定は、東京証券取引所（東証）の上場規程に対応したものであるため、**非上場の会社は削除する。**

<p><b>（社外監査役及び独立役員）</b> <b>第5条</b></p> <p>1. 社外監査役は、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるために法令上その選任が義務付けられていることを自覚し、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、得られた情報を他の監査役と共有することに努めるとともに、他の監査役と協力して監査の環境の整備に努める。【Lv.4】また、他の監査役と協力して第37条第1項に定める内部監査部門等及び会計監査人との情報の共有に努める。【Lv.4】</p>	<p><b>規定例</b>（監査役会設置会社でないが、社外監査役を選任している）</p> <p><b>第5条（社外監査役）</b></p> <p>1. 社外監査役は、監査体制の独立性及び中立性を一層高める<b>役割を期待されていること</b>（【解説1】①）を自覚し、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、他の監査役と協力して、<b>内部統制の推進や内部監査に携わる部門等との意思疎通</b>（【解説1】②）に努め、得られた情報を他の監査役と共有するように努める。また、他の監査役と協力して<b>代表取締役及び取締役と意見交換等</b>を行い（【解説1】③）監査環境の整備に努める。</p> <p>（注）この箇所は <b>PART 1</b> と同じ。</p>	<p><b>【解説1】 規定例（社外監査役）</b></p> <p>① 基準と同趣旨であるが、監査役会設置会社でない会社（監査役協議会を設けている場合を含む）では、社外監査役の選任が法令で義務づけられているわけではないので、「役割が期待されていること」等とする。</p> <p>② 社外監査役が非常勤である場合を想定して、内部統制部門等との意思疎通を図ることの重要性を強調している。会計監査人が設置されていれば、同様である。</p> <p>③ 監査環境の整備には、社外監査役が参加して代表取締役等と意見交換を行うことが有益なので、その趣旨を規定している。</p> <p><b>第5条に関する会社法関連規定</b></p> <p>社外監査役（法26、335③） 選任議案における独立性と中立性に関する事項の開示（施行規則76④） 監査役の意思疎通、情報収集、監査環境整備（105②④）</p>
---	---	---

<p>2. 社外監査役は、その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、代表取締役及び取締役会に対して忌憚のない質問をし又は意見を述べる。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>1. 社外監査役は、その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、代表取締役及び取締役会に対して忌憚のない質問をし又は意見を述べる。</p> <p>(注) この箇所は <b>PART 1</b> と同じ。</p>	<p><b>【解説2】(社外監査役の選任理由)</b></p> <p>社外監査役の選任議案における開示事項(第10条第5項参照)を見れば、会社との利害関係がなく、独立性・中立性が確保され、不祥事を予防し、発生したときは本質的な対応ができる人物が求められている。</p> <p>➡ 社外監査役に関する情報開示については、次項の<b>【解説3】</b>(事業報告における社外監査役の活動状況)も参照。</p>
<p>3. 社外監査役は、法令で定める一定の活動状況が事業報告における開示対象となることにも留意し、その職務を適切に遂行しなければならない。【Lv.2】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>3. 社外監査役は、法令で定める一定の活動状況が事業報告における開示対象となることにも留意し、その職務を適切に遂行しなければならない。</p> <p>(注) この箇所は <b>PART 1</b> と同じ。</p>	<p><b>【解説3】(事業報告における社外監査役の活動状況)(公開会社の場合に適用)</b></p> <p>以下のものを含む(施行規則124①四)。</p> <p>① 取締役会・監査役会への出席状況</p> <p>② 取締役会・監査役会における発言状況</p> <p>③ 発言により事業方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容</p> <p>④ 法令・定款の違反その他不正な業務執行が行われた事実があるときは、各社外監査役がその事実の発生の予防のために行った行為及びその発生後の対応として行った行為</p>
<p>4. <u>独立役員に指定された社外監査役</u>は、一般株主の利益ひいては会社の利益(本条において「一般株主の利益」という。)を踏まえた公平で公正な経営の意思決定のために行動することが特に期待されていることを認識し、他の監査役と意見交換を行うとともに他の監査役と協働して一般株主との意見交換等を所管する部署と情報の交換を図り、必要があると認めるときは、一般株主の利益への配慮の観点から代表取締役及び取締役会に対して意見を述べる。【Lv.3】</p>	<p><b>注 第4項の取扱い:</b></p> <p>(1) 非上場会社は削除する。</p> <p>(2) 上場を目指す会社は、自社の状況により、第4項を残してもよいが、この場合冒頭の「<u>独立役員に指定された</u>」を削除する。<b>独立役員</b>については【解説4】及び【解説5】を参照。</p> <p>(注) この箇所は <b>PART 1</b> と同じ。</p>	<p><b>【解説4】(独立役員制度)</b></p> <p>東証が、企業行動規範により、上場会社に対して、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役の中から独立役員を確保し、東証に届け出を求めている制度。</p> <p>東証『独立役員の確保に係る実務上の留意事項(2015年6月改訂版)』を参照。➡ 独立役員については、第10条第4項も参照</p> <p><b>【解説5】(一般株主の利益)</b></p> <p>「一般株主の利益は、株主共同の利益とも言い換えることができ、上場会社の利益と一致することが通常。ただし、個々の利害関係者の利害は常に一致するわけではなく、通常、利害調整は日常の経営の中で行われる」【東証「独立役員に期待される役割」(平成22年3月)より】</p>

## 第6条（監査役協議会を任意で設置する場合）

1 協会基準の第6条（監査役会の機能）は、「監査役会」設置会社でない場合は、該当しない。

2 監査役協議会等を任意で設けている場合は、以下の規定例を参考にして、自社の実情に合わせて修正のうえ、規定を設ける。

<p>(監査役会の機能) 第6条 1. 監査役会は、すべての監査役で組織する。 【Lv.1】</p>	<p><b>規定例</b>（基準を参考に監査役協議会について規定を設ける場合）</p> <p><b>第6条（監査役協議会）</b></p> <p>1. <u>各監査役が意思疎通を図り、監査及び経営、事業その他の関連する情報の提供と意見の交換を行うことにより、監査に関する重要な事項について情報を共有し、監査役共通の事項について決定するための任意の機関として監査役協議会を設ける。</u> <u>監査役協議会は、すべての監査役で構成する。</u></p> <p>2. <u>各監査役は、監査過程において発見した事項及び監査意見等について監査役協議会において報告するとともに、監査役協議会を活用して監査の実効性の確保に努める。</u></p> <p>3. <u>本基準に定める監査役の過半数の同意は、監査役協議会の討議を経て行うことができる。監査役全員の同意又は協議についても同様とする。</u></p>	<p><b>【解説1】 監査役協議会のための規定例</b> 協会基準の第6条全体は、監査役会設置会社에만適用できる規定であり、監査役協議会にはそのまま適用できないことに留意する。</p> <p>従って、左記の6条は、会社法の枠組みの中で、複数の監査役が任意の会議体である「監査役協議会」を設置して、監査役会に準じた組織的な監査を行うときの規定例を示したものである。</p> <p>左記の第1項から第3項までは、各監査役が保有する監査権限の保持及び行使を基本としつつ、監査役協議会を設ける意義等について定められている。</p> <p><b>【解説2】 監査役協議会における監査業務の分担</b> 監査役協議会において、各監査役間の監査業務の分担を決めるのが通例であるが、第36条第3項において規定する。 → <b>PART1</b> 第36条第3項（注）参照</p> <p><b>【解説3】 監査役の過半数の同意又は全員の同意（又は協議）を必要とする事項</b> → <b>PART1</b> 【参考Ⅰ】及び【参考Ⅱ】（56頁）を参照</p>
--	--	--

<p>2. 各監査役は、監査役会が監査に関する意見を形成するための唯一の協議機関かつ決議機関であることに鑑み、職務の遂行の状況を監査役会に報告する。<b>【Lv.3】</b>また、各監査役は、監査役会を活用して監査の実効性の確保に努める。<b>【Lv.4】</b>ただし、監査役会の決議が各監査役の権限の行使を妨げることはできない。<b>【Lv.1】</b></p>	<p>左記の第2項を削除する。</p>	<p><b>【解説4】（唯一の協議及び決議機関）</b>  監査役会設置会社でない場合は、該当しない。  第6条2項は、法定機関である「監査役会」についてのみ該当する（法390、393）。</p> <p>○ 監査役協議会の決議 → 第8条4項の【解説4】（158頁）参照</p>
<p>3. 監査役会は、必要に応じて取締役又は取締役会に対し監査役会の意見を表明しなければならない。<b>【Lv.2】</b></p>	<p><b>規定例</b>（前頁3項から続く）  4. 監査役は、監査役協議会において同意した事項について、必要に応じて、<u>取締役又は取締役会に対し監査役協議会の意見として表明する。ただし、各監査役がそれぞれの意見を表明することを妨げない。</u></p>	<p><b>【解説5】 規定例（監査役協議会の意見）</b>  監査役が複数いる場合、監査役が同意した事項については、必要に応じて、取締役又は取締役会に対し監査役全員の意見として表明することが意見の効果を高めるうえで望ましい。  監査役協議会として発信することは、監査の実効性を高めるために有効と考えられる。  勿論、各監査役がそれぞれの意見を表明することを妨げない。</p>
<p>4. 監査役会は、法令に定める事項のほか、取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受ける。<b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>規定例</b>（上記4項から続く）  5. 監査役は、法令に定める事項のほか、<u>取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項（報告事項・内容・時期・報告を受領する監査役を含む）について、監査役協議会に諮ったうえで、取締役と協議して定め、報告を受けるものとする。</u>  <u>取締役又は使用人から報告を受領した監査役は、遅滞なく監査役協議会においてその内容を報告する。緊急度が高い場合は、直ちに他の全ての監査役に報告する。</u></p>	<p><b>【解説6】 規定例（監査役に対する報告）</b>  監査役に対する報告については、PART 1 第17条の<b>規定例</b>の第2項二号、三号（監査役への報告体制）及び第20条の<b>【コメント】</b>（監査役への報告体制を機能させるために）参照。</p>

## 第7条（監査役協議会を任意で設置する場合）

- 1 協会基準の第7条は、法定機関として監査役会が行う職務（会社法 390②）を定めたものであるが、監査役会設置会社でない場合は、そのような権限はなく、本条は該当しない。
- 2 監査役協議会等を任意で設けている場合は、以下の規定例を参考にして、自社の実情に合わせて修正のうえ、規定を設ける。

<p><b>（監査役会の職務）</b></p> <p><b>第7条</b></p> <p>監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第3号の決定は、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。【Lv.1】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 監査報告の作成</li><li>二 常勤の監査役の選定及び解職</li><li>三 監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定</li></ol>	<p><b>規定例</b>（基準の規定方法を参考に、監査役協議会の目的事項として規定を設ける例）</p> <p><b>第7条（監査役協議会の目的事項）</b></p> <p><u>監査役は、監査役協議会において、次の事項を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 <u>各監査役の監査報告の内容の説明及び株主に提供する監査報告に関する討議</u></li><li>二 <u>各監査役の監査の方針及び計画、業務及び財産の状況の調査の方法、監査過程で発見した重要事項及び監査の結果、その他各監査役の職務の執行に関する事項に関する報告及び討議</u></li></ol> <p><u>ただし、上記各号の規定は、各監査役の権限の行使を妨げない。</u></p>	<p><b>【解説】 規定例（監査役協議会の目的事項）</b></p> <p>① 上記の解説のとおり、監査役協議会は基準の第7条各号の職務を行うことができない。</p> <p>そのため、<b>規定例</b>では、監査役協議会の目的事項として定める場合の例を示している。</p> <p>第一号： 監査役会と異なり監査報告を作成することはできないので、各監査役が作成した監査報告について互いに説明し、株主に提供する監査報告について討議する旨を定めている（施行規則及び計算規則の各133①二号ロ）。</p> <p>第二号： 監査役会に準じて、各監査役が監査の計画、実施状況、結果や問題意識等について相互に説明し、意見交換することを定めている（施行規則105④）。</p> <p>なお、基準第7条二項（常勤の監査役の選定等）は、会社の実情に応じて、ここに定めても良い。 → <b>PART1 第4条（常勤監査役）の【解説1】を参照</b></p> <p>② 第7条の規定内容は、第6条の規定例の一部に包括して定めることも考えられる。</p>
--	---	--

## 第8条（監査役協議会の運営）

- 1 「監査役会」設置会社でない場合は、本条は該当しない。
- 2 ただし、監査役協議会等を任意で設けている場合は、第1項（会議体の開催）、第2項（議事の進行）、第5項（議事の記録）について、基準に規定することは可能であり、その例を示した。
- 3 協議会は監査意見を形成するための法定の決議権限はないため、第3項及び第4項は該当しない。
- 4 なお、第1項の規定例2のように、会議体の運営に係る事項は、監査役協議会の規定を別途設けて定める方法もある。

<p>(監査役会の運営)</p> <p><b>第8条</b></p> <p>1. 監査役会は、定期的開催し、取締役会の開催日時、各監査役の出席可能性等にも配慮し、あらかじめ年間の開催日時を定めておくことが望ましい。【Lv.4】ただし、必要があると認めるときは随時開催する。【Lv.3】</p>	<p><b>規定例1</b>（監査役協議会の運営について、協会基準第8条と同様に規定する場合）</p> <p><b>第8条（監査役協議会の運営）</b></p> <p>1. <u>監査役協議会は、定期的開催し、取締役会の開催日時、各監査役の出席可能性等にも配慮し、あらかじめ年間の開催日時を定めておくことが望ましい。ただし、必要があると認めるときは随時開催する。</u></p> <p><b>規定例2</b>（監査役協議会規則を別途定めている場合）</p> <p><b>第8条（監査役協議会の運営）</b></p> <p>1. <u>監査役協議会の運営に関しては、別に定める監査役協議会規則による。</u></p>	<p><b>【解説1】</b> <b>規定例2</b>（監査役協議会規則）</p> <p><b>規定例2</b>の場合、協議会の運営上の事項（協会基準第8条第1項、第2項及び第5項）は、監査役協議会規則において定め、協会基準からは削除する。</p> <p><b>【解説2】</b> 監査役協議会規則のサンプル → 参考資料2 参照</p>
--	---	---

<p>2. 監査役会は、その決議によって監査役の中から議長を定めるものとする。【Lv.4】監査役会の議長は、監査役会を招集し運営するほか、監査役会の委嘱を受けた職務を遂行する。【Lv.3】ただし、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。【Lv.1】</p>	<p><b>規定例 1 (監査役協議会議長を定めている場合)</b>  2. 監査役協議会は、監査役全員（又は、過半数）の同意により、<u>監査役の中から議長を定めることができる。</u>  <u>議長は、監査役協議会を招集し議事の進行を担当するほか、監査役協議会において決定された運営上の事項を行う。</u></p> <p><b>規定例 2 (規定例 1 の代案～常勤の監査役がいる場合)</b>  2. 監査役協議会の議長は、常勤の監査役が務める。</p>	<p><b>【解説 3】 規定例 1 (監査役会等の議長)</b>  監査役会議長が設けられている例は多いが、会社法には、監査役会議長の職務に関する規定はない。単に、「議長が存する場合は、議事録に氏名を記載する」と定められているのみである（施行規則 109③五）。  （参考）「監査役会は、議長が招集し運営する。」（監査役会規則（ひな型）第 10 条 1 項）</p>
<p>3. 監査役会は、各監査役の報告に基づき審議をし、監査意見を形成しなければならない。【Lv.2】</p>	<p><b>規定例 (監査役協議会による監査意見の交換)</b>  3. 各監査役は、監査役協議会において、他の監査役より報告を受け、<u>監査意見の交換をする。</u></p>	<p><b>【解説 4】 規定例 (監査意見の形成)</b>  ① 基準第 3 項でいう「意見の形成」は、<u>法定機関としての意見の形成</u>であり、<u>監査役会設置会社でない場合は、該当しない。</u>  ② 監査役協議会等において意見交換することは有意義であるが、監査意見の形成は各監査役の責務であることに留意する。</p>
<p>4. 監査役会の決議を要する事項については、十分な資料に基づき審議しなければならない。【Lv.2】</p>	<p><b>規定例 (監査役協議会が設置されている場合)</b>  4. 監査役協議会は、会社法の枠内で、<u>監査役の過半数の決議により決定すべき事項を定めることができる。決議にあたっては十分な資料に基づき審議しなければならない。</u></p>	<p><b>【解説 5】 (監査役協議会の決議)</b>  ① 監査役協議会は、法定の決議機関（法 393）ではないが、実際の運用として決議が行われている。  ② 監査役協議会の決議とは、監査役が 2 人以上いる場合に、会社法により求められる所定の事項に関する過半数の同意を協議会の討議を経て行っているということである。この場合には、基準第 4 項に規定するのと同様の注意を払う必要がある。</p> <p><b>第 8 条 4 項に関する会社法関連規定</b>  監査役の善管注意義務（法 330、民法 644）</p>
<p>5. 監査役は、監査役会議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確かめ、出席した監査役は、これに署名又は記名押印しなければならない。【Lv.1】</p>	<p><b>規定例 (監査役協議会の議事録について定める場合)</b>  5. 監査役は、監査役協議会議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他必要な事項が適切に記載されているかを確かめ、<u>出席した監査役は、これに署名又は記名押印する。</u></p>	<p><b>【解説 6】 規定例 (協議会等の議事録)</b>  議事録は、各監査役の職務遂行の内容を証する記録となるので、監査役会議事録に準じて作成しておくことが望ましい。  議事録の記載事項については、監査役会議事録の法定記載事項（施行規則 109③）が参考になる。</p> <p><b>第 8 条 5 項に関する会社法関連規定</b>  監査役会議事録（会社法 394、施行規則 109）</p>

**【解説】「監査役会の権限と決議について」（第1部 2項参照）**

**◎ 左記事項に関する機関別の取扱いについて**

**1 監査役会の権限（監査役会の決議を要するもの）**

- ① 常勤監査役の選定及び解職
- ② 監査の方針、会社の業務・財産の状況の調査の方法、その他監査役の職務執行に関する事項の決定（ただし、各監査役の監査権限を妨げない）
- ③ 監査役会監査報告の作成（以上法 390）
- ④ 監査役の選任に関する同意（法 343③）
- ⑤ （会計監査人が設置されている場合：）  
会計監査人に関する以下の事項の決定
  - ・ 会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容の決定（法 344③）
  - ・ 監査報酬等の決定に関する同意（法 399②）
  - ・ 一時会計監査人の選任（法 346⑥）
  - ・ 職務怠慢、非行、心身の故障等による会計監査人の解任（法 340④）

**2 監査役会の権限（上記以外のもの）**

- ⑥ 各監査役に対する職務執行の状況についての報告の請求（法 390④）
- ⑦ 会社に著しい損害を及ぼす事実に関する取締役による報告の聴取（法 357②）
- ⑧ 重大な事実に関する会計監査人による報告の聴取（法 397③）

**A 「監査役会」設置会社の場合：**

法定されている左記の事項については、監査役会において決議又は報告を受けなければならない。

**B 「監査役会」設置会社でない場合：**

左記の事項については、以下のとおりである。

- ①、③ 適用されない。
- ② 監査役の権限である。
- ④、⑤ 監査役の権限なので、監査役が行う。  
ただし、監査役が2人以上ある場合は、監査役の過半数の同意により行うが、会計監査人の解任については、監査役全員の同意が必要である。
- ⑥ 請求権限はないが、監査役は相互に報告をするのが当然である。（施行規則 105④）
- ⑦、⑧ 監査役の権限である。

**C 監査役協議会等の任意の会議体の場合：**

会社法の観点からは、協議会等の決議は、監査役が2人以上ある場合の同意や決定を、協議会の場を活用して行っていることに留意する。

➡ 第6条第2項【解説4】参照

**第9条（監査役選任手続等への関与及び同意手続）**

- 1 本条は、監査役の『独立性』を担保するための会社法の規律に基づく規定であり、**全ての監査役に適用**される。
- 2 **監査役協議会等を任意で設けている場合は、以下の規定例を参考にして、自社の実情に合わせて修正のうえ、規定を設ける。**

<p>(監査役選任手続等への関与及び同意手続) <b>第9条</b></p> <p>1. 監査役会は、取締役が株主総会に提出する監査役の選任議案について、同意の可否を審議しなければならない。【Lv.1】同意の判断に当たっては、第10条に定める選定基準等を考慮する。 <b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役協議会を反映）</p> <p><b>第9条（監査役選任手続等への関与及び同意手続）</b></p> <p>1. 監査役は、取締役が株主総会に提出する監査役の選任議案について、同意の可否を決定しなければならない。<u>当該決定は、監査役協議会の討議を踏まえて行うものとする（行うことができる）。</u>同意の判断に当たっては、第10条に定める選定基準等を考慮する。 (注) <u>下線部</u>を除き、<b>PART1</b>と同じ。</p>	<p><b>【解説1】（選任同意手続）</b></p> <p>① 監査役が2人以上いる場合は、過半数の同意により決定する。 ② しかし、実務的には、監査役間で意見交換し、監査役の同意の可否をまとめることが望ましい。 ③ <u>監査役協議会を設けている場合は、当該同意の可否について協議会で審議することが通例であり、左記の規定例はその趣旨を示したものである。（ ）内は代案である。</u></p>
<p>2. 監査役会は、監査役の候補者、監査役候補者の選定方針の内容、監査役選任議案を決定する手続、補欠監査役の選任の可否等について、取締役との間であらかじめ協議の機会をもつことが望ましい。<b>【Lv.4】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（中小会社の例）</p> <p>2. <u>監査役は、監査役の候補者、監査役候補者の選定方針の内容、監査役選任議案を決定する手続、補欠監査役の選任の可否等について、代表取締役との間であらかじめ協議の機会をもつように努める。</u> (注) この箇所は <b>PART1</b>と同じ。</p>	<p><b>【解説2】（監査役の候補者像）</b></p> <p>監査役として望ましい候補者像について、第10条に従ってあらかじめ社長に説明し、双方でコンセンサスを確立しておくことが大切である。  <u>(注) 会社の状況により、そうすることが可能であれば、基準規定第2項の「監査役会」を「監査役協議会」とすることも考えられる。</u></p>
<p>3. 監査役会は、必要があると認めるときは、取締役に對し、監査役の選任を株主総会の目的とすることを請求し、又は株主総会に提出する監査役の候補者を提案する。<b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（監査役協議会を反映）</p> <p>3. 監査役は、必要があると認めるときは、取締役に對し、監査役の選任を株主総会の目的とすることを請求し、又は株主総会に提出する監査役の候補者を提案する。<u>当該請求又は提案は、監査役協議会の討議を踏まえて行うものとする（行うことができる）。</u> (注) <u>下線部</u>を除き、<b>PART1</b>と同じ。</p>	<p><b>【解説3】（監査役選任に関する請求等）</b></p> <p>③ <u>左記第3項も、上記解説1と同様である。</u></p> <p><b>第9条に関する会社法関連規定</b> 監査役選任議案の同意、請求等（法343） 監査役の選解任等に関する意見等の陳述（法345④） ➔ <b>PART1</b> <b>【参考Ⅲ及びⅣ】</b>（58頁）参照</p>

<p>4. 監査役は、監査役の選任若しくは解任又は辞任について意見をもつに至ったときは、株主総会において意見を表明しなければならない。【Lv.2】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>4. 監査役は、監査役の選任若しくは解任又は辞任について意見をもつに至ったときは、株主総会において意見を表明しなければならない。</p> <p>(注) この箇所は <b>PART 1</b> と同じ。</p>	<p><b>【解説 3】（独立性を強調した規定例）</b></p> <p><b>PART 1</b> <b>【参考Ⅲ】</b>（58 頁）に示した通り、本条は「監査役の独立性」を担保するために設けられている規律である。</p> <p>なお、中小会社の実例に「監査役は、監査役の独立性に留意し、監査役の選任…」として、独立性に留意することを規定した例があることに注目したい。</p>
<p>5. 補欠監査役の選任等についても、本条に定める手続に従う。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り</p> <p>5. 補欠監査役の選任等についても、本条に定める手続に従う。</p> <p>(注) この箇所は <b>PART 1</b> と同じ。</p>	<p>補欠監査役の選任 → <b>PART 1</b> の本項に関する【解説 4・5】参照</p>
<p>6. 監査役及び監査役会は、社外監査役選任議案において開示される不正な業務執行の発生の予防及び発生後の対応に関する事項について、適切に記載されているかにつき検討する。【Lv.3】</p>	<p><b>基本規定例</b>（監査役会設置会社でないが、社外監査役を選任している）</p> <p>6. 監査役は、社外監査役選任議案において開示される不正な業務執行の発生の予防及び発生後の対応に関する事項について、適切に記載されているかにつき検討する。</p> <p>(注) この箇所は <b>PART 1</b> と同じ。</p>	<p>社外監査役の選任議案における開示 → <b>PART 1</b> の本項に関する【解説 6】を参照</p>

### 第 3 章の残りの条文に関して

- 第 1 0 条（監査役候補者の選定基準等）** : **PART 1** 第 10 条の冒頭に記載した通り、「監査役会」を「監査役協議会」に変更しても良い。
- 第 1 1 条（監査役報酬等）** : 監査役の個別報酬等の決定は、監査役会設置会社であっても、監査役協議（全員の同意）によらなければならない。
- 第 1 2 条（監査費用）** : 監査費用の請求は、各監査役の権限である。ただし、**PART 1** 第 12 条第 2 項の**規定例 3**の注記にある通り、年度監査計画等に基づく予算措置については、監査役協議会が代表取締役等に説明することが望ましい場合がある。

## PART 3

# 『取締役会 + 監査役』 であるが 「任意の会計監査」を依頼している場合の 第7章（会計監査）等の規定例

(注) PART 1 からの変更については、PART 3 の各条文の該当箇所に下線で示した。

## 第7章 会計監査（任意監査を依頼している場合）

- 1 中小会社には、「会計監査人」を設置する義務はないが（会社法 328）、株主（親会社等を含む）や投資家等に対する計算書類 又は財務諸表の信頼性の向上を図るために、任意で監査法人又は公認会計士（『監査法人等』）に会計監査を依頼している場合がある。  
特に、株式上場を目指す場合は、金融商品取引所の上場規程により、財務諸表について金融商品取引法（金商法）第 193 条の 2 第 1 項の規定に準ずる監査を受けなければならない。また、計算書類について、会社法 436 条第 2 項 1 号の規定に基づく監査に準じて監査（会社法に準じる監査）を受ける例もある。  
本手引書では、以上のような場合の監査を総称して、『任意（会計）監査』との表現を用いている。
- 2 監査役協会に会員登録をしている中小会社には、以上の「任意監査」を監査法人等に依頼している例が少なからずあることから、PART 3 では、この場合の第 7 章（会計監査）の **規定例** を示した。また、会計監査と関連性が深い第 4 6 条（会社財産の調査）および第 4 7 条（会計監査人との連携）についても規定例を示した。
- 3 本章の各条項の解説においても記載しているが、任意監査を受けている会社の監査役は特に次の点について留意が必要である。
  - (1) 任意監査の範囲及び程度は、会社と監査法人等との契約によって定められ、法定監査に準ずるものから、財務諸表の一部をレビューするだけのものまで様々である。従って、監査役は任意監査契約の内容を確認しなければならない。  
（注）日本公認会計士協会から『任意監査契約書の様式』が公表されている。
  - (2) 任意監査を依頼していても、監査役の会計監査の方法・内容および意見表明の責任は、PART 1 の第 7 章において解説した通りである。ただし、監査役は任意監査を担当する監査法人等とのコミュニケーションを通じて<sup>(\*)</sup>、任意監査人の監査の遂行状況及び品質確保体制等の評価を行うとともに、監査役が監査を実施又は意見を表明する際の参考とすることは有益である。  
<sup>(\*)</sup> 任意監査人は、会社法施行規則 105②三に定める「監査役が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者」に該当する。

当協会の監査役監査基準* (下線は規定例における変更箇所)	機関設計が「取締役会+監査役」で、任意監査を依頼している場合	
	規定例	規定例適用における解説等
<p><b>第7章 会計監査</b></p> <p>(会計監査)</p> <p><b>第30条</b></p> <p>1. 監査役及び監査役会は、事業年度を通じて取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類等の会社計算規則第2条第3項第3号に規定するものをいう。以下本基準において同じ。）が会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかに関する会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について監査意見を形成しなければならない。【Lv.1】</p>	<p><b>規定例</b>（会計監査人設置会社でない場合の会計監査）</p> <p><b>第30条（会計監査）</b></p> <p>1. 監査役は、事業年度を通じて取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書等の会社計算規則第2条第3項第3号に規定するものをいう。ただし、同号二の連結計算書類は除く。以下本基準において同じ。）が会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての監査意見を形成しなければならない。</p> <p>(注) この箇所は <b>PART 1</b> と同じ。</p>	<p>【解説1】 <b>規定例</b>（会計監査人設置会社でない場合の会計監査）</p> <p>本規定例については、<b>PART 1</b> 第30条に関する【解説1】を参照。 監査法人等に任意監査を依頼していても、監査役の会計監査責任は <b>規定例</b> の通りであることに変わりはない。</p> <p><b>第30条1項に関する会社法関連規定</b></p> <p>取締役の職務執行監査（法381①） 計算書類の作成（法435、計算規則全般） 計算書類の監査（法436、計算規則121～128、130～132）</p>

<p>2. 監査役は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証しなければならない。【Lv.2】</p>	<p><b>規定例</b>（監査法人等の監査実施状況の検証 ～ 任意監査を依頼している場合 ～）</p> <p>2. <u>会社が任意監査を依頼している場合、監査役は、監査法人等*に対する委任の本旨に鑑みて、監査法人等が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかについて検証する。</u></p> <p><u>*株式上場申請のために準金商法監査を依頼する場合は、日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき、上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所であることが必要。</u></p>	<p><b>【解説2】（監査人の独立性等）</b></p> <p>① 会計監査人が設置されている場合、第2項は、監査役が「会計監査人の監査の方法及び結果の相当性」を判断するための重要なポイントの一つである。</p> <p>② 監査を行うものが、公正不偏の態度と独立の立場を保持しなければならないことは、本基準第3条「監査役の心構え」に規定されているとおりである。</p> <p>③ 監査法人等が（任意）監査を遂行するに当たり、<u>公認会計士法の規律に従い、独立性等を保持し、職業的専門家としての適切な監査を実施することは当然である。</u>  <u>監査役は、監査法人等が任意監査契約の本旨に従って監査職務を果たしているか検証することが望ましい。</u>  <b>→ 次頁（第31条）の【解説2】参照</b></p> <p><b>【参考】</b>「受嘱者（監査法人等）は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行う。監査の基準で求められているとおり、受嘱者は職業倫理に関する規定を遵守し、財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施する」（<b>監査約款第2条「受嘱者の責任」</b>）。</p> <p><b>第30条2項に関する会社法関連規定</b></p> <p>会計監査人の資格等（法337③）  会計監査人の選任等の議案の内容の決定（法344）  会計監査人の独立性その他職務の遂行に関する事項（計算規則131）</p>
---	--	--

(会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の確認)

第 31 条

監査役は、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、次に掲げる事項について会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求め確認を行わなければならない。【Lv.2】

- 一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- 二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- 三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

規定例 (監査法人の品質管理体制の確認～任意監査を依頼している場合～)

第 31 条 (監査法人等の品質管理体制等)

会社が任意監査を依頼している場合、監査役は、取締役及び監査法人等と協議し、監査法人等が監査職務を適切に行うための品質管理体制や独立性に係る事項について監査法人等から適宜説明を受けるものとする。

第 31 条に関する会社法関連規定

会計監査人の職務の遂行体制等の通知 (計算規則 131)  
会計監査人の独立性等 (法 337③、396⑤)

【解説 1】 規定例 (任意監査を依頼する場合)

- ① 会社が任意監査を依頼する場合、監査役は、**規定例**の第 1 項に示した事項の説明を監査法人等から受けることが望ましい。
- ② 監査法人等は、任意監査については第 31 条が定める職務遂行の体制に関する「計算規則 131 条の通知」をする義務がない。しかし、会社が法定監査に準じる監査職務を依頼している場合には、監査品質の確保 (例えば、株式上場を計画している会社では、監査証明の受領等) は重要である。また、依頼した監査の範囲が限定的だったとしても、会社は、財務諸表の信頼性の向上を期待しているはずである。
- ③ 監査役は、以上の観点から監査法人等と協議のうえ、品質確保のための体制について説明を受けることが望ましい。  
➡ 第 34 条、第 35 条も参照

【解説 2】 (監査法人等の専門性、独立性、公正性等)

本件に関して、監査法人等に以下の規律が適用される。

- ① 公認会計士法  
1 条 「公認会計士は、監査及び**会計の専門家**として、**独立した立場**において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保する (以下略) 」  
1 条の 2 「公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の習得に努め、**独立した立場**において**公正かつ誠実**にその業務を行わなければならない。
- ② 倫理委員会研究報告第 1 号 「監査人の独立性チェックリスト」 (平成 28 年 4 月 / 日本公認会計士協会)
- ③ 「独立性に関する指針」 (平成 26 年 4 月 / 日本公認会計士協会)
- ④ 「監査業務における品質管理」 (監査基準委員会報告書第 32 号)

<p><b>(会計方針の監査)</b> <b>第 32 条</b></p> <p>1. 監査役は、会計方針（会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算関係書類作成のための基本となる事項をいう。以下本条において同じ。）が、会社財産の状況、計算関係書類に及ぼす影響、適用すべき会計基準及び公正な会計慣行等に照らして適正であるかについて、<u>会計監査人の意見を徴して検証しなければならない</u>。<b>【Lv.2】</b>また、必要があると認めるときは、取締役に対し助言又は勧告する。<b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（基準規定を基に任意監査を反映） <b>第 32 条（会計方針の監査）</b></p> <p>1. 監査役は、会計方針（会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項をいう。以下本条において同じ。）が、会社財産の状況、計算書類に及ぼす影響、適用すべき会計基準及び公正な会計慣行等に照らして適正であるかについて検証しなければならない。<u>監査役は、本件検証において、監査法人等から意見を徴し参考とする（ことが望ましい）</u>。また、必要があると認めるときは、取締役に対し助言又は勧告する。</p> <p>(注) <u>下線部</u>を除き、<b>PART 1</b>と同じ。</p>	<p><b>【解説 1】 基本規定例</b>（任意監査を反映） 本件に関する監査役監査は、<b>PART 1</b> の会計監査人設置会社でない場合と基本的に同じであるが、会計方針の適用は専門的な事項が多いため、任意監査を依頼している場合には、<u>監査法人等に説明を求めて、相互に意見交換をすることは有意義である。むしろ、適正な監査を実現するためには、積極的に情報交換を図り、監査法人等の意見を参考にすることが望ましい。</u>（施行規則 105②三） 左記の規定例における<u>下線箇所</u>は、その趣旨を示したものである。</p> <p><b>【参考】</b> 日本公認会計士協会が公表している「<u>任意監査契約書の様式</u>」では、財務諸表に加えて、「<u>重要な会計方針</u>」に対しても<u>意見を表明することを目的として、監査を実施する</u>」ことが例示されている。</p> <p><b>第 32 条 1 項に関する会社法関連規定</b> 会計方針（計算規則 101、102、102 の 2～102 の 4）</p>
<p>2. 会社が会計方針を変更する場合には、<u>監査役及び監査役会は、あらかじめ変更の理由及びその影響について報告するよう取締役に求め、その変更の当否についての会計監査人の意見を徴し、その相当性について判断しなければならない</u>。<b>【Lv.2】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（基準規定を基に任意監査を反映）</p> <p>2. 会社が会計方針を変更する場合には、監査役は、あらかじめ変更の理由及びその影響について報告するよう取締役に求め、その変更の当否について判断しなければならない。<u>監査役は、当該判断に当たり、監査法人等から意見を徴し参考とする（ことが望ましい）</u>。</p> <p>(注) <u>下線部</u>を除き、<b>PART 1</b>と同じ。</p>	<p><b>【解説 2】（会計方針の変更）</b> 会計方針の変更に関する留意点等については、<b>PART 1</b> 第 32 条に関する<b>【解説 1】</b>（会計方針の変更）及び<b>【解説 2】</b>（会計方針の変更の理由）を参照。</p> <p><b>【解説 3】 基本規定例</b>（任意監査を反映） <u>監査役は、会計方針等の変更の当否について判断する場合に、監査法人等の意見を求めて情報交換することは本条第 1 項の場合と同様に有意義である。</u></p>

<p><b>(計算関係書類の監査)</b>  <b>第 33 条</b>  1. 監査役は、各事業年度における計算関係書類を特定取締役（計算関係書類の作成に関する職務を行った取締役等の会社計算規則第 130 条第 4 項に定める取締役をいう。以下本条において同じ。）から受領する。<b>【Lv.1】</b>監査役は、取締役及び使用人等に対し重要事項について説明を求め確認を行う。<b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（計算書類に関する監査役監査）  <b>第 33 条（計算書類の監査）</b>  1. 監査役は、各事業年度における計算書類を特定取締役（計算書類の作成に関する職務を行った取締役等の会社計算規則第 124 条第 4 項に定める取締役をいう。以下本条において同じ。）から受領する。監査役は、取締役及び使用人等に対し重要事項について説明を求め確認を行う。  (注) この箇所は <b>PART 1</b> と同じ。</p>	<p><b>第 33 条 1 項に関する会社法関連規定</b>  計算書類の受領（計算規則 122、125）  取締役等からの説明の聴取（法 381②）    <b>(注) 会計監査人設置会社以外の場合、特定取締役に  根拠法令が変わるので注意が必要である。</b></p>
<p>2. 監査役は、各事業年度における計算関係書類につき、会計監査人から会計監査報告及び監査に関する資料を受領する。<b>【Lv.1】</b>監査役は、<u>会計監査人に対し会計監査上の重要事項について説明を求め、会計監査報告の調査を行う。</u>  <b>【Lv.3】</b>当該調査の結果、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、監査役は、自ら監査を行い、相当でないと認めた旨及び理由を監査役監査報告に記載しなければならない。<b>【Lv.1】</b></p>	<p><b>規定例</b>（監査役の会計監査）～任意監査を反映～  2. 監査役は、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、取締役等に対して会計に関する説明及び説明を裏付ける資料等の提供を求め、会計の記録、見積り、評価、処理、表示等が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従っているかどうか検証し、各事業年度における計算書類が会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて検討する。<u>当該検討に際して、監査役は、監査法人等と情報交換を行い、監査の結果及び所見について報告を受け、その内容を確認する（ことが望ましい）。</u>  <u>以上の検討の結果、計算書類が上記に関して適正に表示していないと認めたときは、監査役は、適正でないと認めた旨及びその理由を監査役監査報告に記載しなければならない。</u>  (注) <u>下線部を除き、PART 1</u> と同じ。</p>	<p><b>【解説 1】 規定例</b>（監査役の会計監査の方法）  ① 会社が監査法人等に任意監査を依頼していても、監査役が計算書類に係る会計監査及び意見の表明責任を負うので、監査役は、<u>左記第 2 項に定める監査を実施しなければならない。</u>  → <b>PART 1</b> 第 33 条第 2 項の<b>【解説 1】</b>を参照  ② 一方、法定監査に準ずる監査等を依頼している場合は、<u>監査法人等が仕訳明細のチェック、売掛金、買掛金等の残高確認、会計処理の適切性等の検証手続きを実施するので、監査役は専門的事項については監査法人等に委ね、その監査の内容と結果について説明を受け、自ら実施した監査結果と比較しつつ、質疑応答等により計算書類全般の適正について判断し、自身の監査意見の形成の参考にすることは可能である。</u>  ③ <u>なお、上場申請のときには、監査法人等に監査証明を求めることになるので、監査役の監査は、会計監査人が設置されている場合に準じた方法によって行うことが双方にとって合理的と思われる。</u>  ただし、この場合であっても、監査役の会計監査責任が軽減されるわけではないことに留意する。</p> <p><b>第 33 条 2 項に関する会社法関連規定</b>  会計帳簿、資料等の閲覧・調査等（法 381②、389④*<sup>1</sup>）  *<sup>1</sup> 法 389 は監査範囲を会計に関するものに限定した場合の規定であるが、監査役が会計監査を行うときは同様に適用されると考えられる。  計算書類に関する監査報告の作成（計算規則 122、127）</p>

<p>3. 監査役会は、各監査役の監査役監査報告に基づき、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について審議を行い、監査役会としての監査意見を形成しなければならない。【Lv.1】当該審議の結果、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、監査役会は、相当でないと認めた旨及び理由を監査役会監査報告に記載しなければならない。【Lv.1】</p>	<p><b>規定例</b>（監査役会設置会社でも会計監査人設置会社でもない場合）</p> <p>第3項を削除する。</p> <p>（注）この箇所は <b>PART 1</b> と同じ。</p>	<p><b>【解説2】 第3項「会計監査に関する報告」</b></p> <p>「監査役会設置会社でない」場合は、会計監査人が設置されていても、第3項に規定されている監査報告の作成プロセスは適用されない。また「会計監査人設置会社でない」場合の監査役の監査方法は第33条2項の <b>規定例</b>（前頁）の通りである。従って、第3項は該当しない。</p>
<p>4. 監査役会は、その決議によって、特定取締役から計算関係書類の通知を受け、会計監査人から会計監査報告の通知を受ける職務を行う特定監査役（会社計算規則第130条第5項に定める監査役をいう。）を定めることができる。【Lv.5】</p>	<p><b>規定例</b>（監査役が2人以上いる場合）</p> <p>4. <u>監査役は、過半数の同意により</u>（注1）、特定取締役から<u>計算書類の通知を受ける職務を行う特定監査役</u>（会社計算規則第124条第5項に定める監査役をいう。）を定めることができる。（注2）</p> <p><b>（注）監査役協議会を設けている場合：</b></p> <p>上記の<u>下線部分</u>を、「監査役協議会は、その決議によって」としても良い。</p> <p>（注）この箇所は <b>PART 1</b> と同じ。</p>	<p><b>【解説3】（特定監査役を定める方法）</b></p> <p>特定監査役を定める方法について会社法には規定がないので、監査役の協議により適宜決めて良い。<b>規定例</b>では、基準が示した選定方法（監査役会の決議）に準じて「過半数の同意」としたが、「全員の同意」としても良い。</p> <p>（注1）特定取締役及び特定監査役については、<b>PART 1</b> 第28条第5項の<b>【解説3、4】</b>（100頁）参照。</p> <p>（注2）会計監査人設置会社以外の場合は、特定監査役に関する根拠法令が変わるので注意が必要である。</p>

<p><b>(会計監査人の選任等の手続)</b></p> <p><b>第 34 条</b></p> <p>1. 監査役会は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定めなければならない。 【Lv.2】</p> <p>2. 監査役会は、会計監査人の再任の適否について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、毎期検討する。【Lv.3】</p> <p>3. 監査役会は、会計監査人の再任の適否の判断に当たって、前項の検討を踏まえ、会計監査人の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて、確認する。【Lv.3】</p>	<p><b>任意監査を依頼している場合は、本条（監査法人等の選任）と次条（監査法人等の報酬等）の規定を以下の通り合体して定めるのが良いと思われるので、その例を示した。</b></p> <p><b>第 34 条（任意監査を依頼する場合の監査法人等の選定等）</b></p> <p><b>規定例（監査法人等の選定等）</b></p> <p>1. <u>会社が任意監査を依頼する場合、監査役は、取締役から監査法人等の選定、任意監査の範囲、報酬、その他重要な契約内容を決定するための方針について、あらかじめ説明を受ける。</u></p> <p>2. <u>監査役は、取締役及び監査法人等から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、また非監査業務の委託状況及びその報酬の妥当性を確認のうえ、監査法人等の報酬等の額、報酬見積りの算出根拠、監査担当者その他監査契約の内容について、不適切な点がないかどうか契約毎に検証する（ものとする）。</u></p> <p><b>規定例（監査法人等の選定等についての意見）</b></p> <p>3. <u>監査役は、監査法人等の選定及び報酬等について意見があるときは、取締役意見の内容及び理由について説明し、協議する。</u></p> <p><b>規定例（監査法人等との契約の継続又は更改）</b></p> <p>4. <u>監査役は、監査法人等との任意監査契約の継続又は更改に関する会社の意向について、取締役及び社内関係部署から報告を受け、毎期確認する（ものとする）。</u></p> <p><b>規定例（監査法人等の監査の遂行状況、監査体制等の評価）</b></p> <p>5. <u>監査役は、監査法人等とのコミュニケーションを通じて、監査の遂行状況（従前の事業年度における監査の遂行状況を含む。）、監査体制、独立性及び専門性などについて評価し、監査法人等との任意監査契約の継続又は更改について意見があるときは、取締役に意見の内容及び理由について説明し、協議する（ものとする）。</u></p>	<p><b>【解説 1】（監査法人等の選任等について）</b></p> <p>① 第 34 条は会社法第 344 条に基づくものであり、会計監査人が設置されていない場合は、該当しない。</p> <p>② <u>しかし、任意監査を依頼する監査法人等の選定について監査役は決定や同意等の権限はないものの、監査役が以下の観点から報告・説明を受けるのは当然である。</u></p> <p><u>(イ) 監査法人等との契約締結は取締役の重要な職務執行の一部であること、</u></p> <p><u>(ロ) 監査役は監査にも大きな影響があること。 → 次の【解説 2】を参照</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>監査役がこれらの報告を求めるのは、監査役の業務・財産の調査権の対象に含まれると考えられる。</u></li> </ul> <p><b>【解説 2】（任意監査契約の内容等の確認）</b></p> <p>① <u>第 33 条第 2 項の【解説 1】②③に述べた通り、上場申請のために金商法に準じた監査等を依頼している場合には、監査役は監査法人等の監査内容と結果に一定程度依拠して良い場合がある。一方、監査法人等に依頼した監査の範囲や程度が限定的な場合は、監査法人等の意見を参考にすることはできるが、監査役が自らする監査を徹底せざるを得ない。</u></p> <p>② <u>任意監査の場合、監査の範囲及び程度は契約により大きく異なるので、契約内容の確認は、監査役自身にとって重要である。</u></p> <p><b>【解説 3】（監査法人等の監査の遂行状況、監査体制等の評価）</b></p> <p>① <u>監査法人等の監査の遂行状況、監査体制等の評価については、第 31 条の【解説 1】及び【解説 2】を参照。</u></p> <p>② <u>特に、上場申請のために金商法に準じた監査を依頼している場合には、監査役は、同一監査法人等を「会計監査人」候補として選定するのが自然であると思われるので、任意監査を受けている時から本規定例に定める評価をすることが重要である。</u></p> <p>→ <u>次頁第 5 項の【参考】に示した実務指針等を参照</u></p>
---	--	--

<p>4. 監査役会は、会計監査人の再任が不適当と判断した場合は、速やかに新たな会計監査人候補者を検討しなければならない。【Lv.2】新たな会計監査人候補者の検討に際しては、取締役及び社内関係部署から必要な資料を入手しかつ報告を受け、第31条に定める事項について確認し、独立性や過去の業務実績等について慎重に検討するとともに、監査計画や監査体制、監査報酬水準等について会計監査人候補者と打合せを行う。【Lv.3】</p>	<p>左記の4項は削除する。</p>	<p><b>【解説4】（監査法人等との契約の見直し）</b>  <u>監査役は、監査法人等の監査の遂行状況、監査体制等の評価の結果、監査法人等との契約を継続することが望ましくないとの意見を持つに至ったときは、取締役に監査役の評価を伝えて、協議することが重要である。</u>  <u>特に、監査法人等を、将来、会計監査人候補者として選定する予定があるときは、監査役は、会計監査人の選解任等に関する基準を定め、当該基準に準じて評価をすることが重要である。</u>  <b>⇒ 前頁の【解説3】を参照</b></p>
<p>5. 監査役会は、前項までの確認の結果や方針に従い、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容を決定する。【Lv.1】</p>	<p>左記の5項は削除する。</p>	<p><b>参考</b> <u>会計監査人の選任、再任、不再任、解任に係わる監査役の対応</u>  以下の日本監査役協会の指針を参照  1 『会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権行使に関する監査役の対応指針』（平成27年3月5日）  2 『会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針』（平成27年11月10日）  （注）上記の指針は、日本監査役協会ホームページの「監査実務支援」→「電子図書館」→「委員会／組織から探す」→「会計委員会」から閲覧及びダウンロードが可能である。</p>

<p>6. 監査役会は、会計監査人の選任議案について、当該候補者を会計監査人の候補者とした理由が株主総会参考書類に適切に記載されているかについて確認しなければならない。【Lv.2】</p> <p>【第1項参考】会社法第344条（会計監査人の選解任等の議案内容の決定権が監査役に移行したこと。）を踏まえた改定である。</p> <p>【第1項補足】「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」は、会社法施行規則第126条第4号にて事業報告へ記載されることとなっているが、事業報告への記載は取締役の責務としても、会計監査人の選解任等の議案内容の決定権を有する以上監査役として「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」を定める必要がある。</p>	<p>左記の6項は削除する。</p>	<p><b>第34条に関する会社法関連規定</b></p> <p>会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案内容の決定 （法344①）</p> <p>会計監査人の解任（法340）</p> <p>会計監査人の解任又は不再任の決定の方針（施行規則126四）</p> <p>会計監査人の候補者とした理由（施行規則77三）</p>
--	--------------------	---

<p><b>(会計監査人の報酬等の同意手続)</b> <b>第 35 条</b></p> <p>1. 監査役は、会社が会計監査人と監査契約を締結する場合には、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、また非監査業務の委託状況及びその報酬の妥当性を確認のうえ、会計監査人の報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、契約毎に検証する。<b>【Lv.3】</b></p> <p>2. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額の同意の判断に当たって、前項の検証を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて、確認する。<b>【Lv.3】</b></p> <p>3. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額に同意した理由が、事業報告に適切に記載されているかについて確認しなければならない。<b>【Lv.2】</b></p> <p><b>【参考】</b>会社法施行規則第 126 条第 2 号を踏まえた改定である。</p>	<p><b>規定例</b>（前条において第 34 条と第 35 条を合体して定めた場合）</p> <p>本 35 条を削除する。</p> <p>削除</p> <p>削除</p>	<p><b>【解説 1】（監査法人等の報酬等の確認）</b></p> <p>① 第 35 条は会社法第 399 条に基づくものであり、会計監査人設置会社でない場合は、該当しない。</p> <p>② しかし、任意監査を依頼する監査法人等の選定及び契約に際して、監査役が取締役等から報告・説明を受けて、契約の方針と内容について確認することが重要なことは第 34 条の<b>規定例</b>及び<b>【解説 2】</b>において説明した通りである。</p> <p>③ 監査法人等の報酬等は上記契約の重要な条件なので、第 35 条の趣旨は、前 3 4 条の規定例の中に含めている。</p> <p><b>【解説 2】（会計監査人の報酬同意のための監査役の対応）</b></p> <p>『会計監査人との連携に関する実務指針』第 2 - 3 (2)「会計監査人に対する報酬等の同意権」及び第 5 (1)「監査契約の新規締結時」、5 (2)監査契約の更新時、5 (3)監査計画の策定時 等を参照。</p> <p><b>第 35 条に関する会社法関連規定</b></p> <p>会計監査人の報酬等の決定に関する監査役（会）の同意（法 399）</p>
--	--	---

◎ 第 36 条～第 45 条

**PART 1**と同じ。

<p><b>(会社財産の調査)</b>  <b>第 46 条</b>      監査役は、重要な会社財産の取得、保有及び処分<sup>1</sup>の状況、会社の資産及び負債の管理状況等を含めた会社財産の現況及び実質価値の把握に努める。<b>【Lv.4】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準通り  <b>第 46 条 (会社財産の調査)</b>      監査役は、重要な会社財産の取得、保有及び処分<sup>1</sup>の状況、会社の資産及び負債の管理状況等を含めた会社財産の現況及び実質価値の把握に努める。        (注) この箇所は <b>PART 1</b> と同じ。</p>	<p><b>【解説】(会社財産の調査)</b>      監査役の<b>業務・財産の調査権 (法 381②)</b>に基づく規定。会計監査の点からも重要である。      ➡ 本基準第 7 章(会計監査)第 33 条第 2 項(監査役の会計監査の方法)も参照</p>
<p><b>(会計監査人との連携)</b>  <b>第 47 条</b>      1. <u>監査役及び監査役会</u>は、<u>会計監査人</u>と定期的に会合をもち、必要に応じて監査役会への出席を求めるほか、<u>会計監査人</u>から監査に関する報告を適時かつ随時に受領し、積極的に意見及び情報の交換を行うなど、<u>会計監査人</u>と緊密な連携を保ち実効的かつ効率的な監査を実施することができるよう、そのための体制の整備に努める。<b>【Lv.4】</b></p>	<p><b>規定例 (任意監査を依頼している場合)</b>  <b>第 47 条 (監査法人等との情報交換)</b>      1. <u>監査役は、会計監査の参考とするために、監査法人等と適宜会合をもち、積極的に意見及び情報の交換を行う。</u></p>	<p><b>【解説 1】(監査法人等との連携)</b>      第 47 条は、会計監査人設置会社でない会社には該当しないが、任意監査を依頼している場合は、監査役が監査法人等と積極的に情報交換をすることは、双方にとり有益である。➡ 第 1 部 3 (6)「任意監査人がある場合の連携」(25 頁)、第 7 章の冒頭の説明及び各解説(163 頁)を参照</p>
<p>2. <u>監査役及び監査役会</u>は、<u>会計監査人</u>から監査計画の概要を受領し、<u>監査重点項目</u>等について説明を受け、意見交換を行う。<b>【Lv.3】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース(監査役会を削除。会計監査人を変更)      2. <u>監査役は、監査法人等から監査計画の概要及び監査重点項目等について説明を受け、意見交換する。</u></p>	

<p>3. 監査役は、業務監査の過程において知り得た情報のうち、<u>会計監査人の監査の参考となる情報</u>又は会計監査人の監査に影響を及ぼすと認められる事項について会計監査人に情報を提供するなど、会計監査人との情報の共有に努める。 <b>【Lv.4】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（会計監査人を変更）</p> <p>3. 監査役は、業務監査の過程において知り得た情報のうち、<u>監査法人等の監査に参考となる情報</u>や監査に影響を及ぼすと考える事項について監査法人等に情報を提供するなど、相互協力に努める。</p>	
<p>4. 監査役は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができる。<b>【Lv.5】</b></p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（同趣旨）</p> <p>4. 監査役は、<u>監査法人等が往査及び監査講評を行うときは、必要に応じて立ち会うほか、監査法人等から監査の実施経過について報告を受ける。</u></p>	
<p>5. 監査役は、<u>会計監査人から取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実（財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む。）</u>がある旨の報告等を受けた場合には、監査役会において審議のうえ、必要な調査を行い、取締役会に対する報告又は取締役に対する助言若しくは勧告など、必要な措置を適時に講じなければならない。<b>【Lv.2】</b></p> <p><b>【第1項、第3項補足】</b>「報告を受け意見交換する」と会計監査人に対する情報提供を別の条項とし、後者を第3項とした。</p>	<p><b>基本規定例</b> 基準ベース（会計監査人を変更）</p> <p>5. 監査役は、<u>監査法人等から取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実（財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む。）</u>がある旨の報告等を受けた場合には、<u>（他の監査役と協議のうえ、）</u>必要な調査を行い、取締役会に対する報告又は取締役に対する助言若しくは勧告など、必要な措置を適時に講じなければならない。</p> <p>（注）監査役協議会を設けている場合： <u>（他の監査役と協議のうえ）</u>に代えて、「<u>監査役協議会において審議のうえ</u>」としても良い。</p>	<p><b>【解説2】（会計監査人からの報告）</b></p> <p>① 第5項は、会社法第397条及び金商法第193条の3に基づく。上場会社の場合、監査役が（会計）監査人の本件報告に対して適切な対応を怠れば、監査人は、金商法に基づき「内閣総理大臣（金融庁）」にその事実を報告することになるので、留意が必要である。</p> <p>② 第5項は、会計監査人設置会社でない場合は該当しないが、任意監査を依頼している場合、不正を発見したときは、基準第5項準じた報告を監査役に行う可能性がある。<b>【基本規定例】</b>は、その可能性を考慮したものである。</p>

## 参考資料 1

### 監査基準を実践するための中小規模会社監査役の監査実務の例示

本手引書に記載の内容に基づく監査役の責務を果たすための監査役の監査実務のあり方を例示すれば以下のとおりである。

即ち、**組織的な監査体制をとることが困難な監査役が、勤務実態として常勤か非常勤かにかかわらず、会社法で必ず実施しなければならないと規定されている事項を中心に監査を遂行する場合の例示**である。その内容は、以下の項目順に記載する。

即ち、以下の1～9は、本参考資料の「監査基準を実践するための中小規模会社の監査役の監査実務の例示」の目次である。

1 監査役に就任時、また、年度の監査開始時に行うこと	176
2 リスクに応じた監査計画をたてること	178
3 計画に沿った日常監査の推進及び期末における監査を実施し、その結果を報告すること	180
[ 3の内容として]	
4 取締役会に係る監査	182
5 取締役の職務執行の監査（業務監査）	187
6 会計監査	197
7 期末監査	199
8 監査役監査報告の作成	208
9 株主総会前後の手続の監査	212
（「監査役候補者の同意」、「監査役個別報酬の協議決定」を含む。）	
以上の項目を本参考資料 1 の添付資料 1 に時系列表として掲げる。	

#### 1 監査役に就任時、また、年度の監査開始時に行うこと

（監査報告のひな型「取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努める（施行規則 105②④、107②④）」旨の記載に該当する事項）

##### （1）会社内容の把握（主に監査役就任時、必要に応じて毎期。）

次のような資料を入手し、会社全体の概要を把握する。

- ① 事業概況、最近の業績(前期の事業報告、計算書類等の確認)
- ② 役員構成

- ③ 組織図
- ④ 定款(記載事項の確認)
- ⑤ 商業登記簿謄本(役員に係る登記の確認)
- ⑥ 取締役会規程(決議事項、報告事項、開催手続の確認)
- ⑦ 権限・稟議等の主要規程
- ⑧ 子会社を有する場合はその概要（子会社についての上記の①から⑦等）
- ⑨ 自社に親会社がある場合は、親会社が有する情報
  - ・親会社の関連事業部等の子会社管理部門が日常的に把握している自社の経営状況
  - ・親会社が企業集団内部統制システムとして構築するグループ内部統制の運用状況
  - ・親会社の内部監査部門が行った自社の調査状況
  - ・自社が親会社の連結対象子会社である場合は、親会社の会計監査人による会計事項調査の状況
  - ・親会社監査役が親会社の取締役の職務執行監査の一環として行う自社の調査状況 等

**(2) 社長、担当者に確認すること（毎期の監査開始時又は必要に応じて期中随時に。）**

**このため行うべき「経営トップとの会合」は、次の①～③に掲げる有効性発揮のために、毎期必ず行う行事としてルール化しておくことが望ましい。**

- ① 監査役がリスクを把握して監査の重点事項と監査の方法を選択する
- ② 経営トップに監査役の役割や会社に対する監査役監査の有用性の理解を得る
- ③ 経営トップの交代や監査役の交代に際しての監査環境・意思疎通のレベルダウンを防ぐ

- 監査役と経営トップとの会合や社長を補佐する主要取締役との意思疎通は、常勤の監査役であれば定期的又は随時に緊密に行うべきであり、また、非常勤の監査役であっても年間少なくとも1回以上は行うことが望まれる。

- (i) 上記(1)の「会社内容の把握」の結果、確認が必要と思われる事項及び監査役としてリスクと感じられる事項について、社長、担当者に確認する。
- (ii) (i)の事項の他に、社長、取締役等に確認する事項例
  - ① 経営環境とその対応方針
  - ② 会社の事業計画・方針がある場合、その内容
  - ③ 重要な事業の状況及び投資の状況
  - ④ 経営上・事業運営上のリスク、課題及びその対応等
- (iii) 「事故・不祥事等発生の場合は、取締役から監査役への報告は必須である」旨、及びその報告ルートを予め社長、担当者に確認する。  
**(会社法第357条に基づく取締役の義務である旨の確認が重要である。)**

- (iv) その他、必要に応じ、**執行部から随時、決算内容、重要・特定事項、日常業務につき、監査役が相談や報告を受けるルートを確認し、現実に相談・報告を受け、適宜、説明を求め、意見交換を行う。**

・会社法第 381 条の業務・財産調査権に基づくが、施行規則第 105 条第 2 項にも「**監査役は、その職務を適切に遂行するため、取締役、使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めなければならない。この場合において、取締役又は取締役会は、監査役の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。**」との規定がある。

- (v) 監査費用の確保に関する理解を求める。

監査役が独立性を保って監査活動を行うためには、職務遂行上必要な費用が支出されるよう取締役の理解を得て置くことが望まれる。

監査役が監査職務に必要な費用について請求したときは、会社はその費用が監査役の職務遂行に必要なことを証明しなければ、これを拒むことはできない（会社法 388）。

具体的な監査費用としては、実査のための旅費、交通費、調査活動費、会費、セミナー・研修会等の参加費等があり、できれば次の 2 の監査計画に応じた監査費用についても予算化し取締役と協議して置くことが望ましいが、予算化を行わない場合でも、監査計画に応じた費用の見積りを立てて経理部門及び取締役と協議しておくことが望ましい。

なお、監査費用の支出に当たっては、監査役はその実効性・効率性・適正性に留意する必要がある。

- (vi) 以上により、**社長はじめ業務執行者の協力度合いについても監査役監査上のリスク要因として判断し、監査計画に結びつける。**

## 2 リスクに応じた監査計画をたてること

- (1) 監査役は、上記 1 の過程等で把握した情報により**経営環境、経営上・事業運営上のリスク、経営方針・経営計画、内部統制システムの構築・運用の状況、また、特に経営者のスタンス等を考慮し、企業不祥事を発生させない予防監査、そのためのリスク管理体制やコンプライアンス体制等の整備等、良質な企業統治体制の確立**に向けて、監査対象、監査の方法、実施時期を適切に選定し、計画を作成する。
- (2) **限られた人員・時間の監査役が、広範な監査事項全体を 1 年間のみで全て漏れなく行うことは現実的ではなく、会社法は無理なことを求めているわけでもないので、監査役は、通常の監査役であれば合理的に見てないうる監査計画を立てて、その計画を着実に実施する必要がある。**

監査計画を立てることは、監査の重点事項と監査の方法を選択し、必要な監査にしぼって計画的に監査を行い、必要とする監査については漏れなく行うためであるので、監査役の置かれた立場に応じた内容とし、少なくとも、「監査重点事項、年間の監査対象、時期、方法につい

ての予定」を盛り込むことが望ましい。

スケジュールを予定する（具体的な監査日程は実施の際に定めることよい。）ことは、必要と考えられる監査を漏れなく実施することにつながる。

**なお、他に既任の監査役がない場合の新任の監査役が、（１）及び（２）を勘案して監査計画を作成することは困難な場合もあるので、このような場合の就任後の１年間は、前任監査役の監査計画を参考に、または踏襲して監査を進めることが望ましい。**

- （３） リスクについては、日本監査役協会の「内部統制システムに係る監査の実施基準」において、内部統制システムの体制ごとに重大なリスクが列挙されている（注）。

ここに列挙されている重大なリスクは、会社法で内部統制システムに係る監査を義務付けられている大会社に限らず、**すべての会社において、業種その他の経営環境により強弱はあるものの該当可能性があるリスク**であり、監査計画を作成するにあたって検討する必要がある事項である。

（注） **内部統制システムの各体制が対応すべき重大なリスク＝会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスク** の例示（会計監査人に係る事項を除く。）

i 法令等遵守体制

- 一 代表取締役等が主導又は関与して法令等違反行為が行われるリスク
- 二 法令等遵守の状況が代表取締役等において適時かつ適切に把握されていない結果、法令等違反行為が組織的に又は反復継続して行われるリスク
- 三 代表取締役等において把握された会社に著しい損害を及ぼすおそれのある法令等違反行為が、対外的に報告又は公表すべきにもかかわらず隠蔽されるリスク

ii 損失危険管理体制

- 一 損失の危険の適正な管理に必要な諸要因の事前の識別・分析・評価・対応に重大な漏れ・誤りがあった結果、会社に著しい損害が生じるリスク
- 二 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事業活動が正当な理由なく継続されるリスク
- 三 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事故その他の事象が現に発生した場合に、適切な対応体制が構築・運用されていない結果、損害が拡大あるいは事業が継続できなくなるリスク

iii 情報保存管理体制

- 一 重要な契約書、議事録、法定帳票等、適正な業務執行を確保するために必要な文書その他の情報が適切に作成、保存又は管理されていない結果、会社に著しい損害が生じるリスク
- 二 重要な営業秘密、ノウハウ、機密情報や、個人情報ほか法令上保存・管理が要請される情報などが漏洩する結果、会社に著しい損害が生じるリスク
- 三 開示される重要な企業情報について、虚偽又は重大な欠落があるリスク

iv 効率性確保体制

- 一 経営戦略の策定、経営資源の配分、組織の構築、業績管理体制の構築・運用等が適正に行われない結果、過度の非効率性が生じ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスク
- 二 過度の効率性追求により会社の健全性が損なわれ、その結果、会社に著しい損害が生じるリス

ク

三 代表取締役等が行う重要な業務の決定において、決定の前提となる事実認識に重要かつ不注意な誤りが生じ、その結果、会社に著しい損害が生じる決定が行われるリスク

v 企業集団内部統制

一 重要な子会社において法令等遵守体制、損失危険管理体制、情報保存管理体制、効率性確保体制に不備がある結果、会社に著しい損害が生じるリスク

二 重要な子会社における内部統制システムの構築・運用の状況が会社において適時かつ適切に把握されていない結果、会社に著しい損害が生じるリスク

三 子会社を利用して又は親会社及び会社の経営を支配している者から不当な圧力を受けて不適正な行為が行われ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスク

vi 財務報告内部統制

一 代表取締役及び財務担当取締役（「財務担当取締役等」という）が主導又は関与して不適正な財務報告が行われるリスク

二 会社の経営成績や財務状況に重要な影響を及ぼす財務情報が財務担当取締役等において適時かつ適切に把握されていない結果、不適正な財務報告が組織的に又は反復継続して行われるリスク

監査役は、これらのリスクの例示を参考に、自社のリスクを想定し勘案して、監査対象、監査の方法、実施時期を適切に選定し、計画を作成する。

(4) 監査の空白・聖域を生じさせない監査対象、監査方法、実施時期等の選定

監査対象、実施時期等については、内部監査部門等の監査計画との関係（内部監査機能が存在していなければ、監査役自らが確認すべき事項が増大し、監査活動の強化が必要となる。）を考慮するとともに、数年内に一巡できる等により長期の監査の空白・聖域が生じることのないように選定する。

(5) 複数の監査役が在任の場合の分担と情報の共有化

複数の監査役が在任の場合は、広範な監査対象について有効な監査を遂行するために監査役協議会等を有効に活用して監査役間で十分に協議のうえ、監査職務を分担するとともに、把握した情報を共有化することが望ましい。

### 3 計画に沿った日常監査の推進及び期末における監査を実施し、その結果を報告すること

#### (1) 監査の実施

本手引書第1部「監査基準を理解するための会社法」－中小規模会社の監査役の役割、

権限、義務、責任の基本」の2「監査役職務に関する会社法の規定」のうち、Aに示されている会社法上の義務とされている事項は必須の監査事項であるが、Bに示されている会社業務及び財産の調査等は、必要に応じて監査役が監査対象、監査の方法、実施時期を適切に選定して実施すべき事項である。

さらに、期末の監査においては、年間の監査の遂行の積み重ねに加えて期末監査を行い、最終的な確認と判断が行われるものである。

以上により実施すべき監査事項は次のように整理される。

- |   |
|---|
| <p>① <b>取締役会に係る監査</b> [法定の必須の義務] (本参考資料の4、実施要領第8章第2項)</p> <p>② <b>取締役の職務執行の監査(業務監査)</b> [監査の方法は、監査役が自ら選択して実施する。] (本参考資料の5、実施要領第8章第3項～第8項)</p> <p>○ 取締役の職務執行を監査するにあたって、その中心となる事項として、<b>内部統制システムに係る監査</b> [全ての会社において取締役の職務執行の監査そのものであり、大会社に限られない。] が含まれる。(実施要領第7章)</p> <p>③ <b>会計監査</b> [会計監査人設置会社でない場合の監査役にとっては大会社の監査役以上に相対的に重要性が高まる職務である。] (本参考資料の6、実施要領第9章)</p> <p>④ <b>期末監査</b> [事業報告・その附属明細書・計算関係書類の監査は法定の必須の義務] (本参考資料の7、実施要領第9章第4項～第6項)</p> <p>⑤ <b>監査報告の作成</b> [法定の必須の義務] (本参考資料の8、実施要領第10章)</p> <p>⑥ <b>株主総会前後の手續の監査</b> [株主総会議案・同書類の監査は法定の必須の義務] (本参考資料の9、実施要領第11章)</p> |
|---|

## (2) 監査結果の活用及び記録の作成保存

### (i) 適切な措置を講じ事前是正

<p>監査役は、取締役の職務執行を同時並行的に監視し、判断し、必要な措置を講じて事前に是正することが主要な職責であるので、単に期末においてその監査報告に指摘事項を記載するのみでなく、実施した監査については、<b>他の監査役が在任の場合は情報を共有化し、監査結果について必要に応じて随時、取締役や使用人に対して、相談、報告、指摘、助言、勧告等を行って、業務執行者が適切に職務を遂行するように働きかけ、その結果を注視していく</b>ということが必要となる。</p>
--

### (ii) 監査記録の作成保存

- 監査役が実施した監査活動については、下記のような事項を記録する書式を定めて、一定期間ごとに(毎月から年間までのなかでの一定の区切りごとに)その実施日、タイトル、

概要等を記載しておけば、年間の監査報告作成の際に、その裏付けとなる活動事項が一覧できる。

**【監査活動実績記録の書式の項目】**

A 代表取締役との定期的会合及び随時協議	B 会議出席	
C 報告聴取	D 書類閲覧	E 実地調査
F 内部監査部門等との連携	G 監査役間の連絡協議（会）	
H その他の監査関連情報	I その他、外部研修参加結果等	

- 監査役が実施した個々の監査実績については、監査役間で情報を共有化し、各監査役が必要に応じ参照する共有の記録として「監査調書」にまとめる。

また、監査役は、取締役及び使用人等の業務執行者からの随時の報告を受けた場合や意見交換を行った場合、その他重要会議出席に際しての監査役としての所見等で監査役間の内部で記録に残すことが適切と判断した事項等について、**会見記録、報告聴取記録、会議出席記録等**により、記録を残すことが望ましい。

これらの「監査調書等」は期末に作成する法定の「監査報告」の裏づけとして活用し、保管する（監査役の善管注意義務履行状況の証拠の機能もあるので、損害賠償責任の消滅時効の10年間の保管が想定される）。

**【監査調書記載事項】**

- ① 監査実施年月日
- ② 監査対象先、対応者
- ③ 監査担当者
- ④ 実施した監査方法（報告聴取・資料閲覧・立会い・視察等）
- ⑤ 監査結果・指摘事項・所見等
- ⑥ 監査意見の形成に至った過程・理由等
- ⑦ その他補足説明

- 監査調書は、期末に作成する監査報告と異なり、監査役以外（株主、取締役等）に報告することを求められていないが、代表取締役及び取締役会への報告のほか取締役及び使用人に対し助言・勧告等の措置を行うために必要に応じて活用する場合がある。

ただし、情報提供者を保護する必要や、機密事項が含まれる場合等は、監査調書から必要事項のみを抜粋する等、取扱いに配慮する。

- 「法定の監査報告」の作成は、本参考資料の「8 監査役監査報告の作成」による。

#### 4 取締役会に係る監査（実施要領第8章第2項）

（監査報告ひな型「取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況

について報告を受ける」旨の記載に該当する事項)

**(1) 「取締役会に係る監査」は、監査役にとっての最重要事項**

- ・全ての監査役（会計監査限定を除く）は、取締役会に出席し、必要な場合に意見を述べなければならない。
- ・取締役会は、唯一の会社の業務執行の意思決定機関（重要事項は経営会議・常務会等での決定では法的に正当な決定とは認められない。）であり、必ず3カ月に1回以上は開催されなければならない（取締役会が置かれた場合の株主総会の決定権は、役員人事、定款変更等に限られる）。

**取締役会に出席し、必要な場合に意見陳述を行うことは会社法上の監査役の必須の義務であり最重要の権限である（非常勤監査役にとっても必須であることに変わりはない）**（会社法 383①、「取締役会設置会社は、監査役を置かなければならない。会社法 327②」）。

監査役設置会社の取締役会は、取締役の監督機関であるとともに会社の業務に関する唯一の意思決定機関である（**下記重要事項の決定は、社長、常務会、経営会議等のみで決定することはできず、必ず取締役会で決定しなければならない**）。

「・取締役会は、次に掲げる職務を行う（会社法 362②）。

- i 会社の業務執行の決定
- ii 取締役の職務の執行の監督
- iii 代表取締役の選定及び解職

・取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない（会社法 362④）。

- i 重要な財産の処分及び譲受け
- ii 多額の借財
- iii 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任
- iv 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- v 社債の募集に関する事項
- vi 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令（施行規則 100）で定める体制の整備（大会社においては、取締役会は、本事項を決定しなければならない（会社法 362⑤）。）
- vii 定款の定めに基づく取締役会決議による役員等の責任の一部免除

日常的な業務執行は、代表取締役及び業務執行取締役が行うが、**その業務執行については取締役会を3カ月に1回以上必ず開催したうえでの報告が必要。**

（この報告の省略は認められていない。会社法 363②、372②）

→ 取締役会に対する付議及び報告が適切に運営されるならば会社における重要事項は全て取締役会に上程される仕組みとなっている。

従って、取締役会が少なくとも3カ月に1回以上は開催され、必要な事項が漏れなく付議・報告されるように運営されることが極めて重要となる。

## (2) 取締役会に係る監査役監査のポイント

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 取締役会が少なくとも3カ月に1回以上開催されているか</li><li>② 付議・報告が漏れなくされているか</li><li>③ 取締役会が取締役の職務執行の監督を行っているか</li><li>④ 取締役会及び取締役の意思決定に関して、取締役は善管注意義務、忠実義務を尽くし、<b>経営判断原則</b>（注）に則ったプロセスにより、合理的な判断を行っているか</li></ul> |
|--|

この場合に、取締役会に付議すべき事項が漏れなく付議されているかの監査は極めて重要である。このためには監査役としても、前年度までの各回の取締役会付議事項を確認して、今年度についても時期に応じた事項が上程されているか確認するとともに、日常から社内情報を把握し、社内における重要事項の検討の進捗状況の情報を得て、適切な時期に取締役会に上程されるか確認していくことが必要である。

### (注) 経営判断原則とは

元来は、米国の判例法上のビジネス・ジャッジメント・ルールであるが、日本においても株主代表訴訟において、下記のような諸点に基づいて合理的に誠実に下した判断は、取締役の経営事項に係る幅広い裁量の範囲内として、結果として会社に損害が生じても、取締役に注意義務違反があったとして責任を問うものではない旨の判決が積み重なってきている。下記の諸点において、取締役が行う経営判断に際して、「リスクを取ってはならない」というような経営を萎縮させる趣旨ではなく、「役員が適正な経営判断を行えば、結果如何で法的な責任を問われることはない」とするための基準となるということに留意が必要である。

#### (i) 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと

- ① 意思決定のために必要な情報を十分に得ているか
- ② 情報（事実、計数、予測）は正確、客観的、中立的か

#### (ii) 意思決定過程が合理的であること

- ① 法令・定款、決裁権限規程等に準拠した意思決定か  
(取締役会、経営会議等の付議基準、招集手続、議事運営等を含む)
- ② 代替案や想定しうる利益・不利益等必要事項の検討・審議が行われているか
- ③ 必要な場合、該当案件についての専門家の見解を徴しているか

#### (iii) 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと

- ① 業法や定款で認められる範囲内か
- ② 株式会社、経済・市場秩序、その他一般刑事事項等に対する法規制に違反していない

か

③ 必要な場合、弁護士等の専門家の見解を徴しているか

(iv) 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理でないこと

① 集めた情報と適正な検討・審議に基づく合理的な結論となっているか

② 想定しうるリスクが会社の経営にとって致命的なレベルでないこと

(v) 意思決定が取締役の利益又は第三者の利益でなく**会社の利益**（注）を第一に考えてなされていること

① 取締役個人の保身や利得を得ることを目的としていないか

② 親族・友人等、会社以外の第三者の利益を図るためではないか

（注）ここでいう「会社の利益」とは、上記の①②に例示のとおり、「役員自己又は第三者の利益」に対比する「会社のための忠実義務、善管注意義務の対象となる利益」であって、会社の営業業績至上主義を指すものではない。

### （3）取締役会の開催前、開催時、終了後の各段階の監査

#### （i）取締役会開催前

① 取締役会規程の確認・・・決議事項・報告事項の基準が明確か

② 招集手続(招集者、日程、場所、宛先、目的事項)の適正性確認

③ 付議事項の確認

イ 議案・資料を事前に入手し、決議事項・報告事項の漏れの有無、資料・審議内容の適正性を確認する。

ロ 必要な場合に担当部門等から事前に説明を聴取し、調査を行う。

ハ 監査役は、調査の結果、問題がある場合は、可能な限り取締役会の決議の前に、取締役等に対し、助言・勧告を行い、又は差止めの請求を行う。

④ 取締役による業務執行状況に関する報告事項の確認

代表取締役及び業務を執行する取締役による職務の執行の状況に関する報告が3か月に1回以上行われているか、その報告が予定されているか確認する。（開催されていない場合は、社長の年間計画に盛り込み開催を要請）

「代表取締役及び取締役会の決議によって業務を執行する取締役として選定されたもの（業務執行取締役）は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない。（会社法 363②）

この報告は、省略することができない。（会社法 372②）」

→ 取締役会設置会社では、**全ての会社で、3か月に1回以上は取締役会が開催されなければならない。**

## (ii) 取締役会開催時

- |  |
|--|
| <p>① 取締役会定足数の充足（過半数出席）の確認</p> <p>② 議事運営の方法の適法性<br/>定款及び取締役会規程に従った議長による議事運営であるか<br/>議案に特別の利害関係を有する取締役は決議に参加できない（会社法 369②）<br/>等が遵守されているか</p> <p>③ 決議事項、報告事項の内容の適正性<br/>経営判断原則を満たす内容と過程により審議され、決議されているか</p> <p>④ 必要な場合、監査役は意見を述べなければならない（会社法 383④）</p> |
|--|

## (iii) 取締役会終了後

- |   |
|---|
| <p>① 議事録の確認</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・経営判断原則を満たしている証拠となる記録や資料添付がなされているか</li><li>・賛否の記録は適切か<br/>取締役会の決議に参加した取締役であって、議事録に異議をとめないものは、その決議に賛成したものと推定する（会社法 369⑤）。</li><li>・監査役が発言要旨が記載されているか</li><li>・出席取締役・監査役の署名又は記名押印（会社法 369③④）が適切に行われているか</li><li>・議事録は 10 年間本店に備置されているか（会社法 371④）</li></ul> <p>② 決議事項、報告事項の実施状況確認</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・決議事項、報告事項の実施が適法・適切になされているか</li><li>・実施状況について必要な場合に取締役会に報告されているか</li></ul> |
|---|

## (4) 取締役会以外の重要会議出席、取締役の職務執行監査

- (i) 経営会議、運営会議、方針会議等の会議に、監査役は出席義務がないが、必要に応じ、いつでも出席できる。

監査役は、自身の活動において可能であるならば、取締役が出席する社内会議等の重要会議には出席することが望ましい。

出席しない場合には、必要と考えられる重要会議の議事録を閲覧する。

- (ii) 日常監査においても、監査役は、適切な「情報把握」により、取締役の職務執行の状況について経営判断原則に照らした「評価・判断」を行い、「必要な措置」を講じて事前の是正機能を発揮することが求められている。

## 5 取締役の職務執行の監査（業務監査）

[監査の方法は、監査役が自ら選択し実施する。]

（監査報告ひな型「取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。」旨の記載に該当する事項）

### （1）日常の業務監査の選択（実施要領第8章第3項～第6項）

監査役は、いつでも、取締役及び支配人その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる（会社法381②）。

- 日本監査役協会の「監査報告のひな型」（本参考資料の添付資料2 参照）に例示されている監査の方法は、監査役が監査に必要な情報を自ら入手するための方法であり、本条文に根拠がある。事業年度終了後に作成する各監査役の「監査報告」には、「自身が当該事業年度中に実際に実施した監査の方法」を記載（例えば、監査報告のひな型に記載例がある監査の方法のなかで、実際に実施しなかった監査の方法は記載せずに削除する。）しなければならない。
- 監査役は、会社に想定されるリスク、監査環境、監査役自身の勤務実態等を総合的に勘案し、**監査役としての善管注意義務を果たせるだけの活動を自らの責任で選択して実施すべきことになる。**

監査役が業務調査を行うことは権限であり、実施するか否かの選択は監査役の判断によるが、必要とされる状況の場合に与えられている権限を適切に行使しなければ、任務懈怠として善管注意義務違反となりうる。

**勤務実態が常勤の監査役はもとより、他に常勤の監査役が在任していない場合は非常勤の監査役であっても、必要とされる状況の場合には適切な監査活動を実施することが求められることに変わりがない。**

- 監査役は、以下の方法を選択的に実施し、その活動全般において、会社の財産保全、勤務管理、安全・環境管理、情報管理、研究・生産・仕入れ・販売等の業務運営におけるリスクと対応する内部統制の実態を把握する（内部統制に係る監査の考え方については次の（3）を参照）。

また、日常の業務監査の実施によって情報を把握し、前述4の取締役会への付議・報告に漏れがないか確認する。

## (2) 日常の業務監査の方法

### (i) 取締役・使用人等から報告を受け説明を受ける。

- ① 取締役会において、各時期の決算の内容（月次、各四半期、半期、事業年度）及び担当業務に関する取締役の報告（3か月に1回以上）を聴取する。
- ② **事故・不祥事等発生の場合、取締役から監査役への報告は必須**  
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役に報告しなければならない（会社法 357）。
- ③ 常勤の監査役は定期的に又は必要に応じて随時、非常勤の監査役でも少なくとも年間に1回以上は、社長及び総括担当取締役から、監査役が直接、会社の現況についての説明を受ける。  
・会社のリスク認識と対応の状況、内部統制システム構築・運用の状況等
- ④ 内部通報制度がある場合は、その運営状況や通報された事項について説明を受ける。
- ⑤ 必要に応じ、重要・特定事項、訴訟事件、日常業務、決算内容につき、相談・報告を受け、適宜確認、説明を求める。

### (ii) 必要に応じ、主要会議議事録、稟議書、決裁書、契約書を閲覧する。

- このうち、取締役会付議事項及びこれに準ずる事項に係る稟議書ならびに代表取締役が決裁する稟議書は全件、可能な場合は代表取締役以外の取締役が決裁する稟議書についても、閲覧することが望ましい。全件の回付を得ているか否かは稟議書の起案・決裁番号で確認できる。  
そのなかで、重要事項は、上記（i）⑤により担当者から監査役が事前に説明を受けることが望ましい。

### (iii) 必要に応じ、本社部門、支社・支店・営業所、工場を訪問し、視察、現況聴取を行う。

- 事業所は一定年数で一巡するように視察し、監査役監査の空白が生じないようにしたい。聖域にリスクが潜む。百聞は一見に如かず。
- 本社部門及び事業場の実地調査にあたって、監査役は、当該組織の人事配置、職務権限、環境、運営方針、リスクについての認識と対応方針、会社の監査・総務・管理部門(監査部・検査部、品質保証・安全環境部門等、親会社があれば親会社の監査部門等も含む)による監査指摘事項とそれに対する対応回答の実施状況確認等について責任者、担当者から資料に基づく説明を受け、現場を視察する。
- 実地調査の実施項目は、次の事項を参考例として、**状況に応じて選定し、各実地調査の実施ごとに重点調査項目を定めて実施する。**

① 法令等の遵守状況

・当該事業所に係る法令等の遵守状況の把握、遵守体制の構築・運

<p>用状況・実効性についての確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、契約書、官庁等への届出書、報告書その他の記録の閲覧</li> </ul> <p>② 内部統制システムの構築・運用の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業所における組織、制度、規程などの構築・運用状況の把握</li> <li>・内部監査部門等による監査に対する対応状況の確認</li> <li>・必要に応じ、決裁書類、報告書、その他の記録の閲覧</li> </ul> <p>③ 経営方針の浸透状況・経営計画等の進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営方針の浸透状況・経営計画等の進捗状況の把握</li> <li>・取締役会等重要会議の決議・報告事項、その他の重要な決裁事項について当該事業所における実施状況確認</li> </ul> <p>④ 財産（金銭、有価証券、製商品、原材料、設備備品、土地・社屋等）の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産の取得、保全、運用、売却、除却、廃棄等が、法令及び社内諸規程に従い、適正に処理されていることの確認</li> <li>・財産の棚卸立会い等による実在性確認、遊休資産の管理状況確認</li> </ul> <p>⑤ 取引の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業所における取引の実情の調査</li> <li>・重要又は異常な取引等について、法令・定款違反のおそれの有無、重大な損失発生のおそれのある事実の有無の調査</li> </ul> <p>⑥ 情報管理の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報の整備・保存・管理状況の調査</li> </ul>
---

#### (iv) 子会社がある場合の子会社の調査

監査役は、その職務を行うため必要があるときは、子会社（注）に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況を調査することができる（会社法 381③）。

子会社は、正当な理由があるときは、上記の報告又は調査を拒むことができる（会社法 381④）。

（注） 子会社とは、会社その総株主の議決権の過半数を有する会社その他の当該会社その経営を支配している法人として法務省令（施行規則 3 ①③）で定めるものをいう（会社法 2 三）。子会社には海外子会社も含まれる（会社法 2 三、施行規則 3 ①、2 ③二）。

##### ① 自社の取締役の職務執行を監査するための子会社調査

「監査役がその職務を行うため必要があるとき」とは、「**監査役が自社の取締役の職務執行の監査のために必要があるとき**」という意味である。

取締役は、自社及び子会社、関連会社を含めたグループ全体に内部統制システムを構築・運用し、グループ全体の健全で持続的な成長を確保し、良質な企業統治体制を確立する責務があり、そのために子会社、関連会社を適切に管理することも親会

社の取締役の重要な職務執行行為である。そこで、監査役は、親会社である自社の取締役の職務執行が適切に遂行されているかという観点から、子会社の監査役等と連携し子会社の調査を行う。

② **子会社調査権**を有する親会社監査役と**子会社監査権**を有する子会社監査役との連携

親会社監査役は、自社の取締役の職務執行を監査するために子会社の調査を行うものであって、直接、子会社の監査、即ち子会社の取締役の職務執行を監査するものではない。子会社の取締役の職務執行の監査は、子会社の監査役の職務権限事項である。したがって、親会社監査役が子会社、関連会社の調査を行う場合は、当該子会社等の監査役と十分に意思疎通、連携して行う必要がある（施行規則 105 ②④、監査役監査基準 38②）。

なお、親子会社の関係で重要な項目に「親子会社間の不公正な取引の防止」があり、これは子会社の監査役の監査事項（本項の（5）① **親会社等との間の取引に関する監査** 参照）でもあるが、実質的な防止力からは、特に、親会社の取締役の職務執行を監査する親会社監査役の重要な監査事項である。親会社監査役は、親子間の不公正な取引の有無に関して、子会社監査役と十分に意思疎通、連携して監査を行う必要がある。

③ 親会社監査役が子会社を調査する方法

前記の（i）（ii）による（実施要領第8章第6項）。

**（3）内部統制システムに係る監査**（実施要領第7章）

**（i）内部統制システムの構築・運用は、大会社に限らず全ての会社に必要**

「内部統制システムに係る決議は大会社だけに義務付けられているから、中小規模会社には、内部統制システムの構築・運用の義務はない。」と誤解してはならない。

内部統制システムについて、その体制の構築と運用は、全ての会社において共通に、取締役が会社を事業目的に沿って適切に運営するために必要なものとして取締役の職務執行行為に含まれ、その適切な構築と運用は取締役の善管注意義務の中心となる。

会社法では、大会社に対し内部統制システムの体制の整備（構築・運用）に関する事項についての「決定」を義務付け（取締役会設置会社について会社法 362⑤、取締役会がない会社について会社法 348④）、他方で、大会社でない会社には体制整備の決定を義務付けてはいないが、次のとおり「**内部統制体制の整備**」を**全ての会社の取締役および取締役会の職務として規定**（取締役会設置会社について会社法 362④、取締役会設置会社でない会社について会社法 348③）しており、**内部統制システムの体制の整備に関する業務執行自体は大会社に限ったものとはしていない。**

「取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない（会

社法 362④、取締役会設置会社でない会社について会社法 348③）。

- 一 重要な財産の処分及び譲受け
- 二 多額の借財
- 三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任
- 四 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五 社債の募集に関する事項
- 六 **取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令（取締役会設置会社について施行規則 100、取締役会設置会社でない会社について同 98）で定める体制の整備**
- 七 定款の定めに基づく取締役会決議による役員等の責任の一部免除

「会社法に規定する「その他会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」は、次に掲げる体制とする（取締役会設置会社について施行規則 100、取締役会設置会社でない会社について同 98）。

施行規則 100 条 1 項（98 条 1 項）

- 一 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 五 当該会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該会社への報告に関する体制
  - ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

施行規則 100 条 3 項（98 条 4 項）

- 一 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 二 一における使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 三 一における使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 四 監査役への報告に関する体制
  - イ 取締役及び会計参与並びに使用人が監査役に報告をするための体制
  - ロ 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当該会社の監査役に報告をするための体制
- 五 四の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

制

六 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

七 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

## (ii) 財務報告内部統制の構築・運用も取締役の職務執行行為

### ① 金融商品取引法の適用を受けない会社

有価証券報告書提出会社の財務報告内部統制は、金融商品取引法の規定に従った対応が必要とされるものの、その他の会社の財務報告内部統制については会社法に規定はない。しかし、全ての会社において、会社法上の計算関係書類を適正に作成するための統制環境整備（即ち、これを財務報告内部統制といえることができる。）は必要であり、その構築と運用は法令定款遵守の一環として取締役の職務執行行為に含まれている。

したがって、金融商品取引法の適用を受けない会社であっても全ての会社において、会社法上の計算関係書類を適正に作成するための財務報告内部統制が必要であり、それは会社法の内部統制システムに含まれている。

### ② 金融商品取引法が適用される会社

金融商品取引法が適用される会社においては、取締役が同法を遵守して同法に基づく財務報告内部統制の評価・開示を適切に行うこと、また、有価証券報告書等を適切に作成し開示を行うことも、取締役の職務執行行為であり、会社法でいう「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」の整備に含まれる。

## (iii) 内部統制システムに係る監査役の監査及び監査報告

### ① 内部統制体制に係る取締役会決議の事業報告記載と監査役監査報告

取締役会で内部統制体制の構築・運用に関する決定が必要な会社（大会社）及び決定を行った会社（大会社に限らない）は、決定の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要について事業報告に記載が必要である（公開会社に限らない）（施行規則 118 二）。

事業報告に記載が必要とされる会社、即ち「大会社及び決定を行った会社」においては、監査役の監査報告にも、「内部統制システムに係る監査の方法と結果について」の記載が必要となる（施行規則 129①五）。

この場合の監査役監査報告には、次の 3 点についての意見表明が必要であり、したがって、それぞれの内容についての監査を実施する必要がある。

- i 内部統制システムに関する取締役会決議の内容の相当性（相当でないと認めるときはその理由も）
- ii 取締役会決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要に関する事業報告記載内容の適切性（著しく不適切と認めるときはその理由も）

iii 内部統制システムの構築・運用に関する取締役の職務の執行について、指摘すべき事項の有無（指摘事項があるときはその内容も）

② **内部統制体制の構築・運用に関する決定を求められず、かつ、決定を行っていない会社の監査役監査報告**

内部統制システムに関する決定が義務付けられておらず、実際に決定を行っていない会社の場合は、内部統制システムに関して事業報告への記載が求められない。そこで、これらの会社において事業報告に内部統制システムに関する記載がない場合は、内部統制システムに係る監査役の監査の方法と結果は、「取締役の職務執行に関する監査の方法と結果」に含まれ一体として監査報告に記載することになる。

したがって、監査役は、通常の実務取締役の職務執行の監査を行うなかで、内部統制システムの構築・運用の状況をも監査する。

(iv) **内部統制システムについての監査の方法**

**内部統制システムに関する監査の方法は、全ての会社において「取締役、内部統制部門、内部監査部門等（明示的に存在していない場合は、総務・管理部門の担当者や取締役等）からの報告聴取、連携等その他日常的な監査活動を通じて」行う。** 即ち、取締役の職務執行に係る日常監査と内部統制システムに係る監査は一体のものである。

そのうえで、大会社の場合は、「体制整備に関する決定」に係る監査が必要であり、また、金融商品取引法の適用を受ける会社の場合は、金融商品取引法に基づく財務報告内部統制に係る監査を行う。

内部統制システムに関する監査の方法は、取締役の職務執行の監査と一体として日常の業務監査のなかで行うが、監査の視点は、「内部統制システムに係る監査の実施基準」第9条から第14条までの各第2項（金融商品取引法の適用を受ける会社の場合は、第14条については第3項による。金融商品取引法の適用を受けない会社の財務報告内部統制は第2項による。）に例示の要点を取捨選択し、自社のリスクとの対応状況を判断する。

(4) **取締役の善管注意義務、忠実義務に違反するおそれが高い重要事項についての監査**

（実施要領第8章第7項）

会社法が特に定める以下に掲げる事項については、取締役の職務執行において**善管注意義務、忠実義務に違反するおそれが高いため特に注意を要する事項**であり、内部統制システムに係る監査の「取締役及び使用人の法令等遵守体制」に係る監査事項にも含まれる。会社法及び同施行規則は、監査役監査報告における監査の方法及び結果の記載に際し、これらの事項について特記事項とすることを求めているが、監査役は、取締役の職務執行における重要監査事項として取締役の義務違反がないかを監査する。この監査の方法は、実施要領第8章第7項による。

① **競争取引、利益相反取引（自己取引）**（会社法 356、428）

会社と委任関係にある会社役員は、会社のために忠実に職務を遂行する義務があり、その権限を利用して会社に損害を与えてはならない。したがって、非常勤社外取締役を含めて全ての取締役は、自身や親族による自社との取引はもちろん、自社と他社との取引に際して当該他社において取引に関する意思決定の権限を有する場合は、取引を行う場合に事前に自社の取締役会の承認決議が必要となる。

なお、公開会社の場合は、「事業報告」に「会社役員（会計参与を除くので、取締役及び監査役）の重要な兼職の状況」の記載が必要であり（施行規則 121 八）、その兼職の状況が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員その他これに類する者を兼ねる場合は、「その兼職の状況の明細（重要でないものを除く。）」とともに「競争の場合はその旨を付記」して、「事業報告の附属明細書」の内容としなければならない（施行規則 128 ②）。

② **関連当事者との一般的でない取引**（計算規則 112）

この取引に関し会社法に特段の定めはなく計算規則で注記を要する事項とされているが、監査役は、取締役の重要な職務執行に係る監査事項として、特に一般的ではない取引の有無とその内容に関して監視し検証する。

③ **株主等の権利の行使に関する利益供与、贈収賄**（会社法 120、968、970）

監査役は、**株主等の権利の行使に関する利益供与、贈収賄に該当するおそれがあると考えられる支出**がどの費用項目として処理されるか（例：会費、寄付金、献金、奨励金、広告費、図書・調査費、交際費、雑費等）把握し、監査の対象として注目すべき費用項目について、支出の承認の仕組みと支出実績ならびに、**計算書類に係る附属明細書の「販売費及び一般管理費の明細」**の内容等を調査する。

④ **自己株式の取得、処分等**（会社法 155～178）

本事項について、旧商法の下での監査報告書における特記事項の定めは会社法ではなくなったが、取締役の職務執行に主として関連する重要監査事項として、監査役は、取締役の義務違反がないかを監視し検証する。

⑤ **取締役等の特別背任、贈収賄その他、「会社法第 8 編 罰則」に規定の各事項**

（実施要領第 8 章第 7 項IXを参照）

**(5) 親会社等（注）がある場合に子会社監査役が行う監査**

（注） 親会社等とは、親会社又は会社の経営を支配している自然人のいずれかをいう（会社法 2 四の二）。

即ち、会社の総株主の議決権の過半数を有するか、又は施行規則に定める支配力基準に該当する会社等又は自然人をいう（施行規則 3 ②③）。

自社が子会社である場合、監査役は子会社の監査役として本手引書に記載の子会社の監査を遂行することは当然のことである。それに加えて、子会社と親会社等との間で取引がある場合であって、子会社が次の①－１に該当する場合には、子会社の監査役は、①－２に掲げる事業報告またはその附属明細書の記載事項について、①－３のとおり監査役としての意見を求められることから、その意見を形成する前提として、①－４に説明するように、親会社等との間の取引について監査を行う必要がある。

#### ① 親会社等との間の取引に関する監査

##### ①－１ 該当する会社とは

親会社等との間の取引（会社と第三者との間の取引で会社と親会社等との間の利益が相反するものを含む。また、利益相反取引規制（会社法356条）を受けないとされる完全親会社等との間の取引も含まれる。）がある会社であって、当該取引について会社の当該事業年度の個別注記表において関連当事者との取引に関する注記（計算規則112条①）を要する会社が該当する。

即ち、会計監査人設置会社、又は会計監査人設置会社でなくても公開会社である会社は、関連当事者との取引に関する注記が必要となるので該当する（計算規則98②二、同112①）。

これに対し、会計監査人設置会社でもなく公開会社でもない会社は、関連当事者との取引に関する注記を要しないため（計算規則98②一）、該当しない。

##### ①－２ 該当する会社において事業報告又はその附属明細書に記載が必要な事項

###### a 記載しなければならない事項とは（施行規則118五、同128③）、

- イ 当該取引をするに当たり会社の利益を害さないように留意した事項（留意した事項がない場合はその旨）
- ロ 当該取引が会社の利益を害さないかどうかについての取締役（会）の判断及びその理由
- ハ 社外取締役を置く会社において、ロの取締役（会）の判断が社外取締役の意見と異なる場合はその意見

###### b 記載しなければならない書類は、事業報告又はその附属明細書

- イ 会計監査人設置会社は、関連当事者との取引の注記において、計算規則112条1項各号の項目全てを個別注記表に記載しなければならない。この場合は、aの事項は事業報告に記載する（施行規則118五）。
- ロ 会計監査人設置会社でない公開会社は、関連当事者との取引についての注記事項のうち、計算規則112条1項4号から6号及び8号の事項については、個別注記表への記載を省略して計算書類の附属明細書に記載することができる（計算規則112①但し書・117四）。親会社等との間の取引についてこのような取扱いをした場合は、aの事項は事業報告の附属明細書に記載する（施行規則128③）。このような取扱いをせずに個別注記表に記載した場合は、イ

の場合と同様、aの事項は事業報告に記載する（施行規則118五）。

①－3 監査役（会）の監査報告

①－2の事項が事業報告又はその附属明細書に記載されているときは、監査役（会）の監査報告において、当該事項についての意見を記載しなければならない（施行規則129①六、同130②二）。

①－4 親会社等との間の取引に関する監査役の調査手順

該当する会社の監査役は、取締役や関連部門等との意見交換や必要な協力を得て、以下の対応を行う。

- a 関連当事者との取引に関する注記の内容の確認（実施要領第8章第7項V参照）
- b 親会社等との間の該当する取引の把握体制の確認と実際に該当する取引の洗い出し
- c 親会社等との間の取引に関する会社の対応方針、規定、ガイドライン等の把握と管理の現状の把握
- d 親会社等との間の取引に関し、自社の利益を害さないようにするための方針や措置の策定等の状況
- e 取締役会における親会社等との間の取引に関する方針、ガイドライン等の策定と当該取引に関する報告・承認体制の状況（個別案件ごとの判断の他に、取引類型ごとの包括的な判断等も認められる。）
- f 監査役による取引内容の確認方法の検討
  - f－1 取引実行部門（営業、販売、調達部門等）からの報告体制及び聴取
  - f－2 管理部門（経理、内部統制、内部監査等）からの報告体制及び聴取
- g 親会社監査役等との意見交換
  - g－1 親会社の子会社管理規定等について
  - g－2 親会社による子会社との取引方針等について
  - g－3 親会社等との間の取引で該当する取引の状況について
- h 該当取引に関し、利益相反とはならないとの取締役（会）の判断と理由の形成の状況の確認

「取引をするに当たり会社の利益を害さないように留意した事項」とは、第三者との取引と同様の取引条件であることの確認、独立した第三者間の類似の取引と同等の取引条件であることの確認、独立した第三者機関（公正取引推進団体等）から取引条件が適正であることの確認を得る等であり、これらを適切に実施して取締役（会）が判断しているか監査役は確認する。監査役は必要に応じて、取締役会において意見を述べる。

- i 該当する取引についての関連当事者取引に関する注記並びに事業報告又はその附属明細書への記載状況の確認
  - j 監査報告において意見表明
- 以上の監視・検証に基づいて、監査役（会）等の意見を形成し監査報告へ記載する。

（実施要領第 8 章第 7 項VI 親会社等との取引に関する調査 参照）

## ② 上場親会社がある場合の子会社における決定又は発生事項の監査

親会社が上場会社である場合に、金融商品取引法や東京証券取引所の有価証券上場規程等により規制を受ける事項のうち、**インサイダー取引規制、親会社の適時開示、親会社の支配株主等との取引等**については、上場親会社の子会社における**重要な決定または発生事項も規制の対象となる**ので、子会社監査役は、子会社における決定事項や発生事項について該当の有無について親会社及び子会社の関係者と連携して確認し、必要な場合は適切な措置をとる。

（本手引書第 1 部 3（7）（v）上場会社の子会社の場合 参照）

## 6 会計監査

監査役は、計算書類及びその附属明細書を監査し、「これらの書類が会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見」を記載した監査報告を作成しなければならない（計算規則 122①）。

具体的な会計監査の進め方は、「会計監査人非設置会社の監査役の会計監査マニュアル」による。主要なポイント及びその監査の方法は以下のとおり。

（会計監査人非設置会社の監査役の会計監査マニュアル第 1 部 7(2)より抜粋）

### 〔監査役の会計監査のポイント〕

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 日常の業務監査によって会社の実態に精通している監査役の目から見て、計算書類が、会社の財産・損益の状況を写真に写すように正しく表示しているといえるか</li><li>② 毎日の財産の変動を「取引」として記録することから、計算書類を作成するに至るまで、「計算書類の作成基準」及び自社の経理規程等に基づいて作成されているか</li></ul> |
|--|

会社計算規則 121 条 2 項では、監査役の会計監査の方法として「計算関係書類（貸借対照表や損益計算書）に表示された情報」と「計算関係書類に表示すべき情報（財産・損益の状況）」との合致の程度を確かめる手続によることができると規定しているが、具体的には次のような方法が考えられる。

- ① 各事業年度の計算書類は、その事業年度の会計帳簿（会社法 432、計算規則 4～56）に基づいて作成しなければならないので（計算規則 59③）、

→ 「**計算書類に表示された内容**」が、その事業年度の「**会計帳簿に記載された内容**」と合致しているか否かを確認する（例えば、経理規程等に準拠して処理されているか、貸借対照表・損益計算書の各科目金額と、総勘定元帳の金額が合致しているか…）。

② 次に、「**会計帳簿に記された内容**」は、計算規則 5 条の資産の評価、6 条の負債の評価の規定などに基づいて財産の変動を正しく記録しなければならないので、

→ 「**会計帳簿に記載された内容**」が「**財産・損益の実態**」と合致しているか否かを確認する。

→ 監査役は、日常の業務監査によって会社の実態に精通している目で見ても、その合致の程度を判断する（例えば、債権や棚卸資産の帳簿価額と実態の評価は合致しているか…）。

上記のポイントに基づき、監査役が具体的にどのような会計監査を行うかについては、「**会計監査人非設置会社の監査役の会計監査マニュアル**」の第 2 部「**会計監査の実務—チェックリスト等**」によるが、その内容となっている事項の骨子を例示すれば以下になる。

## （1）会計に関して年度始に確認しておく事項

なお、以下の事項は、年度始に短時間で判断できるとは限らず、次の（2）の期中の会計監査を実施していくプロセスのなかで、併せて状況を把握し、判断していくものでもある。

### ① 自社の属する企業集団の統制環境等企業環境の状況

次に例示のような事項について把握し、不適正な表示をもたらす圧力がないか、また、業務が適正に遂行される状況にあるか確認する。

- ・ 経営者の意向・姿勢、経営計画、経営方針、当年度の事業計画等の状況
- ・ 取締役会の機能状況、業務執行の組織構造・権限及び意思決定プロセスの状況 等

### ② 会計方針の確認

会計方針が会社財産の状況、計算関係書類に及ぼす影響、適用すべき会計基準等（注）に照らして適正であるかについて検証する（会社法 431）。

（注） 監査役は、自社の経理部門からの説明聴取及び親会社があればその経理部門からの説明を受ける等により、当年度に適用すべき会計基準等について把握する。

### ③ 経理・会計部門の組織、体制、処理の実力度合いの確認

自社の経理・会計処理に関して、会計処理部門の組織・人員・処理レベル、規程の整備状況等の情報を把握して、適正な会計処理が行われ得る体制となっているか確認する。

## （2）期中の会計監査

### ① 月次決算資料等の対前期比較等による数値の変動と実態との照合・検証

監査役は、できれば**月次決算資料**（月次貸借対照表、損益計算書、計画実績分析、原価分析等。また、会計監査人設置会社でなく有価証券報告書提出会社ではない会社でも親会社への連結の必要性から四半期決算を行っている場合は**四半期決算資料**）、又は、少なくとも**半期決算資料**について担当取締役及び使用人から説明を受け、予算、前年同月及び前月との対比等の**数値の変動状況**と監査役の日常監査での確認（取締役会決議、稟議書決裁、事業所における財産調査等）及び内部監査部門との連携等で把握した**会社の業務及び財産の状況を照合する**等により検証する。可能な場合は、計算書類の半期版において確認を行う。

- ② **半期に1回程度、在庫、売掛金、有価証券、手形、現金を確認する。**
- ③ **親の連結対象子会社の場合、親の会計監査人による子会社調査内容の情報を入手する。**

会計監査人設置会社でない会社の監査役は、任意契約の監査人がいる場合は監査人と連携し、その知見や会計監査実績を活用できるが、その場合でも、「計算書類及びその附属明細書が会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての監査役自身の意見」を記載した監査報告を作成しなければならない（計算規則 122①）。

なお、この場合、監査の方法の記載においては、監査役の会計監査において任意契約の監査人と連携しその見解を参考にした等を記載してもよい。

## 7 期末監査

### （1）会社法上の「事業報告、計算関係書類」の報告・承認（決算）手続

会社法において、事業報告及び計算関係書類の作成から株主総会における承認、報告までの手続は以下のとおり規定されている。

期末決算スケジュールは、これらの規定に適合するように作成、遂行される。

#### ① 会社による書類の作成、保存義務

会社は、法務省令で定めるところ（施行規則 117 条以降、計算規則 57 条以降）により、**各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの〔株主資本等変動計算書、個別注記表（計算規則 59 ④）〕**をいう。）及び**事業報告並びにこれらの附属明細書**を作成しなければならない（会社法 435 ②）。

会社は、計算書類を作成した時から 10 年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない（会社法 435④）。

○ ①による**書類の作成後、監査役の監査に付するにあたっての取締役会承認は求め**

られていないので、書類作成次第に取締役から監査役の監査に付されることになる。

## ② 監査役による監査

監査役設置会社においては、**計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところ（施行規則 129 条以降、計算規則 121 条以降）により、監査役の監査を受けなければならない（会社法 436①）。**

### [監査役の監査報告の通知期限（作成期限）]

監査役の監査報告は、事業報告を受領した日から 4 週間を経過した日、又はその附属明細書を受領した日から 1 週間を経過した日若しくは取締役と合意した日のいずれか遅い日までに（施行規則 132①）、

また、計算書類の全部を受領した日から 4 週間を経過した日、又はその附属明細書を受領した日から 1 週間を経過した日若しくは取締役と合意した日のいずれか遅い日までに（計算規則 124①）、内容を取締役に通知しなければならない。

（期間の計算方法については、実施要領の巻末の参考資料 8「期限日の計算事例」を参照）

### [特定取締役と特定監査役]

施行規則及び計算規則において、監査報告の内容の通知を受ける取締役を「特定取締役」、監査報告の内容を特定取締役に通知する監査役を「特定監査役」と定めている（施行規則 132 条④⑤、計算規則 124④⑤）。

実務上の明確化のためにはそれぞれ指定することが望ましいが、指定されなければ、書類を作成した取締役が「特定取締役」であり、監査役は全員が「特定監査役」となる。

## ③ 決算取締役会における承認

取締役会設置会社においては、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（監査役の監査を受けたもの）は、取締役会の承認を受けなければならない（会社法 436③）。

## ④ 株主総会招集通知の添付書類

取締役会設置会社においては、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、取締役会の承認を受けた計算書類及び事業報告（監査役の監査報告を含む。）を提供しなければならない（会社法 437）。

株主総会を招集するには、取締役は、

公開会社、また、非公開会社でも議決権行使書又は電磁的方法による議決権行使を定めた場合は、株主総会の日の 2 週間前までに、

それ以外の非公開会社は、株主総会の日の 1 週間（取締役会設置会社でない会社では定款でさらに短縮可能）前までに、通知を発信しなければならない（会社法 299）。

株主総会は、議決権行使書又は電磁的方法による議決権行使を定めた場合でなければ、株主全員の同意により招集手続を省略して開催することができる（会社法 300）。

定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない（会社法 296①）。

会社は、一定の日（「基準日」という。）を定めて、基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主（「基準日株主」という。）をその権利を行使することができる者と定めることができる（会社法 124④）。

基準日を定める場合には、会社は、基準日株主が行使することができる権利（**基準日から3か月以内に行使するものに限る。**）の内容を定めなければならない（会社法 124②）。

したがって、定時株主総会において議決権行使ができる株主について、事業年度末日を基準日とする場合は、定時株主総会は事業年度末日から3か月以内に開催することが必要となる。

#### ⑤ 定時株主総会への提出・提供および承認・報告

取締役は、計算書類及び事業報告（取締役会設置会社においては取締役会の承認を受けたもの）を定時株主総会に提出又は提供し、計算書類は定時株主総会の承認を受け、事業報告の内容を定時株主総会に報告しなければならない（会社法 438）。

## （2）事業報告及びその附属明細書の監査

### （i）事業報告の記載事項

事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

#### 【すべての会社】（施行規則 118 一～四）

イ 会社の状況に関する重要な事項（計算関係書類の内容となる事項を除く。）

ロ 内部統制システムの体制の整備についての決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

（決定又は決議がされていない場合は、記載する必要はない。）

ハ 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めているときは、基本方針の内容の概要、具体的な取組み、その取組みが基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものではないこと、役員 の地位の維持を目的とするものではないこと に関する取締役の判断及びその理由

（基本方針を定めていない場合は、記載する必要はない。）

ニ 事業年度末に完全親会社等がない会社（すなわち、自社が最終完全親会社である会社）に、完全子会社でその株式の帳簿価額が会社の事業年度末の貸借対照表の資産の部に計上した額の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合はその割合）を超える完全子会社（これを特定完全子会社という。）がある場合は、その特定完全子会社の名称及び住所、会社及びその完全子会社等における当該特定完全子会社の当該事業年度末日における帳簿価額の合計額、会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

(該当する規模の完全子会社がない場合は、記載する必要はない。)

### **[会計監査人設置会社または公開会社]**

上記イからロに加えて次の事項を記載しなければならない(施行規則 118 五)。

ホ 会社とその親会社等(親会社及び経営を支配している自然人。完全親会社等も含む。)との間の取引(会社と第三者との間の取引で会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。)であって、会社の当該事業年度の個別注記表において「関連当事者との取引に関する注記」(計算規則 112①)を要するものがあるときは、①当該取引をするに当たり会社の利益を害さないように留意した事項(留意した事項がない場合は、その旨)、②当該取引が会社の利益を害さないかどうかについての取締役(会)の判断及びその理由、③社外取締役を置く会社において取締役(会)の判断が社外取締役の意見と異なる場合は、その意見。ただし、会計監査人設置会社でない公開会社が、親会社等との間の取引に関する注記事項のうち計算規則 112 条 1 項 4 号から 6 号まで及び 8 号の事項について、個別注記表への記載を省略し、計算書類の附属明細書に記載した場合(計算規則 112①ただし書・117 四)は、上記①②③の事項は事業報告でなく、その附属明細書に記載する(後掲(ii)ハ参照)。

(親会社等との間の取引がない場合は、記載する必要はない。)

※ 会計監査人設置会社でも公開会社でもない会社は、関連当事者との取引に関する注記を要しない(計算規則 98②一)ため、ホの事項の記載は必要ない(施行規則 118 五柱書)。

### **[公開会社]**

以上のイからホに加えて次の事項を記載しなければならない(施行規則 119)。

ハ 会社の現況に関する事項(施行規則 120) 9 項目

ト 会社役員に関する事項(施行規則 121) 11 項目

チ 社外役員に関する事項(施行規則 124) トに記載の事項に加えて 8 項目

リ 会社の株式に関する事項(施行規則 122) 2 項目

ヌ 会社の新株予約権に関する事項(施行規則 123) 3 項目

## **(ii) 事業報告の附属明細書の記載事項**

### **[すべての会社]** (施行規則 128)

イ 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

## [公開会社]

以上のイに加えて次の事項を記載しなければならない（施行規則 128②）

□ 会社役員が他の法人等の業務執行者等を兼ねることが、施行規則 121 条 8 号の重要な兼職に該当する場合、当該兼職の状況の明細（重要でないものを除く。）を事業報告の附属明細書の内容としなければならない。この場合、他の法人等の事業が競業取引に該当するときは、その旨を付記しなければならない。

（該当する会社役員がいない場合は、記載する必要がない。）

## [会計監査人設置会社でない公開会社]

以上のイロに加えて次の事項を記載しなければならない（施行規則 128③）

ハ 会社とその親会社等（親会社及び経営を支配している自然人。完全親会社等も含む。）との間の取引（会社と第三者との間の取引で会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。）であって、会社の当該事業年度の個別注記表において「関連当事者との取引に関する注記」を要するもの（計算規則 112 条 1 項ただし書きの規定により同項 4 号から 6 号まで及び 8 号の事項を省略するものに限る。）があるときは、①当該取引をするに当たり会社の利益を害さないように留意した事項（留意した事項がない場合は、その旨）、②当該取引が会社の利益を害さないかどうかについての取締役（会）の判断及びその理由、③社外取締役を置く会社において取締役（会）の判断が社外取締役の意見と異なる場合は、その意見。なお、計算規則 112 条 1 項 4 号から 6 号まで及び 8 号の事項について個別注記表への記載を省略しなかった場合は、上記①②③の事項は、事業報告に記載する（前掲（i）ホ参照）。

（親会社等との間の取引がない場合は、記載する必要はない。）

○ これらの内容をすべて事業報告に記載し、附属明細書に記載すべき事項がないとする場合でも、その旨を記載した「附属明細書」を、**全ての会社において作成し備置する必要がある**（会社法 435②④）。

(iii) **事業報告及びその附属明細書についての監査役監査**（監査範囲を会計監査権限に限定の場合を除く）

監査役は、事業報告及びその附属明細書について、上記の記載事項に照らして、

- ① 内容が法令及び定款に従った適法なものか
- ② 記載すべき事項で記載漏れはないか
- ③ 記載内容は正確で明瞭であるか

という観点で調査を行う。

事業報告及びその附属明細書についての監査は、年間の監査職務の遂行により、各々の場で把握した事実と照合しながら遂行され、その経過の積み重ねのうえで、最

最終的に期末に作成された当該書類の内容の適正性を確認するものである。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査

(i) 計算書類及びその附属明細書についての監査は、年間の監査職務の遂行（特に取締役会における定期的な計算書類に係る数字の報告聴取または監査役による随時の計算書類の点検）により、各々の場で把握した事実と照合しながら遂行され、その経過の積み重ねのうえで、最終的に期末に作成された当該書類の内容の適正性を確認するものである。

(ii) 「会計監査人非設置会社の監査役の会計監査マニュアル」において、期末の決算監査のポイントは以下のとおり示されている。

(会計監査人非設置会社の監査役の会計監査マニュアル第1部7(3)より抜粋)

#### ① 計算書類の全般的な監査

- 1) 期末前に経理担当取締役等から、当期の決算処理方針の説明を受ける。
- 2) 期末後、計算書類（附属明細書を含む）を受領する前後に、経理担当取締役等から当期の計算書類の重点事項について十分な説明を受ける。
- 3) 貸借対照表・損益計算書の各科目の金額について対前年比較表を作成して、大きな増減金額の内容を確認し、業務実態を把握している監査役の目でその整合性を判断する。
- 4) 計算書類の様式・表示が法令の要件を満たしていることを確認する（計算規則72～117）。
- 5) 貸借対照表・損益計算書の各科目の金額が、総勘定元帳と合致しているかを確認する。
- 6) 総勘定元帳と補助簿の金額が合致しているかを確認する。

#### ② 「貸借対照表」の監査（計算規則72～86）

貸借対照表を監査するポイントは、次の視点から重点勘定科目の内容をチェックすることである。単なる数字の照合だけで満足しないことが肝要である。

- 1) 資産の実在性の確認  
貸借対照表に表示されている資産が実在しているかについて、現物・帳簿・証憑書類等で確認する。
- 2) 資産の評価の妥当性の確認  
資産の評価が妥当であるかどうかについて、債権残高・金融資産・棚卸資産・固定資産の計上内容を確認する。

### 3) 負債の網羅性の確認

未計上の負債はないか、引当金の計上は適正かを確認する。

### ③ 「損益計算書」の監査（計算規則 87～94）

損益計算書の内容を監査するポイントは、次の視点から重点勘定科目をチェックすることである。疑問点については、自ら監査するとともに、経理部門に質問し報告を求める。

- 1) 収益は実現主義に基づいて適正に計上され、当期に帰属すべきものか。
- 2) 費用は発生主義に基づいて適正に計上され、当期の収益に対応しているか。

### ④ 「株主資本等変動計算書」の監査（計算規則 96）

株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に表示された各項目について当事業年度における変動額とその変動事由を明らかにする計算書であるので、監査役は、各項目の変動額と変動事由についてチェックをする必要がある。

### ⑤ 「個別注記表」の監査（計算規則 97～116）

個別注記表は、会社の財産・損益の状況を補足記載することにより、計算書類の明瞭性を維持するとともに、計算書類利用者の注意を促すために作成されるものであるから、監査役はその記載内容が適正であるか否かについて確認する必要がある。

### ⑥ 「附属明細書」の監査（計算規則 117）

附属明細書は、貸借対照表・損益計算書の記載内容を補足するために作成されるものであるので、監査役は、その記載内容の適正性及び貸借対照表・損益計算書との整合性を確認する必要がある。

### ⑦ 「事業報告」に記載されている会計情報と計算書類との整合性の確認

公開会社の事業報告には、当期の売上高・生産高等の業績の説明、直前 3 事業年度の財産・損益状況の推移、資金調達・設備投資の状況、子会社への出資など、計算書類から引用した会計情報が含まれている。

したがって、それらの会計情報が当期及び当期以前の計算書類と整合性を保っているかどうかについて、監査役は業務監査の一環として確認することが必要であ

る。

#### ⑧ 剰余金の配当に関する議案の監査

剰余金の配当に関する議案も、取締役の重要な業務執行として、計算書類と同様に監査役の監査の対象である（実施要領第9章第3項参照）。

### （４）「追記情報」についての確認

「追記情報」とは、「会計方針の変更」「重要な偶発事象」「重要な後発事象」「その他の事項」のうち、監査役の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項である（計算規則122②）。

#### ① 会計方針の変更

会計方針の変更のうち、計算書類利用者の意思決定に重要な影響を及ぼすものについては、重要な会計方針の変更として計算書類の**注記表に記載される**（計算規則98①三、102の2①）。

監査役は注記表を確認の上、必要と判断した場合は監査報告に追記情報として記載する。

#### ② 重要な偶発事象

偶発事象とは、将来、利益又は損失の発生する可能性が、事業年度末現在に不確実ながらも存在しているものをいい、偶発利益と偶発損失があるが、偶発利益は不確実ということで認識せず（会計保守主義の原則による）、**偶発損失については、その発生の可能性が高い場合は引当金に計上され、それ以外のものは注記表に記載される**（計算規則98①七、103五）。

監査役は貸借対照表の引当金及び注記表を確認のうえ、必要と判断した場合は監査報告に追記情報として記載する。

#### ③ 重要な後発事象

後発事象とは、事業年度末日後発生した重要な事実のうち、翌事業年度以降の財産または損益に重要な影響を及ぼす事象をいう（計算規則98①十七、114）。

##### イ) 事業報告、計算書類作成時までに発生した後発事象

事業年度末日後計算書類作成時までに発生した計算に関する重要な後発事象は、**その原因が当事業年度にある場合は、重要性により、当事業年度の計算書類を修正する必要があるが、原因が翌事業年度にある場合は、注記表に記載される**（計算規則98①十七、114）。

事業年度末日後事業報告作成時までに発生した重要な事実のうち、**翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼさないものについては、「会社の現況に関する**

**る重要な事項」に該当するので、公開会社であれば事業報告に記載しなければならない**（施行規則 120④九）。

監査役は、計算書類の修正又は注記表、事業報告の記載を確認し、必要と判断した場合は監査報告に追記情報として記載する。

ロ) 事業報告、計算書類作成後、監査役の監査報告作成時までに発生した後発事象

計算書類作成後に、翌事業年度以降の財産または損益に重要な影響を及ぼす重要な後発事象が生じた場合は、**会計監査人が設置されている場合は会計監査人の監査報告に記載されるが、会計監査人設置会社でない場合または会計監査人の監査報告作成後は、監査役の監査報告に記載する**（計算規則 127 三、122④四・②三）。

事業報告作成後に、翌事業年度以降の財産または損益に影響を及ぼさない重要事象が生じた場合は、監査役が特に説明を付す必要がある事項については監査報告に記載する（計算規則 127 三、122④四・②三）。

ハ) 監査報告作成後に発生した後発事象

監査報告作成後に発生した重要な後発事象は、株主総会において、取締役が報告すべき事項となる。

なお、会計監査人設置会社においては、①会計方針の変更 ②重要な偶発事象 ③のイ)計算書類作成時までに発生した重要な後発事象 は、会計監査人の監査対象、また、③のロ)のうち、会計監査人の監査報告作成前に発生した重要な後発事象は会計監査人の監査報告に記載されるので、監査役の監査報告に記載すべき事項は「会計監査人の監査報告に含まれていないもので監査役の監査報告作成までに発生した重要な後発事象」のみとなる。

## (5) 「大会社」に該当するか否かの確認

・大会社 = 最終事業年度の貸借対照表において資本金 5 億円以上又は負債 200 億円以上の会社（会社法 2 六）

→ 大会社は、会計監査人を置かなければならない（会社法 328④②）。

→ 大会社は、全株式に譲渡制限をつけていなければ監査役会（3 人以上、常勤、社外監査役半数以上）を置かなければならない（会社法 328④）。

→ 大会社は、内部統制体制の決議（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備）を決定しなければならない（会社法 348④、362⑤）。

資本金が 5 億円未満でも**負債が 200 億円以上となれば大会社**となる。

最終事業年度の貸借対照表とは、定時株主総会で承認を受けた、あるいは定時株主総会に報告された貸借対照表をいうので、大会社か否かの判定は定時株主総会終結時点で判定される。

大会社と判定される場合は、当該事業年度に係る定時株主総会において必要な機関設計の変更のための定款変更の決議が必要となり、当該株主総会において直ちに会計監査人の選任決議、及び公開会社では監査役会を置く等の機関設計変更により社外監査役の選任決議が必要となる。

内部統制決議は、大会社と判定された定時株主総会后、速やかに取締役（会）が決定する。

したがって、監査役は、貸借対照表の監査の際に、大会社に該当するか否かについて確認し、取締役が必要な対応を行っているか確認する必要がある。

## 8 監査役監査報告の作成

（実施要領第 10 章第 2 項監査役監査報告の作成手順）

### （1）監査報告の作成時期、作成者、作成態様

・監査役は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、……事項を内容とする監査報告を作成しなければならない（施行規則 129）。

・監査役は、計算関係書類（注）を受領したときは、……事項を内容とする監査報告を作成しなければならない（計算規則 122①）。

（注） 会計監査人設置会社でない会社においては、連結計算書類の作成ができないので、臨時決算を行わない限りは、監査役が監査しなければならない計算関係書類とは、「**事業年度の計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）**及びその附属明細書（会社法 435②、計算規則 59①）」のみである。

① 監査報告は、**事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類を受領し、その後の監査報告の通知期限日までの、監査報告を作成すべき時期に在任する監査役が作成しなければならない。**

したがって、事業年度末日を過ぎて就任した監査役でも、事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類を受領する時期に在任している監査役は、監査報告を作成しなければならない。

これに対し、事業年度中の監査を行ってきた監査役でも既に退任した監査役は、法定の監査報告を作成する義務も権限もない。ただし、退任した監査役の在任中の監査責任は時効が成立するまで残っているので、在任中に実施した監査に係る監査調書等の記録は、監査役の善管注意義務遂行の証左としても残す必要がある。

- ② 監査役監査報告は、「事業報告及びその附属明細書についての監査報告」と「計算書類及びその附属明細書についての監査報告」とを一体として作成してよい。

監査の方法と意見が同一の場合には各監査役の監査報告をまとめて一体として作成してもよい（この場合、各監査役が作成した監査報告をまとめて、株主に提供する監査役監査報告を一体作成する方法もあるが、一体としての作成ならば、最初から複数監査役の監査報告をまとめて一体作成の方が現実的と考えられる）。

なお、各監査役の監査の方法が異なる場合は、一体作成の場合でも各監査役ごとに監査の方法を書き分けるべきとされており、通常、常勤の監査役と非常勤の監査役とでは、実際に行う監査の方法が異なるので、それぞれ別の監査報告を作成することが適切と考えられる。

## （２）監査報告の作成ステップ

### ① 年間の監査活動の整理

各監査役の年間の活動記録は、当初に定めた監査計画及び職務の分担や重点監査事項に基づいて、期中に実施した内部統制システムに係る監査を含む個別監査の監査調書等の活動記録、取締役会等における意見陳述の議事録等がある。これらの期中の監査活動の裏づけとなる資料を確認し、自身の**年間の監査の方法及び結果・所見等を整理する**（実施要領巻末参考資料 10－監査役の期中監査結果の整理方法例 参照）。

### ② 公開会社の社外監査役の活動状況の確認

**公開会社の社外監査役に関しては**、取締役会出席状況、同発言状況、また、取締役会の場に限らずその意見により事業の方針等の重要な決定が変更された場合の内容、事業年度中の会社における法令・定款違反等の重要事実が発生の場合に、それに関して行った予防行為及び発生後の対応行為の概要について**事業報告への記載**が必要とされる（施行規則 124 四）ので、監査活動記録の整理に際し裏づけとなる資料・記録を確認する。

### ③ 年間の監査調書の作成

監査役は、上記を総合して、年間を通じての監査及び期末監査についての監査の方法及び結果・所見等をまとめ、**年間の監査調書を作成する**。

### ④ 監査役監査報告の作成と通知

監査役は、上記③でまとめた監査調書を裏づけとして、監査役監査報告を作成する。

監査役の監査報告は、所定の通知期限内に特定取締役（本参考資料の 7(1)②参照）に通知する。

## （３）監査役監査報告の記載事項

監査役監査報告には次の事項を記載する。当協会「監査報告のひな型」Ⅰ 株主に対して提供される監査報告書及びⅡ 各監査役が作成する監査報告書のそれぞれの3 機関設計が「取締役会+監査役」の会社の場合 → 本参考資料の添付資料2 参照。

(監査範囲を会計監査権限に限定した会社の監査役は、監査報告の冒頭で事業報告を監査する権限がないことを明らかにする。施行規則 129②)

**① 監査役**の監査の方法及びその内容 (施行規則 129①一、計算規則 122①一) [必須記載事項]

- 監査の方法の「概要」ではなく具体的な監査の方法の「内容」の記載を要する。  
分担の内容、特別の又は重点の監査事項、監査の環境整備、本参考資料「監査基準を実践するための中小規模会社監査役の監査実務の例示」で実施した監査（実施要領第8章「日常監査」の第1項から第6項までの通常の監査の他に第7項以降の監査を含む）また、計算書類等の検討、会計帳簿他の資料の調査等会計に関して実施した監査等で**実際に行った監査の方法**を記載する。

**② 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該株式会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見** (施行規則 129①二) [必須記載事項]

- 監査役は、事業報告及びその附属明細書に記載されている内容を検討し、必要な事項が事業報告に適切に記載されていない（不実、虚偽、漏れ等）と判断される場合は、適切に記載するよう取締役に対し助言・勧告・要請を行い、その結果、記載内容の修正を加味して、事業報告に開示される内容が適切に記載されているか否かを判断し、意見を監査報告に記載する。

**③ 当該会社の取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実** (施行規則 129①三) [ほぼ必須記載事項]

- 期中を通じての監査の結果、取締役の職務の執行に関し、不正の行為の有無又は法令・定款に違反する事実で会社に著しい損害を発生させる、あるいは会社の健全性に重大な影響を与える事実等の有無、並びに重大な事実があると判断した場合には具体的な事実について記載する。
- 監査役の監査結果を明確に表明するため、該当する重大な事実が認められない場合も、その旨記載する。この意味で、ほぼ必須の記載事項である。

**④ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備に係る取締役会決議（取締役会設置会社でない場合は取締役の決定）がある場合は、事業報告に決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要についての記載が必要であるが、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及び理由** (施行規則 129①五) [大会社では必須記載事項。決議・決定の義務付けがなく、かつ、決議・決定を行っていないため事業報告に記載がない会社は、監査報告に意見の記載の義務はない。]

- 資本金 5 億円以上又は負債 200 億円以上の大会社でない会社は、内部統制体制整備に関する決議・決定を義務付けられていないので、決議・決定が行われていない中小規模会社の場合は、内部統制体制の監査は取締役の職務執行の監査のなかで行われ、その監査結果も上記③の取締役の職務執行に関する監査結果において必要に応じて記載することよく、④の事項を特記しなくてよい。
- 決議・決定が義務付けられた大会社及び決議・決定を行った会社においては、監査の結果として毎年必ず記載しなければならない事項である。

決議・決定がある会社は、事業報告作成時点で維持されている決議・決定の内容について、監査役は、次の事項を判断し、その結果を次のとおり 3 つの事項に区分して記載する。

- イ 内部統制システムに係る決議・決定の内容が相当であるか否か
- ロ 決議・決定されている内容の概要及びその運用状況の概要が事業報告に適切に記載されているか否か
- ハ 取締役が行う内部統制システムの構築及び実際の運用状況について指摘すべき事項が認められるか否か

(実施要領第 7 章 内部統制システムに係る監査 参照)

**⑤ 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に係る事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見** (施行規則 129④六)

[基本方針が定められていない場合には、事業報告の記載も不要、かつ、監査報告に監査役の意見を記載することも不要]

- 会社が「株式会社の支配に関する基本方針」を定めた場合は、事業報告に「基本方針の内容、基本方針の実現のための取組み、並びにその具体的な取組みが役員 の地位を維持する目的でない等の取締役の判断及び理由」について記載が必要とされる。

監査役は、基本方針が定められている場合には、事業報告に適正に記載されているか確認するとともに、その内容の適正性に関し指摘すべき事項の有無、また、具体的な取組みに関する監査役の判断について、取締役会等における審議の状況を踏まえ評価・検討し、監査報告に意見を記載する。

(実施要領第 8 章第 8 項 会社の支配に関する基本方針についての意見 参照)

**⑥ 親会社等との間の取引に関する事項が事業報告又はその附属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見** (施行規則 129④六)

[親会社等との間の取引がなく当該取引について個別注記表への関連当事者取引の注記がない場合には、事業報告又はその附属明細書への記載も不要、かつ、監査報告に監査役の意見を記載することも不要]

- 親会社等との間の取引がある会社において、その取引について個別注記表に関連当事者との取引の注記がなされている場合は、事業報告（注記すべき事項の全てが注記されている場合）又は事業報告の附属明細書（注記すべき事項の一部が注

記から省略されて計算書類の附属明細書に記載されている場合)に、「当該取引を  
するに当たり会社の利益を害さないように留意した事項（留意した事項がない場合は、  
その旨）、当該取引が会社の利益を害さないかどうかについての取締役（会）の判  
断及びその理由、社外取締役を置く会社において取締役（会）の判断が社外取締  
役の意見と異なる場合は、その意見」の記載が必要とされる。

監査役は、事業報告又はその附属明細書に適正に記載されているか確認すると  
ともに、当該取締役（会）の判断及びその理由等が適切かどうかについて検討し、監  
査報告に意見を記載する。

（実施要領第 8 章第 7 項Ⅵ 親会社等との取引に関する調査 参照）

**⑦ 計算書類及びその附属明細書（又は臨時計算書類）が当該株式会社の財産及び損  
益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見**（計算  
規則 122①二）〔必須記載事項〕

- 計算書類及びその附属明細書（又は臨時計算書類）について内容の調査・検討  
を行った結果を記載する。

**⑧ 追記情報**（計算規則 122①四）

- 追記情報とは、「正当な理由による会計方針の変更」、「重要な偶発事象」、「重要  
な後発事象」、「その他の事項」のうち、監査役の判断に関して説明を付す必要がある  
事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項（計算規則 122②）で  
あり、監査役は、これらに該当する事項の有無について検討し、該当事項があると判  
断した場合にはその内容を記載する。

なお、重要な後発事象は、計算書類作成時までに発生したものは計算書類に反映  
されるか又は注記表において注記される（計算規則 114）ので、監査役は特に説明を  
付す必要があると判断した場合に、その内容を記載する。

（本参考資料の 7 期末監査（4）「追記情報」についての確認において実施した監査の結  
果により、必要があると判断した場合に記載する。）

**⑨ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及び理由**（施行規則 129①四、計算  
規則 122①三）

**⑩ 監査報告を作成した日**（施行規則 129①七、計算規則 122①五）〔必須記載事項〕

- 「監査報告を作成した日」は株主に提供されるべき監査報告について法定の記載事  
項である。

## 9 株主総会前後の手續の監査

### （1）監査役候補者選任議案に関する同意又は請求

（実施要領第 1 章第 2 項監査役の選任及び任期 参照）

- ・ 取締役は、監査役がある場合において、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査

役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない（会社法 343 ①）。

- ・ 監査役は、取締役に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすること又は監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することができる（会社法 343②）。

[監査役会設置会社においては、監査役会の同意又は請求による（会社法 343③）。]

- ① この同意は、監査役の過半数の同意でよい。自身の再選についても特別利害関係人に該当しないのでその同意に自身も参画して行う。1 名の場合は 1 名の同意であり、自身の再選の場合も自身 1 名で同意を行う。
- ② この同意は、取締役会が株主総会の議案として監査役選任の件を決定する前に行う。
- ③ この同意において、書面の作成は会社法で要請されているものではないが、同意手続が適正に行われたことの証左として書面によることが望ましい。

（実施要領巻末参考資料 1 監査役選任議案に関する監査役会の同意書を参照のうえ、使用する場合は「監査役会」に係る事項を「監査役」に置き換える。）

## （２）定時株主総会招集通知・株主総会参考書類記載事項の調査

（実施要領第 11 章第 1 項 2 株主総会議案、書類及び電磁的記録その他の資料の調査 参照）

監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料（施行規則 106）を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない（会社法 384）。

- 総会議案及び書類の調査結果が法令・定款違反又は不当と認められない場合の「株主総会への報告」は必須の義務ではないが、「総会議案及び書類の調査」は全ての監査役が行う必要がある。

## （３）株主総会における監査役口頭報告、意見陳述

- ・ 監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料(施行規則 106)を調査しなければならない。この場合において、**法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない**（会社法 384）。
- ・ 監査役は、株主総会において、監査役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるができる（会社法 345①④）。
- ・ 監査役は、株主総会において、監査役の報酬等について意見を述べるができる（会社法 387 ③）。

- ① 監査役は、上記の法令に該当する場合は、監査役間で協議し、報告又は意見陳述する内容、及び報告又は意見陳述する者を定めて実施する。

この場合、株主総会参考書類に記載すべき内容について記載の手続をとる（施行規則 73①三、76①五、80三、84①五）。

② 株主総会における監査役の口頭報告は、上記の会社法の規定に該当する場合以外は義務付けられているものではなく任意の報告であるが、口頭報告を行うことは以下の理由に基づくものであるため、必要な内容が口頭報告に含まれていることが望ましい。

ア) 監査役が株主総会の議案及び書類を調査したという事実と、その調査結果について特に指摘すべき事項はない旨を株主に報告すること。

- ・ 株主総会議案、書類及び電磁的記録その他の資料の調査結果の報告（会社法 384）は、調査の結果、違法・不当な事実が認められた場合は必須の報告事項となるが、違法・不当な事実が認められない場合は監査役の調査結果の報告を義務付けられてはいない。

しかし、監査役としては、株主総会の議案及び書類を調査したという事実を報告すること、また、その結果は特に指摘すべき事項はない旨を株主に報告することが丁寧であるということから、株主総会の冒頭で議案の報告・審議に入る前に報告する。

イ) 事業報告と単体の計算書類に係る監査報告は、株主総会の議題として報告されることがないので、監査役が株主に対して報告することが丁寧であること。

また、会計監査人設置会社において承認特則に該当する場合には、単体の計算書類が株主総会の議題としては、決議事項ではなく、報告事項となっていることを明らかにすること。

- ・ 事業報告は監査役の監査を受けたものについて、株主総会の報告事項として議題となる（会社法 438③）。

単体の計算書類は、監査役（及び会計監査人）の監査を受けたものについて、原則は株主総会の承認を要する決議事項である（会社法 438②）が、会計監査人設置会社において監査役及び会計監査人両者の適正意見があれば承認特則によって株主総会の報告事項となり（会社法 439、計算規則 135）、いずれにしても株主総会の議題となる。

事業報告に係る監査役の監査報告及び単体の計算書類に係る監査役（及び会計監査人）の監査報告は、株主総会への提供書類である（会社法 437、計算規則 133）が、株主総会の報告事項ではなく議題とはならない。

ウ) 連結計算書類が作成されている会社（会計監査人設置会社でなければ連結計算書類の作成ができないので、会計監査人設置会社以外の会社は該当しない。）において、連結計算書類に係る監査役及び会計監査人の監査報告の内容は株主総会の報告事項、即ち議題であり取締役が報告しなければならないが、監査役の監査報告の内容及び会計監査人の監査報告の内容を取締役に代わって監査役が報告すること。

- ・ 連結計算書類は、監査役及び会計監査人の監査を受けたものについて、株主総会の報告事項として議題となる（会社法 444⑦）。

連結計算書類に係る監査役及び会計監査人の監査報告は、株主総会への提供書類と法定されていない（会社がこれらの監査報告をも提供するとした場合は、監査報告も提供書類となる。計算規則 134②）ので、逆に、株主総会の報告事項であり議題としなければならない（会社法 444⑦）。株主総会の報告事項は、全て取締役が報告すべき事項であり、連結計算書類に係る監査役の監査報告も、本来は、取締役が報告すべき事項である。しかし、②により単体の計算書類の監査結果について監査役が口頭報告するのであれば、連結計算書類に係る監査役の監査結果とともに会計監査人の監査結果についても取締役からの要請を受けて監査役が報告することが自然である。

（監査役監査実施要領第 11 章第 1 項 5 (1)の(vi)参照。口頭報告の文例については同実施要領巻末参考資料 15「監査役株主総会口頭報告例」参照）

#### （４）退任監査役の退職慰労金の協議決定

- ① 退任する監査役に退職慰労金を支給するには、定款に金額等を定めていない場合は、支給のつど株主総会の決議が必要である（施行規則 84④四）。

その金額の決定を監査役の協議等、一定の基準にしたがって取締役、監査役その他の第三者に一任する場合は（退職慰労金の支給については、監査役が退任して不在となる場合があり、金額決定の一任先として監査役のみでなく、取締役や取締役会への一任が必要という場合がある）、**支給基準について、株主総会参考書類に内容を記載するか又は本店に備置し閲覧に供する等、各株主が知ることができるようにする適切な措置が講じられていることが必要である**（施行規則 84②）。

- ② 退職慰労金に関し、各監査役が受けるべき金額について定款の定め又は株主総会の決議がない場合は、株主総会終了後（注）速やかに**監査役間で協議し、株主総会で決議された支給総額の範囲内で各監査役が受ける額を定める。**

監査役による協議とは、監査役全員が賛同して協議が整うことであって、監査役協議会を開催して協議する場合でも、全員の同意が必要である。

（注） 退任した監査役の退職慰労金額決定の協議は、株主総会終了後に在任している監査役が行う。

- ③ 協議の結果について、協議書の作成は会社法で要請されているものではないが、協議が整ったことの証左として協議書を作成することが望ましい。

協議が成立することにより、支払い請求権が発生するので、協議書によって、退職慰労金の具体的な支給実務につなげていく。

（協議書の文例は、実施要領巻末参考資料 2「選定書及び互選書並びに協議書の例」参照）

#### （５）監査役個別報酬の協議決定

- ① 監査役の報酬等に関し、各監査役が受けるべき金額について定款の定め又は株主総会の決議がない場合には、株主総会終了後速やかに**監査役間で協議し、株主総会で決議された支給総額の範囲内で各監査役が受ける額を定める**（会社法 387②）。

監査役による協議とは、監査役全員が賛同して協議が整うことであって、監査役協議会を開催しての協議等の場合でも、全員の同意が必要である。

監査役が一人である場合でも、自身で決定しなければならない。

- ② 多くの場合、各監査役の報酬額は就任に際しての条件のひとつとして役員報酬等の内規や役員間のバランスの勘案等により決定し当人も了解していることが多いが、各人別の金額を株主総会で決定しているのなければ、監査役が1名の場合でも「協議して決定する」ことが必要である。

- ③ 協議の結果について、協議書の作成は会社法で要請されているものではないが、協議が整ったことの証左として協議書を作成することが望ましい。

協議が成立することにより、支払い請求権が発生するので、協議書によって、個別報酬の具体的な支給実務につなげていく。

（協議書の文例は、実施要領巻末参考資料2「選定書及び互選書並びに協議書の例」参照）

## （6）「決算公告」の内容と計算書類との整合性の確認

有価証券報告書を提出していない会社の場合、取締役は、不特定多数の利害関係者に対して、会社の財産等の情報を提供するために、定時総会終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社は損益計算書も。）を、官報・日刊新聞・電子公告のいずれか定款で定めた方法によって公告しなければならない（会社法 440①、939①）。

この決算公告は、会計監査の対象ではないが、監査役は、公告される貸借対照表・損益計算書又はその要旨が、会計監査の対象である計算書類と整合性を保っているかどうか、自社の定款の規定に従って公告しているかどうかについても、業務監査の一環として確認することが必要である。

## （7）備置・閲覧に供すべき法定書類の備置状況調査

（実施要領第11章第1項4「備置書類の監査」および同章第3項3「株主総会後の備置書類の確認」参照）

監査役は、次の法定書類の備置が適正になされているか確認する。また、これらの書類の閲覧・謄写の請求をすることができる者は書類ごとに異なるので、本店及び支店において当該請求権者に応じた対応体制が適切に整備されているか確認する。

定款、株式取扱規則……本店、支店（会社法 31）

株主名簿……………本店（会社法 125）  
事業報告・計算書類及びこれらの附属明細書  
……………定時株主総会日の 2 週間前から本店 5 年間、  
支店（写し）3 年間（会社法 442）  
監査役監査報告……………定時株主総会日の 2 週間前から本店 5 年間、  
支店（写し）3 年間（会社法 442）  
会計帳簿・資料……………会計帳簿閉鎖の時から 10 年間会社に保存  
（会社法 432②、433）  
株主総会議事録……………定時株主総会日から本店 10 年間、  
支店（写し）5 年間（会社法 318）  
株主総会書面決議同意書面…みなし決議日から本店 10 年間（会社法 319②）  
取締役会議事録……………取締役会日から本店 10 年間（会社法 371①）  
役員退職慰労金支給基準…ただし、株主総会に退職慰労金贈呈議案が提出された  
とき、招集通知発送日から株主総会終了時までの  
間。なお、株主総会参考書類に記載がある場合は  
備置不要）（施行規則 82②）

## （8）商業登記（変更登記）の監査

- ・ 会社において登記事項（会社法 911③）に変更が生じたときは、2 週間以内に、その本店の所在地において、変更の登記をしなければならない（会社法 915）。

（実施要領第 1 章第 1 項Ⅳ監査役設置その他機関設計に係る定款の記載及び登記 参照）

株主総会において、定款の変更、役員退任・改選等の登記事項の変更が生じた場合は、監査役は 2 週間以内に変更の登記がなされているか担当部門に確認する。

以上

(参考資料1の添付資料1)

(大会社でない「取締役会＋監査役」設置会社)  
年間監査業務計画表（3月決算のケース）

年月	監査項目	書式
N年6月 株主総会後  ↓	1 法定事項監査 [本文9参照] ① 貸借対照表の要旨公告 ② 株主総会議事録、書面決議書の備置 ③ 計算書類、事業報告、それらの附属明細書、監査報告書の備置 ④ 定款、株主名簿の備置 ⑤ 取締役会議事録の備置 ⑥ 商業登記（変更登記、役員登記の確認）	法定事項監査の結果をまとめた調書
	2 会社内容把握 [本文1参照] ① 基本規程類入手（定款、取締役会規程、稟議規程、権限規程、業務分掌規程、主要業務規程等） ② 役員構成、組織人事図 ③ 事業概況、業績（前期の事業報告、計算書類の確認） ④ 親会社の子会社管理部門、監査部門からの自社の情報入手 ⑤ ①から③について、社長、管理部門担当取締役他の主要部門主管者からヒアリング （その際に「事故・不祥事等発生の場合は、取締役から監査役への報告は必須である」旨、及びその報告ルートを予め社長、担当者に確認。その他、必要に応じ、執行部から随時、決算内容、重要・特定事項、日常業務につき、監査役に相談・報告を受けるルートを確認し、現実に相談・報告を受け、適宜、説明を求め、意見交換）	



<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">3月</p>	<p style="text-align: center;">巡るように訪問調査</p> <p>8 会計監査 [本文 6 参照]</p> <p style="padding-left: 2em;">取締役会で月次・四半期・中間決算内容報告がない場合は、経理部門からの状況聴取。</p> <p style="padding-left: 2em;">在庫、売掛金、有価証券、手形、現金の確認を半期に一回程度</p> <p style="padding-left: 2em;">親の連結対象子会社の場合、親の会計監査人による子会社調査内容の情報入手</p>	
<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">6月 株主総会</p>	<p>1 計算書類、事業報告、それらの附属明細書受領、各書類の内容調査 [本文 7 参照]</p> <p>2 監査報告の作成 [本文 8 参照]</p> <p>3 監査役候補者同意の審議 [本文 9 参照]</p> <p>4 株主総会議案・資料の調査 [本文 9 参照]</p> <p>5 株主総会招集通知手続の確認 [本文 9 参照]</p> <p>6 株主総会口頭報告案の作成、総会における報告 [本文 9 参照]</p> <p>7 監査計画 [本文 2 参照]</p> <p style="padding-left: 2em;">既任監査役は、新年度の監査計画を立てる</p>	<p>年間監査調書</p> <p>監査役選任同意書</p>

## (参考資料 1 の添付資料 2 ①) 監査報告書 (ひな型)

### 監 査 報 告 書

平成○年○月○日から平成○年○月○日までの第○○期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。(注 1)

**【子会社がある場合】** 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

**【内部統制決議がある場合】** 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制 (内部統制システム) について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

**【親会社等との取引がある場合】** 事業報告 (又は、事業報告の附属明細書) に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表) 及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認

められません。(注2)

**[内部統制決議がある場合]**

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

**[親会社等との取引がある場合]**

四 事業報告（又は、事業報告の附属明細書）に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

**[正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象のうち、監査役の判断に関して説明を付す必要がある場合]**

3. 追記情報

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社

監査役 〇 〇 〇 〇 印

(注1) 常勤・非常勤にかかわらず、実際に行った監査の方法を記載する。

(注2) 内部統制システムの方針の決議がない会社における内部統制システムの監査の結果は、取締役の職務執行に関する監査の結果に含めて報告される。

(注3) その他の事項については、「監査報告のひな型」参照。

また、監査報告作成直前に就任等の監査期間が短い場合の監査報告については、「監査役監査実施要領の巻末参考資料 11 参照。

## (参考資料 1 の添付資料 2 ②)

### 監査役協議会を設け、かつ任意監査を依頼している場合の監査報告書（サンプル）

## 監 査 報 告 書

平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの第〇〇期事業年度の取締役の職務の執行に関して、私達監査役は、それぞれの監査結果に基づき協議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法及びその内容

- (1) 私達監査役は、組織的な監査による監査の実効性を高めるために監査役協議会（任意の会議体）を設け、監査役間の意思疎通及び情報の交換を図りました。また、監査役協議会において監査の方針、監査計画等を定め、株式上場のための体制の整備および内部統制システムの構築・運用状況等に関する重点監査項目を設定し、各監査役が実施した監査の結果及び所見について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、上記に定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所並びに商品倉庫において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、以上の監査活動を通じてその構築及び運用の状況について確認するとともに、取締役及び使用人等から報告及び説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法により、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討い

たしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行いました。また、金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査に準じる監査を委託している〇〇監査法人（以下「監査法人」という）と意思疎通及び情報交換を図り、監査法人の監査の実施状況について報告を受けるとともに、会社の会計処理及び表示等について意見を徴し、監査役の会計監査において参考いたしました。

以上の方法により、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認められます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認められます。

平成〇〇年〇月〇日

A B C D 株式会社

常勤監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）

## 参考資料 2

## 監査役協議会規則（サンプル）

### （本規定の目的）

#### 第1条

株式会社〇〇〇〇の監査役全員は、本規則第3条の目的のために、監査役協議会を設置することに同意し、その運営のために本規則を定める。

### （組織）

#### 第2条

監査役協議会は、全ての監査役で組織する。

### （監査役協議会の目的）

#### 第3条

1. 監査役協議会は、各監査役が意思疎通を図り、監査および経営、事業その他の関連する情報の提供と意見の交換を行うことにより、監査に関する重要な事項について情報を共有し、監査役共通の事項について決定するための任意の機関として設ける。
2. 監査役協議会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は本規定の定めるところに従い決議をすることができる。但し、監査役協議会は、会社法上の法定機関ではなく、いかなる場合といえども、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。
3. 監査役協議会は、監査環境の整備に努め、組織的で実効性の高い監査の実現を目指す。

### （議長）

#### 第4条

1. 監査役協議会は、その決議によって監査役の中から議長を定める。
2. 監査役協議会の議長は、第7条第1項に定める職務のほか、監査役協議会の委嘱を受けた職務を遂行する。ただし、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。

### （特定監査役）

#### 第5条

1. 監査役協議会は、その決議によって次に掲げる職務を行う者（以下、特定監査役という）を定めることができる。
  - 一 各監査役が受領すべき事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類を取締役から受領し、それらを他の監査役に対し送付すること
  - 二 事業報告及びその附属明細書に関する監査役監査報告の内容を、その通知を受ける者として定められた取締役（以下、特定取締役という）に対し通知すること

- 三 特定取締役との間で、前号の通知をすべき日について合意をすること
  - 四 会計監査人から会計監査報告の内容の通知を受け、当該監査報告の内容を他の監査役に対し通知すること（本号、五号および六号において、任意監査人からの監査証明等についても同様に取り扱う）
  - 五 特定取締役及び会計監査人との間で、前号の通知を受けるべき日について合意をすること
  - 六 計算関係書類に関する監査役監査報告の内容を特定取締役及び会計監査人に対し通知すること
  - 七 特定取締役との間で、前号の通知をすべき日について合意をすること
2. 特定監査役を定めるときは、常勤の監査役を特定監査役とする。

#### **（開催）**

##### **第6条**

監査役協議会は、原則として、取締役会が開催されたときに開催する。ただし、必要あるときは随時開催することができる。

#### **（招集権者）**

##### **第7条**

1. 監査役協議会は、議長が招集し運営する。
2. 各監査役は、議長に対し監査役協議会を招集するよう請求することができる。
3. 前項の請求にもかかわらず、議長が監査役協議会を招集しない場合は、その請求をした監査役は、自らこれを招集し運営することができる。

#### **（招集手続）**

##### **第8条**

1. 監査役協議会を招集するには、監査役協議会の日々の1週間前までに、各監査役に対してその通知（文書、電子メール、口頭を問わない）を発する。
2. 監査役協議会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### **（決議の方法および効果）**

##### **第9条**

1. 監査役協議会の決議は、監査役の過半数をもって行う。
2. 決議にあたっては、十分な資料に基づき審議しなければならない。
3. 本規定に基づく監査役協議会の決議は、会社法に基づく「監査役の過半数の同意」として取扱う。

### (監査の方針等の決議)

#### 第10条

1. 各監査役共同の監査の方針、監査計画及び監査の方法、並びに、各監査役間の監査業務の分担等は、監査役協議会において決議をもって策定する。
2. 前項に定めるほか、監査役協議会は、監査費用の予算など監査役がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項について決議する。
3. 監査役協議会は、次に掲げる体制の内容について決議し、当該体制を整備するよう取締役に対して要請することができる。
  - 一 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
  - 二 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - 三 第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - 四 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
    - イ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
    - ロ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
  - 五 前号の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - 六 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - 七 その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

### (代表取締役との定期的会合等)

#### 第11条

1. 監査役協議会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めるものとする。
2. 監査役協議会は、代表取締役及び取締役会に対して、監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況及び結果について適宜説明する。
3. 監査役協議会は、監査役に対する報告に関して法律に定める事項のほか、前条第3項第4号に定める体制に基づき、取締役及び使用人が監査役協議会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受けるものとする。

### (取締役会等における意見の表明)

#### 第12条

1. 監査役協議会は、監査役全員の合意により、取締役会その他重要な会議等において、必要と認める助言、指摘、勧告等の意見の表明を監査役協議会として行うことができる。

但し、各監査役が個別に意見の表明を行うことを妨げない。

#### (監査役協議会に対する報告)

##### 第13条

1. 監査役は、自らの職務の執行の状況を監査役協議会に定期かつ随時に報告するとともに、監査役協議会の求めがあるときはいつでも報告しなければならない。
2. 会計監査人（任意監査人を含む。以後も同じ）、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者から報告を受けた監査役は、これを監査役協議会に報告しなければならない。
3. 監査役協議会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求める。
4. 前3項に関して、会計監査人、取締役又は内部監査部門等の使用人その他の者が監査役の全員に対して監査役協議会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査役協議会へ報告することを要しない。

#### (報告に対する措置)

##### 第14条

監査役協議会は、次に掲げる報告を受けた場合には、必要な調査を行い、状況に応じ適切な措置を講じる。

- 一 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の取締役からの報告
- 二 取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の会計監査人からの報告
- 三 あらかじめ取締役と協議して定めた事項についての取締役又は使用人からの報告

#### (監査報告の作成)

##### 第15条

1. 各監査役は、監査役監査報告を作成し、監査役協議会に提出する。
2. 監査役は、監査役協議会において、各監査役の監査意見および監査報告の内容について説明を受け、相互に意見交換する。
3. 前2項の規定は、会社が臨時計算書類又は連結計算書類を作成する場合には、これを準用する。
4. 株主に提供する監査役監査報告は各監査役の監査報告とする。但し、各監査役の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く）が同一であるときは、監査役協議会における全員一致の合意により、各監査役の監査報告を一つに纏めた監査役連名による監査報告を作成のうえ、株主に提供することができる。

**(監査役の選任に関する同意等)**

**第16条**

1. 監査役の選任に関する次の事項については、監査役協議会の決議によって行う。
  - 一 監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することに対する同意
  - 二 監査役の選任を株主総会の会議の目的とすることの請求
  - 三 監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することの請求
2. 補欠の監査役の選任についても、前項に準じる。

**(会計監査人の選任に関する決定等) (注12)**

**第17条**

1. 会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する次の事項については、監査役協議会の決議によって行う。
  - 一 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針の策定
  - 二 会計監査人を再任することの適否の決定
  - 三 株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容の決定
  - 四 株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容の決定
  - 五 会計監査人が欠けた場合の一時会計監査人の職務を行うべき者の選任
2. 会計監査人を法定の解任事由に基づき解任することに対する監査役の全員の同意は、監査役協議会における協議を経て行うことができる。この場合においては、監査役協議会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を報告しなければならない。
3. 前項の同意は、緊急の必要がある場合には、書面又は電磁的記録により行うことができる。

**(会計監査人の報酬等に対する同意)**

**第18条**

会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等に対する同意は、監査役協議会の決議によって行う。

**(取締役の責任の一部免除に関する同意)**

**第19条**

1. 次に掲げる監査役の全員の同意は、監査役協議会における協議を経て行うことができる。
  - 一 取締役の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出することに対する同意
  - 二 取締役会決議によって取締役の責任の一部免除をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意
  - 三 定款の規定に基づき取締役の責任の一部免除に関する議案を取締役に提出するこ

とに対する同意

四 非業務執行取締役との間で責任の一部免除の契約をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意

2. 前項の同意は、緊急の必要がある場合には、書面又は電磁的記録により行うことができる。

#### (補助参加の同意)

#### 第20条

1. 株主代表訴訟において会社が被告取締役側へ補助参加することに対する監査役の全員の同意は、監査役協議会における協議を経て行うことができる。

2. 前項の同意は、緊急の必要がある場合には、書面又は電磁的記録により行うことができる。

#### (監査役の権限行使に関する協議)

#### 第21条

監査役は、次の事項に関する権限を行使する場合又は義務を履行する場合には、事前に監査役協議会において協議をすることができる。

- 一 株主より株主総会前に通知された監査役に対する質問についての説明
- 二 取締役会に対する報告及び取締役会の招集請求等
- 三 株主総会提出の議案及び書類その他のものに関する調査結果
- 四 取締役による会社の目的の範囲外の行為その他法令又は定款違反行為に対する差止め請求
- 五 監査役の選任、解任、辞任及び報酬等に関する株主総会での意見陳述
- 六 支配権の異動を伴う募集株式の発行等が行われる際に株主に対して通知しなければならない監査役の意見表明
- 七 会社と取締役間の訴訟に関する事項
- 八 その他訴訟提起等に関する事項

#### (報酬等に関する協議)

#### 第22条

監査役の報酬等の協議については、監査役の全員の同意がある場合には、監査役協議会において行うことができる。

#### (議事録)

#### 第23条

1. 監査役協議会は、次に掲げる事項を内容とする議事録を作成し、出席した監査役がこ

れに署名又は記名押印（電子署名を含む）する。

- 一 開催の日時及び場所（当該場所に存しない監査役、取締役又は会計監査人が監査役協議会に出席した場合における当該出席の方法を含む）
  - 二 議事の経過の要領及びその結果
  - 三 次に掲げる事項につき監査役協議会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
    - イ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の取締役からの報告
    - ロ 取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の会計監査人からの報告
  - 四 監査役協議会に出席した取締役又は会計監査人の氏名又は名称
  - 五 監査役協議会の議長の氏名
2. 第 13 条第 4 項の規定により監査役協議会への報告を要しないものとされた場合には、次の各号に掲げる事項を内容とする議事録を作成する。
- 一 監査役協議会への報告を要しないものとされた事項の内容
  - 二 監査役協議会への報告を要しないものとされた日
  - 三 議事録の作成に係る職務を行った監査役の氏名
3. 会社は、前 2 項の議事録を 10 年間本店に備え置く。

#### （監査役監査基準等）

##### 第 24 条

監査役の監査に関する事項については、法令又は定款若しくは本監査役協議会規則に定める事項のほか、監査役協議会において定める「監査役監査基準」による。

#### （本規則の改廃）

##### 第 25 条

本規則の改廃は監査役協議会が行う。

#### （附則）

本規則は、平成〇年〇月〇日より実施する。

## 添付参考資料 I

(会社法において『監査役会の権限』として定められている事項のうち)

『監査役協議会において監査役の協議により決定することが適切と考えられる事項』

- (1) 会計監査人の解任権 (会社法 340 条 1 項、4 項)
- (2) 会計監査人の解任を株主総会に報告する監査役の選定 (会社法 340 条 3 項、4 項)
- (3) 監査役の選任に関する議案の同意 (会社法 343 条 1 項、3 項)
- (4) 監査役の選任の議題の提案権及び議案の提出請求権 (会社法 343 条 2 項、3 項)
- (5) 会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の決定 (会社法 344 条)
- (6) 一時会計監査人の選任 (会社法 346 条 4 項、6 項)
- (7) 取締役から報告を受ける権限 (会社法 357 条 1 項、2 項)
- (8) 監査の方針、会社の業務・財産状況の調査方法、その他の監査役の職務執行に関する事項の決定。ただし、個々の監査役の権限行使を妨げることはできない (会社法 390 条 2 項 3 号)。
- (9) 監査役から職務執行の状況の報告を受ける権限 (会社法 390 条 4 項)
- (10) 会計監査人から報告を受ける権限 (会社法 397 条 1 項、3 項)
- (11) 会計監査人の報酬等に対する同意 (会社法 399 条 1 項、2 項)

## 添付参考資料 II

会社法上の個々の監査役の権限義務

- (1) 一般的な監査権限
  - ① 取締役の職務の執行の監査 (会社法 381 条 1 項)
  - ② 計算書類等の監査 (会社法 436 条 1 項、2 項)
  - ③ 臨時計算書類の監査 (会社法 441 条)
  - ④ 連結計算書類の監査 (会社法 444 条)
- (2) 調査に関する権限
  - ① 事業報告請求権、業務・財産状況調査権 (会社法 381 条 2 項)
  - ② 子会社に対する事業報告請求権、業務・財産状況調査権 (会社法 381 条 3 項)
  - ③ 会計監査人に対する報告請求権 (会社法 397 条 2 項)
- (3) 株主総会・取締役会等と関連する権限
  - ① 株主総会への説明義務 (会社法 314 条)
  - ② 会社に対する取締役の責任の一部免除に関する議案の同意 (会社法 425 条 3 項、426 条 2 項、427 条 3 項)
  - ③ 会社が取締役を補助するための訴訟参加に関する同意 (会社法 849 条 3 項)
  - ④ 取締役会への報告義務 (会社法 382 条)
  - ⑤ 取締役会及び特別取締役による取締役会の出席義務及び意見陳述義務 (会社法 383 条 1 項)
  - ⑥ 取締役会の招集請求権及び招集権 (会社法 383 条 2 項、3 項)

- ⑦ 株主総会提出議案及び書類の調査報告義務（会社法 384 条）
- (4) 監査役の地位に関する権限
  - ① 監査役の任免に関する意見陳述権（会社法 345 条 1 項、4 項）
  - ② 監査役の辞任に関する意見陳述権（会社法 345 条 2 項、4 項）
  - ③ 各監査役の報酬等についての協議（会社法 387 条 2 項）
  - ④ 報酬等に関する意見陳述権（会社法 387 条 3 項）
  - ⑤ 監査費用請求権（会社法 388 条）
- (5) 監督是正措置に関する権限
  - ① 取締役の違法行為差止請求権（会社法 385 条 1 項）
  - ② 各種の訴提起権及び手続申立権（会社法 510 条、511 条 1 項、522 条 1 項、828 条、831 条）
  - ③ 不提訴理由の通知義務（会社法 847 条 4 項）
- (6) その他の権限
  - ① 設立手続の調査権（会社法 46 条 1 項）
  - ② 取締役・会社間の訴訟代表権（会社法 386 条）

以 上

## 参考資料3 中小規模会社からのネット相談事例

本資料は、会社法施行日である平成18年5月1日以降にNet相談室に寄せられた相談の中から、比較的中小規模会社に特有と思われる相談事項を抜粋したものである。

相談事項は、以下の項目に分けて整理しているが、その中でも上場準備中の会社の場合、中小規模で制度的に現在は整備されていないにしても、将来の上場のために、上場会社に準じたコーポレート・ガバナンスの確立を目指していることから、一般の中小規模会社とは同列に論じられない面もあり、24にまとめて整理している。

なお、相談事項について当事例では回答を記載していないが、回答は具体的な相談事例に対して複数の回答者がそれぞれの見解を示しており、活用したい監査役にとっては、直接、内容に接することが極めて参考になるものと考えられるので、相談Noから検索していただきたい。

[ネット相談の検索方法]

監査役協会ホームページ → 「監査実務支援」をクリック → 「Net相談室（会員専用）」をクリック → 中段の欄にパスワードを入力し、OKをクリック → 緑色のNet相談室入口の□をクリック → 上段にある「回答フリーワード検索」に閲覧したい相談Noを入力して「検索」をクリック

### 項目

- (1) 監査役職務に係る事項
- (2) 1人監査役に係る事項
- (3) 監査計画に係る事項
- (4) 重要会議に関する事項
- (5) 役員公私の区別の不明確さに起因する事項
- (6) 利益相反、競業取引（旧133条監査関連）等に係る事項
- (7) 親会社等との間の取引に係る事項
- (8) 会計監査に係る事項
- (9) 事業報告及びその附属明細書に係る事項
- (10) 内部統制システムの構築に係る基本方針に係る事項
- (11) 譲渡制限付株式に係る事項
- (12) 監査報告に係る事項
- (13) 株主総会／決算日程に係る事項
- (14) 報酬の決定又は開示に係る事項
- (15) 責任の一部免除に係る事項
- (16) 機関又は監査役会の廃止に係る事項（任意監査人、監査役協議会等を含む）
- (17) 取締役に係る事項

- (18) 登記に係る事項
- (19) 公告に係る事項
- (20) 定款／会社法務に係る事項
- (21) 会社法の解釈に係る事項
- (22) 監査役に関連した規定類に係る事項
- (23) 監査範囲を会計に関するものに限定している場合に係る事項
- (24) 上場準備中／上場を断念した会社からの相談事項

**(1) 監査役の職務に係る事項**

項目	相談のポイント	相談 No
業務執行の是非 (許容範囲の有無)	中小規模会社の常勤監査役が時間の合間を割いて業務に携わることの是非。どうい業務なら差し支えないという許容範囲があるか	7561 10110 10446
	監査役会設置会社でない会社の非常勤監査役 の職務	8349
	子会社の非常勤監査役（監査役1名）を兼任することになったが、取締役会に出席する程度でよいか。実際にどこまでの監査を求められるのか	5730
	非常勤監査役だけで行う監査の場合の実効性確保について	10643
監査役会設置会社でない会社の監査役の常勤、非常勤の決定	監査役会設置会社でない会社の監査役の常勤、非常勤の決定は、社長が行うか、監査役が決めるのか	8301
親会社監査役、子会社監査役間の連携	子会社監査役による親会社監査役への報告等の親子間の連携について	10317

**(2) 1人監査役に係る事項**

項目	相談のポイント	相談 No
監査役職務の引継	1人監査役でスタッフもない場合、監査役職務をどのように引き継ぐべきか	4965
就任前の監査期間の監査	監査役1名の3月決算会社で、1月に交代して前任者からの引継がない場合、就任前の4月から12月の期間についても監査役として監査しなければならないのか	5732
一人監査役による決定	監査役が決定すべき事項について、監査役が1名の場合は全	11243

	て1人で決定するが、親子会社間であれば監査役間で連携することが望ましい	
入院した場合の対応	12月決算会社で、1人監査役が1月から3月まで入院した場合の対処方法	4843
監査役の辞任 (一般手続)	1人監査役から定時株主総会の3ヶ月前に辞任したいとの申し入れがあった場合、会社としての対応方法は	5309
(病気辞任の場合の対応)	監査役が1名の会社で、病気のため辞任届けが出されたが、株主総会で後任監査役が選任されるまでは、現監査役に監査役として留まってもらうことになるのか。直ちに辞任届を受理して空白期間を設けることは認められないか	6985
監査役を選任同意 (辞任監査役の同意)	1人監査役が辞任して、臨時株主総会で後任を選任する場合、後任監査役の選任議案について、既に辞任している監査役の同意が必要か	4421
(本人の選任への同意)	4年の任期を満了し、再任される予定であるが、監査役が1人の場合の監査役の選任議案に対する同意手続は、監査役会の場合と同様でよいか	7149

### (3) 監査計画に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
監査計画の策定 (承認のプロセス)	監査役2名(常勤・非常勤)の会社で、監査役の監査計画を正式に承認するプロセスはどのようにすればよいか	7444
(策定の必要性)	上場準備中の非大会社で、この度100%子会社を設立し、親会社監査役が子会社監査役を兼任することになったが、小規模の新会社の場合、どの程度の監査計画の策定が必要か	3203

### (4) 重要会議に関する事項

項目	相談のポイント	相談 No
重要会議への出席 (関連会社社員の出席)	非公開の小会社であるが、当社の経営会議に毎月関連会社の社員がオブザーバーとして出席する場合、独立性、インサイダー規制等の観点から、監査役としての留意点は	3965
代表取締役との定期的会合	実質的に社長との緊密な意見交換ができている場合に、代表取締役との定期的会合の形式も必要か	8129

### (5) 役員の公私の区別の不明確さに起因する事項

項目	相談のポイント	相談 No
----	---------	-------

会社借入金の連帯保証	会社の借入金に対して、監査役が連帯保証人となることの是非	5476
代表取締役の個人保証	銀行から、借入金に対し、代表取締役の個人保証を要請された場合の留意点は	5345

#### (6) 利益相反、競業取引（旧 133 条監査関連）等に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
利益相反取引	取締役が実質的に支配権をもつ、奥さんが社長をしている他社から作業員を入れて、下請け作業をさせることは利益相反取引になるか。その解消策は	5123 5326
	取締役が実質的に過半数の株式を保有している会社との取引は、利益相反取引に該当するか	5380 7781
	社外取締役の長男が経営の他社との取引	8055
	取締役会長の長男が経営する会社に遊休不動産を売却する場合	8198 8202
利益相反取引 (会社からの借入行為)	譲渡制限株式会社で、代表取締役の退任に伴い、全役員で株式の譲渡を受けるに当たり、その資金を全額会社からの借入金で賄う場合の取締役会決議上の留意点	5824
自己株式の取得 (非公開会社の場合)	株主との合意による自己株式の取得に関する、会社法 156 条～159 条は、非公開会社にも適用されるか。非公開会社の場合の留意事項は	4687
自己株式の扱い (非公開会社の場合)	非公開会社において、自己株式の取得、処分又は消却に関して、会社法上、いかなる制約があるか	4320

#### (7) 親会社等との間の取引に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
親会社等との間の取引について事業報告又はその附属明細書記載の要否	会計監査人設置会社、同設置会社でない会社で公開会社、会計監査人設置会社でない非公開会社、それぞれの親会社等との取引に関する事業報告又はその附属明細書記載の要否について	10351 10574 10587
事業報告・附属明細書、監査報告に記載すべき取引	親会社等との間の取引について事業報告・附属明細書、監査報告に記載が必要なものは、「利益相反取引に該当するもの」に限定されない。完全親会社等との間の取引も記載が必要	10434 10542

子会社の利益を害さないかどうかの判断、理由の決議	親会社等との間の取引についての事業報告・附属明細書記載において、子会社の利益を害さないかどうかの判断、理由に関する決議の時期と方法について	10563
		10594
		10616
監査報告記載	親会社等との間の取引について事業報告の附属明細書に記載されている場合は、監査報告においても「事業報告の附属明細書に記載されている取引について」と記載する	10672

### (8) 会計監査に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
会計監査の方法	会計監査人設置会社でない会社の非常勤監査役の会計監査について、簡便的かつ効率的で任務懈怠にならないような会計監査方法は	8376
	会計監査人設置会社でない会社における月次会計監査について	11195
会計監査人設置の親会社の連結対象子会社の会計監査	親会社が会計監査人設置会社の連結対象子会社であっても、子会社が会計監査人設置会社でない場合は、子会社監査役は自身で子会社の計算書類の適正性に関する監査報告を作成できるように会計監査を行わなければならない	10766

### (9) 事業報告及びその附属明細書に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
会社の状況に係る重要事項（非公開会社の場合）	非公開会社の場合、施行規則 118 条 1 号の会社の状況に関する重要事項の内容については特に規定はないが、公開会社の記載すべき事項を参考にして、積極的に記載すべき事項があれば追加すればよいか	7247
(該当事項がない場合)	非公開会社の場合、施行規則 118 条 1 号の当該会社に関する重要な事項とは具体的に何を指すか。重要事項がなく、かつ内部統制システム等の決議事項もなければ、事業報告を作成しなくてもよいか	3695
報酬の開示（非公開会社の場合）	役員の報酬について、非公開会社でも開示してよいか。開示する場合の留意点は	5127
役員退職慰労金の開示（引当金の開示の必要性）	非公開会社で、事業報告に任意に役員報酬を開示する場合、役員退職慰労金の引当額は、計算書類の承認まで金額が確定しないという理由で記載しないことの是非	5698

事業報告の附属明細書 (該当事項がない場合)	事業報告の附属明細書は、補足すべき重要事項がない場合でも、「記載すべき事項がない」ということが重要な情報となるので、「事業報告の内容を補足する重要な事項はありません」旨を記載して作成しなければならない	10352
---------------------------	--	-------

#### (10) 内部統制システムの構築に係る基本方針に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
任意の基本方針決定 (社長決裁の稟議)	大会社以外の会社で、内部統制に関する基本方針を社長決裁による稟議書で決定したが、取締役会決議が必要か。このままで、事業報告、監査報告に記載なしでよいか	6200
(取締役会の対応)	大会社以外の会社では内部統制システムの構築に関して取締役会ではどのような対応をすべきか	4331
(「体制の整備」の意義)	会社法 362 条 4 項 6 号の体制の整備と、同 5 項の決定しなければならない、との意味の違いは。大会社以外では、内部統制システムの構築についてどのように考えればよいか	7039
(内部統制監査の必要性)	大会社以外では内部統制システムに関する取締役会決議は任意でよいか。また内部統制システムの監査は法定の義務なのか任意なのか	6943
(決議内容の漏れ)	大会社以外の会社で、取締役会で内部統制システムの基本方針を決議し事業報告にも記載している。このほど業務監査権限を有する監査役が監査の結果、損失の危険に関する項目が漏れていることが判明したが、任意の決議の場合には漏れがあっても問題はないか	7759
(過年度決定事項の扱い)	非公開の小会社であるが、内部統制体制について経営会議で決議したところ、親会社から決めるのであれば取締役会の決議が必要との指摘があった。その場合、過去に経営管理上の必要性から個別に定められてきた事項についても、取締役会で決議し直すべきか	3393
(監査報告への記載)	大会社でない会社において内部統制基本方針を任意に取締役会で決議した場合、監査役は、常勤、非常勤とも監査報告への記載が必要か。事業報告への記載の必要性は	6165 10379 10384
大会社でなくなった場合	減資により大会社でなくなった場合、①内部統制に関する取締役会決議は任意か、②過去に取締役会決議した基本方針の扱いは、③事業報告での報告は任意か	4756

### (11) 譲渡制限付株式に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
買取り手続 (持株会での買取り)	株式の譲渡制限がある会社で、退職する役員の株式を持株会で買い取る場合の留意点は	3819
譲渡価格の決定方法 (退職役員からの買取り)	非公開の小会社であるが、退職役員の株式についての取決めがなく、役員間で配分されている。額面価格で取引されているが、純資産価格では数十倍の価値となる。取締役会で譲渡について決定すれば、価格については個人間の契約でよいのか	2826
(役員全員での譲受け)	3年後の上場を目指している小会社において、譲渡制限株式について、株主から監査役を含む役員全員で譲り受けることを検討しているが、譲渡価格について、純資産価格により評価すれば、第三者による株価の算定は不要と考えてよいのか	7752

### (12) 監査報告に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
監査報告の主語 (1人の場合、複数 の場合)	前期は監査役が2名で、「私たち監査役は」としているが、今年は1人のため「私は」とすべきか、主語は削除すべきか、また、方法の「各監査役は」の部分についてはどうか	6653
2名の監査報告の集約 (各監査役の監査 報告の必要性)	監査役が2名の場合、監査報告の内容が同一の場合は、連名で作成することも認められているが、その場合も各監査役の監査報告も必要か	6777 8212
(監査報告の主語)	監査役が2名の場合、まず各監査役が作成し、別途連名により1通作成して、招集通知に添付することでよいのか。その場合「私たち監査役は」という表現でよいのか	6183 10613
非常勤監査役の監査 報告	常勤1名、非常勤1名の場合の監査報告で、非常勤監査役の責任範囲を限定した監査報告例はあるか	8162
常勤監査役の辞任 (期末終了後の辞任)	未上場の監査役2名の会社で、決算期末時に常勤監査役が辞任し営業部長に就任したため、現在共同で監査報告書を作成しているが、署名、株主総会への参加等はどのようにすべきか。前常勤監査役として署名、参加は可能か	6317
監査役の期中辞任 (決算期直前の辞任)	監査役2名の小会社であるが、3月決算目前に非常勤監査役1名が辞任し、常勤監査役1名で監査報告を作成する場合、期中において、辞任監査役と意見の相違がなかった旨を記載した方がよいのか	3659
監査役協議会の監査 報告	非公開、小会社において、監査役2名で監査役協議会を設置、監査役協議会規程も制定している。監査役の選任同意	6904 10376

(監査役 2 名の場合)	は監査役協議会名（監査役 2 名連名）で行っているが、監査報告の作成も監査役協議会名でよいか、監査役 2 名の連名のみにするべきか	10481
監査報告のひな型 (任意監査法人)	上場前の任意会計監査を実施している監査役会設置会社の場合、監査報告のひな型はどれを適用すべきか。監査役設置会社の場合どうか	6501 6892
	会計監査人設置会社でない会社の監査報告には、任意の監査法人が監査していても依拠できず、監査役が計算書類の適正性について直接の意見を記載しなければならない。	10489
	金商法 193 条の監査を受けている場合、監査報告書の監査の方法に、「監査法人の意見も聴取、参考にし、」というような文言を入れることの是非	4034
監査報告のひな型 (取締役 + 監査役の場合) (取締役会 + 監査役の場合)	取締役 1 名 + 監査役 1 名の会社の監査報告書は、協会ひな型のⅡの 3 を活用して、不要部分を除いて作成する	10932
	機関設計が「取締役会 + 監査役」の場合の、常勤監査役および非常勤監査役の監査報告について	11022
監査報告記載事項 (期末に会計監査限定から業務監査権限へ変更の場合)	事業年度末の臨時株主総会で会計監査限定から定款変更され、新たに業務監査権限をもった監査役に選任された場合の監査報告は、会計事項に限定してよいか	8540
	期末近くの臨時株主総会で会計監査限定から業務監査権限をもった監査役に選任された場合の監査報告は、事業報告及びその附属明細書の監査結果についても記載すべきか	8364
監査報告のひな型 (会計監査権限のみ)	ひな型 4 の（注イ）では、施行規則 129 条 2 項に基づき事業報告の監査権限がないことを明らかにしておく必要があるが、整備法 53 条により定款の変更を行っていない場合には、ひな型の「定款第○条により」の部分はどういった表現をとればよいか	3315
株主総会への報告 (口頭報告でよいか)	非上場、会計監査人設置会社でない場合、監査範囲を会計監査に限定、資本金 1 億円未満の会社の監査報告書は招集通知への添付は不要であるが、具体的に株主総会に報告するには、口頭報告でよいのか、計算書類に添付するか。監査報告書は取締役会の承認が必要か	3525
監査報告書の備置 (監査役 2 名の場合)	監査役 2 名の場合の監査報告書については、同文になる場合は 1 通にまとめて作成してもよいとされているが、この場合も	4027

	連名のものと各監査役の監査報告 3 通を本支店に備置する必要があるのか	
--	-------------------------------------	--

### (13) 株主総会／決算日程に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
株主総会招集通知の期限（非公開・取締役会設置）	非公開、取締役会設置の 100%子会社の場合、招集通知の期限を 1 週間より短縮することはできないか	5012
（非公開・大会社以外） （招集通知の省略）	親会社と子会社は、それぞれ別の会社として定時株主総会日程を決めて良いので、前後しても問題はない	10812
	非公開、大会社以外の会社で、書面投票等の定款の定めがない場合には、招集通知の発送期限は 1 週間前でよいか	5006
	当社の株主は 2 社のみであり、従来から定時株主総会の決議は書面決議で行っている。そのため招集通知も発送していないが、問題はないか	7959
議事録の閲覧（非公開会社の場合）	会社法 318 条 4 項の株主及び債権者の株主総会議事録の閲覧権は、非公開会社には該当しないのか	3919
監査役欠席時の対応	非公開、大会社以外の会社の株主総会に、監査役 2 名全員が緊急の用件で出席できない場合の問題点は	4092
	非常勤監査役 1 名の会社の監査役が退任し株主総会に出席できない場合、監査役不在でも株主総会は適法に成立するか	7923
口頭報告（監査役 2 名の場合）	監査役 2 名の場合、株主総会での口頭報告は、個々に行うべきか、1 人が代表して行うべきか	5210

### (14) 報酬の決定又は開示に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
報酬格差（社内／社外） （取締役／監査役）	特に上場前の中小会社においては、一般的に社内常勤と社外常勤監査役の報酬に大きい差があり、かつ、取締役と監査役の報酬の差も大きい。どのように考えればよいか	6897
1 人監査役報酬決定（報酬決定手続）	監査役 1 名の会社では、株主総会で定めた報酬枠内で監査役個人が決定するか、株主総会において報酬額そのものを決定するか、どちらが一般的か。その法的根拠は	6169
		7400
（退職慰労金の協議）	監査役会を廃止し監査役が 1 人になった場合、退任監査役の退職慰労金の協議は 1 名で行うのか。報酬の協議についての	8441
		4128

(執行部からの減額要請)	具体的な手続きは。また、執行部から報酬減額を要請されているが、書面で要請、受諾の手続きをすべきか、自主的に減額を申し入れるべきか	
(賞与の支給手続)	監査役が 1 名の場合、株主総会で決議された枠内で賞与を支給する場合の方法は	5048
(協議に代わる表現)	監査役が 1 名の場合、退職慰労金の決定に当たり、協議に代わる表現は	4800 7342
(報酬がゼロの場合の協議)	親会社の常勤監査役が子会社の 1 人監査役を兼任し、子会社の監査役報酬は無報酬である旨株主総会で決定している場合、子会社監査役として、子会社代表取締役に対し、協議書に代わる文書の提出が必要か	6784
(総会議案への同意)	監査役が 1 名の場合、株主総会での決定が全てで監査役の意思は入らないことになるが、監査役として同意している旨の記録は必要がないか。あるいは事前に意思表示のチャンスはないのか	6494
(任期途中の変更)	常勤監査役が 1 名（非常勤はゼロ）の会社で、任期途中に非常勤とすることにより、勤務日数を減らして報酬を減額することの是非	3316
報酬総額の開示 (社内監査役 1 名の場合)	開示内閣府令では、取締役（社外を除く）、監査役（社外を除く）別に報酬総額をそれぞれ開示しなければならないが、社内監査役が 1 名の場合には、1 億円以下でも個別に開示される結果になるのか	6587

#### (15) 責任の一部免除に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
定款変更議案への同意（同意書の作成方法）	監査役 2 名で、監査役協議会で運営しているが、役員の責任免除に関連して、監査役全員の同意を必要とする場合、具体的にはどのような形で同意結果を記録すればよいのか	3214

#### (16) 機関又は監査役会の廃止に係る事項（任意監査人、監査役協議会等を含む）

項目	相談のポイント	相談 No
任意の監査契約 (機関設計の意義)	非大会社、非公開、取締役会 + 監査役の会社で、任意に会計監査を受ける場合には、機関設計として会計監査人を加えるべきか	5494

(監査役独自の契約)	非公開大会社が債務超過となり、減資して小会社となったのを機会に、会計監査人、監査役会を廃止し、非常勤監査役 1 名体制とするが、会計監査の支援のため監査費用で監査法人と契約することの是非。なお会社は別途アドバイザー契約を検討中	4127
(監査人と監査役の関係)	任意契約の監査人と監査役の関係について	10717
監査役会の廃止 (減員の具体的手続)	非公開大会社が大会社でなくなったため、監査役会を廃止して、監査役員数を 3 人から 1 人にする場合、一旦全員解任後改めて 1 名を選任すべきか	5971
(廃止の具体的手続)	常勤の退任を機会に監査役会を廃止する場合、登記事務以外に必要な手続きは	5192 9640
(具体的手続と留意点)	監査役会廃止のための定款変更手続き及びこれに伴う期末から定時株主総会までの対応	8132 8459
(減資による場合)	定時株主総会で減資して資本金が 5 億円以下になった場合、監査役会を廃止できるか	6104
(監査役の同意の必要性等)	監査役会の廃止及び廃止後の監査役の定員についての定款変更は監査役の同意が必要か。総会で監査役は意見を述べることは可能か。廃止後の現監査役の任期は	6104
	監査役会、会計監査人を廃止して監査役設置会社に変更するにあたり、取締役会から監査役会に対し、変更に対する同意書提出の要請があったが、必要か	7416 8523
監査役会廃止の意義 (監査役協議会との相違点)	持株会社傘下の非上場大会社で、員数的要因により、監査役会を廃止し監査役協議会にした。監査役の権限、職務、範囲等は何ら変わりが無いが、このことは、「ステータスの低下」と捉えるべきか	7070
監査役会を廃止し、監査役協議会、連絡会を設置の場合の手続き、規定	監査役会を廃止し、監査役協議会又は連絡会を設置の場合の 手続き及び規定の改廃方法について	10321 10322 10334
監査役協議会、連絡会	監査役協議会、連絡会の責任、権限、義務、役割について	10039 10230
監査役協議会、連絡会の決議	監査役協議会での運営の場合に、法定の機関ではないが「協議会としての決議」を規定することに問題はないか	8343 9879
機関設計の変更 (取締役会・監査役)	取締役会 + 監査役会 + 会計監査人の会社を取締役 1 名 + 監査役 1 名 + 会計監査人に変更する場合、①総会決議に監	6234

会廃止)	査役会の事前協議は必要か、②現監査役は臨時総会までの監査報告が必要か、③監査役 1 名は業務監査も実施することでよいか	
(取締役会・監査役会廃止)	定款を変更して、非公開会社とし、取締役会、監査役会を廃止、株主総会+取締役 1 名+監査役 1 名+会計監査人とする予定。変更後の経営意思決定事項（総会決定又は取締役決定）に監査役の署名又は記名押印は必要か	6242
(監査役会・会計監査人廃止)	12月決算会社で、21年11月に減資により大会社でなくなり、22年3月に監査役会を廃止、7月に会計監査人も廃止して、取締役会+監査役となった場合、23年3月に作成する監査報告の内部統制システムの状況についての監査結果はどのように記載すべきか	6856
(監査役→会計参与設置)	非上場の、小規模会社であるが、会社は監査役を廃止し、某会計事務所を会計参与として、監査役的な観点で見てもらう意向である。会計参与は計算書類の確認だけと認識しているが、監査役的な見方はできるのか	7323
(取締役会の廃止)	100%子会社の小会社で、取締役会+監査役（非常勤 1 名）の会社である。取締役 3 名中 2 名は親会社の取締役と使用人の兼任で、実質的取締役会は開催されていない。このような状況下で取締役を 1 名とするメリットとデメリットは	3709
(取締役会・監査役廃止)	12月決算の純粋持株会社であるが、子会社が1月1日付で臨時株主総会を開き、取締役会、監査役を廃止して、親会社の取締役 1 名が兼任することとする。この場合子会社の12月期の監査報告は誰が作成し、誰に提出すればよいのか	3397
(監査役会廃止の場合の監査役の任期)	監査役会廃止の場合の監査役の任期は変更がなく、前回選任時からの残存期間でよいか	8459
大会社への移行 (監査役会設置のタイミング)	期中に大会社の条件が備わったため、決算後の株主総会で定款変更して監査役会を設置する場合、時間的な制約はあるか	7073
(社外監査役資格者)	新たに監査役会設置会社となる場合、現任の監査役で社外監査役としての要件を有している監査役は、社外監査役として登記できるか	8412
(内部統制決議他留意事項)	3月決算会社で、07年4月の増資により大会社になった場合、内部統制システムの基本方針の決議及び会計監査人の選任決議への対応はどのタイミングで実施すべきか。その他大会社移行に伴う留意事項はあるか	3954

取締役 1 名会社への変更 (100%子会社の場合)	上場会社の 100%連結子会社の機関設計として、非公開小会社で、取締役会 + 監査役設置会社の 6 社について、全部取締役 1 名のみの変更に係る妥当性について	3808
非大会社への移行 (会計監査人の廃止)	3 月決算会社で、5 月に減資を実施して大会社でなくなったため、6 月の株主総会で会計監査人の設置を廃止したいが、今期末までは法定監査が必要か	6768
(内部統制決議の廃止)	大会社でなくなった場合の会計監査人廃止手続き	10390
(会計監査限定の是非)	減資により非大会社に移行したのを機会に、会計監査人、監査役会も廃止したが、大会社当時の内部統制システムの基本方針決議も廃止すべきか	6822
	非公開、大会社で、監査役会、会計監査人設置会社が、大会社に該当しなくなったため、監査役会を廃止し、併せて監査役の権限を会計に限定する旨、定款変更することの是非	5958

#### (17) 取締役に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
1 人取締役の決定事項 (利益相反取引の場合)	取締役の借入金の担保として 100%子会社の保有する株式を提供する場合、その子会社の取締役が 1 人であれば、株主総会で承認をすべきか	5386
オーナー企業の取締役会 (開催せず議事録で承認)	オーナー企業のワンマン経営者がすべて実質的意思決定を行い、取締役会を開催せず、決議案件は議事録を作成して各取締役等がこれを確認して押印していることの是非	6579
会計限定監査役への通知	監査の範囲を会計監査に限定された監査役に対して取締役会の招集通知は必要か	4711
監査役の欠席 (取締役会決議の有効性)	1 人監査役が取締役会に欠席した場合も取締役会自体は有効か。後日問題が生じた場合、監査役の善管注意義務を問われる可能性はあるか	7429
特別利害関係人 (該当の有無)	株式譲渡制限会社の取締役が、株主である有限会社の実質的に利害を代表する社員の場合、その有限会社の当社株式の売却について承認する当社取締役会で、当該取締役は特別利害関係人か	5137

#### (18) 登記に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
社外役員の登記必要性 (監査役会設置会社)	非公開、非大会社、監査役設置会社で常勤 1 名、非常勤で社外の資格がある者が 2 名いるが、社外監査役として登記が	7079

でない場合)	必要か。また、取締役会設置会社における社外取締役の登記の必要性は	
	常勤社外 1 名の会社で、非常勤社外を 1 名増員するが、911 条 3 項 17 号では単に監査役の氏名とされ、18 号では社外監査役については社外監査役である旨とされている理由は	6075
会計監査限定の旨の登記	会計監査限定の会社であることの確認および登記について	10568

### (19) 公告に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
決算公告必要理由 (非公開会社の場合)	会社法 440 条で、非公開会社も計算書類を公告しなければならない理由	4693
官報・日刊新聞・電子公告による公告 (損益計算書要旨の必要性)	有報提出会社でない大会社は、会社法 440 条 1 項に基づき B/S とともに P/L も公告しなければならない。公告方法が同条 2 項による場合でも、その規定にいう B/S は、前項の B/S (及び P/L) の意味であって、B/S、P/L を公告しなければならない。	10359

### (20) 定款／会社法務に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
定款変更 (監査役会廃止)	定款を変更して監査役会を廃止、監査役が 3 人から 1 人になるが、現在の①監査役の員数、②監査役の選任、③監査役の任期、④常勤監査役の選定、⑤監査役会の招集と運営、⑥監査役会規程、⑦損害賠償責任、⑧報酬のうち、④、⑤、⑥を削除すればよいか	6461
(監査役の監査範囲)	現在の定款は「監査役は監査の範囲の限定」という条項で、「監査役は会計に関するもの及び業務に関するものの監査を行う。」と規定しているが、問題はあるか	7863
(監査役の監査範囲の拡大)	非公開・小会社で、現在は監査役の監査の範囲は、整備法 53 条により会計に限定する旨の定款規定があるとみなされている。この規定を排除し業務監査権限をもたせるにはどのようにすればよいか	6491 2840

(譲渡制限株式の譲渡承認)	株式譲渡制限会社で、定款に「株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を要する。」と定めているが、今回少数の場合には代表取締役の承認とするよう定款を変更したい。他社の変更事例はあるか	3947
自己株式の取得 (特定の株主からの取得)	会社の譲渡制限株式の数%を 20 数名の社員が取得する際、退職時には会社に譲渡する旨の誓約をしているが、実際に会社が自己株式を取得する場合、会社法 160 条による、特定の株主からの取得の場合の株主に対する通知は必要か	6140

### (21) 会社法の解釈に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
2条9号 (監査役設置会社)	取締役会設置会社では、会社法 327 条 2 項により監査役を置かねばならないので、監査範囲を会計に限定している場合も監査役設置会社に該当することになるか	3664
332条7項3号/336条4項4号 (役員の任期)	非公開会社が公開会社になったとき、今までの取締役、監査役の任期が満了になる趣旨は	4523 4461

### (22) 監査役に関連した規定類に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
監査役関連規則の整備 (1人監査役の場合)	1人監査役の会社において、監査役関連規定はどの程度必要か。作成する場合のひな型はあるか	5730 5251 5290
監査役規則の制定 (1人監査役の場合)	監査役 1 名の非上場会社の監査役に就任し規程を見直したところ、監査役会規則が制定されていた。監査役設置会社で、監査役(会)規則を制定している例はあるか	6724
監査役規則のひな型 (1人監査役の場合)	監査役会を廃止し、監査役 1 名となり、監査役規程を改定したいが、ひな型はあるか	7466
監査役監査規程の改定主体 (監査役会設置会社でない場合)	監査役会が存在しない会社の監査役監査規程の改定は誰が実施すべきか。	11145
内部統制監査実施基準 (大会社以外の必要性)	「内部統制システムに係る監査の実施基準」(以下、「内部統制監査実施基準」という。)は、取締役会決議が必要な場合が前提であるが、決議が必要なければ本実施基準の準用も必要がないか。任意に常務会で決定しその運用状況についても	7729

(大会社以外の最低 チェック項目)	監査している場合はどうか	
	内部統制監査実施基準は上場大会社を対象にしているが、第3章各条第2項に関し、非上場、非大会社において重要な統制上の要点の中で最低限のチェック項目は何か。執行側に要点の例示を提供し自己チェックに使用してもらう方法は有効な監査手法か	7734

### (23) 監査範囲を会計に関するものに限定している場合に係る事項

項目	相談のポイント	相談 No
整備法 53 条の有効期間／業務監査権限の付与手続	旧商法上の小会社であった場合、整備法 53 条 <sup>(注 1)</sup> による監査権限に関するみなし規定の有効期間は。また、業務監査を監査範囲に加えたい場合にはどのような手続が必要か  (注 1) 旧商法下の小会社では、会社法施行後、定款に監査役の監査範囲が会計に限定される旨の規定があるとみなされる規定。	7050 10893
会計監査限定の旨の確認及び登記	会計監査限定の会社であることの確認及び登記について	10568
みなし定款規定の取扱い	会計監査限定の旨の登記に関する会社法の改正にかかわらず「みなし定款規定」の内容は定款の文言に反映すべき	9492
監査役設置会社の意義	会計監査限定監査役を置く会社は「監査役設置会社」ではないのか。取締役会設置会社は監査役を置かなければならないが、その会社は「監査役設置会社」ではないか	8555
差止請求権の有無/ 監査役設置会社に 該当の有無	監査範囲を会計監査に限定している場合は、取締役が定款違反した場合の差止請求権はないという理解でよいか。また、2 条 9 号の監査役設置会社とはならないのか	7049
財務報告信頼性の監査	非上場の関係子会社の監査役の権限は会計監査に限定されていると理解しているが、財務報告信頼性に関する監査の実施は可能か	6225
内部統制監査との関連	監査役の監査範囲が定款により会計監査に限定されている場合、内部統制監査はいかにすべきか	6276
監査役設置会社との関連 (取締役会決議省略 への同意)	取締役会設置会社のため、法の要請で設置している監査役の監査範囲を会計監査に限定している場合、会社法 2 条 9 号の監査役設置会社に該当するか。仮に該当すれば、370 条の取締役会の決議の省略に際し会計監査の範疇を超えた判断を求められることになるのか	6322

業務監査の実施	会計監査限定監査役が業務監査も行っている場合について	11239
事業報告の監査	会社法436条1項では、会計監査限定の会社も含め、事業報告についても監査を受けなければならないと定め、施行規則129条2項では、会計監査限定監査役は、「事業報告を監査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成」と、一見矛盾があるように感じられるが、どう解釈すべきか	9645
子会社監査役が会計限定 (子会社調査権との関連)	法381条3項により、子会社に対する調査権は監査役設置会社に限定されているので、監査の範囲が会計監査に限定されている子会社に対しては及ばないのか	4178
(子会社の業務監査)	親会社の常勤監査役が、整備法53条により会計監査に限定されている子会社の監査役を兼任している場合、子会社の業務監査は、親会社監査役として行うべきか。子会社定款に記載がなく、平成18年に取締役会、監査役設置会社の登記が行われている場合はどうか	6353
取締役会への出席義務	非公開の中小会社、会計監査に限定されている会社の監査役は一律に取締役会への出席義務がないのか。取締役会、監査役会設置の有無により変わるのか	6275 10464
取締役会招集請求	会計監査限定監査役が招集請求した取締役会の決議は有効か	8093
会計監査限定の排除 (整備法53条適用の有無)	非公開、小会社で、現状は整備法53条により会計監査に限定。業務監査権も付与したいが、別途2億円の増減資を行えば、一時的に53条適用外となり、付与される結果になるか	4412
(特例有限会社の場合)	特例有限会社の場合、監査役の監査は会計監査に限定されているが、定款を変更して業務監査を行うことは可能か	7089
(期中の監査範囲拡大)	期中に臨時総会で監査範囲を拡大する場合、期末の監査報告は業務監査まで含めた内容となるか。前半は会計監査のみとの注釈が必要か。そもそも期中での監査範囲の拡大は避けた方がよいのか。臨時総会で翌年度から拡大する旨の決議は可能か	3017 3171
	会計監査限定の会社が業務監査権限の監査役に定款変更の場合、定款変更とともに会計監査限定監査役の任期が満了するので、新たに監査役を選任する必要がある	10653

特例有限会社の監査役 (会計監査限定の根拠)	特例有限会社の監査役の権限は会計に関する事項に限定されている根拠は何か	6923
---------------------------	-------------------------------------	------

## (24) 上場準備中／上場を断念した会社からの相談事項

### ① コーポレート・ガバナンス

項目	相談のポイント	相談 No
コーポレート・ガバナンスの動向 (執行役員制/委員会設置)	当社は IPO を目指す中小会社。昨今執行役員制の会社が増えているが、今後ますます経営と執行の分離が進んで行く傾向にあるのか。委員会設置会社の採用は何社くらいになっているのか	4625
上場への体制整備 (監査役/監査役会設置)	現在は非公開の小会社で、常勤、非常勤監査役、計 2 名の体制である。上場申請のため株式譲渡制限を撤廃し、上場時点では大会社となる予定。株式公開時点で従来の監査役は退任して再任され、上場後最初の定時株主総会で監査役会を設置すればよいか	3341
取締役の業務分担 (社長への権限の集中)	社長に権限が集中し、他の取締役は担当部長的な役割になっている場合の対応は。社長が多忙すぎることによるリスクをどのように考えるか	4571

### ② 監査役関連

項目	相談のポイント	相談 No
上場前の監査役の留意点 (監査役に対する審査項目)	上場審査に当たって、監査役にも取引所の審査があると聞いているが、監査役に対する最近の審査項目等を教えてください	3763
(具体的な監査必要項目)	取引所の上場申請中です。インサイダー取引の監視、自社株の持株会から第三者への売却、上場予定を知らない株主からの株式譲渡の申し入れ受諾、その他監査役として留意すべき点について教えてください	3486
監査役を選任同意 (同意の判断上の留意点)	現在 2 人の監査役を 6 月総会で 1 人増員予定であるが、招集通知(案)の監査役選任議案を見てその事態を知った実状である。監査役としての同意が必要である旨申し入れたいが、同意のための実質的な判断にあたり、留意すべき点は	6713
監査役会の設置	現在監査役 1 名又は 2 名で運営している会社の場合、上場	5284

(上場前の設置の必要性)	時に大会社でなくても、上場までに監査役会を設置する必要があるのか	5172 5081
	大会社ではない公開会社で監査役設置会社が上場する場合、監査役会設置が必要か。会社法では義務付けられていなくても取引所の規制等で監査役会の設置が求められることがあるのか	6966
	上場を目指し近々大会社となるため監査法人と正式契約をする予定であるが、監査役体制は非常勤の1名でも法令上は問題がないか。実務上の不都合はあるか	7684
監査役会の設置 (運営上のポイント)	上場準備のため監査役会を設置した場合の、運営上のポイントを教えてください	5415
	上場準備のため監査役会、会計監査人を設置した場合の留意点は。役員の改選は必要か	4862
監査役会の設置 (具体的手続)	現状常勤監査役1人、社外監査役2人いる会社で、新たに監査役会を設置する場合、定款変更だけでよいか。監査役の同意は必要か。任期は現状のままでよいか	4841
(監査役会の設置必要性)	現在取締役会+監査役+任意の会計監査の会社で、上場後は取締役会+監査役+会計監査人でよいか。コストはかかっても監査役会設置会社にすべきか	4602
(臨時総会の開催タイミング)	現在の機関は取締役会+監査役(2名)で、監査法人とは任意契約である。上場を控え臨時総会で、監査役を3名にして監査役会を設置したいが、株式譲渡制限の廃止や会計監査人の設置も必要ななかで、監査役の増員だけの臨時総会の開催は如何なものか	6880
(書面決議の可能性)	臨時株主総会で監査役1名を増員して3名とし、監査役会設置会社にするのを検討している。株主総会とその後の取締役会は書面決議を予定しているが、監査役会についても全員の同意があれば実際に開催しないで議事録を作成することが可能か	6916
監査役会出席者 (内部監査室長の出席)	監査役会に内部監査室長が定例的に出席することの是非と、その根拠は	4515
監査役会への欠席防止 (上場審査への影響)	上場直前のベンチャー企業で監査役会を月1回開催しているが、非常勤監査役(弁護士)の欠席が多く上場審査への影響を心配している。開催は原則として取締役会前の時間帯にしているが、欠席を防ぐ何かよい方法はないものか	4209

監査役会の廃止 (常勤の必要性他)	上場準備の一時凍結により監査役会を廃止し、会計限定の監査役及び会計参与設置会社にする場合、常勤監査役は置かず非常勤が 1 人または 2 人でよいか	5612
(廃止後の監査体制)	上場準備の一時凍結により、監査役会を廃止する場合、監査役は非常勤が 2 名でもよいか。上場再開のために準備しておくべきことはあるか	5657
(廃止後の監査留意点)	IPO 審査のため 7 年前から監査役会を設置しているが、十分に機能しないまま業績低迷のため今回監査役会を廃止して監査役も 3 人から 1 人に減員することになった。監査役会の廃止に伴い監査上留意すべき事項はあるか	7792
(監査法人の報酬同意)	監査法人の監査報酬の同意については、前期は監査役会で行ったが、監査役会を廃止した場合にも同意の必要があるか。その場合の具体的手続は	5950
(監査役の解任)	業績不振を理由に上場中止を決定し、監査役会を廃止、オーナーは正式な手続を抜きに監査役 3 人を解任予定であるが、何か法的な対抗策はあるか	6409
常勤監査役の期中交代 (取締役就任)	上場準備中の会社の常勤監査役が任期途中で取締役になる場合、監査役として果たすべき責任は	5516
監査役減員/交代 (監査報告の作成責任)	上場が白紙になり、現行 2 名の監査役が執行部に戻り、後任が 1 人監査役になる予定であるが、次期監査役が監査報告に署名することでよいか。前任者の監査責任は	6180
監査役交代 (新任の監査報告の内容)	上場準備中の 7 月決算の監査役設置会社で、7 月 27 日の臨時総会において社外監査役の 1 人が交代した場合、実際に監査をしていない新任の社外監査役が作成すべき各監査役の監査報告はどのような内容になるか	4356
監査役任期 (上場直前の交代)	2009 年 1 月に選任され、任期は 2012 年 6 月までであるが、2013 年 3 月期に上場申請を予定しているため、その時点での監査役の交代は好ましくないが、どのように対処すべきか	6771
監査役から執行部へ (社外監査役の資格要件)	上場が白紙になり、現行 2 名の社外監査役が、当面役員、顧問、参与等の形で執行部をサポートしたいが、再度上場時に監査役に復帰した場合には、社外要件を満たさないか	6196
監査役減員 (社長からの辞任要請)	株式上場が無期延期になり、社長から監査役の辞任を求められているが、いかに対応すべきか	6828
(非常勤 1 名体制へ)	IPO を目指す社長持分 40% の会社の常勤監査役 (就任 2 年目) である。非常勤監査役と 2 名で監査役協議会を設置	7336

	している。業績悪化で上場申請を 3 年先に延ばすことになり、社長から非常勤 1 名体制への移行と報酬の大幅減の提示があった。いかに対応すべきか	
監査役報酬レベルと形態	上場を目指す会社の監査役に対する報酬額は如何にあるべきか。取締役、部長職との対比は。ストックオプション、株式の割当についてはどのように考えればよいか	3748
監査役報酬削減 (拒否したい場合の方策)	典型的なオーナー企業であるが、上場準備のため、1 年半前に常勤監査役に就任した。しかし業績が伸び悩み、上場を断念することになり、社長から勤務工数の削減と報酬の減額を提案されている。拒否したいが有効な対応策があるか	7198
監査役会規則の制定 (ひな型の活用)	監査役会規則を初めて制定する場合、協会のひな型を準用すればよいか	5436
(将来体制を想定した規定)	臨時総会を開催し、監査役会設置会社にし、監査役会規則の制定を検討している。会計監査人は現在任意であるが、監査役会規則に予め会計監査人の選任議案の同意や、特定監査役が会計監査人から通知を受ける条項を入れておくことは可能か	6900
監査役協議会の設置 (監査役会との相違点)	2 名の監査役で監査役協議会として運営しているが、監査役会とは、法律上どの様な違いがあるか	3497
(監査役協議会規程の制定)	上場を目指す、非公開、中小会社で、監査役が 2 名に増えるため、監査役協議会を設置したいが、定款に定めなくても有効か。また規程については、取締役会の承認が必要か	6062
(設置の必要性と定款規定)	来年の上場を目指す中会社において、5 月末の定時株主総会で、常勤の他に 1 名の非常勤監査役を選任予定であるが、直ちに監査役協議会を設置する必要があるか。また、定款に監査役協議会の規定を設けるべきか	4043
監査役監査基準の制定 (必要性と審査基準への影響)	非公開、非大会社で、監査役 2 名の将来 IPO を目指している会社の場合、会社独自の監査役監査基準を設けるべきか。審査基準への影響の有無は	6039
(独自の監査基準の必要性)	非公開大会社で近い将来上場を目指している。社外監査役 3 人で協会の監査基準に則り監査計画を立て実行しているが、当社独自の監査基準は作成していない。作成すべきか。また、公開大会社では全社作成しているのか	3057

### ③ 監査環境

項目	相談のポイント	相談 No
監査環境の整備 (監査役からのアクセス制限)	未上場の、中小会社で、取締役会+監査役会の会社で、一部の社内情報について監査役に対しアクセス制限を設けていることの是非	4726
社外監査役の資格要件 (監査役選任前の顧問就任)	社外監査役候補者 2 名を、選任の2ヶ月前に顧問の資格で取締役会に出席させることの是非。顧問料や交通費を支給すると社外性は喪失するか	4795
内部監査部門の職務 (監査役職務との棲分け)	取締役会、監査役会設置の IPO を目指している、約 30 人の会社において、内部監査部門を置く余裕がないため、常勤監査役（前取締役、CEO、USCPA の資格あり）が、内部監査部門が行うべき会計帳簿等の実査等まで行うことの是非	6344
内部監査部門の適格性 (代表取締役の親族)	内部監査室長が代表取締役の 2 親等以内の親族の場合、上場審査上問題か	5043

### ④ 会計監査人／任意監査

項目	相談のポイント	相談 No
会計監査人の選任手続 (監査役の同意の時期)	上場準備中の会社で、新たに会計監査人を選任する場合、監査役の選任同意の時期は	4585
会計監査人の報酬同意 (過年度分の監査への報酬)	IPO に伴い、直前の平成 18 年 12 月期に前会計監査人が実施した監査に基づき、新会計監査人が監査報告を作成するにつき、支払う監査報酬については、監査役の同意が必要か	4550
監査契約の締結手続 (監査計画書の遅れ)	上場準備中の会社で、監査法人との契約に当たり、まず監査契約が締結され、監査計画書が監査法人の都合で 2~3 ヶ月遅れる見込みであるが、監査契約書は監査報酬と監査計画との 3 点セットであるべきではないか	7902
任意の監査契約 (上場準備中で任意監査の場合の会計監査)	会計監査人設置会社でないが、上場準備中で監査法人による任意会計監査を受けている場合の監査役の会計監査について	11029
(任意監査人の会計監査人選任)	任意契約監査法人を会計監査人とするものの検討について	10735
(報酬同意/連携方法)	監査法人と顧問契約を結び指導を受けている場合、監査役に、監査報酬の同意権や、監査人から報告を受ける権利等はあるか。またどこまで連携に踏み込むべきか	4528

(報酬同意/連携方法)	上場直前の取締役会 + 監査役の会社で、金商法上の監査契約に当たり「品質管理システム概要書」「監査計画書」を要求できるか。会計監査人に準じた報酬の同意は必要か	4442
(監査法人の監査結果利用)	取締役 + 監査役設置会社で、任意の監査契約を実施している場合、監査報告の経常監査項目として、「監査法人監査概要の聴取」「所見の閲覧」を記載することの是非	6583
(非監査証明業務同時提供)	IPO 準備中の資本金 10 億円の会社で、監査法人と監査契約を締結、会計監査人に準じた監査を依頼。同時に同一監査法人と株式上場に係る助言業務の委託契約を締結したが、これは監査証明業務と非監査証明業務の同時提供の禁止に抵触しないか	3516
監査法人の監査対象 (上場前後の相違点)	会社法と金商法上の、監査法人による監査対象について、上場の前後で相違点はあるか	7191

#### ⑤ 内部統制

項目	相談のポイント	相談 No
内部統制システムの構築 (監査役役割)	内部統制システムの新規の構築に監査役はいかなる役割を果たすべきか	5143
(監査役確約書提出)	全社員に秘密保持、競合避止義務他の確約書を提出させるに当たり、監査役にも同様の要請があるが、提出をすべきか	4933
(大会社との相違点)	内部統制に関しては、上場大会社は会社法と金商法の対象となり、上場中小会社は金商法の対象となるという理解でよいのか。大会社と中小会社では実務上どのような違いがあるか	3497
内部統制システムの監査 (新規の監査役会設置会社)	新たに監査役会設置会社になった場合、事業報告の内部統制に関する監査はいつから実施すべきか	5385
(上場延期と事業報告記載)	上場延期により、内部統制システムの基本方針の決議に関する事業報告への記載を取り止めるための手続きについて。また、取締役会から整備状況についての報告がない場合には、監査役監査はいかにすべきか	6439
(事業報告の監査報告)	2009 年 3 月の取締役会で内部統制システムの基本方針を決議し、2010 年 3 月期の事業報告の監査報告に記載しようと考えているが、施行規則では相当でない場合に記載すべきとされているので、相当である場合は記載しなくてよいのか	6550

(J-SOX との関連)	財務報告内部統制の整備を進めていて来年から本格運用の予定。会社法上の取締役会決議の義務付けはないが、監査役監査としては、J-SOX だけでは損失危機管理体制に関して不十分であると思われるが、どのように対応すべきか	7020
内部統制監査実施基準 (社内規程への組入れ)	監査役 2 名で監査役協議会設置、監査役監査基準は会社規程集には入れていない会社で、「内部統制監査実施基準」を作成した場合、社内規程に組み入れるべきか	4752
内部統制報告書 (提出の時期)	上場準備中の 3 月決算会社で、仮に平成 20 年 5 月に上場した場合、内部統制報告書はいつから提出すればよいか。その根拠法規は	4373
取締役業務執行確認書 (具体的な導入方法)	上場前に取締役業務執行確認書の提出を求める場合の、各取締役への説明、非常勤役員への対応、適切な導入時期等について	4989

#### ⑥ 株式譲渡制限

項目	相談のポイント	相談 No
株式譲渡制限の撤廃 (役員の変更手続・任期等)	株式譲渡制限の撤廃に関する定款変更により、役員が任期満了になり改めて選任する場合、監査役選任議案には監査役の同意が必要か。常勤監査役の選定手続、議長の選任、監査方針の再確認等も必要か	5092
	株式譲渡制限の撤廃に関する定款変更による任期満了の場合、後任を新任、再任するための選任手続は。また再任の場合の任期は	4892
	株式譲渡制限の撤廃により、新しく役員を選任する必要があるが、会計監査人や監査役の選任同意等は現監査役がすればよいか。臨時総会は公開後早期に開催すべきか	4461
	株式譲渡制限撤廃時に、監査役 2 名が重任し、1 名は翌年に新しく選任された場合、増員された監査役の任期は	4862
株式譲渡制限の復活 (監査役の任期等)	上場申請の延期により、株式譲渡制限を復活する場合の監査役の任期他、留意点は	4603

#### ⑦ 株式/株主名簿管理人

項目	相談のポイント	相談 No
株主名簿管理人との契約	公開延期に伴い、定款はそのままで株主名簿管理人との契約	5237

(定款に違反した解消)	を一時的に解消できるか	
株主名簿管理人の新設 (定款変更前の契約)	株主名簿管理人の設置をする旨の定款変更在先立って、取締役会において株主名簿管理人の選任決議を行い、当該管理人と株式事務委託契約を交わすことの是非	4028
取締役の株式売却 (対会社/対取締役)	取締役から会社が自己株式を取得するのは利益相反取引か。その株式を他の取締役に売却することについてはどうか。また、取締役間で直接売買することの是非	4816
(対ファンド)	非公開会社において、社長、専務が持ち株を某ファンドに売却する場合の留意点	4773
株式の分割 (発行可能株式数の上限)	IPO を来期に控え、発行可能株式数を現在の 5 万株（既発行株式数、4400 株）から 100 倍の 5 百万株にする予定。会社法 183 条に基づき取締役会で所定の決議をし、株主総会で定款変更を行うが、株式分割による発行可能株式数の増加割合には上限規制があるか	6602
第三者割当増資 (公開前の退職時の扱い)	過去に役員向けに第三者割当増資（簿価純資産価格）を実施。今回も同様に実施したいが、公開前に退職した場合は株式を譲渡していく旨の契約は有効か。その場合、過去に実施した増資についても適用は可能か	4110
(株式投資契約の開示)	金融機関に対し第三者割当増資を行うに当たり、株式投資契約書を締結し、ある期間までは配当をしない旨規定しているが、これは事業報告に開示すべきか	5968
未公開株式の割当 (新規取引先への割当)	将来上場を予定している会社である。新た取引を開始する予定の取引先のキーマンから当社の株式を取得したいとの希望がでていますが、問題はないか	6931
監査役の本社株取得 (監査役会議事録への記載)	IPO 準備中の会社で、株式の譲渡制限が撤廃されたため、新任監査役が本社株を取得するに当たり、取締役会の承認は不要となったが、監査役会議事録に、取得株数や取得価格を記載する必要があるか	3085

### ⑧ 公告/会社法務

項目	相談のポイント	相談 No
決算公告 (実施していない場合)	これまで官報による決算公告をしていないが、上場に際しどのように対応すべきか	5248
株主総会議事録の備置	非上場の小規模会社で 100%子会社です。名阪に各 1 事業	6873

(支店での備置き)	所を開設しているが、議事録の写しを各支社に所定期間保存する必要があるか	
取締役会の議事録 (作成の遅延)	取締役会の議事録作成が1年以上遅れているが、どの程度の遅れまで許されるのか、上場審査に当たっての弊害は。また監査役としては、どのように対応すべきか	5576
	取締役会終了後、5ヶ月経過しても議事録が作成されない場合、何か問題が生じるか	4649
取締役会議の議事録 (取締役設置会社の場合)	上場前の取締役設置(2名)会社において、株主総会後の取締役会議の議事録に記載すべき事項は	6928
株主総会参考書類の記載 (監査役選任議案)	監査役1名の中小会社で、過去の監査役選任議案の参考書類に、監査役の同意とか、社外監査役等であることの注書きがないが、本来はいかに記載すべきであったか	5734

#### ⑨ 責任の一部免除

項目	相談のポイント	相談 No
責任軽減規定の考え方 (上場前の定款規定)	上場前に、役員の実任軽減規定を定款に定めることは、姿勢として好ましくないか	5291
役員等の責任限定 (具体的方法) (非上場会社での実態)	取締役、監査役の実任を限定するには、定款で責任限定の規定をすればよいのか	5000
	役員の実任免除の導入を検討中であるが、社外監査役についてだけ免除の提案をすることの是非、及び非上場会社での導入実績、会計監査人との責任限定契約の実態は	6030

#### ⑩ 監査実務/監査役の実任範囲

項目	相談のポイント	相談 No
監査役年間スケジュール (上場前1年間)	上場前、1年間に監査役として取り組むべき事柄と日程について	5180
業務監査の実任範囲 (上場審査との関連) (業績目標未達の指摘)	証券会社の事前審査の過程で、常勤監査役の実任結果が少ない、例えばサービス残業に関するヒアリング結果、等の指摘を受けたが、監査役実任範囲をどう考えるべきか	4527
	上場準備中の会社であるが、各部門方針の進捗状況の実任過程で、大幅な目標未達が続いているため改善について指摘したいが、監査役の実任範囲を逸脱しているか	7652

非常勤監査役の監査実績 (上場審査との関連)	従業員 40 名、資本金 30 億円のバイオベンチャーで、将来上場を計画している。常勤 1 名非常勤 2 名で、監査役会が設置されているが、実質的な監査は常勤が行っている。今回幹事証券会社から非常勤監査役の監査実績も必要との指摘を受けたが、どの程度でよいのか	7270
監査役の監査範囲の限定 (上場審査との関連)	IPO を目指す中小会社で株式譲渡制限会社であるが、旧商法時代の現定款に、今回監査役の監査範囲を会計に限定する旨を挿入したが、上場審査上まずいのか	6110 6173
監査役の監査範囲の拡大 (上場直前期の対応)	資本金 1 億円の非公開会社で監査役の監査範囲は会計監査に限定している。4 月から新規上場審査の直前前期に入る準備をするに当たり、監査範囲を業務監査にまで拡大しなければならぬと思っているが、どのように対処すべきか	3735
監査調書の提出要請 (幹事証券会社からの要請)	公開準備中の会社で、幹事証券会社から監査役の監査調書の提出を求められた場合、いかに対応すべきか	4759
監査調書の作成必要性	幹事証券会社の助言により監査役監査調書を作成しているが、その必要性は	6054

#### ⑪ 会計監査

項目	相談のポイント	相談 No
計算書類の確定方法 (取締役会 + 監査役の場合)	IPO を前に過去の招集通知を見直し中。取締役会、監査役設置の中小会社では、計算書類は報告事項か。報告事項の場合、総会目的事項の表現方法は。商法時代も同じか	5713 5729
中間決算 (監査の必要性)	これまで上場準備のため監査法人と契約し中間決算をしてきたが、環境悪化のため契約を解除、任意の中間計算書類を作成、金融機関に提出しているが、監査役監査は必要か	6048
中間決算 (監査の必要性)	上場準備中の会社であるが、監査役として中間決算の監査報告書は提出すべきか。また公開後は半期報告書について監査役の監査報告は提出するのか	4077
四半期決算の準備 (上場審査との関連)	2 年後の上場を目指す場合、四半期決算の準備はいつから始めればよいのか	4906
取締役会への監査報告 (四半期毎の必要性)	引受証券会社から、取締役会で四半期ごとに監査報告をするように指摘を受けているが、どの程度に報告すればよいのか	4713

⑫ 監査報告書

項目	相談のポイント	相談 No
監査報告書作成日程 (上場会社に準じた場合)	未上場で、取締役会+監査役の会社で、上場会社に準じた内容で監査を進めたい場合の日程の確認	4943
監査報告書の作成 (監査役協議会の場合)	上場延期により監査役会を廃止し監査役協議会に変更した場合、従来の監査役会監査報告に代えて監査役協議会監査報告を作成すればよいか	5644
監査報告書の作成 (取締役会+監査役)	IPOを目指す中小会社で、常勤監査役1名、監査法人とは任意契約、会計監査に限定する定款規定はない会社の、監査報告はどのように作成すればよいか	6029 6038
監査報告書の作成 (取締役会+監査役)	IPOを目指す取締役会+監査役(常勤1名、非常勤1名)の会社で、会計監査は任意契約をし、内部統制システムに係る取締役会決議はしていない場合の監査報告ひな型は	6607
監査報告書の作成 (取締役会+監査役)	IPOを目指す会社で、監査役は常勤、非常勤各1名で、監査役協議会を設けている。この場合2人で協議し1通の監査報告書を作成するときは、「監査役協議会監査報告書」とすべきか、「監査役監査報告書」とすべきか	6834
監査報告書の作成 (取締役会+監査役会)	非上場の中小会社(取締役会+監査役会+任意監査契約)です。監査役会の監査報告は、監査役会+会計監査人の場合のひな型から、決議していない内部統制に係る事項と会計監査人に関する事項を削除して作成すればよいか	4263
監査報告書の作成 (取締役会+監査役会)	監査役会設置会社で常勤2人、社外2人の会社の場合の、各監査役の監査報告書の作成方法を教えてください。自署押印は必要か。表紙についての決まりはあるか	6760

⑬ 過年度決算の修正

項目	相談のポイント	相談 No
訂正した場合の監査報告 (基本的考え方) (監査報告の必要性)	過年度の損益の組み換えを行い、臨時株主総会で承認された計算書類についての監査報告はいかにあるべきか	5134
(監査報告の作成者)	会計監査人設置会社でない非上場会社で、過去5期間にわたり製造原価に入れていた費用を販管費に修正するための臨時株主総会を開くが、監査役の監査報告は必要か	4307
	前期の計算書類に誤謬があり修正する場合、既に監査役が交代していても、修正後の監査報告の作成は前任の監査役が行うべきか	5360

(会計監査限定の場合)	過年度の損益を修正し、過去 3 期間の監査報告を作成する場合、会計監査に限定されていた当時の監査報告は、事業報告に触れず、会計監査に限定できるか	4998
(内容と根拠法規)	過去 2 年間の決算を修正し(臨時) 総会に付議する場合の、監査報告の内容と法的根拠は	4696 4565
監査上の留意点	4 月決算の上場準備中の会社で、幹事証券会社の指導で 1 月に臨時総会を開いて過年度の損益を修正した。その法的根拠と監査役監査上の留意点は	5881
会計監査人の監査 必要性	臨時総会で、会計方針の変更ではない過年度損益を修正したが、計算規則 126 条 (旧 154③) の会計監査人の監査事項に該当するか。同項のその他の正当な理由とは何か	5881
適法性と新会計基準 関連	2 月決算会社で、25 年 2 月期の上場を目指しているが、幹事証券会社から 20 年 2 月から 22 年 2 月までの過年度損益の修正を求められている。そのような修正は適法性の観点から問題になることはあるか。また 23 年 4 月以降の過年度遡及に係る新会計基準 24 号との関連はどうか	7268

⑭ その他

項目	相談のポイント	相談 No
役員のお会社役員兼任 (上場審査への影響)	取締役、監査役の、他会社役員の兼任は上場審査の障害になるか	5096
決算数値の公表 (取締役会決議の必要性)	上場して四半期報告書や月次決算を公表する場合には取締役会決議が必要か。半期報告書や有価証券報告書を提出する場合には、一般的にはどのようにしているのか	3367
定時株主総会前後の 業務 (上場予定会社の場合)	今期上場予定の公開会社であるが、定時株主総会に向けて監査報告書、事業報告、機関設計等の留意点を教えてください。また、総会後の監査役会又は取締役会の留意点は	3579
監査人のローテーション (個人の監査人の場合)	個人の監査人も監査法人と同様に品質管理やローテーションの資格要件が強化されたのか。上場予定がなければ従来どおり個人の監査人に依頼してもよいか	4853
リストラに対応した監査 (海外往査/社長との会合)	業績悪化によるリストラ政策が進行中。従来は上場企業に準じた監査役監査を心掛けてきたが、海外を含む事業所往査や代表取締役との定期会合も見直すべきか	5563

非常勤監査役のデスク (専用デスクの必要性)	上場準備のため非常勤監査役 1 名増員予定であるが、現在も監査役室がなく営業部門と同居の状態。非常勤監査役に専用のデスクは必要か	5908
大株主との非通例的取引 (ペーパーマージンの支払)	元非常勤取締役が経営し、上位株主でもある会社に対し、当社のチェーン店の内 4 店舗の開発協力金として 4 店舗経由の仕入れの 2%のペーパーマージンを 20 年以上支払っている。契約書もなく幹事証券会社から取引解消を要請されているが、いかに対応すべきか	6872
子会社の吸収合併 (期末日翌日の合併の場合)	上場を目指す、非大会社で、取締役会、監査役設置の 2 月決算会社の場合、3 月 1 日に 100%子会社を吸収合併する場合の留意点は	4476 4483
子会社の管理体制 (内部統制の不備への対応)	IPO を目指す小会社で、100%子会社（資本金 1 千万円、従業員 10 名、売上 2 億円/年、取締役 2 名（親会社役員兼務）、監査役なし、規程類不整備）の体制をいかにすべきか	6186
子会社の決算承認手続の不備 (親会社取締役会での承認)	上場を目指す親会社の 100%子会社で、子会社の社長以下全役員が親会社取締役である。12 月決算の子会社の決算承認が、親会社の 6 月の取締役会で承認議案に上がっているが、子会社役員が全員出席する親会社取締役会で決算承認をすることの是非	4132
監査役のパティー等出席 (会社/取引先主催の場合)	上場準備中の企業において、会社又は取引先が主催するゴルフコンペやパーティーなどに監査役も出席し懇親を深めることの是非。ただし、具体的なビジネスの話はしていない	4447
取締役の選任手続のミス (昨年度に任期満了)	上場前の会社である。定時株主総会の議案に取締役選任議案があるが、その内 1 人については今年の株主総会で任期満了であったことが判明した。議長の口頭による謝罪で済ませたいが、他に何か方法があるか	4117
元役員の職務外の法令違反 (開示の必要性)	非公開会社の元取締役が選挙違反で逮捕、審理中であるが、新聞で個人名と会社の業種が報道され、一部取引先でも知られている場合、将来の公開を考え開示すべきか。事業報告への記載の必要性は	4316

以上

公益社団法人 日本監査役協会

本部 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目9番1号 丸の内中央ビル13階  
電話 03 (5219) 6100 (代) FAX 03 (5219) 6110

関西支部 〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目4番16号 アクア堂島西館15階  
電話 06 (6345) 1631 FAX 06 (6345) 1649

中部支部 〒460-0008 名古屋市中区栄2丁目1番1号 日土地名古屋ビル9階  
電話 052 (204) 2131 FAX 052 (204) 2132

九州支部 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目1番23号 サニックス博多ビル4階  
電話 092 (433) 3627 FAX 092 (433) 3628

<http://www.kansa.or.jp/>